

新たな振興計画（案）

【新たな振興計画（素案）に対する答申】

**令和4年1月
沖縄県
沖縄県振興審議会**

※ 本計画には、令和4年の通常国会への提出が検討されている現行「沖縄振興特別措置法」期限後の法案成立を前提とした文言が含まれていることに留意が必要である。

新たな振興計画(案)【新たな振興計画(素案)に対する答申】

第1章 総 説

1 計画策定の意義	1
(1) 沖縄振興策の推進	
(2) 日本経済発展への貢献 —我が国とアジア諸国・地域を結ぶ拠点—	
(3) 海洋島しょ圏の特性を生かした海洋立国への貢献 —海洋政策の拠点—	
2 計画の性格	5
3 計画の期間	5
4 計画の目標	5

第2章 基本的課題

1 本県を取り巻く時代潮流	6
(1) 世界の動向	
(2) 我が国の動向	
2 地域特性	10
(1) 歴史的・文化的特性	
(2) 社会的特性	
(3) 地理的特性	
(4) 亜熱帯・海洋性の自然的特性	
3 基本的課題	12
(1) 沖縄経済の重要課題	
(2) 沖縄における新型コロナウイルス感染症拡大によって顕在化した課題	
(3) 沖縄における SDGs 推進の優先課題	

第3章 基本方向

1 施策展開の基本的指針	18
2 施策展開の3つの枠組み	19

3 施策展開の基本方向	19
(1) 平和で生き生きと暮らせる「誰一人取り残すことない優しい社会」の形成	
(2) 世界とつながり、時代を切り拓く「強くしなやかな自立型経済」の構築	
(3) 人々を惹きつけ、ソフトパワーを具現化する「持続可能な海洋島しょ圏」の形成	
4 計画概念図	22
5 将来像実現に向けた道筋	23
(1) 沖縄らしい自然と歴史、伝統、文化を大切にする島を目指して	
(2) 心豊かで安全・安心に暮らせる島を目指して	
(3) 希望と活力にあふれる豊かな島を目指して	
(4) 世界に開かれた交流と共生の島を目指して	
(5) 多様な能力を発揮し、未来を拓く島を目指して	

第4章 基本施策

1 沖縄らしい自然と歴史、伝統、文化を大切にする島を目指して	30
(1) 世界に誇れる島しょ型環境モデル地域の形成	
(2) 自然環境の保全・再生・継承及び持続可能な利用	
(3) 持続可能な海洋共生社会の構築	
(4) 沖縄文化の保存・継承・創造と更なる発展	
(5) 悠久の歴史や伝統文化に育まれた魅力ある空間と風土の形成	
2 心豊かで、安全・安心に暮らせる島を目指して	55
(1) 子どもの貧困の解消に向けた総合的な支援の推進	
(2) 誰もが安心して子育てができる環境づくり	
(3) 健やかな暮らしと安心を支える充実した医療提供体制の確保	
(4) あらゆるリスクに対応する安全・安心な島づくり	
(5) 高齢者・障害者等を支える福祉サービスとセーフティネットの充実	
(6) 多様性を尊重する共助・共創社会の実現	
(7) 安全・安心・快適に暮らせる生活基盤の充実・強化	
(8) 離島・過疎地域における安全・安心の確保と魅力ある生活環境の創出	
(9) 米軍基地から派生する諸問題及び戦後処理問題の解決	
3 希望と活力にあふれる豊かな島を目指して	87
(1) 県民所得の着実な向上につながる企業の「稼ぐ力」の強化	
(2) 世界から選ばれる持続可能な観光地の形成と沖縄観光の変革	
(3) デジタル社会を支える情報通信関連産業の高度化・高付加価値化	
(4) アジアのダイナミズムを取り込む国際物流拠点の形成と臨空・臨港型産業の集積	

- (5) 科学技術イノベーションの創出と次世代を担う持続可能な産業の振興
- (6) 沖縄の優位性や潜在力を生かした新たな産業の創出
- (7) 亜熱帯海洋性気候を生かした持続可能な農林水産業の振興
- (8) 地域を支える第二次産業と県産品の振興
- (9) 世界にはばたき躍動する「スポーツアイランド沖縄」の形成
- (10) 島々の資源・魅力を生かし、潜在力を引き出す産業振興
- (11) 誰もが安心して働く環境づくりと多様な人材の活躍促進
- (12) 持続可能な発展と県民生活を支える社会基盤の高度化及びネットワークの形成
- (13) 駐留軍用地跡地の有効利用の推進

4 世界に開かれた交流と共生の島を目指して 149

- (1) アジア・太平洋地域の平和構築に貢献する地域協力外交の展開
- (2) 沖縄を結び目とするグローバルな交流ネットワークの形成
- (3) 世界の島しょ地域等との国際協力活動と国際的課題への貢献
- (4) 離島を核とする交流の活性化と関係人口の創出

5 多様な能力を発揮し、未来を拓く島を目指して 159

- (1) 多様な学びの享受に向けた環境づくり
- (2) 「生きる力」を育む学校教育の充実
- (3) 多様な能力を育て、力強く未来を拓く人づくり
- (4) 人口減少に対応し、地域社会を支える人づくりと人材の確保
- (5) 新たな価値を創造し、産業を牽引する人づくりと人材の確保

第5章 克服すべき沖縄の固有課題

1 克服すべき沖縄の固有課題 178

- (1) 基地問題の解決
- (2) 駐留軍用地跡地の有効利用による県土構造の再編
- (3) 離島の条件不利性克服と持続可能な島しょ地域の形成
- (4) 海洋島しょ圏をつなぐ交通ネットワークの構築

2 固有課題克服のための行財政システムの強化・拡充及び政策金融の活用 187

- (1) 沖縄振興特別措置法の活用
- (2) 跡地利用推進法の活用による円滑な跡地利用の推進
- (3) 地域に根ざした政策金融の活用
- (4) 安定的な自主財源等の確保

第6章 県土のグランドデザインと圏域別展開

1 県土全体の基本方向	190
(1) 県土の均衡ある発展と持続可能な県土づくり	
(2) 我が国の南の玄関口における臨空・臨港都市と新たな拠点の形成	
(3) 広大な海域の保全・活用	
2 県土の広域的な方向性	194
(1) 中南部都市圏の形成と駐留軍用地跡地の有効利用による県土構造の再編	
(2) 県土の均衡ある発展を支える「東海岸サンライズベルト構想」の展開	
(3) 世界とつながる北部圏域、宮古・八重山圏域の持続可能な発展	
(4) 小・中規模離島や過疎地域等における持続可能な地域づくり	
(5) シームレスな交通体系の整備と鉄軌道を含む新たな公共交通システムの導入	
3 圏域別展開	201
(1) 北部圏域	
(2) 中部圏域	
(3) 南部圏域	
(4) 宮古圏域	
(5) 八重山圏域	

第7章 計画の展望値～社会、経済及び環境の見通し～

1 社会分野における展望値	241
2 経済分野における展望値	241
(1) 経済の回復	
(2) 展望値	
3 環境分野における展望値	242

第8章 計画の効果的な推進

1 沖縄振興特別措置法と本計画の関係	243
2 計画の効果的な推進	243
(1) 実施計画等の策定	
(2) 計画の進捗管理と見直し	
(巻末) 施策体系図	245

第1章 総 説

1 計画策定の意義

本土復帰を果たしてから50年の節目を迎えます。

昭和47年5月15日、「沖縄を平和の島とし、わが国とアジア大陸、東南アジア、さらにひろく太平洋圏諸国との経済的、文化的交流の新たな舞台とすることこそ、この地に尊い生命を捧げられた多くの方々の靈を慰める道であり、沖縄の祖国復帰を祝うわれわれ国民の誓いでなければならない」との政府声明が出され、同年12月に「沖縄振興開発計画」が策定されました。昭和50年には、世界で初めて「海洋」をテーマにした沖縄国際海洋博覧会が開催されるなど沖縄振興が国の責務として進められてきました。

復帰後、5次にわたる振興計画が策定され、当初目標の一つであった「本土との格差是正」については、社会資本の整備等により各分野における様々な格差が縮小されてきました。他方、一人当たり県民所得は本土復帰以降、全国最下位の水準を脱しきれていないなど自立型経済の構築はなお道半ばにあります。

第5次の振興計画にあたる「沖縄21世紀ビジョン基本計画」(平成24年5月)の期間中、成長著しいアジアに隣接する本県経済は、景況や成長率等において全国を上回るまでに至り、アジアのダイナミズムを取り込んだ経済発展のメカニズムが始動する兆しも見られました。しかしながら、新型コロナウイルス感染症の拡大が本県をはじめ我が国及び世界全体に甚大な影響を与えており、加えて気候変動や新興国の台頭に伴う国際秩序の変化など本県を取り巻く環境は混沌とした状況にあります。また、離島の条件不利性や米軍基地問題など本県の特殊事情から派生する固有課題をはじめ、一人当たり県民所得の低さを背景とした子どもの貧困問題など、なお多くの課題が残されています。

変化する国内外の諸情勢や新たな時代潮流の中にあって、我が国の南の玄関口に位置する地理的特性や南西端の広大な海域を確保する海洋島しょ性、アジア諸国との交易・交流の中で培ってきた歴史的・文化的特性など、本県が有する地域特性は、より一層の重要性を増しています。引き続き沖縄振興策を推進し、本県の潜在的な発展可能性を存分に引き出すことで、本県の自立的発展と県民一人ひとりが豊かさを実感できる社会の実現につなげていかなければなりません。我が国でも独自の地域特性を生かした沖縄振興は、本県の振興・発展にとどまらず、我が国の発展への貢献という沖縄振興の新たな意義を浮かび上がらせ、国家戦略としても重要な意義を有しています。

1

2 (1) 沖縄振興策の推進

3 これまで本県が有する4つの特殊事情に鑑みて、沖縄振興特別措置法に基づ
4 く各種特別措置が講じられてきました。4つの特殊事情とは、先の大戦中に苛
5 刻な戦禍を被ったことや戦後四半世紀余にわたり我が国の施政権の外にあった
6 こと等の「歴史的事情」、東西約1,000km、南北約400kmに及ぶ広大な海域に多
7 数の離島が散在し、本土から遠隔にあること等の「地理的事情」、我が国でも
8 稀な亜熱帯海洋性気候による特殊病害虫の存在や塩害、台風の常襲地帯とい
9 うこと等の「自然的事情」、我が国における米軍専用施設・区域が集中している
10 こと等の「社会的事情」です。

11 同法に規定する沖縄振興計画等の推進により、社会资本の整備が進み、観光
12 産業や情報通信関連産業の振興など着実な成果が現れています。他方、一人当
13 たり県民所得は依然として全国最下位の水準にあるなど、自立型経済の構築は
14 なお道半ばにあります。加えて、非正規雇用者割合や子どもの貧困率の高さな
15 ど全国と比べて厳しい状況にあり、同法が最終目的とする本県の自立的発展と
16 豊かな住民生活の実現は十分とはいえない現状にあります。

17 また、嘉手納飛行場より南の大規模な駐留軍用地の返還が合意されており、人
18 口が集中する中南部圏域における約1,000haの跡地利用は、本県の新たな発展の
19 方向性を示す重要な鍵となります。一方で、この返還が実現しても、なお我が國
20 の米軍専用施設面積の約69%が依然残り続けるという現状もあります。

21 本土復帰から半世紀を迎える本県は、今もなお特殊な諸事情を抱え続けており、
22 我が国的重要施策としての沖縄振興策の推進及び国の継続的支援が必要です。

23

24 (2) 日本経済発展への貢献 －我が国とアジア諸国・地域を結ぶ拠点－

25 本県は、成長著しいアジアに隣接し、我が国の南の玄関口にあります。日本
26 本土と東アジア及び東南アジアの中心に位置し、那覇から半径2,000km以内には
27 東京、ソウル、北京、上海、マニラ、香港などアジアの中心都市が入り、特に
28 台北とはわずか600kmの距離にあるなど、人、モノ、資金、情報が集積する‘ア
29 ジアの結節点’として発展し得る独自の可能性及び潜在力を有しています。

30 「沖縄振興基本方針」（平成24年5月内閣総理大臣決定）においては、「人口
31 減少社会の到来等我が国を取り巻く社会経済情勢が変化する中、沖縄はアジア
32 ・太平洋地域への玄関口として大きな潜在力を秘めており、日本に広がるフロ
33 ンティアの一つとなっています。沖縄の持つ潜在力を存分に引き出すことが、

日本再生の原動力にもなり得るものと考えられる」と示されています。このような大きな可能性や潜在力を秘めた地理的な優位性に加えて、本県は独自の歴史・風土の中で育まれてきた、人々を惹きつける魅力「ソフトパワー」を有しており、潜在するこれらの優位性を具現化することで、多元的な交流や新たなビジネスを生み出す交流拠点となることが期待されます。

また、ポストコロナにおける東京一極集中の是正が求められる中、我が国の大都市から遠隔にある本県は、ニューノーマル（新たな日常）にも適合した我が国の中の新たな拠点として、多核連携型国づくりの一端を担い、国土の強靭化と均衡ある発展にも貢献できます。

「沖縄21世紀ビジョン基本計画」（平成24年5月）がスタートしてから、アジア諸国の経済発展を背景として、沖縄経済は地理的な優位性等を生かし、インバウンドや外国資本の流入等が進み、アジアのダイナミズムを取り込んだ発展のメカニズムが始動する兆しが見られました。しかし、令和2年初めの新型コロナウイルス感染症の拡大によって、我が国を含む世界経済が大きく停滞する中、沖縄経済も甚大な打撃を受けています。新型コロナウイルス感染症の拡大前には、このような優位性を持つ本県の潜在力が「日本経済の発展」に貢献する兆候が、全国を上回る景況や成長率等の経済のパフォーマンス等からも垣間見えました。今回の感染症拡大により状況は一変し、本県を含む全国で深刻かつ長期にわたる社会的・経済的ダメージが生じ、今日に至っています。

しかしながら、今回のダメージは、アジアの発展メカニズムを根底から破壊したわけではなく、基底にアジアのダイナミズムは存在しており、世界経済の復興を見据えたアジア経済戦略は引き続き必要です。新型コロナウイルス感染症の収束後には、本県は再び、我が国とアジア諸国・地域とを結ぶ「東アジアの重要な拠点」として、本県の自立的発展に向けて取り組むことに加えて、我が国社会経済の発展に貢献する新たな意義も浮かび上がります。

(3) 海洋島しょ圏の特性を生かした海洋立国への貢献 ー海洋政策の拠点ー

本県は、海洋島しょ圏としての特性を有しています。我が国国土総面積に匹敵する広大な海域に160の島々が点在し、島々を隔てる広大な海域は、様々な面で沖縄振興の制約となっていました。一方で、世界第6位の排他的経済水域（EEZ¹⁾）を有する我が国において、その南西端に至る広大な海域の確保に

*1 EEZとは、Exclusive Economic Zone の略。

1 寄与する本県は、海洋立国日本の新たな発展に貢献する独自の可能性をも有し
2 ています。

3 国においては、新たな海洋立国実現、海洋と人類の共生への貢献等を目的と
4 する「海洋基本法」が平成19年に制定され、6つの基本理念、すなわち、海洋の
5 開発及び利用と海洋環境の保全との調和、海洋の安全の確保、科学的知見の充実、
6 海洋産業の健全な発展、海洋の総合的管理、国際的協調に基づく各種施策が推進
7 されています。また、人口減少等がもたらす様々な閉塞感を打破し、力強い社会
8 を実現する成長戦略の重要分野として「海洋」が取り上げられ、我が国の広
9 大な海域は貴重なフロンティアに位置付けられています。特に、国内有数の広
10 大な海域とともに、亜熱帯における多種多様な海洋資源が存在する本県にとって、
11 「海洋」は県土全域の持続可能な発展を支える重要な領域であり、新たな
12 発展可能性を秘めた産業分野として期待されます。

13 海洋島しょ圏である本県においては、海洋から得られる多様な資源と多大な
14 恩恵を持続可能な形で管理し、次世代に引き継ぐ中で、本県の「持続可能な開
15 発目標(Sustainable Development Goals)」(以下、「SDGs」)への取組の一環
16 として、海洋政策を明確に位置付けるとともに、アジア・太平洋地域をはじめ
17 とする島しょ国・地域との連携・協力の推進など、積極的な役割を担っていく
18 ことが新たな発展に向けて重要です。今後、SDGsへの取組及び海洋政策の推
19 進と並行しつつ、豊かな海洋資源を活用した再生可能エネルギー、生物資源探
20 索、脱炭素対策など新たな産業の創出をはじめ、海洋環境・海洋資源の保全と
21 持続可能な活用の調和を図るブルーエコノミーの展開が望まれ、我が国の成長
22 戰略の重要な分野である「海洋政策の拠点」としても期待されます。

23
24 このように、本県は今もなお特殊な諸事情を抱え続けており、沖縄振興は、
25 本県の自主性と主体性が尊重されつつ、引き続き、国の責務として取り組まれ
26 なければなりません。また、沖縄振興策を総合的・積極的に推進することにより、
27 本県が有する地理的特性や歴史的・文化的特性、海洋島しょ性等の地域特
28 性を十分に生かし、発展可能性を引き出すことは、本県の振興・発展にとどま
29 らず、我が国全体の発展につながり、国家戦略としても重要な意義を持つもの
30 と考えます。

31 ここに、本土復帰から半世紀を経て、沖縄振興特別措置法に基づく県計画を
32 策定する意義があります。

33

1 2 計画の性格

2 本計画は、これまでの沖縄振興分野を包含する総合的な基本計画であって、平
3 成22年3月に策定した「沖縄21世紀ビジョン」に示す県民が描く将来像の実現
4 に向けた行動計画であり、SDGsの達成に寄与することを求めつつ、沖縄振興の
5 基本方向や基本施策等を明らかにするものです。同時に、沖縄振興特別措置法に
6 位置付けられた沖縄振興計画としての性格を併せ持っています。したがって、本
7 計画は沖縄県の施策の基本となるものであり、国、市町村等においても尊重され
8 るべきものです。また、県民をはじめ企業、団体、NPO等の各主体の自発的な
9 活動の指針となるものです。

10

11 3 計画の期間

12 本計画の期間は、「沖縄21世紀ビジョン」が想定する概ね20年の後期10年に相
13 当し、沖縄振興特別措置法に基づく沖縄振興計画の期間である令和4年度（2022
14 年度）から令和13年度（2031年度）までの10年間とします。

15

16 4 計画の目標

17 本計画における施策展開に当たっては、国際社会全体の共通目標であり、基本
18 構想「沖縄21世紀ビジョン」で掲げた県民が望む5つの将来像にも重なるSDGs
19 を取り入れることとし、県民一人ひとりをはじめとする社会全体での参画により、
20 社会・経済・環境の三つの側面が調和した「持続可能な沖縄の発展」と「誰一人
21 取り残さない社会」を目指します。

22 また、計画目標の実現に向けては、新型コロナウイルス感染症の拡大による深
23 刻な危機的状況からの復興が前提となることから、ウィズコロナの新しい生活様
24 式と感染症収束後におけるポストコロナのニューノーマル（新たな日常）にも適
25 合する「安全・安心で幸福が実感できる島」を形成し、アジア・太平洋地域の平
26 和に貢献し、アジアをはじめ世界と我が国との架け橋となるとともに、持続可能な
27 発展メカニズムを構築しつつ、県民すべての幸福感を高め、併せて我が国の持続可
28 能な発展に貢献することを目指します。

29 こうした本県が目指すべき姿を指向しつつ、21世紀に求められる人権尊重と共
30 生の精神を基に「時代を切り拓き、世界と交流し、ともに支え合う平和で豊かな
31 「美ら島」おきなわ」の創造を基本理念とする「沖縄21世紀ビジョン」において
32 揭げる5つの将来像の実現と4つの固有課題の解決を図り、本県の自立的発展
33 と県民一人ひとりが豊かさを実感できる社会の実現を本計画の目標とします。

第2章 基本的課題

1 本県を取り巻く時代潮流

(1) 世界の動向

① 新型コロナウイルス感染症の拡大

令和元年12月に発生した新型コロナウイルス感染症は、世界規模で急速に拡大し、グローバル化の進展を背景として未曾有のパンデミックとなりました。多くの国や地域で都市封鎖や外出禁止（ロックダウン）等の厳格な措置がとられ、世界経済に深刻な影響を与えました。

我が国においても、令和2年1月に最初の感染者が確認されてから急速に感染が拡大し、同年4月には緊急事態宣言が発出されました。発生から2年近くが経過してもなお、感染症の収束は見通せない状況にあり、国民の消費行動や企業の経済活動等に大きな影響を与えています。新型コロナウイルス感染症の拡大は、検疫・防疫体制やサプライチェーンなど国家レベルでの危機管理にとどまらず、人々の働き方やライフスタイルなど多方面に変化をもたらし、ポストコロナにおいても、こうした変化はニューノーマル（新たな日常）として、定着していくものと思われます。

② SDGs の展開

SDGsとは、「誰一人取り残さない社会」を目指すための「持続可能な開発目標」です。2030年までに達成すべき社会課題の解決を目標とし、世界が共通の目標を共有して持続可能で、より良い社会を創ろうとする活動であり、気候変動、健康・福祉、貧困、飢餓、教育、平和など17のゴールが掲げられています。SDGsを掲げた「我々の世界を変革する：持続可能な開発のための2030アジェンダ（以下、「2030アジェンダ」）」が、平成27年9月の国連総会において採択されました。2030アジェンダは、国際社会全体が人間活動に伴い引き起こされる諸問題を喫緊の課題として認識し、共同して取り組んでいく決意を表明した合意であり、その中核として国際社会全体の普遍的な目標としてあるべき姿を示したものがSDGsです。

SDGsは、グローバル資本主義の中で構築してきた現代の企業経営モデル等の根幹を搖るがす枠組みの転換（パラダイムシフト）をもたらすものであります。経済価値を創造しながら、社会的ニーズに対応することで社会価値をも同時に創造する、経済価値と社会価値との両立を目指す新しい企業

1 儲値創造のアプローチともいえます。投資家の行動においても、気候変動や
2 グローバル化など先行きが見通せない中にあって、その関心は短期的な経営
3 指標から長期的な視点に移ってきており、ESG 投資が注目を集めています。
4 ESG 投資は、環境 (Environment)、社会 (Social)、ガバナンス (Governance)
5 の3つの観点から、環境により配慮した社会的責任や成長の持続可能性に優
6 れた企業への投資を重視すべきという考え方であり、世界的に広がりを見せ
7 ています。一方、企業側にとっても、ESGの課題を意識して日々の企業活動
8 を行うことで企業の持続可能性が向上し、将来的に SDGs の実現にも寄与す
9 ることができます。商品開発においても、企画・計画段階から「持続可能性」
10 の視点で考えるなど、SDGs を視野に入れていかなければ企業の存続 자체が
11 難しくなる時代が到来しつつあります。

③ 格差の進行

14 多くの先進国において、国内における所得格差の拡大が深刻化しています。
15 その背景としては、加速的な進行を続けるグローバル化とデジタル化を挙げ
16 することができます。

17 グローバル化の進展に伴い、多くの先進国内の労働者は賃金水準等において
18 二分化され、経済的・社会的な「格差」の拡大が続いている。また、多くの先進国内において所得の伸びは高所得層に集中し、富める者がますます
19 富む構図となっています。他方、デジタル化に代表される AI(人工知能)、IoT
20 など技術の急激な進歩は「格差」を拡大させる要因ともなっており、こうした
21 新技術の活用に係る企業間の格差も拡大しています。

④ デジタル化と情報通信技術 (ICT) の進化

25 情報通信技術（以下、「ICT」）の進化は、データを人、モノ、資金に次ぐ第
26 4の資本とする「データ資本主義」並びに AI、IoT、ロボット、ビッグデータ
27 等による第4次産業革命等をもたらし、経済活動に加え、人々の働き方やライ
28 フスタイルにも影響を与えています。デジタル空間の中に新たな「経済圏」
29 が生まれることも予想されています。ここでいう「経済圏」とは、消費・投
30 資、生産、分配といった経済活動がデジタル空間内で完結することを意味し
31 ます。近い将来、プラットフォーマー等が発行するデジタル通貨を用いて、
32 消費・投資、生産、分配といった主要な経済活動をデジタル空間の中で完結さ
33 せることができます。デジタル経済圏がもたらす変化は、個

1 人や企業の経済活動に加え、政府の役割にも影響を及ぼすものと思われます。

2 こうした潮流がもたらす未来社会を見据え、「人間の尊厳が尊重される社
3 会」、「多様な背景を持つ人々が多様な幸せを追求できる社会」、「持続性のある
4 社会」を理念として尊重し、SDGs の推進を通じて地球規模での持続可能性へとつなげる社会の実現を追求していくことが重要になります。デジタル
5 経済圏が拡大していくれば、各国の国民生活は大きく変わり、各国が持続的に
6 成長し得る国家運営を図るために、国が目指すべき厚生や幸福を再定義する
7 事態も起こり得るかもしれません。特に国民の厚生という観点で、どのような
8 指標を重視すべきかを改めて再考し、経済規模以外の観点も含めて成長
9 の定義を見直す必要に迫られる可能性もあります。

11 ⑤ アジア経済の動向

12 平成29年2月に公表されたアジア開発銀行の2030年（令和12年）における
13 経済成長予測及び国連人口推計によると、東アジアでは年間成長率5.1%、
14 人口約15億人、東南アジアでは年間成長率5.1%、人口約7億人と予測され
15 ています。2030年のアジア・太平洋地域全体の推計では年間成長率5.3%、
16 人口約44億人とされ、この人口規模は2030年の全世界の人口約85億人の過半
17 に相当する規模となります。アジア地域の人口は、世界最大の規模で2050年
18 （令和32年）まで成長し、経済規模も中国とインドを中心にシェアを拡大し
19 ていくことが予想されています。また、アジア開発銀行「アジア2050」（平
20 成23年8月）では、2050年までに世界GDPに占めるアジアの構成比が52%に
21 達するとの「アジアの世紀」の到来シナリオも示されています。本県が東ア
22 ジアの中心に位置するという地理的優位性を最大限に發揮して、アジア地域
23 のダイナミズムを取り込むことが、今後ますます重要になります。

24 ただし、アジア・太平洋地域において高成長が続くとの予測については、
25 新型コロナウイルス感染症の拡大前の予測であり、その後のトレンドや米中
26 関係の動向などアジア情勢を見定める必要があります。

27 (2) 我が国の動向

28 ① 人口減少・超高齢社会への本格突入

29 我が国は平成20年をピークに、既に人口減少社会に突入しています。人口
30 減少に伴い、東京一極集中など、地域的な人口の偏在も加速しています。

31 本県の人口は増加基調にあるものの、国立社会保障・人口問題研究所の平

成30年推計によると、本県人口は令和12年（2030年）前後にピークを迎えることと見込まれています。また、同推計によると、本県の65歳以上人口の割合（高齢化率）は、平成27年の19.7%（全国26.6%）から令和12年には26.2%（全国31.2%）へと、全国を上回るペースで上昇することが見込まれています。

こうした今後の人口の動向を背景に、県内の各分野において労働力不足が懸念されるとともに、介護など超高齢社会が直面する様々な課題への対応が求められます。

② 2050年脱炭素社会への挑戦

令和2年10月、我が国は「2050年までに、温室効果ガスの排出を全体としてゼロにする、すなわち2050年カーボンニュートラル、脱炭素社会の実現を目指す」ことを宣言しました。人類共通の課題である気候変動に対処するため、平成27年に開催された気候変動枠組条約締結国会議、いわゆる COP21において採択された「パリ協定」が令和2年から本格始動したことを背景として、欧州を皮切りに、2050年までに温室効果ガス排出量を実質ゼロにする目標の宣言が世界的に進んでいます。

今後も「脱炭素社会」を目指す国内外の動きが急速に進展するものと予想されます。

③ 社会リスクの高まり

東京一極集中など特定の場所に人口や資産等が集中する我が国は、首都直下型地震や南海トラフ巨大地震への懸念、新興・再興感染症の拡大など社会リスクを抱えています。近年、我が国においては大規模豪雨災害等が頻発しており、その主な要因として地球温暖化に伴う気候変動による深刻な影響が指摘されています。気候変動が進むと台風の強大化や海面上昇等を引き起こすとされており、自然災害リスクの更なる増大が懸念されます。

本土復帰から50年が経過する本県においては、復帰直後に集中的に整備された社会基盤が大量に更新時期を迎えていました。特に、亜熱帯海洋性気候による紫外線や塩害等の影響から老朽化の進行が早いことも考慮する必要があります。

2 地域特性

本県が有する地域特性は特殊事情という側面を持ち、克服すべき条件不利性である一方で、優位性へと転化する可能性をも秘めています。こうした地域特性を優位性へと転化し、本県の潜在力を最大限に引き出すことが、我が国の経済成長と新たな発展のフロンティアとしての期待に応えることにもつながります。

(1) 歴史的・文化的特性

地域の発展においては、地域によって異なる個性や独自性、すなわち多様性が重要かつ不可欠であり、特に価値観や生活様式といった文化が重要な要素となります。

かつて琉球王朝時代には、万国津梁を掲げ、日本、中国、東南アジア諸国と交易を行い、様々な文化・文物が交差する東アジアの一国でした。日本と中国という二つの大国の間で、琉球王国として独立を維持し、今の沖縄らしさにつながる工芸・芸能・文化が生み出され、発展し、現代の沖縄文化の礎が築かれました。

先の大戦においては、我が国で唯一の住民を巻き込んだ地上戦の場となり、多くの尊い人命や文化財、豊かな自然等が失われ、深く刻まれた痛みは平和を希求する「沖縄のこころ」として受け継がれてきました。終戦を迎えてからも、なお27年にわたり日本国から分離され、米軍統治下に置かれました。

こうした歴史的特性と亜熱帯海洋性気候に属する島しょ性という条件の下、しなやかに生き抜くという県民の精神文化が育まれてきました。なかでも、「命どう宝」や「ユイマール（相互扶助）」、「チムグクル（肝心）」、行き逢えば分け隔てなく付き合う「イチャリバチョーデー」など多様な価値の受容、相互扶助といった精神文化が大切に継承されてきました。沖縄の文化の根底に流れる人間中心の精神文化は、SDGs が目指す「誰一人取り残さない社会」とも一致するものです。また、古くは中国や東南アジア諸国等との交易・交流を通じて多くの文化を吸収し調和させ、日本本土とは異なる歴史の中で培われてきた沖縄の文化は、本県が有する人々を惹きつける魅力、ソフトパワーの要素としても現在に受け継がれています。

(2) 社会的特性

戦後75年余を経た今もなお、本県には在日米軍専用施設・区域が極端に集中して存在しています。特に、人口が集中する中南部圏域において、市街地を分

1 断する形で広大な米軍基地が存在し、経済発展の制約となっていました。こう
2 した中で、嘉手納飛行場より南の大規模な駐留軍用地の返還が合意されており、
3 この基地跡地の利活用は本県の振興と未来の発展のための重要な土台となるも
4 のと期待されます。これは本県のみならず、我が国全体の発展にもつながる多
5 大な可能性を秘めています。

6 人口減少局面にある我が国において、本県は、出生率及び14歳以下の年少人
7 口割合が全国一高く、数少ない人口増加県との特性も有しています。

8 また、本県は、我が国有数の移民県であり、戦前から戦後にかけて多くの県民
9 が様々な苦難を乗り越え、ハワイや米国本土、南米諸国等へ移住しました。世界
10 に広がるウチナーンチュ（県系人）は、約42万人といわれており、沖縄の文化等
11 の継承と発信に重要な役割を担っています。このようなウチナーネットワークは、
12 本県及び県系人双方の貴重かつ大きな財産となっています。

(3) 地理的特性

15 本県は、広大な海域に点在する160の島々のうち、有人離島37島、100島余の
16 無人島で構成されており、我が国唯一の島しょ県としての地理的特性を有して
17 います。このため、沖縄経済は島しょ経済であり、「規模の不経済性」や「市
18 場の狭小性」、天然資源や人的資源が限定的で特定業種等に偏る「資源の狭あ
19 い性」、工業化の困難さ、限られた商品の移輸出等による慢性的な対外収支の
20 赤字等、構造的な特徴が指摘されています。こうした構造的な特徴を踏まえつ
21 つ、本県は東アジアの中心に位置する地理的優位性やソフトパワー等の比較優
22 位を生かした産業構造を構築していく必要があります。特に、国内の大都市か
23 らの遠隔性は、昨今では成長が著しいアジアへの我が国の南の玄関口及び結節
24 点として優位性に転化しつつあります。

(4) 亜熱帯・海洋性の自然的特性

27 本県は、真冬でも15～18℃、年平均22～23℃と年間を通して暖かく湿潤な亜
28 热帯海洋性気候に属します。こうした温暖な気候は、動植物の生育を促し、肉
29 用牛のための粗飼料生産、水産物の養殖、野菜、花き、果樹等の栽培をする上で
30 有利な条件となります。また、モズク、ゴーヤー、かんしょ等の健康・長寿を支
31 える食品、海洋深層水、海洋療法やイルカを使った精神療法等の各種テラピー等
32 の優位性も指摘されており、こうした食品の存在や海の癒やし効果も亜熱帯と海
33 洋環境に根ざした本県の「健康・長寿」等のイメージを醸成しています。

1 本県の地域特性から得られる太陽熱、風力、波力、海洋温度差等のエネルギー
2 源については、今後の研究開発によって更なる利活用が期待される分野です。我
3 が国でも特異な立地環境と自然的特性を有する本県は、海洋分野の学術研究な
4 ど、地域特性に立脚した技術開発の宝庫ともいえます。こうした自然的特性は、
5 ソフトパワーの源泉でもあり、観光資源として既に顕在化している部分を含め、
6 多様な価値を創出し得る大きな可能性を秘めています。

7

8 **3 基本的課題**

9 **(1) 沖縄経済の重要課題**

10 沖縄経済には、歴史・社会・経済構造に由来する基本的課題として、特に市場
11 経済の浸透以降、永年解決できていない基底に存在する長期の課題があります。
12 また、アジアのダイナミズムを取り込み、本県の特性を生かした自立型経済を
13 構築する上での各種の重要課題も存在します。

14

15 **ア 技術進歩の課題**

16 沖縄経済の特徴としては、「零細性」「後進性」「従属性」が指摘されています。
17 外的要因に翻弄される「従属性」を「依存性」に読み代えると、外部
18 環境に依存する経済構造とそれに伴う諸問題は、基本的に戦後及び復帰後を
19 通してそのまま残されているといえます。復帰後の沖縄経済は規模の拡大を
20 続けているものの、需要の拡大によって牽引された経済成長が主であり、経
21 済の筋力・体力による成長は乏しく、著しい脆弱性が見られます。この経済
22 の筋力・体力とは技術進歩、生産性、生産力や移輸出力のことを行い、この
23 点が沖縄経済のマクロ面における最大の特徴であり、克服を図るべき体質と
24 いえます。

25 経済発展とは、生産構造の変化を通じて生産や所得、そして県民福祉が向
26 上することと解されます。生産構造の変化は技術の変化であり、発展は技術
27 の向上を通じて生産力を高めることにより実現できます。土地・資源・市場
28 の狭隘性や狭小性といった島しょ経済の特徴が足かせとなっている沖縄経
29 済の発展には、技術進歩等の経済の筋力・体力の向上が不可欠といえます。
30 軽工業から重化学工業、先端産業へという後追い型の工業化と産業発展は、
31 雁行形態のアジア諸国・地域へのシフトにおいて可能となった発展パターン
32 であり、相対的に賃金が高い本県は国際分業の谷間となり、こうした展開は
33 不可能と考えられます。しかし、沖縄経済のミクロ面においては、先端技術

1 を有する企業がアジア市場をにらんで本県に立地するケースが増加しており、
2 先端産業のスポット的な立地も見られます。このような先端産業を面的に
3 広げ、アジア経済の新たな担い手となるフロンティア企業等の展開を本県
4 の自立経済構築につなげることが大きな課題です。

5 地域経済を支えるものづくり産業や農林水産業等の域内産業においても、
6 技術進歩による産業の高度化と付加価値の向上を図り、地域全体として経済
7 の筋力・体力を底上げしていくことが大きな課題となっています。

9 イ 経済パフォーマンスの課題

10 「本土との格差是正」を基軸とする復帰後の振興開発政策の下、社会资本
11 等の面では全国平均に近づきつつあります。しかし、自立型経済の構築はな
12 お道半ばにあり、生産、所得、雇用等の経済パフォーマンスでは全国との乖
13 離が未だ残っています。

14 生産面について見ると、平成30年度における国内総生産(名目)は548兆3,670
15 億円であるのに対し、本県の県内総生産(名目)は4兆5,056億円で、我が国全
16 体の約0.8%の生産比率となっています。同年の本県人口の全国比が1.1%で
17 あることを考慮すると低い経済水準にとどまっているといえます。平成30年
18 度における一人当たり県民所得については、沖縄県239.1万円、全国319.8万
19 円で、復帰後全国最下位から脱しきれずにいます。また、令和3年度最低賃
20 金は、全国加重平均額は930円であるのに対し、本県は820円にとどまります。

21 経済パフォーマンスの面では依然として厳しい数値ではありますが、本県
22 が有する潜在的成长力の具現化に向けて、自立的発展を可能とする社会経済
23 システムを構築しなければなりません。

25 (2) 沖縄における新型コロナウイルス感染症拡大によって顕在化した課題

26 ア 新たな社会・経済の再構築

27 令和2年2月以降の我が国における新型コロナウイルス感染症拡大により、
28 国の緊急事態宣言等が実施され、本県の社会・経済は著しく停滞しました。特
29 に、本県への入域観光客数は過去最大の落ち込みとなり、個人消費や雇用情勢
30 も悪化しました。本県のリーディング産業である観光産業をはじめ、多くの業
31 界が多大かつ深刻なダメージを被り、沖縄経済は未曾有の危機に瀕しています。

32 令和2年度中の沖縄経済への影響は、観光需要、家計消費、公共・民間投
33 資等の総需要が、平成30年度実績と比較して約4,708億円の減少が推計され

1 ます。このうち、インバウンドなど観光需要を含む移輸出の減少が約4,156
2 億円で約9割を占めています。

3 新型コロナウイルス感染症拡大は、本県の社会・経済のシステムにも甚大な
4 影響を与え、今後は新しい生活様式やニューノーマル（新たな日常）に適合し
5 た社会変容が求められています。沖縄経済を守り、速やかな回復とその後の
6 発展につなげるためには、ポストコロナを見据えた出口戦略を想定し、経済
7 の回復と新たな成長戦略の推進を図らなければなりません。

9 イ 感染症拡大によって顕在化した課題

10 今後、様々な分野で新型コロナウイルス感染症拡大による深刻な影響から
11 の脱却と復興に向けた取組が働き出します。その際、近視眼的な対策ではよ
12 り良い復興は望めません。ポストコロナのニューノーマル（新たな日常）に
13 対応するためには、これまでのSDGs及び気候変動に対する国際的な枠組み
14 も念頭に、各国政府や自治体、民間セクター等が緊密に連携し、より沖縄に
15 あった施策を早期に柔軟に取り組んでいくことが重要です。

16 今回の感染症拡大によって顕在化した課題については、次の2点に集約で
17 きます。また、それぞれの課題に関しては、より良い復興とニューノーマル
18 （新たな日常）への更なる発展に向けた新たな視点での対応が求められます。

20 ① 「安全・安心の島」の実現とニューノーマルへの対応

21 「安全・安心の島」とは、県民が安全に安心して生活し、経済活動を行
22 うことができる島しょ社会であり、本県経済が新型コロナウイルス感染症
23 拡大による打撃と深刻な影響から回復し、再び発展を遂げるまでの前提条
24 件となります。「安全・安心の島」の実現のためには、空港や港湾における
25 水際対策の強化、世界の島しょ国・地域の感染症対策を踏まえた戦略的
26 な検査体制の拡充など安全と経済の両立に向けた条件整備を推進する必要
27 があります。本県は、島しょ地域という地域特性を有することから、こう
28 した条件に適合した医療提供体制や公衆衛生体制の強化が必要です。

29 新型コロナウイルス感染症が収束したポストコロナの新たな世界、いわ
30 ゆるニューノーマル（新たな日常）への対応については、テレワークやワー
31 ケーションなど働き方の変化や、遠隔医療、遠隔教育、EC（電子商取引）
32 など生活の変化を見据えた新たな視点での取組が重要になります。また、
33 今回の感染症は、非正規雇用者やひとり親家庭への支援、島しょの医療提

供体制や介護・福祉人材の確保など本県が抱える社会的課題を、より一層浮き彫りにしました。ニューノーマル（新たな日常）に対応する社会変容も考慮した包摂的な社会づくりの視点が求められます。

令和2年7月、国が設置した SDGs 推進円卓会議においては、SDGs をコロナ対策の基本理念に据えることで、コロナ禍からの「より良い復興」と SDGs 推進の両立を図りつつ、すべてのステークホルダーを巻き込んで取組を進めることの重要性を国に提言しています。本県においても、コロナ禍を克服し、より良い未来の創造につなげていくため、SDGsを軸とする持続可能で強靭な社会・経済・環境の構築に向けた取組が重要です。こうした取組は、経済復興並びに持続可能な社会の構築の双方を目指す創造的回復、セーフティネットの拡充を含む社会的包摂の追求にもつながります。

② 強靭で持続可能な社会・経済の構築

国においては、新型コロナウイルス感染症拡大の影響を踏まえた経済産業政策のあり方について、ニューノーマル（新たな日常）へと適応していくためには、医療・健康、デジタル、グリーンの3分野における取組強化と、分野横断的に求められる強靭性（レジリエンス）を高める必要性を指摘しています。本県においても同様の視点での取組強化が求められます。

医療・健康分野においては、亜熱帯・海洋性の自然的特性の中で育まれた健康・長寿を支える食品や食文化、海洋深層水や海洋療法など本県の優位性を再評価し、医薬品や健康食品等の原料としての海洋資源の活用可能性、こうした資源と免疫力向上との関係性等を含めて、ポストコロナにおける医療・健康への取組強化が必要です。また、デジタル分野においては、デジタルトランスフォーメーション（以下、「DX」）や先端技術の導入等により、離島の不利性克服と強靭で活力のある島しょ社会の実現が重要です。デジタル技術の浸透により、社会・生活・産業等あらゆる面で、既存の価値観や生活様式、ビジネスモデル等に変革をもたらし、より良い社会を創るDXを加速させる必要があります。

強靭で持続可能な社会・経済の構築に向けては、「リスク管理」から「危機管理」及び「経済復興」に至る強靭性（レジリエンス）の発揮とともに、中小企業の体力強化等による産業構造の強靭化、イノベーションの推進が必要です。また、今回の感染症拡大がもたらした働き方や生活のニューノーマル（新たな日常）は、場所にとらわれない考え方を浸透させる一方、大都市

一極集中の災害リスクへの不安等も再認識させました。こうした流れは、我が国の南西端に位置する本県が、国が示す脱東京一極集中型から多核連携型の国づくりへの転換を担う新たな拠点形成の適地である立地特性を明確化するものであり、持続可能な社会・経済を構築する観点からの新たな施策展開も重要です。

(3) 沖縄における SDGs 推進の優先課題

SDGs は、持続可能な開発に向けて、すべての国が取り組むべき17のゴール、169のターゲットを定めた国際社会全体の共通目標です。SDGs を掲げた2030アジェンダでは、2030年（令和12年）までに貧困や飢餓、エネルギー、気候変動、平和的社会など SDGs を達成すべく力を尽くすことを宣言しています。

この SDGs は、ビジネス部門においても単なるスローガンではなく、過去数十年にわたりグローバル資本主義の中で脈々と構築されてきた現代の企業経営モデルの根幹を揺るがす変化・進化を要請しているものであり、「経済価値を創造しながら、社会的ニーズに対応することで社会価値をも創造する」という、新しい企業価値創造のアプローチでもあります。沖縄らしい SDGs の推進に向けては、企業を含む多様な主体の参画や連携を促進するとともに、SDGs の達成や地域課題の解決に資する様々な取組や事業が創出される体制を構築し、ESGに関する企業活動や地域課題解決に向けた取組等を促進することが必要です。

ア 沖縄における SDGs の推進

令和3年9月に策定した「沖縄県 SDGs 実施指針」においては、沖縄らしい SDGs 推進の基本理念を「平和を求めて時代を切り拓き、世界と交流し、ともに支え合い誰一人取り残さない、持続可能な『美ら島』おきなわの実現」とし、その達成に向けた取組の柱として、2030アジェンダ「5つのP」に即して、次の12の優先課題を設定しています。この12の優先課題は、沖縄らしい SDGs の基本理念の達成に向けた取組の柱として、SDGs のゴール及びターゲット、「沖縄21世紀ビジョン」を中心に、新型コロナウイルス感染症の拡大による影響や変化を織り込み、本県の歴史的・地理的・自然的・社会的な特殊事情を踏まえて設定されています。優先課題については、不可分かつ課題間の優劣なく、基本理念の達成のために、すべてに統合的な形で取り組むことが重要です。

イ 沖縄における SDGs 達成に向けた12の優先課題

(People 人間)

- ① 性の多様性 (LGBT² 等)、障がいの有無、国籍など、互いの違いを認め合い、一人ひとりが大切にされ、あらゆる場所で活躍できる社会の実現（多様性の尊重、個人の尊厳）
- ② 医療・福祉の充実、健康長寿と生きがい、子どもを貧困から守る子育てしやすい暮らし
- ③ 地域への誇り（しまくとうばの普及・推進等）と夢・目標をもてる学びの確保、教育の充実

(Prosperity 繁栄)

- ④ 基幹産業として持続可能で責任ある観光（サステナブル／レスポンシブル・ツーリズム）の推進、観光との連携・相乗効果等も活用した産業振興（農林水産業におけるブランド化等）、県経済の基盤となる安定的な雇用
- ⑤ 日本とアジア・太平洋の架け橋となる物流・情報・金融の拠点
- ⑥ 気候変動に適応する強靭なインフラと交通網の整備

(Planet 地球)

- ⑦ 多様な生物・生態系や自然遺産を含む自然に囲まれた環境の保全、エコアイランドの実現、自然と調和したライフスタイル

(Peace 平和)

- ⑧ 基地から派生する諸問題の解決の促進、平和を希求する沖縄として世界平和への貢献・発信
- ⑨ 共助・共創型の安全・安心な社会の実現

(Partnership パートナーシップ)

- ⑩ ユイマール（相互扶助）の継承、人の和・地域の和
- ⑪ 地域・世代・分野・文化等を超えた多様な交流と連携の創出
- ⑫ 世界の島しょ地域における技術・経験の共有と国際貢献・グローバルパートナーシップ

² LGBTとは、Lesbian（レズビアン）、Gay（ゲイ）、Bisexual（バイセクシャル）、Transgender（トランスジェンダー）の略。

第3章 基本方向

1 施策展開の基本的指針

本計画における施策展開に当たっては、本県を取り巻く時代潮流や地域特性、基本的課題を踏まえ、国、県、市町村、各種団体、県民など各主体が取組を推進する上での基本的指針として、「安全・安心で幸福が実感できる島」の形成を掲げます。

「安全・安心」は経済復興の大前提であり、ウィズ／ポストコロナの社会経済は、新しい生活様式／ニューノーマル（新たな日常）に対応した強靭で持続可能なシステムでなければなりません。「安全・安心で幸福が実感できる島」とは、防疫・防災体制の拡充、平和等を含めた「安全・安心」を基底として、魅力ある風景や貴重な生物多様性を育む自然、歴史・文化、健康・長寿等のソフトパワーを生かしながら、温室効果ガス排出量の削減など環境との調和を図りつつ、ICTやイノベーションを展開し、アジア・太平洋地域をはじめとする世界との交流・共生を通じて強靭で持続可能な発展を実現することにより県民生活の質を高め、県民が豊かさや幸せを実感できる社会です。こうした社会を支える土台が、多様な能力を発揮する‘人’であり、本県が大切に育むべき最大の資源です。

「安全・安心で幸福が実感できる島」の形成は、「沖縄21世紀ビジョン」（平成22年3月）で示した県民が望む5つの将来像の実現に向けた取組とも重なるものであり、その形成のための重要な要素である自然・環境、歴史・文化、健康・長寿、安全・安心、平和、交流・共生、ICT・イノベーション、人材育成等は、5つの将来像を構成する要素でもあります。また、国連において2030年までに達成すべき社会課題解決の目標として定められたSDGsとも同調するものであり、「沖縄21世紀ビジョン」の基本理念を基にした、本県が推進するSDGsの基本理念「平和を求めて時代を切り拓き、世界と交流し、ともに支え合い誰一人取り残さない、持続可能な『美ら島』おきなわの実現」を目指す取組とも重なります。

特に、ポストコロナのニューノーマル（新たな日常）に対応する持続的かつ強靭な社会の形成に向けては、世界的な動向として、温室効果ガス排出量の削減等の気候変動への対応、生物多様性減少への対応、生活変容に伴うデジタル化やイノベーション、サプライチェーンの強靭化等の重要課題を踏まえ、安全・安心、快適な生活及び包摂性を備えた社会の実現が問われています。こうした経済復興をより良い形で行おうという創造的回復の考え方を取り入れ、本県が目指すべき姿を示したのが「安全・安心で幸福が実感できる島」の形成です。

1

2 施策展開の3つの枠組み

本県は、「沖縄21世紀ビジョン」で示した県民が望む5つの将来像の実現に向けた各種施策の展開に取り組んできました。同ビジョンでは、SDGsと同じバックキャスティング³の発想に基づき5つの将来像を設定しています。5つの将来像の実現に向けたこれまでの取組の延長線上にSDGsを取り入れ、県民一体となつた取組を進めることにより、県民が望む将来像の実現に向けて、より確実に近づくことができるとともに、SDGsの達成にも寄与することができます。

SDGsを掲げた2030アジェンダでは、社会、経済及び環境の三つの側面を不可分のものとして調和させる統合的取組を目指しています。沖縄らしいSDGsの推進に当たっては、SDGsの三側面のすべてにおける関連課題との相互関連性・相乗効果を重視しつつ、統合的解決の視点を持って取り組むものとしています。本計画では、SDGsの三側面と「沖縄21世紀ビジョン」に掲げる将来像とを連動させ、統合的な課題解決の視点を踏まえ、社会・経済・環境の3つの枠組みの統合的取組による各種施策を展開することとします。

16

3 施策展開の基本方向

新型コロナウイルス感染症の拡大とパンデミック発生に伴うインパクトは、変革への追い風としての側面を含め、今後、長期にわたってポストコロナにおける地方のあり方や産業構造に大きな変化・変容をもたらすと考えられます。

ここでは、「沖縄21世紀ビジョン」で示す将来像の実現とSDGsの推進に向けて、社会・経済・環境の3つの枠組みの統合的取組による各施策展開を図るため、3つの枠組みに対応する形で各施策展開に通底する基軸的な3つの基本方向を示します。

25

(1) 平和で生き生きと暮らせる「誰一人取り残すことのない優しい社会」の形成

「平和」とは、戦争や紛争のない状態にとどまらず、貧困、暴力、人権の抑圧、差別、環境破壊等がない、安らかで豊かな状態です。本県が発信する平和

³ バックキャスティング（Backcasting）とは、未来を予測する際、目標となるような状態を想定し、そこを起点に現在を振り返って今何をすべきかを考える方法で、いわば未来からの発想法である。現在、地球規模の問題となっている温暖化防止や持続可能な社会の実現など、これまでのやり方や考え方では答えが見つからない問題を議論したり、解決策を見つけるために用いられることが多い。バックキャスティングと対をなすのがフォアキャスティング（Forecasting）で、現状分析や過去の統計、実績、経験などから未来を予測する方法である。

1 を希求する「沖縄のこころ」には、国内外の人々が安全に、また安心して豊か
2 に暮らせる社会の実現に向けた多角的な地域間協力、国際平和を求める地域外交と人間の尊厳を何よりも重く見る「人間の安全保障」の視点も含まれます。
3

4 「生き生きと暮らせる」とは、人の和・地域の和に支えられたコミュニティ
5 の中で、教育や保育、福祉、保健・医療、社会・生活基盤等が充実し、子ども
6 から高齢者までのすべての県民が安全・安心かつ健やかに暮らすことです。

7 「誰一人取り残すことのない社会」とは、SDGsの推進とともに目指す社会
8 であり、国際社会全体の普遍的目標です。特に、本県においては子どもの貧困
9 問題が深刻であり、貧困に関連したドメスティック・バイオレンス（以下、
10 「DV」）や児童虐待など暴力や人権侵害の問題もあります。

11 「優しい社会」とは、沖縄の自然と風土から生み出された「ユイマール」に
12 表される相互扶助の精神、本土とは異なる歴史の中で培われてきた「イチャリ
13 バチョーデー」に象徴される親和性や寛容性、多様な価値を受容する県民性等、
14 本県の歴史的・文化的特性や価値観を生かし、すべての人の尊厳を守り多様性
15 や寛容性を大切にしつつ共に支え合い、安全・安心に暮らせる社会のことです。
16

17 **(2) 世界とつながり、時代を切り拓く「強くしなやかな自立型経済」の構築**

18 「世界とつながる」ことは、本県が持続的に発展するための鍵となります。
19 かつて琉球王朝時代には、中国、東南アジア、日本とつながることで、独自の
20 国際ネットワークを構築し発展しました。人、モノ、資金、情報等が地球規模
21 で行き交う現代にあっても、東アジアの中心に位置する本県の特性は、様々な
22 分野で世界とつながる交流と共生の中で發揮することができます。

23 「時代を切り拓く」とは、AI、IoT、ビッグデータ等の先端技術による第4
24 次産業革命が世界的に展開し、新型コロナウイルス感染症の拡大や地球温暖化
25 など社会リスクのグローバル化、アジアの台頭等、本県を取り巻く環境が急速
26 に変化する中にあって、未来を先取りし、時代の潮流を推進力に変え、本県自
27 らが自主的・主体的に施策を展開していくことです。

28 「強くしなやかな」とは、いわゆる強靭性（レジリエンス）であり、何らか
29 のリスクや危機を乗り越える力を意味します。それは、「致命傷を受けない」（致命傷回避）、
30 「被害を最小化する」（被害最小化、ショック耐性）、そして、「早期に回復する」（回復迅速性）の合成概念として表現できます。

32 「自立型経済」について、定義は学術的に定まってはいないものの、その基
33 本的意味は経済の筋力・体力によって始動し、かつ環境保全を基にした「持続

1 可能性」、感染症や災害に耐え得る「強靭性」を備えて成長発展していく経済
2 メカニズムといえます。その基本は人（マンパワー）と技術（テクノロジー）
3 の進化にあります。「自立型経済」の構築に最も重要な条件は、経済の筋力・
4 体力の向上であり、経済の筋力・体力とは技術進歩、生産性、生産力や移輸出
5 力です。この経済の筋力・体力の向上のためには、先端技術・ノウハウの導入、
6 AI、IoT、ビッグデータ等の情報技術を生かした生産性の向上、比較優位を生
7 かした付加価値の向上等を推進することが必要です。島しょ経済である本県は
8 域内需要が限られていることから、経済の筋力・体力の向上を図ることにより、
9 成長のエンジンである移輸出型産業が得る域外需要を、域内産業に取り込むこ
10 とで沖縄経済の発展メカニズムに内生化し、域内において新たな需要が創出さ
11 れることで域内産業の活性化につなげる、いわゆる経済の好循環を生み出す経
12 済メカニズムを構築する必要があります。あわせて、個人消費等の域内需要を
13 域内産業に取り込み、域内経済循環を高めることで、経済の発展メカニズムを
14 更に強固なものにすることが重要です。

15 (3) 人々を惹きつけ、ソフトパワーを具現化する「持続可能な海洋島しょ圏」の形成

16 人々を魅了し惹きつけるためには、本県の豊かな亜熱帯・海洋性の自然環境
17 や歴史的風土と伝統に根ざした個性豊かな文化により人を惹きつける魅力、す
18 なわち「ソフトパワー」が重要です。本県が有するソフトパワーは、我が国に
19 とっても貴重な資産であり、国内外の人々が求める高次元のニーズである健康
20 ・長寿、安全・安心、快適・環境等にもつながり、本県の強み、比較優位とも
21 いえる特性です。このソフトパワーを具現化することで各種施策の展開につな
22 げていくことが重要になります。

23 「持続可能」とは、生態系を破壊せず、環境容量の範囲で発展することです。
24 本県が有するソフトパワーや SDGs の推進、島しょ型環境モデル地域の形成等
25 により、社会・経済・環境が調和する持続可能な島しょ圏を形成します。また、
26 本県は、我が国の国土面積に匹敵する広大な海域に、160の島々が散在する海
27 洋島しょ圏であり、その散在性、遠隔性、狭小性等により、社会経済活動の面
28 での地理的不利性や環境負荷に対する脆弱性を有します。一方で、この広大な
29 海域から得られる多様な海洋資源と多大な恩恵を持続可能な形で管理し、次世
30 代に引き継ぐことを重視しながら SDGs への取組の一環として、海洋環境の保
31 全と海洋の利活用の調和を図り、「海の豊かさを守る」取組が重要になります。
32 また、アジア・太平洋地域をはじめとする島しょ国・地域との連携・協力の推

1 進など、本県と類似する地域特性を有する島しょ国・地域との共生に向けて積
2 極的な役割を担っていくことも重要です。

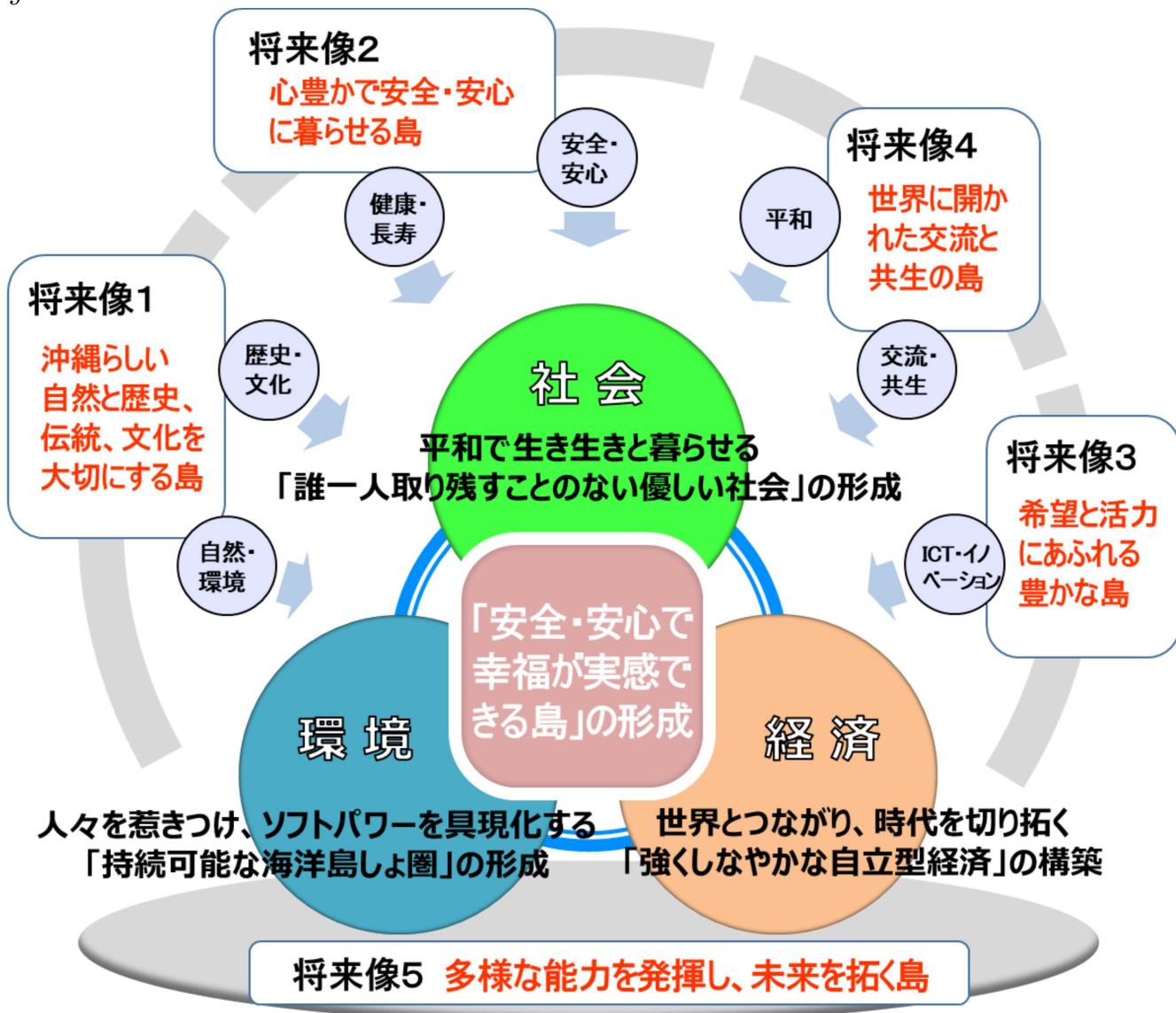
3 我が国唯一の島しょ県としての条件不利性を乗り越え、我が国の海洋政策の
4 拠点としての貢献可能性や世界の島しょ国・地域との共生の視点を踏まえ、「持
5 続可能な海洋島しょ圏」の形成を基本方向として施策を展開します。

6

7 4 計画概念図

8

9



5 将来像実現に向けた道筋

ここでは、これまで示してきた本県を取り巻く時代潮流や優位性へと転化すべき地域特性、そして基本的課題等を踏まえ、「沖縄21世紀ビジョン」（平成22年3月）に掲げる県民が望む5つの将来像実現に向けた道筋を示します。

5

(1) 沖縄らしい自然と歴史、伝統、文化を大切にする島を目指して

長期構想「沖縄21世紀ビジョン」では、目指すべき将来像の最初に「沖縄らしい自然と歴史、伝統、文化を大切にする島」を位置付けています。これは、県民が第一に望む将来像であり、近代化一辺倒の合理主義ではなく、人々と受け継がれた沖縄の自然や文化に基づく価値観で「豊かさ」を追求すべきとする県民の期待の表れでもあります。同ビジョンの策定に際して、多くの県民が本県に欠くことのできない将来像として「自然環境」を重視しました。一方、SDGsを掲げた2030アジェンダでは、社会・経済・環境を不可分のものとして調和させる統合的取組を目指しており、これは県民が望む将来像とも重なるものです。国際社会の一員としての責務であるSDGsの達成と「沖縄21世紀ビジョン」で示した将来像の実現に向けて、各種施策を展開します。

脱炭素社会の実現に向けては、長期目標年である2050年度を見据えつつ、再生可能エネルギーの導入拡大など沖縄らしい島しょ型エネルギー社会の実現を目指します。令和2年10月に我が国が宣言した2050年カーボンニュートラルに向けては、温室効果ガス排出の多くを占めるエネルギー分野の取組が重要となります。島しょ地域特有の閉鎖的な立地条件や域内需要が限定的な小規模離島の存在など脱炭素社会の実現に向けた先行モデル地域として、国方針を踏まえ積極的に貢献していきます。また、島しょ地域特有の共通課題を持つハワイ州と沖縄県のクリーンエネルギー協力に関する覚書(MOU)など世界の島しょ国・地域と連携した取組成果を広げていきます。

世界第6位の排他的経済水域を有する我が国において、有人無人160の島々から構成される本県は、海洋島しょ圏として我が国南西端に位置し、広大な海域の確保に寄与しています。また、本県に生息するサンゴ礁生態系の基盤をなす造礁サンゴは、我が国に生息する約400種のうち約95%、380種が生息するされ、海洋の生物多様性の保全にも寄与しています。この広大な海域と海洋環境を生かし、海洋資源の研究開発拠点の形成、サンゴ礁の多元的価値の利活用と次世代への継承を図るなど、社会・経済・環境の三側面における新しい価値創出を通して持続可能な海洋共生社会の構築に向けて取り組みます。

我が国が更に発展するためには、高次元のニーズ「健康・長寿」「安全・安心」「快適・環境」「教育水準」に対応することが重要です。これらのニーズに対応できるソフトパワーが本県の自然や歴史・文化には内在しています。ポストコロナのニューノーマル（新たな日常）においては一層重要な意味を持つことから、本県が有するソフトパワーを発展の推進力につなげていきます。

本県には幾世代を超えた連綿と続く英知が集積した、本源的かつ普遍的価値を持つ伝統文化があります。この沖縄文化の底流には人間主義、人間礼賛の「チムグクル（肝心）」の精神文化があります。沖縄の伝統文化を見つめ直し、新たな価値を見いだす琉球文化ルネサンスを展開します。独自の歴史の中で培われてきた沖縄の文化は、人間主義を底流に、アジア諸国、日本との三角貿易を行い、栄え、琉球王国の時代等を通して練り上げられ、舞踊、音楽、工芸、建築等の多くの分野で開花してきました。それらを継承し、新たな価値創造につなげていきます。

(2) 心豊かで安全・安心に暮らせる島を目指して

本県の歴史・伝統に培われた風土や食文化等に支えられた健康・長寿、ユイマール等の相互扶助の精神は、心豊かで安全・安心な地域社会を創造していく上で重要な要素です。独自の歴史に由来する「残すべき沖縄らしさ」を継承しつつ、個人の尊厳や多様性の尊重、医療・福祉の充実、安全・安心で生きがいのある暮らしなど一人ひとりが大切にされる社会の構築に取り組みます。

本県の子どもの貧困問題は、全国と比べても著しく厳しい状況にあり、状況の改善と抜本的解決が求められます。貧困の連鎖等を断ち切るために親の妊娠・出産期から子どもの社会的自立に至るライフステージに応じた切れ目のない支援体制等の仕組み、保護者の所得向上と働きやすい環境の整備等を含めた社会政策、経済政策及び教育政策が一体となった総合的な取組の拡充ときめ細かな対応が急務となっています。

本県の平均寿命については、働き盛り世代の年齢調整死亡率が全国より高いこと等から、全国と比べて伸びが小さく、平成27年度の全国順位は男性が36位、女性が7位と長寿県としての地位は危機的状況にあります。県民と地域、学校、医療現場、大学や研究機関、行政等が連携し、「健康・長寿おきなわ」の復活に取り組みます。

本県は、我が国唯一の島しょ県です。県内の市町村、とりわけ離島市町村は、財政基盤が弱い中にあって、行政サービスの提供等に関わる高コスト構造を抱

えています。行財政基盤が脆弱な小規模町村において、地域による分け隔てのないユニバーサルサービスを維持・確保し、地域住民の生活・福祉の向上を支えるための新たな仕組みの構築に向けて取り組みます。

また、本県は、鉄道や道路など陸上交通でつながる他の都道府県と異なり、県内外を結ぶ交通手段は空路・海路に限られ、費用・時間双方のコストが大きいという特殊な事情を抱えています。電力についても広域融通の枠外にあること等の地理的事情からエネルギー供給と、これに関わる様々な面で高コスト構造にあります。とりわけ離島住民の生活コスト及び交通コストの負担は大きく、「シマチャビ（離島苦）」の解消に取り組みます。

北部地域や県内離島地域の多くでは、既に人口減少が進行しています。令和3年沖縄県人口推計では、本計画終了年以降に本県全体が人口減少局面を迎ることが予想され、国立社会保障・人口問題研究所の平成30年人口推計でも、2030年（令和12年）前後をピークに人口が減少に転じることが見込まれています。人口減少は経済活動だけでなく、地域の生活基盤に関わる様々な活動に影響を及ぼします。とりわけ、離島地域においては、島しょ社会の存続そのものに対する影響が懸念されることから、その対策に取り組みます。

海洋島しょ圏形成の起点となる離島の定住条件整備は、より一層の重要性を増しています。新たな施策展開として、公共サービスの維持とコミュニティの存続につながる先端技術やICTを活用した施策を強力に推進する必要があり、その推進に不可欠な第5世代移動通信システム（以下、「5G」）など次世代の情報通信基盤の整備に取り組みます。また、災害等に強い安定した情報通信基盤の整備により、遠隔教育・遠隔医療の提供、テレワーク環境の確保、MaaS^{*4}による公共交通やドローンによる物流の安定的確保など安全・安心に暮らせる持続可能な地域づくりに取り組みます。あわせて、スマート農林水産業の確立やサイバー空間を活用した観光コンテンツの創出など産業振興を含むあらゆる分野でDXを推進するとともに、デジタル化を支える人材の育成・確保に取り組みます。

*4 MaaSとは、Mobility as a Serviceの略。地域住民や旅行者一人ひとりの移動のニーズに対応して、複数の公共交通やそれ以外の移動サービスを最適に組み合わせ、一つのサービスとして捉える次世代の交通サービスをいう。

1 **(3) 希望と活力にあふれる豊かな島を目指して**
2 **(自立型経済の構築に向けた取組)**

3 本県の一人当たり県民所得の低さの要因としては、就業者当たりの付加価値
4 額を表す労働生産性の低さが明らかになっており、「稼ぐ力」の強化など生産
5 性の向上に取り組みます。所得向上への取組により、子どもの貧困や貧困の連
6 鎖の解消等にもつなげていきます。

7 アジアのダイナミズムを逸することなく自立型経済に組み込むため、10年先
8 を見越した臨空・臨港都市のイメージについて、どのようなスケールで、どの
9 ような機能を埋め込むかを検討し、シー・アンド・エア、ウォーターフロント
10 のホテルや商業施設、航空関連産業クラスターの形成、先端医療の集積等、さ
11 らにシームレスな交通体系を含め、那覇空港・港湾エリアを中心とした総合的
12 な将来図を構想します。

13 島しょ県である本県において、中長期的な経済発展を図るために、サイバー
14 (仮想) 空間とフィジカル (現実) 空間を高度に融合させたシステムにより、経
15 済発展と社会課題の解決を両立する人間中心の社会である Society5.0 の実現に
16 向けた取組が重要です。本県の地域特性や産業特性を踏まえた分野横断的なデ
17 デジタル化や DX の取組をリゾテックおきなわ (ResorTech Okinawa⁵⁾) として
18 位置付け、強靭な産業構造への転換を図ります。

19 本県の地域特性を生かした新たな展開として、新技術の実証試験や社会実装
20 等を積極的に行うテストベッド⁶・アイランドの形成に取り組みます。実証試
21 験の場、テストベッドとして先端技術分野において、国家戦略特区等による規
22 制緩和を積極的に推し進めるなど、島しょ特有の閉鎖的な立地条件等を強みと
23 して小規模だからこそチャレンジできる先端技術を取り込みます。

24
25 **(経済の好循環を創出するリーディング産業の振興)**

26 自立型経済の構築に向けては、本県経済の成長のエンジンともいえるリーディ
27 ング産業を複数振興することにより、域外需要を取り込み、雇用の受け皿であ
28 る域内産業の活性化につなげることで、経済発展の好循環を創出していきます。

*5 リゾテック (ResorTech) とは、「リゾート (Resort)」と「テクノロジー (Technology)」を掛け合わせた言葉で、リゾテックおきなわ (ResorTech Okinawa) とは、本県においてデジタル社会を実現していく中で、社会・経済の DX 推進に向けた取組の総称をいう。

*6 テストベッド (testbed) とは、実際の運用環境に近い状態で先端技術の実証試験を行う実証基盤のことをいう。

リーディング産業とは、域外需要を取り込み、域内産業に経済・雇用等の面から高い波及効果をもたらすことで経済発展を牽引する先導的な産業であり、将来的にも継続して経済発展を牽引していくことが期待される産業です。

本県におけるリーディング産業としては、域内外の人、情報、モノの交流や集積を促進することで域内産業に高い波及効果をもたらす観光産業、情報通信関連産業、臨空・臨港型産業が挙げられます。観光産業については波及効果の高い複合的産業であり、情報通信関連産業については域内産業におけるデジタル化やDXの推進を牽引することで経済社会に変革をもたらすことも期待されます。臨空・臨港型産業については、ポストコロナにおいて回復が期待されるアジアのダイナミズムを取り込み、将来的にも継続して経済発展を牽引することが期待されます。

今後、新たな産業への成長が期待されるシーズ（種）として、環境・再生可能エネルギー（グリーン）や、海洋資源の保全と活用を両立するブルーエコノミーの分野、健康・医療・バイオ、科学技術の分野、文化、スポーツの分野など本県が有する地域特性やソフトパワーを生かした産業分野が挙げられます。

(自立型経済の構築に向けた基盤整備)

本県は、基幹的な公共交通システムである鉄道を有していない我が国で唯一の県です。県土の均衡ある発展、県民及び観光客の円滑な移動と利便性の向上、駐留軍用地跡地の活性化、脱炭素社会の実現等の観点から、公共交通の基幹軸として、沖縄本島を縦断する鉄軌道を含む新たな公共交通システムの導入に取り組みます。

自動車への依存度が高い本県において、市街地が連たんする本島中南部地域の交通渋滞は、全国の大都市圏並みあるいはそれ以上であり、その時間的・経済的損失は甚大です。長期的には鉄軌道の構想を推進しつつ、喫緊の課題として交通渋滞対策に取り組みます。

返還が合意されている嘉手納飛行場より南の6施設・区域（約1,000ha）の大規模な駐留軍用地については、人口が集中する本島中南部地域における発展可能性の高い空間であり、広域的かつ総合的なビジョンの下、戦略的な跡地利用を推進します。また、駐留軍用地跡地の未来の核となる施設・機能の構想や我が国全体あるいはアジア・太平洋地域や世界においても際立つ最先端の国家プロジェクトを推進する受け皿を創出します。跡地利用に当たっては、返還前の早い段階から駐留軍用地の立入りによる文化財調査、自然環境調査等を実施して跡地利用計画を策定するとともに、返還時には徹底した支障除去を行うことが重要です。

1 令和元年末からの新型コロナウイルス感染症の拡大は、我が国の都市過密や
2 一極集中のリスクなどは正すべき課題を浮き彫りにしました。このような状況
3 下において、国方針として示された、東京一極集中の流れの転換と、多核連携
4 型の国土づくりを踏まえ、亜熱帯海洋性の温暖な気候や大都市からの遠隔性等
5 の地域特性を最大限に生かした我が国新たな拠点を形成し、国土の強靭化と
6 均衡ある発展に貢献します。

7

8 (4) 世界に開かれた交流と共生の島を目指して

9 地球規模で人、モノ、資金、情報等が行き交う現代にあっては、日本本土と
10 東アジア及び東南アジアの中心に位置する本県の地理的特性は、様々な分野での
11 交流と共生の中で發揮されます。かつて琉球王朝時代においては、アジア諸
12 国との交易・交流で繁栄し、戦後には米国からの影響を受けるなど、時代の波
13 に翻弄されながらも多様な地域との交流を蓄積してきました。こうした歴史的
14 体験から、親和性、寛容性、おおらかさなど多様性を受け入れる共生の精神を
15 育んできました。本県の自然環境や歴史、伝統、文化等の「ソフトパワー」を
16 生かした国際社会への貢献を図り、アジアをはじめ世界を結ぶ架け橋「万国津
17 梁」を目指します。

18 本県は、世界水準の観光地であるとともに、広くアジア諸国・地域と結んだ
19 大交易時代や、苛烈な沖縄戦の経験など、アジア・太平洋地域の過去と未来、
20 また、平和構築、安全保障、国際協調等を考える上で他にはない思索と実践の
21 場でもあります。こうした認識の下、歴史的・文化的特性を生かして各種施策
22 を展開します。

23 また、海洋島しょ圏という地域特性を有する本県にとっては、類似する特性
24 を持つ太平洋等の島しょ国・地域との共生は重要であり、アジア・太平洋地域
25 の島しょ国・地域をはじめとする国際社会との協力と共生が求められます。こ
26 うした本県の地理的特性やソフトパワーを生かした国際社会との共生に向けた
27 取組により、持続可能な開発の基盤となる平和で包摂的な社会の形成、また、
28 海洋環境・海洋資源の保全などSDGsの達成に寄与していきます。

29

30 (5) 多様な能力を發揮し、未来を拓く島を目指して

31 本県が発展する最大の拠り所は‘人’です。我が国において少子化や人口減
32 少が進行する中にあって、本県は出生率及び年少人口割合が全国一高く、若い
33 世代が多いことが強みの一つです。将来進むべき方向性を見据え、「‘人’こそ

が最大の資源」との考えを共有し、次代を担う若い世代を育成していくことは、本県の将来の発展にとって極めて重要です。その育成に当たっては、学力のみならず、人と人の相互依存関係を認識するとともに社会活動に参画し、自立した一人の人間として自己実現しつつ昇華するための総合的な力である「人間力」の育成を推進します。

また、社会変化の加速化により、将来を見通すことが難しい現代社会において、学力等の認知能力とともに、従来の解決策や考え方では解決困難な新たな課題に直面していることを認識した上で、解決策を自ら思考し、諦めずに取り組み、仲間と協働するための能力、つまり「非認知能力」がより求められています。グローバル化やデジタル化が進行する中にあって、自らの住む国・地域と外国を相対化して見るグローバルな視点や発想の下、本県のローカルな地域課題の解決を図っていくことが重要です。時代変化に柔軟に対応できる人材育成を進めるとともに、教育水準の向上やキャリアアップはもちろんのこと、論理的な思考やデジタルリテラシーを有する人材を積極的に育成していきます。

前述した通り本県人口は、令和12年前後をピークに減少に転じることが見込まれています。人口減少は地域の経済活動だけでなく、その地域の生活基盤に関わる様々な活動に影響を及ぼします。とりわけ本県の産業は域内需要依存型が多くを占めており、人口及び需要の変動に伴って大きな構造転換を迫られることも予想されます。また、本計画期間中は人口増加が見込まれる本県においても、少子化による生産年齢人口の減少が進み、労働力不足が懸念されます。新型コロナウイルス感染症の発生以前においては、好調な県経済を反映し、労働力需要が増大する一方、広範な領域で人手不足が深刻化し、労働力の確保が経済成長の足かせともなりました。今後、長期的には労働力不足が深刻になることも懸念され、特に離島地域においては早急な対策が求められます。高齢者や女性等の就業促進、ICT等による生産性の向上を図るとともに、生産年齢人口の減少下における各産業や離島・過疎地域等の人材確保に取り組みます。

27

第4章 基本施策

基本施策の土台は「安全・安心で幸福が実感できる島」であり、「沖縄21世紀ビジョン」の5つの将来像に沿って基本施策を展開します。

本章では、各基本施策の目指す姿や展開の方向性について示すとともに、基本施策ごとに施策展開及び施策を明らかにします。

1 沖縄らしい自然と歴史、伝統、文化を大切にする島を目指して



(1) 世界に誇れる島しょ型環境モデル地域の形成

世界に誇れる島しょ型環境モデルを構築するためには、社会的共通資本の理念を土台にすべきです。社会的共通資本とは、「一つの国ないし特定の地域に住むすべての人々が、ゆたかな経済生活を営み、すぐれた文化を展開し、人間的に魅力ある社会を持続的、安定的に維持することを可能にするような社会的装置を意味する」と定義されます。単なる「社会資本」を超えた意味合いを持ち、大きく「自然環境」「社会的基盤」「制度資本」の三つに分けられます。これはSDGsの概念とも一致し、世界に誇れる島しょ型環境モデルの土台となり、ウィズ／ポストコロナ等の新しい生活様式／ニューノーマル（新たな日常）に対応する素地ともなります。

本基本施策の展開においては、人間活動と自然環境が調和する持続可能な脱炭素社会の構築に向けて、自然環境が社会的共通資本であることを踏まえ、再生可能エネルギー等のクリーンなエネルギーの導入促進、省エネルギー対策の強化、資源循環、新技術を活用したモビリティの導入、地域循環共生圏の考え方に基づく環境と共生するまちづくり等に取り組み、世界に誇れる島しょ型環境モデル地域の形成を目指します。

AI、IoT、ビッグデータ等の先端技術を活用し、施策相互の相乗効果を高めつつ、廃棄物処理、交通渋滞等の人間の社会生活から生じる諸問題を統合的に解決するとともに、人類の生存基盤に影響を及ぼすおそれのある気候変動の影響に適応した社会を構築するため、温室効果ガスの排出を抑制する緩和策と併せて、あらゆる施策に気候変動適応策の観点を組み込み、横断的に取組を推進していくことが課題です。

このため、脱炭素島しょ社会の実現に向けたエネルギー施策の推進、社会生活における資源循環の推進及び人と環境に優しいまちづくりの推進に取り組みます。

ア 脱炭素島しょ社会の実現に向けたエネルギー施策の推進

国が宣言した2050年カーボンニュートラルに連動して、本県もエネルギーの脱炭素化・自立分散化・地産地消化や省エネルギー対策の強化を推進するとともに、電気自動車等の導入促進など走行時に温室効果ガスを極力排出しない交通システム等を推進するほか、次世代エネルギーとして注目されている「水素」、「アンモニア」等の利用に向けて、新たなインフラ整備や実証事業等を促進する必要があります。また、島しょ地域におけるエネルギーの脱炭素化を先導する島しょ型環境モデル地域としてノウハウを蓄積し、アジア・太平洋地域の島しょ国等への国際貢献や新たなビジネスの展開を推進します。

島しょ県である本県の特性を生かしつつ、エネルギーの脱炭素化の実現に向けて、次に掲げる施策を推進します。

① 再生可能エネルギー等のクリーンなエネルギーの導入促進

本県は地理的・地形的及び需要規模の制約により、現時点ではエネルギーの多くを化石燃料に頼らざるを得ない状況にありますが、エネルギー使用に伴う環境負荷の低減に向けて、エネルギーの安定供給に配慮しつつ、県民の協力の下、民間事業者等と連携しながら本県の地域特性に合ったクリーンエネルギーの導入拡大に取り組みます。また、太陽光発電、風力発電、太陽熱利用、バイオマス発電等の再生可能エネルギーの導入拡大を推進するため、最先端技術に係る実証事業成果の他地域への展開、民間事業者等の再エネ関連設備導入を促す税制優遇措置や補助等のインセンティブ導入等に取り組みます。さらに、太陽光発電、風力発電、バイオマス発電等の設備、蓄電池の導入支援、二酸化炭素を極力排出しない次世代火力発電及び水素、アンモニア等の次世代エネルギーの利活用に係る調査研究の促進、新たな税制優遇措置等の支援策拡充に取り組みます。加えて、エネルギーの地産地消化、電力系統の安定運用や社会全体の効率的な電力使用に向けて、ICTを活用した「アイランド・スマートグリッド」のシステム確立等に取り組みます。

② 脱炭素化に向けた取組の促進

地球温暖化防止に向けて、産業部門、民生部門、運輸部門ごとの具体的な取組を促進するとともに、官公庁施設におけるエネルギーの効率的な利

1 活用等を推進し、温室効果ガスの排出削減に取り組みます。

2 産業部門については、製造業・建設業分野における省エネルギー対策の
3 推進のため、太陽光発電の無償設置等に関するサービス「PPA（Power
4 Purchase Agreement）モデル」や省エネ型機器の普及促進に向けた助言
5 ・指導等に取り組みます。民生部門については、建物の断熱性能等の向上、
6 高効率設備システムの導入、PPAを含む再生可能エネルギー導入等により、
7 年間一次エネルギー消費量収支ゼロを目指した建物（ZEH・ZEB⁷）の普
8 及促進等に取り組みます。運輸部門については、自家用車、路線バス、タ
9 クシー、トラック等への電気自動車（EV）・燃料電池自動車（FCV）など
10 次世代自動車の普及促進、基幹バスシステム導入等の交通需要マネジメン
11 ト（TDM）施策の推進、鉄軌道を含む新たな公共交通システムと地域を結
12 ぶ利便性の高い公共交通ネットワークの構築に向けた取組推進、公共交通
13 の利用促進、航空灯火のLED化や陸上電力供給による船舶のアイドリング
14 ストップなど脱炭素化に配慮した空港・港湾機能の高度化等を推進すると
15ともに、航空機・船舶の脱炭素化についても国と連携して取り組みます。

16 また、気候変動によって現在生じている影響及び将来予測される被害の
17 防止・軽減を図るため、防災、健康被害の予防、農林水産業の対策支援、
18 生物多様性の保全など、あらゆる観点から気候変動適応策を推進します。

19 ③ 二酸化炭素の吸収源対策の推進

20 吸収源対策については、緑化活動によって育まれる森林や植栽地の二酸
21 化炭素吸収量を本県が認証する「沖縄県CO₂吸収量認証制度」を推進する
22 とともに、県民、企業、市町村、関係団体など多様な主体によるカーボン
23 オフセットの活用を促進します。また、循環型林業を推進し、森林整備に
24 よる森林の炭素固定能力の向上や木材利用促進による吸収源対策に努める
25 とともに、環境保全型農業の推進による農地土壤における吸収源対策、海
26 域等のブルーカーボンに関する知見の蓄積など、各種吸収源対策に取り組
27 みます。

28 イ 社会生活における資源循環の推進

29 人の生活に起因する廃棄物の処理は地球環境に関する重大な課題であるこ
30 とから、廃棄物処理に対する効果的な対策を進めるとともに、食品ロスの削
31

*7 ZEH・ZEBとは、net Zero Energy House・net Zero Energy Buildingの略。

1 減や脱プラスチックといった新たな課題への対応も含め、次に掲げる施策を
2 推進します。

3

4 ① 廃棄物 3R の推進と環境負荷の低減化

5 本県は、狭い島しょ性により環境負荷に脆弱な特性を有していることから、
6 廃棄物の1) 発生抑制（リデュース）、2) 再使用（リユース）、
7 3) 再生利用（マテリアルリサイクル）、4) 熱回収（サーマルリカバリー）、
8 5) 適正処分を優先順位として積極的に廃棄物 3R を推進するとともに、
9 食品ロス削減、容器包装削減等に対する県民意識の向上に取り組みます。

10 廃棄物の減量化や再利用ができる環境の構築に向けて、廃棄物の実態把握
11 に基づき、一般廃棄物については市町村との連携により、また、産業廃
12 棄物については産業廃棄物税の活用等により、効果的な排出抑制、廃棄物
13 の処理に関する啓発に取り組みます。また、食品廃棄物のリサイクルを推
14 進し、生産、加工・製造、小売における持続可能な資源循環（食品リサイ
15 クルループ）の促進に取り組みます。さらに、県産リサイクル製品（ゆい
16 くる材等）の積極的な利用の促進、環境配慮型製品の開発の推進など、環
17 境負荷の低減に取り組みます。加えて、汚水処理の過程で発生する汚泥や
18 食品工場の残渣等のコンポスト化や燃料利用など様々な手法による効率的
19 な再生利用に取り組むとともに、良好な水環境の構築に向けては、下水処
20 理水を高度処理した再生水及び雨水の利用促進を図るなど地域の実情に応
21 じた水資源の有効利用に取り組みます。

22

23 ② 効率的な廃棄物処理体制の推進

24 数多くの島々からなる本県の島しょ性は廃棄物処理コストが高くなる構
25 造を抱えていることから、複数市町村間での処理の広域化、産業廃棄物の
26 あわせ処理など、発生した廃棄物等を適正かつ効率的に処理する体制構築
27 に取り組みます。また、民間の産業廃棄物管理型最終処分場の残余容量が
28 限られていることから、県内の安定的な処理体制を確保するため、公共関
29 与による産業廃棄物管理型最終処分場の適正な運営及び同処分場を活用し
30 た廃棄物の適正処理の促進に取り組みます。

31 海洋ごみ⁸については、効率的な回収体制の構築、継続的な回収処理の実
32 施、回収されたごみの再資源化に向けた研究開発・実用化等に取り組みます。

*8 海洋ごみとは、海岸漂着物、海岸に散乱しているごみ、漂流ごみ、海底ごみ等をいう。

1

2 ③ 食品ロス削減等の推進

3 食品ロスは、製造、物流、販売、消費など様々な段階で発生することから、サプライチェーン全体でその削減に取り組む必要があるため、多様な
4 主体が連携した県民運動として施策を推進します。また、未利用食品の効
5 果的な活用に向けて、市町村・事業者等との関係機関と連携し、子どもの
6 居場所や生活困窮者等への支援等にもつながるフードバンクの取組を推進
7 します。

8

9 ④ 脱プラスチック社会の推進

10 地球規模でのプラスチックによる海洋汚染が懸念されていることから、
11 脱プラスチック社会への変革に向けて、使い捨て容器包装等の削減などプラ
12 スチック製品の省内使用の低減化、プラスチック素材から自然素材への転換、
13 自然環境に優しい生分解性プラスチックなど新しい代替素材の研究開発、低
14 コスト化の促進、普及啓発等に取り組みます。また、プラスチック資源循
15 環戦略やプラスチック資源循環促進法等の国の施策を踏まえ、プラスチック
16 資源の循環的利用の促進にも取り組みます。さらに、プラスチック等による
17 海洋汚染につながる陸域でのポイ捨て行為の防止対策に取り組みます。

18

19 ウ 人と環境に優しいまちづくりの推進

20 自家用車以外のすべての交通手段による移動を一つのサービスとして捉
21 え、シームレスにつなぐ新たな「移動」の概念である MaaS や CASE⁹ など、
22 テクノロジー、ICT を活用した新たな交通テクノロジーの変化は、インフラ
23 整備や交通体系に大きなインパクトを与えることから、その影響を予見した
24 交通システムを研究する必要があります。また、離島や観光地における「移
25 動」に関する先端技術の実証は、企業にとって本格展開する前のビジネスの
26 実験場として有益なことから、テストベッド環境の構築を促進する必要があります。
27 過度な自家用車利用による慢性的な交通渋滞への対応や、都市緑化の
28 推進等が課題となっている本県において、革新的な技術等を用いることによっ
29 て、人と環境が調和した社会を構築するため、次に掲げる施策を推進します。

*9 CASE とは、Connected（接続）、Autonomous（自律走行）、Shared（共有）、Electric（電動）を組み合わせたサービスによる次世代の地域交通をいう。

1
2 ① 次世代型交通環境の形成

3 人々のライフスタイルの変化に対応するため、自動運転技術、MaaS、ド
4 ローン等の新技術の導入を促進するとともに、新技術等の基盤となる公共
5 交通情報等のオープンデータを継続的に利用できる環境の構築に取り組み
6 ます。また、脱炭素型の交通環境を推進するため、電気自動車（EV）等
7 の環境に優しい次世代自動車の普及促進、EV利用環境の充実に取り組み
8 ます。さらに、本県の地域実情に応じたスマートシティの形成を念頭に、
9 SDGs や Society5.0に対応する地域と交通のあり方の調査研究について、
10 公・民・学が連携する体制を構築し、包括的・継続的に取り組みます。加
11 えて、人口が集中する本島中南部地域においては、公共交通利用や多様な
12 モビリティを利用するライフスタイルへの転換に向けて、バス、モノレール、
13 カーシェアリング、自転車利用、コミュニティバス、福祉交通等の移
14 動抵抗の小さい交通手段の導入やパーク・アンド・ライドの利用の促進等
15 に取り組みます。

16
17 ② 公共交通システムの戦略的再編

18 過度な自家用車利用から公共交通利用への転換を図るため、定時速達性
19 に優れた幹線公共交通機関としてモノレールの輸送力の増強に取り組みま
20 す。また、「速達性」、「定時性」等の機能を備えた基幹的な公共交通シス
21 テムとして期待される鉄軌道の導入については、今後の制度改革や新たな
22 技術開発等の動きも捉えながら、実現に向けて取り組みます。

23 北部・中部・南部の有機的な公共交通ネットワークの構築については、
24 県民や観光客の利便性の向上に資する交通結節点やフィーダー（支線）交
25 通の機能強化に取り組みます。また、慢性的な交通渋滞への対応が求めら
26 れる中南部地域においては、減少に歯止めがかかりつつある路線バス利用
27 者の増加への転換に向けて、路線再編・ダイヤ見直し、ICT 技術を活用し
28 たシームレスな移動環境の検討、自動運転技術の応用など、効率的で利便
29 性の高い公共交通体系の形成に取り組みます。

30
31 ③ 花と緑にあふれる環境づくり

32 県民一体となった全島緑化の推進については、行政のみならず地域住民、
33 企業等との共同による県民一体となった緑化を推進するとともに、在来種

の活用を推進し、沖縄らしい緑地の創出に取り組みます。また、主要道路及び観光地へのアクセス道路等については、適正な植栽管理、飾花を行い、世界水準の観光地にふさわしい沿道景観の形成や、周辺環境と調和のとれた沖縄らしい風景づくりに重点的に取り組みます。さらに、郊外及び農山村については、良好な自然環境、営農環境等と調和のとれた集落環境の保全など魅力的な田園農住地域の整備に取り組みます。加えて、都市やグラウンド等の日陰づくりを進め、紫外線による健康被害防止及び気候変動の進行に伴う熱中症被害防止を見据えたまちづくりの整備に取り組みます。

④ 歩いて暮らせる環境づくり

コンパクトなまちづくりを図るため、都市機能を都市の中心拠点や生活拠点に集約し、その周辺や公共交通の沿線等に居住の誘導が図られるよう、市町村の取組を促進します。また、誰もが身近な場所で充実した活動ができるよう、商店街や中心市街地の活性化により賑わいを創出するとともに、土地区画整理事業、市街地再開発事業、街路整備事業、公園整備事業等により、公共施設や宅地の一体的整備、土地の高度利用化に取り組みます。さらに、身体障害者、高齢者、子どもなど誰もが安全で快適に移動できる空間を創出するため、街路樹を含む歩道空間の適正な管理等に取り組みます。

⑤ 公共施設等におけるユニバーサルデザインの推進

人と環境に優しいまちづくりを推進するため、公共空間等におけるユニバーサルデザインの導入に取り組みます。また、世界から選ばれる「ユニバーサルツーリズム」を推進するため、障害者、高齢者、療養者など多様な観光困難者を円滑に受け入れ、安全・安心で快適を提供できる環境の整備に取り組みます。



(2) 自然環境の保全・再生・継承及び持続可能な利用

本基本施策の展開においては、本県が有する緑豊かな島々やサンゴ礁が発達した海域、マングローブ林が広がる河口域など、多くの固有種や希少種が生息・生育する生物多様性に富んだ豊かな自然環境を次世代に継承するため、自然環境の保全・再生・継承及び持続可能な利用を目指します。

今後見込まれる観光需要の高まりや社会資本整備等による様々な影響に配慮し、本県が有している世界に類を見ない生物多様性の保全等に重点的に取り組むことが課題です。

このため、自然環境・生物多様性の保全・継承、水域・陸域・大気・土壌環境の保全・再生及び多様な主体による環境保全等に向けた活動の推進に取り組みます。

ア 自然環境・生物多様性の保全・継承

様々な恵みを与えてくれるかけがえのない本県の自然環境は、繊細で壊れやすい特性を持っており、固有性の高い生態系と生物多様性を保全・継承するため、次に掲げる施策を推進します。

① 世界自然遺産や自然公園の適正管理

固有性の高い生態系と世界的に見ても生物多様性の保全上重要な地域である沖縄島北部及び西表島の世界自然遺産登録地においては、その普遍的価値を維持できるよう、鹿児島県の奄美大島、徳之島とともに、自然環境の保全体制の構築及び適正な観光管理に取り組みます。また、地域住民を含めた県民や観光客に対する生物多様性の保全やマナー・ルールについて、県内外の観光事業者等と連携し、空港、港湾、地域の観光拠点のみならず、インターネットも活用しながら、啓発に取り組みます。さらに、国、教育機関、研究機関等と連携し、モニタリングや科学的な管理の基盤整備、自然環境の保全管理等の担い手としての若い世代や地域の人材育成を促進するとともに、世界自然遺産の次世代への継承を目的とした児童生徒への啓発に取り組みます。

自然保護地域については、自然環境保全地域、自然公園、鳥獣保護区など、それぞれの区域拡大を含めた適正な地域指定・管理及び利用促進に取り組みます。また、自然公園施設の適正な管理及び利用増進については、既存施設の計画的かつ効率的な修繕や更新など効果的な施設整備に取り組みます。

② 希少野生動植物種や沖縄固有種の保護対策、外来生物対策の推進

県内に生息する希少生物種の生態、生息域、個体数等の現状を的確に把握するとともに、増減の原因等の分析を行い、効果的な保護対策に取り組みます。また、アンダーパスの設置や側溝改良、ゼブラ舗装等によるイリ

オモテヤマネコやヤンバルクイナ等の希少生物種のロードキルを防止するとともに、橋梁など道路構造の改良についての検討に取り組みます。さらに、外来種の生息状況や外来種による被害状況等の調査を実施し、調査結果に基づく効果的な捕獲手法の実践等を通して、マングース等の外来種の駆除並びに侵入及び定着の防止に取り組むとともに、ノイヌ・ノネコの捕獲と併せて、飼い犬・飼い猫の野生化防止対策の強化に取り組みます。加えて、密猟・盗採や廃棄物の投棄など人為的な影響の抑制に向けて、自然保護地域における巡回・巡視の強化に取り組みます。あわせて、ホームページや各広報媒体を活用して、希少種の保護対策、外来種対策、密猟・盗採防止対策等の普及啓発活動に取り組みます。

③ アジアの自然史科学の拠点「国立沖縄自然史博物館」の設置促進

「国立沖縄自然史博物館」については、東アジア、東南アジア全体の自然史科学を支える研究及び人材育成の拠点となるばかりでなく、本県の生物多様性の豊かさやその重要性をより多くの人に発信し、自然環境の保全や沖縄観光の魅力の強化につながることや、県内の子どもたちの自然科学に対する関心を高め学力向上にも資することから、今後あらゆる機会を捉えて県内誘致に努めます。また、本県の生物多様性に関する情報の一元化及び充実を図り、生物多様性に関するデータの利活用促進、研究及び教育普及に取り組みます。

イ 水域・陸域・大気・土壤環境の保全・再生

人の生活と環境の調和を図り、快適で安全・安心な生活空間を確保するため、次に掲げる施策を推進します。

① 水質汚濁対策及び地下水の保全・利用

下水道、農業・漁業集落排水施設、合併処理浄化槽など、地域の実情に応じた各種汚水処理施設の計画的かつ効率的な整備に取り組むとともに、単独処理浄化槽から合併処理浄化槽への転換、浄化槽の適正な維持管理、公共下水道への接続等について、地域住民の水質保全及び浄化に関する意識の向上に取り組みます。また、汚水処理の過程で発生する消化ガスの燃料・発電利用、汚水の処理施設におけるプラント運転時の省エネルギー化など様々な手法による効率的なエネルギーの利活用に取り組みます。さらに、河川、海域等の公共用水域や地下水等の水質調査を実施し、水質汚濁

の原因究明や発生源となり得る流域内の事業者に対する監視指導の強化に取り組みます。加えて、地下水の適正な保全及び利用を図るため、特に生活用水を利用する等の地域の実情に応じ、関係団体において情報の収集並びに当該情報の整理、適正な保全及び利用に関する協議を行う組織の設置など必要な措置を講ずるよう努めます。

② 土壤汚染対策

土壤汚染対策については、土壤汚染判明時において、土地周辺の地下水脈及び地質構造が不明な場合が多いことから、土壤汚染に関連する情報や届出等を収集・蓄積し、各種届出への対応や土壤汚染判明時の汚染状況調査の迅速化に取り組みます。また、事業者による土壤調査の実施や汚染土壤の適正管理及び適正処理に関する監視指導等の強化に取り組みます。

③ 大気環境保全

大陸からの越境汚染物質の飛来状況にも注目しつつ、大気環境の常時監視や発生源となる事業所等の監視指導等の強化に取り組みます。また、騒音や悪臭の防止対策については、航空機騒音や自動車騒音の常時監視を実施するとともに、法に基づく規制地域の指定及び見直しを行うなど、発生源の規制強化に取り組みます。

④ 自然環境再生の推進

自然環境及び生物相互のバランスに配慮しつつ、沖縄らしい砂浜の創出や海浜緑地の創出など、地域の特性に応じた海岸の整備に取り組みます。また、自然石等を用いた河川護岸の整備や景観・環境に配慮した多自然川づくりにより、河川の水辺環境の保全・再生に取り組みます。さらに、自然環境再生に取り組む市町村や団体の活動を支援し、県内の自然環境の保全・再生を促進します。加えて、環境配慮型資材の開発と実用化に向けた実証に取り組みます。

⑤ 環境影響評価制度の推進

規模が大きく環境影響の程度が著しいものとなるおそれがある公共工事・民間事業について、環境保全の適正な配慮がなされるよう、環境影響評

1 価及び事後調査の適切かつ円滑な実施に取り組みます。また、海洋島しょ
2 圈である本県の脆弱な自然環境を保全するため、環境影響評価法及び条例
3 の対象とならない小規模開発に対して簡易な環境影響評価手法の導入に取
4 り組みます。

5

6 ウ 多様な主体による環境保全等に向けた活動の推進

7 本県の豊かな自然環境を守り、劣化させることなく次世代に引き継ぐこと
8 は、県民の責務であり、県民一人ひとりが環境問題に対する思いを致し、保
9 全に向けた行動を取る必要があることから、次に掲げる施策を推進します。

10

11 ① 環境保全等に対する県民参画の推進

12 県内の環境教育・環境保全活動に携わる県民、事業者、NPO、研究機
13 関、行政が一体となった産学官の連携・協働ネットワークを構築し、各主
14 体の情報交換や相互交流の場の創出に取り組むとともに、「生物多様性保
15 全利用指針 OKINAWA」や「レッドデータおきなわ」など県が策定した
16 指針や調査結果を積極的に公開し、県民が容易にアクセスできるよう取り
17 組むことで県民参画を促し、自然環境の保全等に関する計画づくりを推進
18 します。また、県内企業・団体・個人による環境保全活動の促進及びボラ
19 ネティア支援に取り組むとともに、生物多様性の保全をはじめとする社会
20 課題解決に多くの県民が参画できる仕組みの構築に取り組みます。

21

22 ② 環境保全の意欲の醸成

23 環境保全型自然体験活動に係る事業者が、環境保全と利用に関するルー
24 ルを事業者間で自主的に策定・締結する保全利用協定の締結促進に取り組
25 みます。また、環境保全活動の啓発に向けて、広く県民を対象とした「お
26 きなわ環境教育プログラム集」の普及・活用等に取り組むとともに、学校
27 教育においては、自然環境に親しむための体験学習や総合学習等を通して、
28 次代を担う子どもたちの環境保全の意欲の醸成に取り組みます。さらに、
29 ごみのポイ捨て・不法投棄の防止、海浜の節度ある利用等について、広く
30 県民の環境保全意欲の醸成に取り組みます。



(3) 持続可能な海洋共生社会の構築

人類の生存基盤である海洋が直面する気候変動による海水温上昇等による生態系の変化、海洋プラスチックを含む海洋ごみによる各種被害など様々な危機を踏まえ、持続可能な海洋環境への取組、海洋資源の保全・管理など、海洋島しょ圏として SDGs（目標14「海の豊かさを守ろう」）への貢献を図る必要があります。

北海道・本州・四国・九州・沖縄本島と6,800を越える島々によって国土が構成される我が国において、外海に展開する離島は、領海・領空・排他的経済水域等の確保、海洋環境の保全、水産・海洋資源開発等の拠点として非常に重要な存在です。また、日常的に直面している海洋ごみ問題については、回収・処理の推進など早急に対策を強化するとともに、抜本的対策を抜きに問題の解決は困難なことを踏まえ、発生抑止対策を国等に強く働きかけることが求められています。

本基本施策の展開においては、自然海岸と連なるサンゴ礁により、多くの海洋生物が生息するイノ一の豊かさや穏やかさが守られ、海底まで透き通った沿岸域には海草・藻場や干潟が広がり、美しい砂浜が続いている、沖縄固有の海洋環境の保全と経済活動が調和した持続可能な海洋共生社会の構築を目指します。

気候変動による海水温上昇等による生態系の変化、陸域からの栄養塩類・赤土等の流入抑制等を踏まえ、サンゴ礁や沿岸域の清浄な環境を保全するとともに、海洋ごみの問題に日常的に直面している市町村・民間団体・住民等に対する支援や発生防止への国際的な監視体制の確立など、更に深刻化する海洋ごみ問題から美しい海浜環境を守り、ブルーエコノミーを先導する地域として、豊かな海洋資源を活用した新たな産業の創出や、総合的に海洋政策を推進していくことが課題です。

このため、海洋島しょ圏としての SDGs への貢献及びブルーエコノミーの先導的な展開に取り組みます。

ア 海洋島しょ圏としての SDGs への貢献

気候変動、海洋ごみなど海洋環境をめぐる諸問題は、生態系のみならず水産業、観光業等の経済活動への影響が懸念されることから、海洋から得られる多様な資源と多大な恩恵を持続可能な形で管理し、後世に引き継ぐため、次に掲げる施策を推進します。

① 海洋保護区と総合的な沿岸管理の推進

海洋環境の保全・再生、持続的な利活用に向けて、市町村と連携し、総合的な沿岸管理に取り組みます。また、海域及び沿岸の生物多様性が周辺よりも高いレベルで保護されている区域については、海洋生物の保護強化に向けて、新たな海洋保護区の指定に取り組みます。さらに、自然豊かな海岸を有する地域の海岸整備においては、防災機能の発揮に加え、生物の多様性や環境の保全・再生に視点を置きつつ、環境調査結果に基づく地域特性に応じた整備に取り組みます。

② 海洋ごみ問題等への対応

県が実施した調査の結果、海岸の生物がマイクロプラスチック及び海洋ごみに由来する有害化学物質を取り込んでいることが判明しており、生態系への影響等をより詳細に把握するため、人の立ち入らない海岸や100を超える無人島についても海洋ごみの調査、回収等に取り組むとともに、発生防止については、国際的な協力体制の充実に向けて取り組みます。また、海岸漂着物については、海岸管理者による処理を強化するとともに、市町村に対しては継続的に適正処理できる環境づくりに向けた支援や効果的な回収処理体制の構築に取り組みます。さらに、事業者、県民など様々な主体が海洋ごみ対策に取り組むという意識の向上を図るため、県民や事業者に対する普及啓発を行うとともに、ボランティアによるビーチクリーン活動や企業のCSR活動も含めた海岸清掃活動の促進に取り組みます。加えて、本県及びその近海に海底火山の噴火による大量漂流・漂着した軽石等については、国、市町村、学術研究機関、県民、NPO等の様々な機関・関係者と連携し、利活用の方法を検討しつつ、回収・処理を推進します。

③ サンゴ礁、藻場、干潟等の保全と再生

サンゴ礁生態系の保全・再生を図るため、海水の高水温による白化、陸域からの栄養塩類・赤土等の流入、日焼け止めクリームの中の化学物質等による影響、オニヒトデの大量発生抑制及び駆除等について、情報収集・調査研究・対策に取り組むとともに、国内外の知見の蓄積や国のモニタリング結果による情報把握、サンゴの植付け・再生技術の普及促進、海岸等

の陸域における自然環境の再生など、総合的なサンゴ礁保全・再生活動に取り組みます。また、野生生物にとって住み良い環境や県民の憩いの場、災害リスクの低減など、多様な機能を有する自然環境を確保するため、藻場や干潟等の水辺環境の保全・再生活動に取り組みます。さらに、海洋環境再生に取り組む市町村や団体への支援、国内外の研究機関と連携した調査研究等に取り組むとともに、調査研究の結果等を踏まえ、藻場やサンゴ礁生態系の保全と再生に関して、県民や観光客への普及啓発に取り組みます。

④ 赤土等流出防止に向けた総合対策

「沖縄県赤土等流出防止対策基本計画」に基づき、地域団体や NPO 等の活動を支援するなど、流出防止に向けた地域住民の主体的な取組を推進するとともに、市町村、関係団体と連携し、各種発生源対策に係る普及啓発活動の強化に取り組みます。農地等の対策については、赤土等流出の実態に応じ、営農支援の強化、ほ場勾配の抑制、グリーンベルトの設置など各種発生源対策の強化に取り組むとともに、流下する排水経路上では、沈砂池等の設置や施設に堆積した土砂の適切な除去を進めるなど、新たな取組を含め、総合的な赤土等流出防止対策の強化に取り組みます。また、農地以外においても、流出防止対策の遵守・徹底に向けて、普及啓発及び監視指導の強化に取り組むとともに、砂防ダム等の既存施設の改修、浚渫、清掃等の維持管理、堆積赤土等の除去、流出防止に関する調査研究など、赤土等流出防止対策の強化に取り組みます。さらに、「沖縄県赤土等流出防止条例」の成果について検証し、必要に応じて見直しに取り組みます。

イ ブルーエコノミーの先導的な展開

海の恵みを利用した持続可能な社会経済開発である「ブルーエコノミー」を先導する地域として、各種の取組を推進及び展開し、SDGs への取組及び海洋政策の推進と並行し、豊かな海洋資源を活用した新たな産業の創出など、関係機関等とブルーエコノミーの展開を図る必要があります。このようなブルーエコノミーを推進するため、海底鉱物資源や海洋バイオ分野の研究開発等を強化し、新たな産業の創出に向けて取り組みます。

広大な海洋から得られる多様な資源と多大な恩恵を持続可能な形で活用するとともに、将来の産業化を見据えた研究開発等の促進を図るため、次に掲げる施策を推進します。

① 海洋環境を活用した再生可能エネルギーの導入促進

海に囲まれた本県において、導入ポテンシャルが大きいとされる海洋環境を活用した再生可能エネルギーの将来的な導入拡大のため、実用化に向けた技術の確立に向けて、洋上風力発電をはじめ、海洋温度差、潮流、波力等を活用した発電等における研究機関や民間事業者等の研究開発の促進に取り組みます。

② 海洋調査・開発の支援拠点形成に向けた取組の推進

海洋環境・資源に囲まれる本県の離島は、再生可能エネルギー、メタンハイドレート、海底熱水鉱床等の調査研究拠点として重要な立地にあり、県内離島への関連施設の設置を積極的に検討する必要があります。このため、本県周辺海域に賦存する可能性が高い海底熱水鉱床等の海底資源に関して、将来の産業化を見据え、国の調査・研究等の情報収集等に取り組むとともに、海洋調査・開発の支援拠点形成の検討に向けて、国や関係機関と連携しながら取り組みます。

③ 海洋政策の総合的推進

持続可能な海洋島しょ圏の発展、海洋立国と国際社会への貢献を基本方向に、我が国の海洋政策推進の新たな拠点となる国「海洋政策センター(仮称)」の設置を促進し、調査研究体制の充実、海洋環境・資源の利活用、離島地域の活性化など、ブルーエコノミーを先導する地域として海洋政策を総合的に推進します。また、沖縄科学技術大学院大学(以下、「OIST」)や琉球大学、研究機関等との国内外のネットワーク形成を視野に入れた产学研官の相互連携、海洋生物資源の持続可能な利活用の共同研究や、ブルーカーボンなど海洋生態系の活用可能性の検討等に取り組むとともに、持続可能な海洋島しょ圏を支えていく海洋人材の育成・確保に取り組みます。さらに、海洋に関する理解を深め、本県の豊かな海への関心をより一層高めるため、美ら海水族館等の社会教育施設、研究機関、関係団体等と連携した海洋教育を推進するとともに、「海の日」等の機会を通じた海洋に関するイベントの開催等による情報発信に取り組みます。



(4) 沖縄文化の保存・継承・創造と更なる発展

文化とは、一般的には、それぞれの社会で共有される行動様式や思考様式あるいは精神活動の総体を指します。文化はその多様で異質な価値観を通じて、効用や生活の質を規定するものであり、同じ「モノ」を消費しても文化の違いを通じて効用が異なります。古の人々は自然に畏敬の念を払い、人間が立ち入れない聖域を創り、自然の中で人は生かされるという文化を持っています。

また、沖縄文化は、自然に畏敬の念を払い、先祖を敬い、他者の痛みに寄り添う伝統文化です。先祖を敬うことは古きを温めて新たな価値を見いだすにつながり、他者の痛みに寄り添うことは SDGs の「誰一人取り残さない」という理念と一致します。

本基本施策の展開においては、本県の地理的特性や歴史過程を経て醸成された独自の伝統文化の継承とともに、多様性と普遍性が共存する新たな文化芸術が創造され、多様な担い手が活躍できる様々な機会及び場が創出されることで、県民の喜びや誇りとし、世界を魅了する沖縄文化の更なる発展を目指します。

文化・芸術活動の担い手が沖縄の多様な文化を継承し、また、県民等が文化・芸術に触れる機会を増やすこと等、沖縄文化の継承・創造と更なる発展を支える環境を拡充することが課題です。

このため、沖縄文化の継承・発展・普及、文化芸術の振興と文化芸術を支える環境づくり、沖縄空手の保存・継承・発展及び伝統工芸の振興に取り組みます。

ア 沖縄文化の継承・発展・普及

琉球王朝時代より培われてきた伝統文化、県内各地の伝統行事及び歴史を継承し、沖縄文化を更に発展させていくため、次に掲げる施策を推進します。

① 各地域におけるしまくとうばの保存・普及・継承の促進

言葉が生活又は文化芸術の基層をなし、文化そのものであることに鑑み、「しまくとうばアーカイブ」の作成等により、消滅の危機にある各地域のしまくとうばの保存及び継承に取り組みます。また、しまくとうば普及の中核的機能を担う「しまくとうば普及センター」を中心に、関係機関や関係団体と連携を図りながら、各地域のしまくとうば養成講座や出前講座の実施に取り組みます。さらに、小・中学校や高等学校でのしまくとうば教

材を活用した学習活動への支援など、しまくとうばの普及に取り組むとともに、各地域でしまくとうばの普及に取り組む団体や民間企業等への支援を通して、県民のしまくとうばを聞く機会や話す機会の創出に取り組みます。

② 伝統芸能の継承・発展

組踊、三線を伴奏楽器とする三線音楽、琉球舞踊その他の伝統芸能等を県民向けに披露する機会の創出や、広く国内外に向けた鑑賞機会の提供と情報発信を通して、伝統芸能の継承と発展に取り組みます。また、各地域の伝統芸能の担い手となる若手実演家等の公演機会の充実を図り、本県の伝統芸能の世代継承に取り組みます。

③ 伝統文化の保存・継承・発展

地域や島によっては、伝統行事をはじめ伝統的な生活文化が失われつつあることから、シンポジウムや公演等を通して伝統行事等を見直すきっかけをつくり、地域や島の伝統行事の伝承・復元等に向けた取組を推進します。また、本県の文化や歴史の中で培われてきた伝統的食文化については、琉球料理伝承人の養成やユネスコ無形文化遺産登録に向けた県民の気運醸成を図り、独特な食文化の保存・普及・継承に取り組みます。さらに、地域に残る伝統行事等の民俗文化財の調査や映像・文書記録作成等に係る関係機関への支援を通して、伝統文化の保存と継承に取り組みます。

④ 文化財の保存・活用

沖縄の先人たちの英知が刻まれた貴重な文化財の適切な保護と保全状態を考慮した効果的な利活用に取り組みます。また、無形文化財については、保存会等が行う取組への支援や映像資料・報告書等の記録保存に取り組みます。さらに、文化財の新たな指定に向けた調査、米軍基地内を含む埋蔵文化財の各種調査・保全、在外文化財の調査、戦災文化財の復元等を進め、貴重な文化遺産の後世への継承に取り組みます。

⑤ 歴史資料の保存・編集・活用

沖縄に関する歴史認識・文化意識をより一層深めるため、歴史に関する調査研究、資料収集を行い、ウェブ等を利用して県民等が効果的に資料の活用ができるよう取り組むほか、本県の自然・歴史・文化を網羅した体系

的な歴史書「新沖縄県史」及び琉球王朝時代の外交文書集「歴代宝案」の編集刊行に取り組みます。また、琉球政府関係文書の貴重な資料を適切に保存し広く県民等の利用に供するため、資料の修復やデジタル化を進め、ウェブ上で閲覧できるデジタル・アーカイブ化及び資料の調査・収集に取り組みます。さらに、米国国立公文書館に所蔵されている資料や映像の収集・公開など、沖縄戦及び戦後統治下の記録収集に取り組みます。

イ 文化芸術の振興と文化芸術を支える環境づくり

沖縄の伝統文化を担う継承者の育成や文化芸術団体を支援するとともに、文化資源を活用した魅力的な地域づくりを図るため、次に掲げる施策を推進します。

① 創造的文化芸術の発展を担う人材の育成

文学、音楽、美術、演劇、舞踊、メディア芸術など、県民の主体的・創造的な芸術文化活動による新たな文化芸術の創出促進に取り組むとともに、本県の文化芸術の発展を担う人材の育成に取り組みます。また、幅広い芸術を専門的に学ぶ教育機関である沖縄県立芸術大学については、様々な学生が心身ともに充実した学生生活を送り、意欲的に学修に取り組むことができるよう、学修支援、生活支援等の学生へのきめ細かな支援体制を整備するほか、学生が個性や能力を生かし希望した進路に進むことができるよう、キャリア支援を推進します。

② 県民等の文化芸術活動の充実

高齢者や障害者、青少年をはじめ広く県民が、国内外の優れた文化芸術を鑑賞できる機会を拡充し、文化創造活動の尊さや芸術の感動を体感できる環境づくりに取り組みます。また、中学校・高等学校の総合文化祭への支援や中学校・高等学校生徒の派遣費支援のほか、こころの芸術・文化フェスティバル、身体障害者福祉展等の開催を通して、青少年や障害者等の文化活動の活性化に取り組みます。さらに、2022年に開催予定の「美ら島おきなわ文化祭2022」の成功に向けて、市町村、関係機関、県民等一丸となって取り組みます。

③ 文化資源を活用した地域づくり

地域の歴史、伝統的風習、伝行事等に対する住民の愛着心を醸成し、地域外との交流を通じた地域文化の掘り起こしに加え、県内各地で開催されている伝統芸能や地域行事の積極的な発信に取り組みます。また、地域に伝承するエイサー等の伝行事や地域の食文化など、地域の個性豊かな文化資源の特性に応じたまちづくりに資する取組を推進します。さらに、文化関係団体や企業の文化芸術活動に対する支援を促進し、社会全体で文化芸術活動を支える仕組みの充実に取り組みます。

④ 文化芸術活動を支える基盤の強化

国立劇場おきなわや沖縄県立博物館・美術館、その他の文化芸術施設及び文化芸術施設以外の公共の施設を活用した文化芸術活動の場の創出と、文化発信交流拠点の充実に取り組みます。また、NPO、文化ボランティア活動、企業等の芸術文化支援を促進するなど、社会全体で文化活動を支える環境づくりに取り組みます。

ウ 沖縄空手の保存・継承・発展

沖縄空手を次世代へ継承するとともに、「空手発祥の地・沖縄」を世界に向けて発信し、「空手の聖地・沖縄」を確立するため、次に掲げる施策を推進します。

① 沖縄空手の指導者及び後継者の育成

沖縄空手を支える道場や関係団体の運営基盤の強化を図り、次世代を担う指導者及び後継者の育成並びに県民が沖縄空手に接する機会の創出等に取り組みます。また、継承プログラムや指導体系書の策定のほか、各流派や道場間での技術講習会・情報交換会の開催等を行い、沖縄空手の技及び精神性の継承並びに指導体制の確立に取り組みます。さらに、競技空手と伝統空手を両輪として、運動会や学習発表会等への沖縄空手の導入を広げ、感性を育む大切な時期である幼少期における空手の体験機会の創出に取り組みます。

② 沖縄空手会館を拠点とした「空手発祥の地・沖縄」の強力な発信

博物館相当施設としての機能を有する沖縄空手会館による沖縄空手に関

する資料収集、調査研究、展示、教育普及等の博物館法に規定される諸活動の推進により、学術研究の深化・発信に取り組むとともに、沖縄空手会館を拠点に官民挙げて世界大会や各種セミナーの開催、沖縄空手案内センターによるコーディネートなど、空手愛好家の受入体制の強化を進め、広く国内外に対し「空手発祥の地・沖縄」の発信に取り組みます。また、沖縄空手を見て、触れて、体感できるよう、遠足や修学旅行など、児童生徒の校外学習、県民の生涯学習、観光客向けの体験プログラム等の場として、沖縄空手会館の利活用促進に取り組みます。さらに、沖縄空手に関する様々なコンテンツの制作や国内外のイベントでの空手家による演武披露のほか、女性の美容やシニアの健康を目的としたエクササイズ等による魅力発信に取り組みます。

③ 沖縄空手世界大会の定期開催等を通じた国際交流

世界に1億3千万人いるといわれる空手愛好家を対象に、沖縄空手世界大会や空手の日記念演武祭など、世界レベルの大会や国際的なイベントを実施し、沖縄空手を通した国際交流の活性化に取り組みます。また、世界各地への指導者の派遣や海外の空手関係団体との連携を通して、沖縄空手の海外普及の促進とグローバルネットワークの構築に取り組みます。さらに、「空手の日」や「世界のウチナーンチュ大会」等のイベントを活用して空手演武のギネス記録更新に取り組むほか、来沖した海外空手家と県内児童生徒の交流の場を創出するなど、沖縄空手を通した国際交流に取り組みます。

④ ユネスコ無形文化遺産の登録に向けた取組の推進

先人が築きあげてきた沖縄空手の型に秘められた精緻な技と平和を希求し礼節を重んじる精神性を研究し、その保存・継承及び普及・啓発に關係機関や団体と協働して取り組みます。また、沖縄空手に関する学術研究を推進し深めるとともに、人格を高め「平和の武」といわれる沖縄空手の伝統文化としての価値を広く啓発し、ユネスコ無形文化遺産登録に向けた気運の醸成に取り組みます。

エ 伝統工芸の振興

本県の地理的・歴史的経緯から育まれてきた地域の魅力的な文化資源や長

い歴史・風土の中で培われてきた伝統工芸の技術・技法を継承するとともに、これらの資源を活用し、魅力的なものづくりを図るため、次に掲げる施策を推進します。

① 伝統的な技術・技法の継承と経営基盤の強化

沖縄県工芸士認定制度の活用や人材育成を通して、伝統的な技術・技法の継承と高度化に取り組みます。また、原材料の安定確保、製造技術の向上、工程の見直し等により安定した製品供給体制の確立を図り、工芸事業者等の経営基盤の強化に取り組みます。さらに、おきなわ工芸の杜を活用した伝統工芸の体験学習や情報発信等により、消費者と作り手との交流を広げ、伝統工芸の啓発普及と消費の拡大を図ります。

② 伝統工芸を活用した感性に働きかける魅力的なものづくりの振興

産地や試験研究機関等との有機的な連携を図り、工芸の要素・資源や技術・技法を活用した新たな工芸品の開発及び二次加工製品の製造の支援に取り組みます。また、おきなわ工芸の杜において、作り手と異業種の交流を促進し、新たな市場開拓や商品開発、ビジネスモデルの創出に取り組むとともに、消費者の感性に働きかける感性型製品の開発やブランド力の向上、おきなわ工芸の杜やICTを活用した県民や観光客に対する情報発信の強化、国内外への効果的な販路拡大等に取り組みます。さらに、工芸品の認知度向上のため、展示会の開催や文化施設等との連携など、県民をはじめ多くの方々へ伝統工芸に触れる機会を提供し、沖縄工芸の魅力や価値の向上に取り組みます。



(5) 悅久の歴史や伝統文化に育まれた魅力ある空間と風土の形成

平成12年12月に世界遺産に登録された「琉球王国のグスク及び関連遺産群」は、文化的・歴史的価値が高く評価されているとともに、郷土史学習の場としても活用されている重要な地域文化資源です。世界遺産への登録は、本県独自の歴史・文化が世界的に認められたことを意味するとともに、県民一体となつた文化財の保全、活用への努力に対する評価でもあります。これら価値の高い文化遺産を一層確実に次世代へ守り伝えていく責任を国際社会に対して負うこ

1 とになったともいえるのです。

2 そして、令和元年の火災で焼失した首里城は、琉球王国の歴史、まさしく万
3 国津梁（世界の架け橋）として独自の文化を築いてきた歴史そのものであり、
4 県民の心の拠り所として、かけがえのない場所となっています。このことから、
5 首里城の復元はもとより、首里城に象徴される琉球の歴史・文化の復興に取り
6 組むことが求められています。

7 本基本施策の展開においては、県民の重要な歴史・文化資源である沖縄固有
8 の景観・風景・風土を重視した千年悠久のまちづくりを進め、人々を惹きつける
9 悅久の歴史や伝統文化に育まれた魅力ある空間と風土の形成を目指します。

10 都市化が進展し、産業用地の需要が高まっている中にあっても保全と開発の
11 両立を図りながら、沖縄らしい景観・風景づくりや独自の歴史・文化を体現する
12 風格ある都市空間を創出することが課題です。

13 このため、首里城の復元はもとより、そこに象徴される歴史・文化の復興に
14 取り組むとともに、沖縄の自然を生かし、歴史と景観に配慮した千年悠久のま
15 ちづくりに取り組みます。

16 ア 首里城の復興

17 令和元年10月の火災により焼け落ちていく首里城の姿は、県民のみならず、
18 各国の人々に大きな喪失感を与えました。しかし、その直後から首里城の焼
19 失を我がことのように心を痛め、その復元に向けて何かできることはないか
20 と多くの人々が立ち上がり、本県には国内外より激励の声や復興に向けた支
21 援が数多く寄せられました。このような機運の高まりは、貴重で魅力ある琉
22 球文化の価値を改めて認識することにつながっています。

23 組踊、空手やエイサーなど琉球文化の次世代への継承や発展を推進するとともに、ウチナーンチュが誇れる琉球文化を国内外へ発信するなど、首里城に象徴される琉球王国の歴史、万国津梁として独自の文化を築いてきた琉球文化のルネサンスを興し、首里城の焼失によって改めてその価値が再認識された沖縄独自の文化について、自信と誇りを持ち、その価値を将来に向けて高め、世界に発信していく必要があります。

24 首里城の復元のみならず、首里城に象徴される歴史・文化の再評価及びこれ
25 を基層とした文化の発展・復興を本県の振興につなげていくため、次に掲
26 げる施策を推進します。

① 正殿等の早期復元と復元過程の公開

国及び首里城復元に関する技術者・関係機関との連携の下、復元・修復に携わる人材の確保と育成に取り組むとともに、復元に必要とされる木材や赤瓦等の県産資材の調査・研究を進めるなど、県産資材の利活用に取り組みます。また、県民をはじめ国内外から寄せられた寄附金に関しては、国との連携の下、正殿の木材や赤瓦など首里城の象徴的な箇所に活用し、首里城の早期復元に向けて取り組みます。さらに、今般の首里城火災に対し、国内外より激励や復興に向けた支援が数多く寄せられている中、首里城の復興に当たっては、正殿及び関連施設の復元過程の公開を行うとともに、「復興」の理念と道筋について、国内外へ積極的に情報発信し、県民や多くの方々の復興に対する継続的な関心につながるよう、観て、学び、楽しめる「見せる復興」に取り組みます。

② 首里城公園の管理体制の強化と首里杜地区の歴史まちづくりの推進

首里城公園の特性や想定される様々な出火要因等を踏まえた新たな防火対策等の実施や公園全体の防火対策の強化を図り、国や関係機関と連携した再発防止策の策定及び安全性の高い施設管理体制の構築により、二度と火災により焼失を生じさせないよう取り組みます。また、首里城を中心とした首里杜地区において、「新・首里杜構想」による歴史まちづくりの実現に向けて、行政・有識者・住民・企業等の関係者が連携して、自然・歴史・文化を感じる景観の創出に取り組みます。さらに、県営公園内の中城御殿跡や円覚寺跡等の歴史文化遺産の計画的な整備や、歴史・文化を体験できる行催事等を推進し、首里城公園の魅力の向上を図るとともに、地域に点在する文化資源の段階的な整備について、事業主体や保存に係る調査等の課題解決に向けて、那覇市、国と連携して実現可能な方策や観光資源としての利活用の検討に取り組みます。加えて、観光交通の分散化を促す取組及び大型バス駐車場やパーク・アンド・ライドの推進等による観光客の受入環境の整備、龍潭線及び周辺道路の無電柱化や道路整備による交通環境の整備、公共交通網の充実やICTを活用した情報提供による歩行者中心で快適な道路空間の創出に取り組みます。

③ 首里城に関する文化財等の保全・復元・収集

世界遺産である首里城正殿遺構については、損傷の状態を的確に把握し、文化庁と連携しながら保護対策や公開に取り組みます。また、首里城及び

周辺文化財の発掘調査の成果を、最新デジタル技術を活用し世界に向かって発信に取り組みます。さらに、関係機関と連携の下、被災した文化財の修復・復元や国内外に所在する琉球王朝時代の文化財等の所在調査に取り組みます。

④ 首里城に関する伝統技術の活用と継承

国との連携の下、県内の漆芸や木工等の技術者を活用した首里城の復元工事を進めるとともに、復元後の維持管理・修繕にも活用されるよう技術者の育成に取り組みます。また、琉球王朝時代から伝承された伝統技術について、最新デジタル技術等を活用した伝統技術の継承に取り組みます。さらに、文化財等保存技術の習得に関する体制や工芸技術等の伝承者養成に向けた体制を整備し、適正な技術の継承に取り組みます。

⑤ 首里城を中心とした琉球文化のルネサンス

首里城及びその周辺エリアにおいて、国立劇場おきなわ等の関係団体と連携し、組踊、空手や県内各地の伝統芸能の鑑賞など琉球文化を体感できる機会の創出や、芸術性・エンターテイメント性の高い新たな琉球芸能の創作機会の創出等に取り組みます。また、伝統芸能の県外公演・海外公演に対する支援等や琉球の美術工芸品等を保有する国内外の美術館での公開、最新技術を活用し制作した琉球文化のデジタルコンテンツの世界へ向けた発信に取り組みます。さらに、異分野・異業種間の連携する仕組みを構築し、多様性・独自性を持つ本県の文化資源を活用した新たなビジネスモデルの創出やおきなわ工芸の杜を活用した商品開発、マーケティング、ブランド力向上等を推進し、沖縄の伝統工芸の魅力や価値向上に取り組みます。

イ 沖縄の歴史と景観に配慮した千年悠久のまちづくり

沖縄らしい風景・景観を県民共有の財産として次世代に継承し、人々を惹きつける価値創造型のまちづくりを進めるため、次に掲げる施策を推進します。

① 沖縄固有の景観・風景・風土を重視した魅力的な景観形成

風景づくりの主体である市町村の景観行政団体への移行促進や地域住民が主導的役割を担う風景づくりの推進体制の構築を促進するとともに、市町村間連携による広域的な風景づくりに取り組みます。また、道路や沿道空間の緑化、無電柱化等に加え、都市部での公園・緑地等の配置など、景

観地区の指定や景観アセスメントの実施も踏まえ、潤いのある公共空間の形成に取り組みます。さらに、沖縄らしい風景づくりや景観形成に向けて、風景・まちなみの再生を先導し専門的な知識を有する人材の育成や技術開発に取り組みます。

② 世界遺産の環境整備と歴史的景観を活用したまちづくりの促進

琉球王国のグスク及び関連遺産群の保全や周辺の整備を進め、歴史と調和した景観の創出を図ります。また、古民家等の保全に向けた技術者の育成や資材の確保等により、古民家や御嶽・拝所・石垣・赤瓦など各地域の景観資源の保全等に努め、これらを活用したまちづくりに取り組みます。さらに、本県の文化的な歴史遺産や風土等と調和し、自然と共生する憩いの場となる都市公園の整備に取り組みます。

③ 沖縄固有の景観資源の保全・継承

河川や海岸等の水辺環境においては、水と緑の貴重な空間や憩いの場としてのニーズが高まっていることに加え、景観を構成する重要な要素であることから、環境保全や景観に配慮した河川や海岸の整備に取り組みます。また、都市景観の向上については、防災面での機能も併せた電線共同溝による無電柱化等を推進し、良好な景観の創出に取り組みます。

1

2 心豊かで、安全・安心に暮らせる島を目指して

3



4

(1) 子どもの貧困の解消に向けた総合的な支援の推進

本基本施策の展開においては、家庭の経済状況等に左右されず、沖縄の未来を担うすべての子どもたちが夢や希望を持って成長することができる、「誰一人取り残さない社会」の実現を目指します。

子どもの貧困の世代間連鎖の克服と解消に向けては、核家族化、人間関係の希薄化や自己責任論等から「社会的孤立」に陥りやすく、日々の生活に追われ行政からの支援情報が届きにくい「情報弱者」となっていることを考慮し、支援を必要としている子どもを確実にセーフティネットにつなげるほか、子どもの保護者に対する就労支援の充実を図るなど、困窮する家庭の家計や雇用の質の改善等による経済施策を行うことに加え、どのような状況に置かれていても、子どもたちが質の高い教育を受けることができる環境を提供し、個々の成長と豊かな人生の実現を後押しする教育施策を行うことが課題です。

このため、子どものライフステージに応じたつながる仕組みの構築及び県民運動の展開、貧困状態にある子どもへの支援及びひとり親家庭等の困難を抱える保護者への支援に取り組みます。

20

ア 子どものライフステージに応じたつながる仕組みの構築及び県民運動の展開

貧困が子どもの生活と成長に与える悪影響を解消又は予防するため、貧困状態にある子どもとその保護者に必要な支援及び支援者がつながる仕組みを構築する必要があります。国・県・市町村、教育・福祉・雇用・医療等の関係団体、NPO、ボランティア、企業、大学等が連携・協働し、離島・へき地を含む県内各地域の実情に配慮しながら、子どもの成長とライフステージに的確に対応するきめ細かな支援を総合的に展開することが必要です。

このため、子どものライフステージや家庭の状況に応じて適切な支援機関へつながる仕組みの構築や、子どもの貧困に対する理解を深め県民運動としての連携・協働を積極的に進めるため、次に掲げる施策を推進します。

31

① つながる仕組みの構築

妊娠期、乳幼児から小中学生に至る子育て期、子どもの自立に至るまで

の各ライフステージに応じた切れ目のない支援、家庭や子どもへの関わりを通して適切な支援機関等へつなげる仕組みの構築など、多様なニーズと課題に対応する効果的支援を行い、どのような状況でも子どもたちが希望を持って成長できる環境づくりを県全域で取り組みます。また、親の妊娠・出産期から、生活困窮を含めた家庭内の課題を早期に把握し、社会的孤立を防ぐため、母子健康包括支援センター（子育て世代包括支援センター）の市町村への設置を促進するなど、適切な支援へつなげる体制構築に取り組みます。さらに、子どもの貧困に関する現状を把握し、関係機関との情報共有や支援につなげるための調整等を行う「子供の貧困対策支援員」を市町村に配置するとともに、離島及びへき地を含む県内各地域の実情に配慮した支援体制づくりに取り組みます。

② 県民運動の推進及び子どもの貧困問題に関する普及啓発

子どもの貧困を自己責任論ではなく、社会全体で取り組むべき問題であることの理解を深めるため、「沖縄子どもの未来県民会議」を中心に、広報・啓発活動に取り組みます。また、子どもの学びと育ちを社会全体で支え、子どもたちが安心して暮らせるよう、国・県・市町村、教育・福祉・雇用・医療等の関係団体、NPO、ボランティア、企業、大学等が連携・協働した県民運動の展開に取り組みます。さらに、本県の子どもたちを取り巻く家庭環境や経済状況が、子どもやその保護者の日常生活に及ぼす影響を調査・分析し、子どもや子育て家庭への支援策の充実に取り組みます。

イ 貧困状態にある子どもへの支援

困窮世帯等の支援に当たっては、就学援助を含む各種の支援策や助成措置等の周知はもとより、生活に関する相談、個々の状況や様々なニーズに応じた支援とともに、家計の改善につながる各種の機会と道筋を整えることが必要です。

このため、貧困状態にある子どもに対して、安全・安心に過ごせる居場所の整備等の生活支援や、バス通学費等負担軽減等の経済的支援の実施に向けて、次に掲げる施策を推進します。

① 生活及び教育支援の充実

子どもが安全・安心に過ごせる子どもの居場所等の設置・拡充や居場所等の活動が充実するよう効果的な支援や環境づくりに取り組みます。また、

地域住民等の参画を得て学習支援等の学校支援活動を実施する市町村に対する支援、低所得世帯の子どもに対する学習習慣の定着に向けた支援、多様な進学希望に対応した学習支援及びその親に対する養育支援等に取り組みます。さらに、地域で食事の提供を行う居場所や十分に食事を摂ることが難しい家庭に対し、食品等を安定的に供給する体制整備に取り組みます。

② 経済的な支援の充実

低所得世帯の生活の安定と子どもの健全な育成を図るため、放課後児童クラブ利用料等の負担軽減に取り組みます。また、児童生徒が安心して教育を受けられるよう、就学援助制度の活用促進、就学支援金支給やバス通学費等支援など、家庭の教育費負担の軽減に取り組みます。さらに、低所得世帯等に対し、社会で自立し活躍できる人材を育成する大学等において修学できるよう授業料等の負担軽減に取り組みます。

ウ ひとり親家庭等の困難を抱える保護者への支援

ひとり親家庭等の家計の改善に向けて、所得水準の高い職種等への就職・転職やキャリアアップのためのスキル習得等の機会を充実させ、就労支援と組み合わせた取組を拡充する必要があります。また、県内企業・事業所の生産性の向上と雇用環境の改善を図り、様々な状況に置かれているひとり親家庭等の雇用機会の拡大や賃金の上昇とともに、貧困の連鎖を断ち切る所得の向上につなげていく必要があります。

このため、経済的に困窮するひとり親家庭等の保護者の自立に向けて、次に掲げる施策を推進します。

① ひとり親家庭等の困難を抱える保護者への生活自立支援

ひとり親家庭等の生活の安定と自立した生活に向けて、保育や医療に係る経済的負担の軽減や住宅支援等の生活支援に取り組みます。また、個々が抱える課題に応じた就労支援や、企業における正規雇用促進の支援等による雇用の質の改善に加え、子どもへの学習支援など、各家庭の状況に応じた総合的な支援に取り組みます。さらに、生活困窮者に対し、生活に関する相談など個々の状況に応じた支援、職業訓練の実施、職業のあっせんなど、保護者への就労や学び直しの支援に取り組みます。

1
2
3

4 (2) 誰もが安心して子育てができる環境づくり

5 本基本施策の展開においては、誰もがどこでも安心して子どもを産み、子どもたちは「島の宝」として健やかに成長し、支援を必要とする家庭や若者には十分な支援が行われるなど、すべての県民が安心して子どもを産み育てることができる環境の実現を目指します。

9 世代に応じた子育て支援や地域の子育て支援体制の充実を図るとともに、支10 援を必要とする子ども、若者、要保護児童等へのきめ細かな支援を行うことが課題です。

12 このため、子ども・子育て支援の充実及び子ども・若者の育成支援に取り組13 みます。

14

15 ア 子ども・子育て支援の充実

16 安心して妊娠・出産・育児を行える環境を確立するため、妊産婦及び乳幼17 児の各段階に応じた健康診査等の実施による健康の保持・増進や、安全・安18 心な子育て環境の整備に係る次に掲げる施策を推進します。

19

20 ① 妊産婦を支える体制づくり

21 すべての妊産婦に安全・安心な妊娠・出産ができる環境を提供するた22 め、母子健康包括支援センター（子育て世代包括支援センター）の市町村23 への設置を促進し、適切な支援へつなげる体制構築に取り組むとともに、24 定期的な健康診査の受診促進や周産期保健医療の確保・向上に取り組みま25 す。また、生涯を通じた女性の健康の保持増進を図るため、女性健康支援26 センターを拠点に、妊娠・出産等に関する専門家による電話相談等に取り27 組みます。

28

29 ② 乳幼児の健康の保持・増進

30 乳幼児健診の充実を図るため、健診に携わる担当者の研修会を開催する31 ほか、県内で出生したすべての新生児を対象に先天性代謝異常等検査を実32 施し、異常の早期発見と早期治療に向けた体制構築に取り組みます。また、33 子どもの疾病の早期発見と早期治療を促進するための医療費助成を行うと34 ともに、安定した在宅療養環境づくりや子どものこころの問題に対する支

援に取り組みます。さらに、看護師・医師による子どもの急な病気症状や対応方法への助言が得られる小児救急電話相談を実施し、救急医療機関の適切な受診と医療従事者の負担軽減を図りつつ、きめ細かな子育て支援の充実に取り組みます。

③ 乳幼児期の子育て環境の充実

待機児童が生じることのないよう、保育士の確保・定着に向けた処遇改善及び労働環境の改善、潜在保育士の復職支援に取り組むとともに、認可外保育施設を含めた幼児教育・保育の質の向上に取り組みます。また、多様な保育ニーズに対応するため、市町村と連携の下、育児相談等の地域子ども・子育て支援や延長保育、病児・病後児保育、預かり保育、医療的ケア児の受け入れ等のきめ細かな子育てサービスの提供体制・環境整備に取り組みます。さらに、誰もが安心して子育てを行える環境を実現するため、多子世帯における保育料の負担軽減に取り組みます。

イ 子ども・若者の育成支援

子ども・若者が健やかに成長できる環境を整備するため、安全・安心な子どもの居場所の確保や、個々の状況に応じた支援に向けて、次に掲げる施策を推進します。

① 子どもの多様な居場所づくり

地域、学校、市町村、各種団体等と連携し、多様な居場所の形成など子どもを地域全体で見守り支援する拠点の形成と拡充に努め、社会福祉協議会との連携促進やボランティア活動の活性化など、効果的な支援や環境づくりに取り組みます。また、公的施設を活用した放課後児童クラブの整備を促進すること等により、クラブの環境改善、質の向上及び保護者負担の軽減に取り組むとともに、多子世帯への支援や児童館等の整備を促進すること等により、多様な子ども・子育て環境の充実に取り組みます。

② 困難を有する子ども・若者やその家族等への支援

非行防止教室を通じた少年の規範意識の向上、スクールサポーターの効果的な活用のほか、少年警察ボランティア等と連携した非行少年の立ち直り支援、未成年者による深夜はいかい等の防止のための運動など、青少年が健全に成長できる環境の整備に取り組みます。また、ヤングケアラーを

1 含む社会生活を営む上での困難を有する子ども・若者及びその家族等に対
2 し、子ども・若者総合相談センターをはじめとする関係機関と連携し、多角
3 的な支援に取り組みます。

4

5 **(3) 要保護児童や児童虐待に対する取組の強化**

6 要保護児童等への支援については、市町村要保護児童対策地域協議会や
7 児童相談所の体制強化及び子ども家庭総合支援拠点の市町村への設置を促
8 進するとともに、関係機関と連携の下、児童虐待の未然防止及び早期発見
9 ・早期対応に取り組みます。また、子どもの権利利益の擁護及び子どもが
10 健やかに成長することができる社会の実現に資する取組を進めるとともに、
11 子どもの最善の利益を優先して社会的養育の推進に取り組みます。さらに、
12 児童養護施設等の退所者や里親への委託が解除された児童が、夢や希望へ
13 挑戦し自立へつなげていくため、自立支援や相談支援に取り組みます。



17 **(3) 健やかな暮らしと安心を支える充実した医療提供体制の確保**

18 本基本施策の展開においては、県民一人ひとりが豊かな人生を過ごせるよう、
19 健やかに暮らすための健康づくりが実践できる環境整備と安心を支える充実し
20 た医療提供体制の確保を目指します。

21 県民一人ひとりが主体的に日々の健康づくりに取り組むとともに、島しょ地
22 域の課題や諸条件を踏まえながら、県内各地域に充実した医療提供体制を整備
23 することが課題です。

24 このため、「健康・長寿おきなわ」の復活、質の高い医療提供体制の充実・
25 高度化、離島・へき地医療、救急医療提供体制の確保・充実、感染症に備えた
26 保健衛生、医療提供体制の拡充・強化及び保健衛生環境の向上に取り組みます。

27

28 **ア 「健康・長寿おきなわ」の復活**

29 「健康・長寿おきなわ」の復活に向けた、県民一人ひとりの健康づくりや
30 生活習慣病予防に向けた自主的な活動を促進するため、次に掲げる施策を推
31 進します。

32

33 **① 県民一人ひとりの健康づくり活動の定着**

34 日常生活における継続的な健康づくりに向けて、県民一人ひとりが健康

の大切さを自覚して行動することを促すため、健康づくりに関する正しい知識の普及啓発等に取り組みます。また、食育については、県民一人ひとりが生涯にわたって健全な心身を培い、豊かな人間性を育むことができるよう、子どもから高齢者まで各世代に向けた食に関する啓発・指導を行うなど県民運動としての取組強化を図ります。

② 生活習慣病等の予防に向けた健康的な生活の定着

糖尿病等の生活習慣病の予防及びがん等の早期発見に向けた健康診断や特定健診の受診率向上、生活習慣を改善するための食生活改善や適度な運動習慣等の実践に向けた環境整備に取り組みます。また、働き盛り世代の生活習慣の改善や、従業員等の健康管理を経営的な視点で考え戦略的に実践することで、組織の活性化につなげていく職場における健康づくりの促進に取り組みます。さらに、歯や口の健康づくりについては、乳幼児期・学齢期のむし歯予防や成人期・高齢期の歯周病予防並びに歯の喪失予防に向けた普及啓発を行い、80歳で自分の歯を20本以上保つという「8020運動」を広げ、県民の歯科保健意識の向上を図ります。加えて、飲酒や喫煙対策については、酒やタバコの健康影響に関する正しい知識の普及啓発や医療機関等による相談支援に取り組みます。

イ 質の高い医療提供体制の充実・高度化

地域における医療提供体制の充実・高度化を図るため、患者等の支援体制の充実に取り組むとともに、地域医療連携体制の構築や小児・周産期医療の充実、公立沖縄北部医療センターの整備に向けて、次に掲げる施策を推進します。

① 地域医療連携体制の構築

地域で必要な医療ニーズ等を踏まえ、良質かつ適切な医療を効率的に提供するため、地域医療構想に基づき病床の機能分化・連携や在宅医療の充実等に取り組みます。また、県内全域で質の高いがん医療を提供するため、一定の要件を満たす医療機関をがん診療連携拠点病院として整備し、がん医療に対する体制強化に取り組みます。さらに、県立病院については、地域における中核的な公的医療機関としての役割に応じた安定的な医療提供ができるよう、持続的な経営の健全化と必要な医療提供体制の整備に取り組みます。

1
2 **② 患者・家族等の支援体制の充実**

3 がん診療連携拠点病院等において、患者や家族が、診断早期にがん相談
4 支援センターにつながる体制づくりや情報提供体制の充実に取り組みます。

5 また、がん治療における正しい知識の普及や、がん患者が住み慣れた地域
6 社会で尊厳を持って安心して生活し、自分らしく生きることができる社会
7 の実現に向けた啓発に取り組みます。さらに、離島のがん患者、難病患者、
8 妊産婦等の島外の医療機関への通院に係る運賃や宿泊費等に要する経費を
9 補助し、経済的負担の軽減に取り組みます。

10
11 **③ 小児医療提供体制の充実**

12 県内全域で充実した小児医療を享受できる環境を整備するため、小児科
13 医が少ない圏域へ医師の派遣を行うほか、「かかりつけ医」制度の普及促
14 進に取り組みます。また、治療が長期にわたる小児がん等の特定疾病につ
15 いては、その治療法の確立を図りつつ、患者家族の医療費自己負担の一部
16 を助成し、経済的負担の軽減に取り組みます。

17
18 **④ 周産期医療提供体制の充実**

19 充実した周産期医療提供体制の確保を図るため、周産期母子医療センター
20 と分娩を取り扱う地域医療機関が一体となった体制の構築に取り組みます。
21 また、医療ニーズに応じた NICU（新生児集中治療室）及び GCU（回復
22 治療室）の充実のため、専門職の人材育成など周産期医療提供体制の整備
23 に取り組みます。

24
25 **⑤ 公立沖縄北部医療センターの整備推進**

26 北部医療圏の医師不足を抜本的に解消し、安定的かつ効率的な地域完結
27 型の医療提供体制を構築するため、県及び北部12市町村を構成団体とする
28 一部事務組合が設置主体となり、公立沖縄北部医療センターの整備を推進
29 します。また、公立沖縄北部医療センターは、北部医療圏における基幹的
30 な公的医療機関として、その特性に応じた地域医療や高度医療を持続的に
31 担うとともに、病院内に琉球大学病院地域医療教育センター（仮称）の設
32 置を進めるなど、医療従事者の育成に取り組みます。

1 ウ 離島・へき地医療、救急医療提供体制の確保・充実

2 あらゆる地域で様々な緊急事態においても医療を享受できる体制を整備す
3 るため、沖縄本島医療機関、離島の中核病院及び離島診療所との連携強化、
4 ドクターへリの活用や災害時の迅速な医療の展開に向けて、次に掲げる施策
5 を推進します。

6

7 ① 離島・へき地医療提供体制の確保・充実

8 離島・へき地医療については、地域のみで十分な医療を提供できない場
9 合があるため、沖縄本島の医療機関と離島診療所等との医療連携体制の充
10 実を図ります。また、離島に住む人が島内で専門医の診察を受診できるよ
11 う、離島診療所における専門医の巡回診療体制の充実に取り組みます。さ
12 らに、離島・へき地の医療機関で勤務を希望する医師について、全国規模で
13 情報を収集するとともに、離島・へき地への代診医の派遣等に取り組みます。
14 加えて、離島・へき地の診療所で勤務する看護師の確保・定着に向けて代替
15 要員の確保に取り組みます。あわせて、観光客の急激な増加やあらゆる事態
16 に対応できるよう、離島・へき地の中核病院の体制強化に取り組みます。

17

18 ② 救急医療提供体制の確保・充実

19 救急医療用ヘリコプターの運営補助、自衛隊や海上保安本部のヘリコプ
20 ターなど航空機への医師等添乗体制を確保し、救急搬送体制の充実に取り
21 組みます。また、救急医療従事者の負担軽減を図るために、休日・夜間の子
22 どもの急な病気への対応や医療機関の受診に関する電話相談等の情報提供
23 及び休日・夜間対応薬局への支援等に取り組みます。さらに、救急医療に
24 おいては、迅速な通報や応急手当が救命率の向上につながるため、市町村
25 や医療関係団体等との連携の下、救命措置の普及を推進します。

26

27 ③ 災害医療提供体制の確保・充実

28 災害時の救急医療活動の迅速な展開を図るため、災害派遣医療チーム
29 (DMAT) の養成や災害医療に関わる各種情報の集約・提供を行う広域
30 災害救急医療情報システムの運用に取り組みます。また、災害時に重症傷
31 病者を受け入れ、救護の活動拠点となる災害拠点病院に対する医療機器等
32 の導入支援を行い、災害医療提供体制の強化に取り組みます。

工 感染症に備えた保健衛生、医療提供体制の拡充・強化

感染症への備えの強化を図り、「安全・安心の島」を構築するため、感染症の予防及びまん延防止並びに感染症拡大時に備えた医療提供体制の整備に向けて、次に掲げる施策を推進します。

① 感染症対策の強化

県内での感染症の発生予防及びまん延防止のため、予防接種法に基づいて実施される各種の予防接種を推進し、市町村と県民に向けた普及啓発活動を通じた接種率の向上に取り組みます。また、結核を早期に発見し、確実に治療を行うことで、結核のまん延防止に取り組みます。さらに、新型インフルエンザ等の予防法や HIV 検査の受検方法の周知広報等に取り組みます。

② 新興・再興感染症拡大期に備えた医療提供体制の確保

感染症対策の重要な要素は各種検査の拡大であり、あらゆる感染症を想定し、検査が受けられる体制を迅速に構築できる環境整備に取り組みます。特に、新興感染症等の拡大に備え、感染症専門医、感染管理認定看護師及び感染制御認定薬剤師の養成に取り組みます。また、感染症対応の最前線である医療現場においては、スタッフ、病床、機材等も含めて十分な体制が確立されなければならず、新興・再興感染症の流行に備えて、医療機関・医療従事者等への支援体制の強化、PCR 検査体制の強化、医療資器材の確保など、医療提供・検査体制の強化に取り組みます。さらに、保健所業務である新興・再興感染症陽性者確認と追跡調査による接触可能性者の感染確認を迅速に行うため保健所の強化に取り組みます。加えて、新たなシステム構築などデジタル化を推進し、保健所業務の効率化を図ります。

感染隔離者のケアについては、医療施設の確保はもとより宿泊施設等の確保や病中・病後のメンタルケアも含めた医療提供体制の拡充に取り組むとともに、急速な感染拡大により自宅療養者が増加したときに備えるため、看護師等による健康管理、在宅医療及び症状変化時の医療機関受診・入院など、自宅療養者に対する医療提供体制の確保に取り組みます。特に、新興感染症の治療については、国の動向を踏まえ、新薬の投薬治療等を推進します。

オ 保健衛生環境の向上

県民の保健衛生環境の向上を図るため、保健衛生の中核を担う保健所の体制強化を図るとともに、食品等の安全・安心の確保、難病対策、薬物乱用防止対策等に向けて、次に掲げる施策を推進します。

① 食品等の安全・安心の確保

県内で流通する食品の安全・安心を確保するため、沖縄県食品衛生監視指導計画に基づき、食品表示の適正化や県内の食品取扱施設における監視指導及び食品の検査の強化に取り組みます。また、安全で良質な水を確保するため、市町村及び登録水質検査機関と連携し、簡易専用水道及び専用水道の衛生対策及び水道水質の監視に取り組みます。

② 難病対策の推進

原因不明で治療法が未確立であり長期にわたる療養が必要となる難病について、医療費等の助成を行い、難病患者及びその家族の経済的負担の軽減に取り組みます。また、専門性のある相談窓口を設置し、難病患者及びその家族の安定した療養生活の確保に取り組みます。

③ 自殺対策の強化

地域における自殺対策力の強化を図るため、地方公共団体、関係団体、民間団体等と緊密な連携を図り、自殺を考えている人へ個々のニーズに応じたきめ細かな相談支援等に取り組みます。また、「かかりつけ医」等に対し、精神疾患に関する医学的知識や対応法、精神科医療の必要性の判断、連携方法等について研修を行い、精神疾患の早期発見・早期治療に取り組みます。

④ 薬物乱用防止対策の強化

関係機関が一体となり、薬物乱用防止教育や地域に根ざした薬物乱用防止啓発活動に取り組みます。また、薬物密売組織及び末端乱用者への対策を徹底し、薬物依存・中毒者の治療と社会復帰を進め、併せて家族への支援の充実強化等に取り組みます。さらに、薬物乱用防止教育を推進する保健体育教諭、養護教諭、保健主事の資質向上を図るための研修会や専門家による薬物乱用防止教室の開催に取り組みます。

1

2 ⑤ 危険生物対策の推進

3 ハブ咬症対策については、本島内で急速に高密度化し分布域を拡大して
4 いるタイワンハブの効果的な防除対策の確立を進めつつ、咬症時の安全な
5 治療環境確保に向けて、県内医療機関へ抗毒素の配備に取り組みます。また、
6 ハブクラゲ、カツオノエボシ、オコゼ等の海洋危険生物による刺咬被害
7 を未然に防止するため、被害の多い場所への看板設置促進、対処方法の
8 周知など、県民及び観光客への広報啓発活動に取り組みます。

9

10 ⑥ 狂犬病対策及び動物の愛護・管理の推進

11 広く県民に対して狂犬病予防注射に関する普及啓発を図り、狂犬病の人
12 への感染防止に取り組みます。また、人と動物が共生できる社会に向けて、
13 適正飼養の普及啓発、犬猫の殺処分数削減等について、県民、動物愛護団
14 体、市町村等と連携・協働して取り組みます。

15



18 (4) あらゆるリスクに対応する安全・安心な島づくり

19 本基本施策の展開においては、地域の安全に県民・行政・民間事業者が協力し
20 て取り組み、あらゆるリスクから県民の生命や財産を守る安全・安心な島づくり
21 を目指します。

22 地域の安全対策、社会基盤等の防災・減災対策を講じるとともに、人的・物
23 的な被害を最小限に抑え込む高度な危機管理体制を構築し、県民一人ひとりが
24 安全に生活できる環境を構築することが課題です。

25 このため、危機管理体制の強化、大規模災害等に備えた強くしなやかな県土
26 づくりの推進及び安全・安心に暮らせる地域づくりに取り組みます。

27

28 ア 危機管理体制の強化

29 本県は島しょ県であり、他の都道府県と地理的な距離があるため、大規模
30 災害など様々な状況に対応できる実行力のある危機管理体制及び消防防災体
31 制の強化に向けて、次に掲げる施策を推進します。

32

1 **① 危機事象に応じた危機管理体制の構築**

2 様々な危機事象から県民の生命や財産を守るために、本県で新型コロナウ
3 イルス感染症や豚熱等が拡大した経験を踏まえ、想定される危機事象ごと
4 に、対応する行動計画を時系列で整理した「タイムライン」の策定など、
5 危機管理体制の構築に取り組みます。

6 自然災害や新型コロナウイルス感染症等のリスクが発生する中、事業の
7 継続や早期復旧を目的とした「事業継続計画（BCP^{*10}）」の策定について
8 は、国や商工会等の関係機関と連携し、県内企業の策定に向けた支援に取
9 り組みます。また、防災及び危機管理の拠点となる「沖縄県防災危機管理
10 センター」を整備し、同センターを中心として、様々な危機事象に対し迅速かつ
11 的確な危機対応が可能となる体制の構築を図るとともに、県民や本県を
12 訪れている観光客への迅速な情報提供に向けた「沖縄県防災情報システム」
13 の拡充・強化や市町村防災行政無線等の整備を促進するなど、防災体制及
14 び危機管理体制の強化に取り組みます。さらに、観光客が安全・安心で快
15 適に過ごすため、ICT等の活用により観光危機管理体制の強化に取り組み
16 ます。加えて、本県に漂流・漂着し県民生活や水産業、観光業等に影響を
17 及ぼしている軽石など、災害発生時の対応や処理・活用等を迅速かつ適切
18 に実施するため、各市町村及び民間企業・団体との協力・支援体制の構築
19 を図ります。

20 **② 地域防災力の向上**

21 地域における防災力の強化については、県民の防災意識の向上及び防災
22 教育を推進し、自主防災組織の普及拡大、消防本部及び消防団の拡充強化な
23 ど、地域防災体制の充実に取り組みます。また、様々な災害発生を想定した
24 ハザードマップを作成し、防災訓練や避難訓練の充実等に取り組みます。

25 さらに、本県は他の都道府県から遠隔の地に位置し、大規模災害が県内で
26 発生した場合、他の都道府県からの本格的な応援等の到着には時間要す
27 ることが指摘されていることから、消防防災ヘリ導入の推進、民間事業者
28 等との協定締結等により広域的な連携体制の強化に取り組みます。

*10 BCPとは、Business Continuity Planの略。災害発生時等に機能低下を最小限にし、早期の機能回復を図るための対応策等を定めた計画。

1 イ 大規模災害等に備えた強くしなやかな県土づくりの推進

2 大規模な自然災害や社会基盤等の老朽化の進行に起因するリスクから県民
3 の生命と財産を守るため、国が進める国土強靱化、防災・減災の取組を踏ま
4 え、次に掲げる施策を推進します。

5

6 ① 社会基盤等の防災・減災対策

7 社会基盤等の防災・減災対策については、予防的対策を含む既存施設の
8 機能維持・強化対策をはじめ、地震対策、河川の治水・浸水対策、土砂災
9 害対策、海岸の津波・高潮対策等に取り組みます。

10 治水対策については、氾濫域も含めて一つの流域として捉え、河川流域
11 全体のあらゆる関係者が協働し、流域全体で水害を軽減させる流域治水に
12 取り組みます。また、下水道による都市の浸水対策については、雨水幹線
13 や貯留浸透施設等の整備を推進するとともに、内水ハザードマップの作成や
14 住民等による自助を組み合わせることにより、総合的かつ効率的な防災・減
15 災に取り組みます。さらに、土砂災害対策については、ICT等を活用し、
16 砂防関係施設及び治山施設の整備によるハード対策と併せて、土砂災害警
17 戒区域等の指定及び見直しによる警戒避難体制の整備等のソフト対策に取
18 り組みます。加えて、高潮及び潮風害対策については、景観や生態系等の
19 自然環境に配慮するとともに、背後地の状況を考慮した海岸保全施設や防
20 風・防潮林等の整備に取り組みます。また、本県では鉄筋コンクリート造
21 の住宅が多く、木造住宅に比べて耐震化診断や改修費用が高額となること
22 から、耐震診断・改修を行いやすい環境の整備や負担軽減に取り組みます。

23

24 ② 社会基盤等の長寿命化対策

25 社会基盤施設については、適切な点検や診断の結果に基づき、予防的な
26 補修・補強や計画的な施設の更新を進めることで、ライフサイクルコスト
27 の最小化と構造物の長寿命化に取り組みます。また、今後見込まれる膨大
28 な施設の維持・更新を効果的かつ効率的に進めるため、ICTや非破壊検査
29 技術等の新技術を積極的に活用するとともに、PPP／PFI¹¹も踏まえた民間活力の導入により、公共施設の長寿命化対策に取り組みます。さらに、

*11 PPP／PFIとは、Public Private Partnership（公民連携）／Private Finance Initiative（民間主導公共サービス）の略。

1 亜熱帯地域に適した防災・減災、長寿命化等に対応するための技術者の育
2 成及び建設技術の研究・開発を促進します。

3

4 **(3) 避難誘導体制の構築**

5 各種災害が想定される区域を設定し、ハザードマップの作成の推進、各
6 種即報システムの拡充・強化を図り、県民や本県を訪れている観光客に向
7 けた情報発信の強化に取り組みます。また、浸水想定区域、土砂災害警戒
8 区域等に立地し、市町村の地域防災計画に位置付けられた要配慮者利用施
9 設は、関係法令に基づき、所有者又は管理者に避難確保計画の作成等が義
10 務付けられていることを踏まえ、市町村に対して技術的助言等を行うこと
11 で、市町村地域防災計画への要配慮者利用施設の位置付けを促進します。

12

13 **(4) 緊急時における輸送機能及び避難地等の確保**

14 災害発生時においては、住民が迅速かつ的確な避難行動を取ることが重
15 要であるため、避難地としての都市公園の整備や避難経路の確保及び緊急
16 輸送道路の無電柱化など緊急輸送機能を持つ施設の整備に取り組みます。

17 また、避難所においては、停電に対応するための非常用電源の確保をはじ
18 め、感染症対策を考慮したパーテイション、アルコール消毒液、簡易トイ
19 レ、毛布等の備蓄物資の確保に取り組みます。さらに、要配慮者の数や状
20 況に応じた福祉避難所が適切に配置されるよう、市町村における福祉避難
21 所の指定促進に向けて取り組みます。

22

23 **ウ 安全・安心に暮らせる地域づくり**

24 日常生活における犯罪や危険から県民を守るため、安全・安心に暮らせる
25 地域づくりを推進します。

26

27 **(1) 安全・安心な生活の確保と警察活動の強化**

28 地域安全対策については、犯罪情勢に即した県民への情報提供及び啓発
29 活動のほか、自主防犯ボランティア団体への支援や関係機関と連携した防
30 犯ネットワークの整備など犯罪の抑止活動に取り組みます。また、犯罪の
31 起きにくい社会の実現に向けては、警察安全相談体制の構築、交番機能の
32 充実・強化、人材育成、施設整備、各種装備資機材整備など警察基盤の強
33 化に取り組みます。さらに、犯罪発生数は一定数減少しているものの、県
34 民の安心感を更に向上させるために、治安について著しく不安を与える犯

1 罪、社会情勢の変化に伴って多様化する特殊詐欺、サイバー空間の脅威、
2 薬物犯罪、国際テロ等の犯罪への対応強化に取り組みます。

3

4 **② 犯罪被害者等への支援の推進**

5 犯罪被害者等が抱える精神的、身体的、経済的被害等の困難な状況の負
6 担軽減及び早期被害回復に向けて、国、県、市町村、民間支援団体、その
7 他犯罪被害者等への支援に関する機関と連携した支援活動及び支援内容
8 等に関する広報啓発活動を推進し、犯罪被害者等の人権を尊重し、権利の
9 保護に取り組みます。また、犯罪被害者等支援に関する条例制定を含め、
10 効果的な支援施策等の充実に取り組みます。

11

12 **③ 成人の適正飲酒及び未成年者飲酒防止対策の推進**

13 飲酒に絡む事件・事故の防止を図るため、県民に向けた多量飲酒を抑制
14 するための広報啓発の実施、アルコール関連犯罪の防止に関する措置に取
15 り組みます。また、未成年者に対し、教育委員会や学校、警察、保護者、
16 地域等が連携し、飲酒の内容も含めた非行防止教室において、その危険性
17 ・有害性の教育・広報啓発に取り組みます。

18

19 **④ DV 防止対策等の拡充**

20 配偶者からの暴力（DV）相談機能等の充実については、配偶者暴力相
21 談支援センターの拡充、関係機関との連携体制の強化、被害者の支援に向
22 けた取組、複合的な課題に対応できる相談支援体制の構築、DV 防止に向
23 けた広報啓発及び加害者対策等に取り組みます。また、性犯罪・性暴力
24 被害者に対する心身の負担軽減を図るため、引き続き「性暴力被害者ワ
25 ンストップ支援センター（病院拠点型）」を24時間365日体制で運営し、
26 離島を含む協力病院等関係支援機関との連携強化を図りながら、被害直後
27 からの医療支援を含めた総合的かつ速やかな支援に取り組みます。

28

29 **⑤ 交通安全対策の強化**

30 交通事故の防止や安全で円滑な道路交通を確保するため、道路管理者と
31 連携し、幹線道路や生活道路において交通安全施設等を重点的に整備・更
32 新とともに、最先端の ICT を活用した高度道路交通システム（ITS）
33 の整備等に取り組みます。また、関係機関やボランティア等と連携した交
34 通安全教育や交通安全活動を推進するとともに、飲酒運転根絶を図るため、

「沖縄県飲酒運転根絶条例」に基づき、各季の交通安全運動における広報啓発や飲酒運転防止に向けて、県民一体となった各種対策に取り組みます。

⑥ 水難事故対策の推進

県民や観光客のレジャー等による海・河川の利用については、水難事故発生防止に向けた安全パトロールの推進など、水難事故の未然防止対策を強化するほか、事故発生時の迅速な救助が可能となる体制の強化に取り組みます。

⑦ 消費生活安全対策の強化

複雑化かつ多様化する消費者被害については、被害相談窓口の機能強化、県民への啓発等に取り組むとともに、事業者に向けた不当な取引行為に対する指導等を強化し、未然防止と被害拡大の防止に取り組みます。また、消費者被害に遭わないよう自主的かつ合理的に行動するとともに、人や地域・社会、環境のこととも考えて行動ができる「うちなー消費者」の育成など消費者教育を推進します。



(5) 高齢者・障害者等を支える福祉サービスとセーフティネットの充実

本基本施策の展開においては、年齢や障害の有無等に関わらず、誰もが住み慣れた地域で、生き生きと安心して暮らし、お互いに支え合う地域共生社会の実現を目指します。

誰一人取り残すことのない優しい社会の形成を基本方向に、適切かつ確実なサービスの提供や各種施設の整備を図るとともに、高齢者・障害者等の社会参加を支援し、社会的包摂を支える環境づくりを推進することが課題です。

このため、高齢者が生き生きと暮らせる地域づくり、障害のある人が活動できる地域づくり及び日常生活を支える福祉サービスの向上に取り組みます。

ア 高齢者が生き生きと暮らせる地域づくり

高齢者の誰もが住み慣れた地域で、尊厳が守られて、生き生きと安心して暮らし、お互いに支え合う地域社会を実現するため、医療、介護、予防、住まい、生活支援が切れ目なく一体的に提供される「地域包括ケアシステム」づくりに向けて、次に掲げる施策を推進します。

1
2 ① 高齢者の社会参加の促進

3 活力ある高齢社会の実現に向けて、豊富な経験や知識、技術を持った高
4 齢者の社会参加活動を促進するとともに、高齢者が地域社会を支える一員
5 となるように、地域活動やスポーツ・文化活動など多様な活動の支援に取
6 り組みます。また、高齢者が個々の経験や知識を生かし、地域社会におい
7 て活躍し続けられるよう、多様な就業機会の確保に取り組みます。

8
9 ② 住み慣れた地域で暮らせる環境づくり

10 医療、介護、予防、住まい、生活支援が切れ目なく一体的に提供される
11 「地域包括ケアシステム」の構築に、市町村と連携して取り組みます。ま
12 た、認知症になってもできる限り住み慣れた地域で自分らしく暮らし続け
13 ことができるよう、認知症の人を支えるネットワークの構築や、認知症
14 の人と家族が安心して生活できる地域づくりに取り組みます。さらに、高
15 齢者が既存住宅に住み続けられるよう、関係市町村と連携の下、既存住宅
16 のバリアフリー改修等の支援に取り組みます。

17
18 ③ 介護サービスの充実

19 介護が必要な状態となっても住み慣れた地域で安心して暮らすことができるよう、施設整備等の介護サービス基盤の整備を進め、必要な介護サー
20 ビスの確保に取り組みます。また、持続可能な介護保険制度の構築に向
21 けて、介護給付の適正化を進め、適切なサービスの確保を図るため、市町村
22 と連携して介護事業所への指導・助言に取り組みます。

23
24 イ 障害のある人が活動できる地域づくり

25 障害のある人が安心して暮らし、地域社会に参画できる環境を形成するた
26 め、地域生活への移行支援や経済的な自立に向けて、次に掲げる施策を推進
27 します。

28
29 ① 地域生活の移行支援

30 障害者の地域移行を促進するため、グループホームの創設等に対する支
31 援に取り組みます。また、障害福祉圏域アドバイザー配置による地域生活
32 支援拠点等の整備促進及びコーディネーター配置による精神障害者の地域
33 移行・地域定着の促進に取り組みます。さらに、相談支援体制の充実・強

化を図るため、相談支援専門員等に対する研修、処遇改善に取り組みます。加えて、障害者の福祉の増進を図るため、重度心身障害者の医療費の助成や軽度・中度等難聴児の補聴器の購入助成に取り組みます。

② 発達障害者や医療的ケア児等への支援

発達障害児や発達障害者に対する支援を総合的に行う沖縄県発達障害者支援センターを拠点に、ライフステージに対応した支援を行えるよう、支援体制整備や人材育成に取り組みます。また、医療的ケア児及びその家族等を総合的に支援するため、相談支援や情報提供、人材育成、関係機関との連絡調整に取り組みます。

③ 障害者の社会参加の促進

障害者が、それぞれの特性に応じて、最も適した働く場へ円滑に移行し、安定して働き続けることができるよう就労支援の充実を図るとともに、農福連携の推進など、障害者の工賃・賃金向上に取り組みます。また、障害者スポーツを通じて、障害者の自立と社会参加を促進するとともに、県民の障害者に対する正しい理解の促進に取り組みます。さらに、障害者等が円滑に社会生活を営むことができるよう沖縄聴覚障害者情報センターへの手話通訳者の配置や各種研修事業を通じた県内手話通訳者・要約筆記者の養成に取り組みます。

④ 誰もが活動しやすい環境づくり

障害者に対する差別の解消を図るために広域相談専門員の配置や市町村相談員との連携体制の構築、県民に向けた普及啓発を図るなど、障害者の権利擁護を推進します。また、高齢者、障害者等のすべての人が自由に社会参加できる地域社会を実現するため、福祉のまちづくりに寄与する事例の表彰や障害者への理解促進のための啓発活動を行い、関係機関と地域社会の共通理解と協力体制の整備等に取り組みます。

ウ 日常生活を支える福祉サービスの向上

誰もが人としての尊厳を持って安心して暮らせる社会を実現するため、福祉サービスの向上や福祉の担い手の育成・確保、ひきこもり支援、住宅の確保に困窮する世帯に対する支援に向けて、次に掲げる施策を推進します。

① 福祉サービスの包括的な支援体制の強化

認知症高齢者、知的障害者、精神障害者等のうち判断能力が不十分な者が地域で自立した生活を送るための福祉サービスの利用援助をはじめ、成年後見制度の利用促進に取り組みます。また、新型コロナウイルス感染症の影響等により生活再建に向けた支援を必要とする方々や生活困窮者に対し、就労や家計等に対する包括的な支援に取り組みます。さらに、地域の複雑化・複合化した支援ニーズに対応するため、属性や世代を問わない断らない相談支援体制の整備など、市町村における包括的な支援体制づくりの推進に取り組みます。

② 困難な生活を支える支援体制の構築

地域住民の立場から福祉行政との橋渡しや地域住民からの相談に対応する民生委員・児童委員の活動支援、担い手の確保及び活動環境の改善に取り組みます。また、高齢者をはじめとする要配慮者等の災害時福祉支援活動の取組として、市町村における個別避難計画の作成促進や沖縄県災害派遣福祉チーム「DWATおきなわ」の派遣体制の強化、災害ボランティア活動を円滑に進めるための支援体制の整備等に取り組みます。さらに、市町村や関係団体と連携の下、住民の多様な生活課題を把握し様々な社会資源を活用して解決に導く社会福祉士等によるコミュニティ・ソーシャルワーカーの育成・配置に取り組みます。

③ ひきこもり支援の推進

ひきこもり状態にある方やその家族が必要な支援につながるよう、専門相談窓口の周知や当事者が相談しやすい環境づくりに取り組みます。また、ひきこもりの実態把握に向けて、市町村との連携体制を強化し、効果的な調査や支援が行える体制づくりに取り組みます。さらに、身近な市町村において、自立相談から介護相談まで複合的な相談ができる相談窓口の設置や必要な支援につなげていく仕組みづくりなど、中高年のひきこもりに対する相談・支援体制の強化に取り組みます。

④ 住宅セーフティネットの構築

住宅に困窮する低所得者を対象とした公営住宅の新規建設と建替えに取り組みます。また、地方公共団体、不動産関係団体、居住支援団体からな

る「沖縄県居住支援協議会」を支援し、住宅確保要配慮者の民間賃貸住宅への円滑な入居の促進に取り組みます。



(6) 多様性を尊重する共助・共創社会の実現

本基本施策の展開においては、地域が抱える問題・課題が複雑化する中につつても、県民一人ひとりが世代や国籍及び性のあり方等に関わらず、互いに支え合い、社会や地域づくりに主体的に参画し、多様性を尊重する共助・共創の社会の実現を目指します。

地域社会を構成する多様な主体間の連携を強化するとともに、世代や国籍及び性のあり方等に関わらず、誰もが社会全体の方針等の決定や地域課題の解決に向けて参画できる社会を構築することが課題です。

このため、ジェンダー平等の実現と性の多様性の尊重及び地域コミュニティの活動支援に取り組みます。

ア ジェンダー平等の実現と性の多様性の尊重

女性が社会のあるゆる分野でその持てる力を発揮するとともに、性の多様性が尊重される社会の構築に向けて、次に掲げる施策を推進します。

① 家庭や職場、地域や社会全体における男女共同参画の推進

男女共同参画の推進については、官民一体となり、誰もが仕事と育児・介護等を両立できる環境の整備はもとより、女性が社会のあらゆる分野で活躍できるよう女性のスキルアップやネットワーク構築等に取り組みます。また、女性の更なる政策・方針決定過程への参画に向けては、各種審議会への女性の登用促進や管理職への女性の積極的登用等に県が率先して取り組むほか、男女共同参画の推進に向けた具体的な施策の策定や実施に関する市町村等への働きかけ、講座・講演会等の開催に取り組みます。さらに、家庭生活において家族が互いに責任を担っていけるよう、固定的性別役割分担意識の解消に向けた講座・学習機会の提供や、女性の出産、育児に伴う負担軽減に向けた男性の育児休業取得推進に係る意識啓発に取り組みます。

② 國際的な家庭問題への支援の推進

言語、文化、法制度等が異なる外国人との結婚や離婚等に起因する国際的な家庭問題等について、様々な関係機関から適切な支援を提供することができるよう、各種施策や組織間の連携を促進し、相談・支援体制の更なる強化に取り組みます。

③ 性の多様性を尊重する共創社会の実現

「沖縄県性の多様性尊重宣言（美ら島 にじいろ宣言）」の下、互いの個性を認め合い、人権が尊重される社会づくりに向けて、性的指向や性自認など多様な性のあり方に関する理解を促進するとともに、多様な性を理由とする困難を解消するため、普及・啓発や相談体制の充実等に取り組みます。

イ 地域コミュニティの活動支援

県民や地域組織、NPO、企業、行政等の多様な主体の参画と連携による複雑化・多様化する地域の課題解決や持続可能な地域づくりに向けて、次に掲げる施策を推進します。

① 地域ボランティア・NPO等の活動支援

NPO の設立手続の支援や、企業・NPO 等における人材や資金の確保、経営ノウハウ等の習得を推進するなど活動を支援し、県民の社会参画の促進と協働の取組を推進します。また、県民や地域組織等の多様な主体による様々な活動の円滑化を図るため、沖縄県社会福祉協議会及び市町村社会福祉協議会に設置されているボランティアセンターの機能充実を図り、地域ボランティア活動の定着と普及促進に取り組みます。

② 地域の活力を高める多様な連携と協働の取組の推進

NPO と公的な分野における協働の取組の推進に向けて、沖縄県 NPO プラザの充実を図り、NPO に関する情報発信、広報啓発に取り組みます。また、県と企業・NPO 等の間で、様々な分野において包括的連携協定の締結を促進し、地域の更なる活性化と県民サービスの向上に取り組むとともに、SDGs の達成や地域課題の解決に資する多様な連携と協働の取組を促進するため、多様な主体が参画し、様々な取組につなげていく枠組みの構築を図ります。



(7) 安全・安心・快適に暮らせる生活基盤の充実・強化

本基本施策の展開においては、島しょ地域である本県の地域特性や社会環境の変化に対応し、住宅、上下水道、道路、エネルギー供給体制等が整った、安全・安心・快適に暮らせる生活基盤の充実及び強化を目指します。

本県の地域特性や社会環境の変化に対応し、計画的な生活基盤の整備を進めるとともに、安全・安心な居住環境づくり、安全快適な通行・歩行空間、都市公園の整備・更新・再配置など生活環境の充実が課題です。

このため、計画的な生活基盤の整備及び快適な生活環境の形成に取り組みます。

ア 計画的な生活基盤の整備

島しょ地域である本県の地域特性に応じた上下水道、エネルギー供給体制など生活基盤の充実・強化を図るため、人口減少や少子高齢化等の増減を見据え、次に掲げる施策を推進します。

① 上水道の計画的な整備、水道広域化の推進と水の安定供給

今後の水需要や水質の安全性を確保するため、水道施設の整備や老朽化した施設の計画的な更新等による長寿命化対策に取り組みます。また、本県の水道施設は復帰前に整備された耐震性の低い施設や、海岸近くに整備された施設も多いことから、施設の計画的な更新に併せて耐震化等の減災対策に取り組みます。さらに、小規模水道事業については、運営基盤が脆弱な事業が多くあることから、地域の実情に応じた水道広域化を進め、効果的に運営基盤の強化及び水道サービスの向上に取り組みます。

② 地域特性に応じた下水道等の整備

汚水処理施設については、人口動態を注視し、下水道、農業・漁業集落排水施設、合併処理浄化槽など、地域の実情に応じ PPP／PFI による民間活力の利用も考慮し、各種汚水処理施設の計画的かつ効率的な整備に取り組みます。また、本県の下水道施設は整備から50年以上経過したものが多く、老朽化や耐震性能不足の施設があることから、点検・修繕等による長寿命化対策や効率的かつ計画的な更新・耐震化等に取り組み、下水道施設の強靭化を図ります。

1
2 ③ 安定的なエネルギー供給体制の確保

3 エネルギーの安定供給は、県民生活や産業活動における重要な基盤であることから、事業者との連携の下、再生可能エネルギーの導入拡大や LNG
4 の利用拡大と連動して石炭火力の低減を段階的に進めるとともに、離島における海底送電ケーブルの更新等の促進や、電気料金の上昇抑制に向けた
5 電気の安定的かつ適正な供給の確保に係る措置等に取り組みます。また、
6 エネルギーの自立分散化を推進し、集中的なエネルギー供給システムの技術的・経済的・対外的弱点を補いつつ、安定供給と強靭性（レジリエンス）
7 の強化を図るとともに、デジタル技術等の活用により社会全体の効率的な
8 電力使用に取り組みます。さらに、県内産出エネルギーである再生可能エ
9 ネルギーや水溶性天然ガス等の利用拡大を推進し、安定的なエネルギー源
10 の確保に取り組みます。

11
12 イ 快適な生活環境の形成

13 島しょ地域である本県の地域特性に応じ、快適な生活環境の形成を図るため、次に掲げる施策を推進します。

14
15 ① 住宅の計画的な建替え等の促進

16 公的資金を活用した民間住宅や公的賃貸住宅等の供給を促進します。特に、復帰後、大規模に整備された公営住宅については、今後建替えが必要となることから、計画的な建設・建替えに取り組みます。また、高齢者や障害者が安心して住み続けることができるよう、市町村と連携し住宅のバリアフリー化の促進に取り組みます。さらに、安全・安心な居住環境づくりに向けて、住宅確保要配慮者への適切な住宅情報の提供や増加する空き家の適切な管理の促進に取り組みます。

17
18 ② 生活に密着した陸上交通基盤の整備

19 陸上交通基盤の整備については、地域活性化や生活環境の向上に配慮しつつ、産業・経済の発展を実現するため、幹線道路網の形成に取り組みます。また、狭い道路幅員の拡幅や安心して歩ける歩道の設置など、県民生活の向上や魅力あるまちづくりのため、地域コミュニティ相互を結び付け、地域特性に応じた安全快適な通行・歩行空間の創出に取り組みます。

1

③ 地域特性や社会環境の変化に応じた都市公園の整備

那覇広域、南城及び中部広域圏における都市計画区域内における人口一人当たりの都市公園面積は、全国平均より低い状況であるため、圏域ごとの量的バランスを考慮した都市公園の整備・更新・再配置等に取り組みます。

また、都市公園の整備については、利用者が安全・安心・快適に利用できるよう、自然環境の保全、温暖化防止対策としての環境緑化、緑と触れあう憩いの場の創出、レクリエーション活動の場の提供等を考慮し、適切な施設配置と効果的な空間形成に取り組むほか、官民連携による整備を推進します。

さらに、災害時における避難地として指定されている都市公園については、防災機能としての役割を担う園路や広場、備蓄倉庫等の整備に取り組みます。



(8) 離島・過疎地域における安全・安心の確保と魅力ある生活環境の創出

離島・過疎地域の定住条件の整備に向けては、離島における航路・航空路を含む交通・情報通信等の基盤整備の拡充、医療・介護・福祉サービスの確保、子育て・教育環境・住宅の充実が重要です。また、多くの県内離島や過疎地域において人口減少と高齢化が進行する中、持続可能な地域づくり、とりわけ地域の担い手をいかに確保するかが大きな課題となっています。このため、県内離島・過疎地域における人口減少、高齢化等の実情と課題を的確に把握した上で、社会的サービスや集落機能を維持し、持続可能な地域づくりに取り組む必要があります。

本基本施策の展開においては、離島や過疎地域にいながら豊かな生活を享受できる環境づくりを推進し、安全・安心な生活の確保とともに、人々が訪れ、住みたくなる魅力ある生活環境の創出を目指します。

定住促進、子育て支援の充実、並びに国内外からの観光客増にも資するインフラ・公共サービスの整備や情報通信基盤の整備の拡充など、離島や過疎地域の不利性克服と持続可能な地域づくりの推進が課題です。

このため、人流・物流のコスト低減と情報通信基盤の強化、安全・安心な生活を支えるインフラの整備、公平で良質な医療・福祉サービスの確保及び離島を結び支える安全・安定的でシームレスな交通体系の構築に取り組みます。

33

1 ア 人流・物流のコスト低減と情報通信基盤の強化

2 本県の離島や過疎地域には、島しょ性が故の地理的不利性が存在すること
3 から、これらの地域に住む人々の安全・安心・快適な生活水準を確保すると
4 ともに、交通コスト等の低減や情報通信基盤の強化など生活面での条件不利
5 性の克服のため、次に掲げる施策を推進します。

6

7 ① 交通コスト等の低減

8 交通コストについては、離島住民等の移動に係る航空運賃及び船賃の低
9 減に取り組みます。また、生活コストについては、沖縄本島から小規模離
10 島を中心とする県内有人離島へ輸送される食品、日用品等の輸送費等の低
11 減に市町村等と連携して取り組みます。さらに、離島における石油製品に
12 ついては、輸送費等に対し補助を行い、沖縄本島並みの価格の安定と円滑
13 な供給に取り組みます。

14

15 ② 情報通信基盤の強化と ICT の活用

16 離島や過疎地域の情報通信において、都市部など基盤整備が進んでいる
17 地域と同等のブロードバンド環境や放送の受信環境の確保に向けて、災害
18 等に強い安定した情報通信基盤の整備・高度化、5Gなど次世代の通信環
19 境の普及促進に取り組みます。

20

21 イ 安全・安心な生活を支えるインフラの整備

22 生活になくてはならない上下水道、住まい、廃棄物処理体制等を確保し、離島
23 や過疎地域における住民サービスの提供に向けて、次に掲げる施策を推進します。

24

25 ① 水道施設の整備、水道広域化の推進、水道用水の安定確保

26 水源が限られた離島地域において安定的な水の供給が持続できるよう、
27 既存水源施設の維持・修繕を行うなど水資源の安定的な確保に取り組みま
28 す。また、安全な水道水を将来にわたって安定的に供給するため、水道施
29 設の計画的な整備・更新・長寿命化と耐震化に取り組みます。さらに、離
30 島地域における水道水の安定供給及び住民負担の軽減に向けて、水道広域
31 化による水道サービスの向上と小規模水道事業の運営基盤の強化に取り組
32 みます。

1 **② 汚水処理施設の整備**

2 離島における汚水処理施設については、下水道、農業・漁業集落排水施
3 設、合併処理浄化槽など各種事業の連携により、人口動態等の地域の実情
4 に応じた整備に取り組むとともに、老朽化した汚水処理施設については、
5 人口動態等を踏まえつつ、効率的かつ計画的な更新・長寿命化と耐震化等
6 に取り組み、離島における下水道施設の強靭化を図ります。

7 **③ 公営住宅の確保及び空き家等の活用**

8 民間による住宅供給が困難な地域については、セーフティネットとして
9 の公営住宅の整備・機能充実に取り組むとともに、老朽化した公営住宅に
10 ついては、計画的な更新・長寿命化と耐震化に取り組みます。また、移住
11 を含めた定住条件の整備を図るため、市町村と連携した空き家の活用に取
12 り組みます。

13 **④ 効率的な廃棄物処理施設の整備促進及びコスト低減**

14 離島の廃棄物処理については、一般廃棄物と産業廃棄物のあわせ処理の
15 促進、処理施設整備に係る市町村の負担軽減、複数市町村による処理の広
16 域化の促進等に取り組みます。特に、小・中規模の離島においては、処理
17 コストが高くなる構造を抱えており、不適正処理や不適正保管が発生するこ
18 とのないよう、海洋ごみを含め、廃棄物処理の効率化に取り組むとともに、
19 島内で処理が困難な廃棄物の輸送費のコスト低減に取り組みます。

20 **ウ 公平で良質な医療・福祉サービスの確保**

21 離島や過疎地域に生を受けて、これらの地域で育ち、安心して生涯を過ご
22 すためには、適切な医療と福祉サービスが提供される環境づくりが必要である
23 ことから、次に掲げる施策を推進します。

24 **① 地域の実情に応じた医療提供体制の確保**

25 離島・へき地における安定した医療提供体制を確保するため、診療所等
26 の施設整備、専門医の巡回診療等による医療従事者の確保、遠隔医療の推
27 進、オンライン研修体制の充実に取り組みます。また、離島・へき地にお
28 ける救急医療体制の強化を図るため、救急医療用ヘリコプターの活用など
29 出産や救急救命等における急患搬送体制の構築に取り組みます。さらに、

離島のがん患者、難病患者、妊産婦等が島外の医療機関への受診に要する交通費や宿泊費の負担軽減に取り組みます。

② 福祉・介護サービスを受ける機会の確保

福祉・介護人材の育成・確保のため、人材の受け入れ等に係る経費への助成、研修に係る旅費の助成やオンライン化など研修体制の充実等に取り組みます。また、福祉・介護サービスの提供が困難な離島地域における拠点の整備など、総合的な福祉・介護サービスの提供体制の確保に取り組みます。

③ ICTを活用した遠隔医療の推進

遅延ロスのないスムーズな遠隔診断を実現するための情報通信基盤の整備に取り組むとともに、遠隔医療を行うための医療従事者の育成・スキルアップに取り組みます。

エ 離島を結び支える安全・安定的でシームレスな交通体系の構築

離島航路、航空路及び島内バス路線等は、日常生活における移動、生活必需品等の輸送など「人流」「物流」の両面で離島住民にとって欠くことのできない交通手段であることから、その確保・維持のため、必要な空港、港湾・漁港、道路を整備するほか、陸・海・空の交通手段が切れ目なくスムーズにつながる「島しょ型シームレス」の実現のため、交通拠点間の連結強化と交通ネットワークの充実に向けて、次に掲げる施策を推進します。

① 離島空港の機能強化及び離島航空路の確保・維持

離島航空路の確保と維持に向けて、計画的な空港施設の更新整備と機能向上に取り組みます。また、離島空港の機能充実のため、新石垣空港、下地島空港において、各ターミナルビル社による国際線旅客受入体制整備に係る取組を支援します。さらに、過去に廃止された石垣拠点の2路線や那覇・粟国路線の再開、伊平屋空港の整備・路線開設に関する諸課題の解決に取り組むなど、離島発着航空路線の維持・拡充に取り組みます。

② 離島港湾の機能強化及び安全で安定した海上交通の確保・維持

港湾等については、海上交通の安全性・安定性の確保、輸送需要の増大と輸送形態の効率化、産業・観光振興、防災・減災対策、ユニバーサルデ

ザイン、AI、IoTを活用したスマートポート化への対応など、ハード・ソフトの両面から総合的な港湾機能の強化・拡充に取り組みます。また、航路事業者に対する運営費補助や船舶の建造・購入に対する支援等を行い、離島住民のライフラインである離島航路の確保・維持に取り組みます。さらに、新たな航路の開設については、関係市町村や航路事業者等の意向を踏まえつつ、旅客需要や観光ニーズ、事業採算性等を考慮し、検討を進めます。

③ 地域特性に応じた島内移動手段の確保

空港、港湾・漁港等の交通拠点間を相互に連結させるため、離島の地域特性に応じた道路整備を推進するとともに、MaaS や自動運転技術等の新技術の活用を含め、島内移動手段のシームレスな連携接続に取り組みます。また、離島住民の移動の利便性に資する島内バス路線の確保・維持については、運行費補助や車両購入補助等を行い、生活交通の確保・維持に取り組みます。さらに、離島の道路橋梁については、地域特性に応じた整備と計画的な維持管理、補修・補強及び更新に取り組みます。



(9) 米軍基地から派生する諸問題及び戦後処理問題の解決

本基本施策の展開においては、基地のない平和で豊かな沖縄をあるべき県土の姿しながら、引き続き米軍基地の更なる整理・縮小に向けた取組を進めるとともに、米軍基地から派生する事件・事故、航空機騒音、環境問題等の諸問題について国の責任による解決促進を図り、また、不発弾対策、所有者不明土地問題、戦没者遺骨収集など、今もなお残された戦後処理問題を解決することで、地域社会への多大な影響や住民の過重な負担を軽減し、県民生活の安全・安心の確保を目指します。

米軍基地から派生する諸問題の解決、日米地位協定の抜本的見直し等について、関係機関と連携し国民的議論を喚起しつつ、日米両政府へ強く求めるとともに、今なお残る戦後処理問題を含め、国の責任において早期の解決を図るため、法制上の措置及び財政措置を実施するなど国による取組の強化を促進することが課題です。

このため、米軍基地から派生する諸問題の解決に向けた対応及び残された戦後処理問題の解決に取り組みます。

1
2 ア 米軍基地から派生する諸問題の解決に向けた対応

3 米軍基地から派生する諸問題を解決するため、次に掲げる施策を推進します。

4
5 ① 米軍基地から派生する事件・事故の防止及び対応

6 米軍人・軍属等による事件等については、事件・事故の未然防止に向け
7 た抜本的な対策を講じること及び被害者等に対する適切な補償を遅滞なく
8 実施することを日米両政府に求めるとともに、より一層の綱紀肅正及び教
9 育の徹底をはじめとする実効性のある再発防止対策等について日米両政府
10 に求めます。また、米軍の演習に伴う事故等については、実効性のある防
11 止策の徹底、事件・事故発生時の適切かつ速やかな情報共有や基地内への
12 立入調査等の確保を日米両政府に求めます。

13
14 ② 米軍基地の運用に伴う航空機騒音等の問題への対応

15 国に対し、米軍基地周辺の航空機騒音測定、悪臭調査等の実施・拡充、
16 及び対策の実施並びに県や市町村が調査を実施した場合の財政措置を求め
17 ます。また、米軍等関係機関に対し、「嘉手納飛行場及び普天間飛行場に
18 おける航空機騒音規制措置」の厳格な運用を求めるとともに、関係市町村
19 と連携した航空機騒音の測定・監視調査を継続し、調査結果に基づき、米
20 軍等関係機関に対し航空機騒音の軽減を求めます。さらに、国に対し、航
21 空機騒音の軽減と併せ、住宅防音工事対象区域の拡大や区域指定告示後に
22 建築された住宅への適用拡大など、防音対策の強化・拡充を求めます。

23
24 ③ 米軍活動に起因する環境汚染への対応

25 普天間飛行場及び嘉手納飛行場周辺の河川や湧水で高濃度の有機フッ素
26 化合物が検出されており、両飛行場が汚染源である蓋然性が高いことから
27 原因の究明に努めるとともに、国に対して必要かつ速やかな調査と対策の
28 実施を求めます。また、米軍施設における水質、大気質、土壤、環境汚染
29 の測定・監視等を継続し、調査結果に基づき、米軍等関係機関に対し環境
30 汚染の防止対策を求めるとともに、米軍活動に起因する環境汚染の防止を
31 徹底するため、県及び市町村が必要と認める場合は米軍施設内での排水調
32 査等が実施できるよう米軍等関係機関に対し改善を求めます。さらに、米
33 軍活動に起因して環境に影響を及ぼす可能性がある事象が確認され、又は

事故が発生した場合は、国による環境調査、汚染の除去及び環境の修復を求めるとともに、県及び市町村が環境調査・対策を実施した場合の財政措置を求めます。

④ 国民的議論を喚起するための取組の推進

全国知事会や渉外関係主要都道府県知事連絡協議会（渉外知事会）等と連携し、日米地位協定の抜本的な見直しを日米両政府に求めるとともに、国民的議論の喚起に取り組みます。また、本県の米軍基地問題に関する国内外の民間有識者等による知的対話の場を設け、新たな視点での情勢分析や政策提言等の議論の促進に取り組むとともに、本県の米軍基地問題に関する国民一人ひとりの認知度を高め、理解を得るため、シンポジウムの実施やパンフレットの配布のほか、インターネットや SNS を活用した情報発信に取り組みます。

イ 残された戦後処理問題の解決

戦後75年余が経過した今日において、なお残された諸問題を解決し、県民の安全・安心と豊かな財産を確保するため、問題解決と取組の加速化に向けて、次に掲げる施策を推進します。

① 不発弾処理対策の加速化

公共工事をはじめとする各種工事や住民等から受け付けた原野や畠の不発弾探査・発掘・処理に取り組むとともに、特に事故の危険性の高い住宅建築の際の探査を推進するため、探査の必要性や不発弾の危険性について住民への更なる周知に取り組みます。また、不発弾処理の早期処理や一時保管庫の管理等について、積極的な対策を講じるよう国に求めます。

② 所有者不明土地問題の抜本的解決

所有者不明土地問題の解決に向けては、国による測量調査や所有者探索調査の結果を踏まえ、土地の無断占用や使用による返還の際の支障除去に向けて、真の所有者等に返還するまでの間の適正管理に取り組むとともに、国に対し、所有者探索調査が尽くされていない土地についての調査の継続を求めます。また、所有者不明土地に関連する法律について調査研究を進めるとともに、国、市町村及び関係団体等と意見交換を行うなど連携し、

1 これら関連法の適用による抜本的解決の実現に向けて取り組みます。

2 これらの土地のすべてが県民の貴重な財産として有効活用が図られるよ
3 う、国に対し抜本的解決に向けた法制上の措置及び財政措置の取組を加速
4 するよう強く求めます。

5

6 **(3) 戦没者遺骨収集の取組強化**

7 国に対し、戦没者遺骨収集情報センターの組織体制の強化を求めるととも
8 もに、同センターを拠点とした遺骨に関する情報収集と調査分析を通して、
9 遺骨収集活動の取組強化を図ります。あわせて、遺骨収集活動の若い担い
10 手への継承を支援し、遺骨収集の加速化に取り組みます。また、大規模な
11 戦争壕跡の遺骨収集など、遺骨所在の現地調査も含めて国による遺骨収集
12 活動を求めます。

1

2 **3 希望と活力にあふれる豊かな島を目指して**

3

4

5 **(1) 県民所得の着実な向上につながる企業の「稼ぐ力」の強化**

6 本計画において展開する企業の「稼ぐ力」とは、DXの推進やイノベーション
 7 の促進等による生産性の向上、経営基盤の強化、域内での有機的な企業間・
 8 産業間の連携により付加価値を生み出す力であり、県内産業の自立的発展や持
 9 続可能な経済成長を実現する上で今後、特に重視すべきテーマです。

10 島しょ経済の不利性を抱える本県において、イノベーション型の経済成長を
 11 実現するには、経済発展と社会課題の解決を両立する人間中心の社会である
 12 Society 5.0の実現に向けた戦略的で横断的な施策展開が求められています。この
 13 ため、「リゾテックおきなわ」の推進により、産業の高度化・高付加価値化を図
 14 るとともに、イノベーションを促す規制緩和や投資の促進、多様な人材の活躍
 15 の促進など、様々な角度から企業の「稼ぐ力」の強化に向けた取組を進める必
 16 要があります。

17 本基本施策の展開においては、県民所得の着実な向上により、県民が経済的
 18 な豊かさを実感できるよう、様々な産業におけるDXの推進やイノベーション
 19 の創出、中小企業等の経営基盤強化、地域や各種産業が連携した経済循環の促
 20 進等により、企業の「稼ぐ力」の向上を目指します。

21 島しょ経済の不利性を抱える本県において県民所得の向上につながる「稼ぐ
 22 力」の強化を図るためにには、生産性の向上や多様な人材の活躍促進、中小企業
 23 の経営改善等により各産業の付加価値や競争力等を高めるとともに、域内経済
 24 循環の向上による持続可能な経済成長を実現することが課題です。

25 このため、全産業における労働生産性の向上、中小企業等の経営基盤の強化によ
 26 る「稼ぐ力」の向上及び地域・産業間連携による「稼ぐ力」の向上に取り組みます。

27

28 **ア 全産業における労働生産性の向上**

29 県内産業の労働生産性を引き上げるには、「リゾテックおきなわ」の推進に
 30 より、観光産業、ものづくり産業、建設産業、農林水産業、物流、各種サービ
 31 ス業など、様々な産業におけるDXを加速させ、AIやIoT、ロボット、ビッグ
 32 データ等のデジタル技術の活用によるビジネス変革を促すとともに、科学技術
 33 によるイノベーションの創出が不可欠です。あわせて、産業振興公社や沖縄IT

1 イノベーション戦略センター等と連携し、新たな技術によるイノベーション
2 を各産業に波及させることにより、需要依存型の産業構造からイノベーション創出型の産業構造への転換を図る必要があります。また、県内企業の大部分を占める中小企業・小規模事業者において経営力、技術力、人材力を強化し、企業連携、产学官金の連携等によって継続的にイノベーションが生み出される環境整備も重要です。

7 このため、全産業における労働生産性の向上に向けて、次に掲げる施策を
8 推進します。

9

10 ① リゾテックおきなわの推進による産業DXの加速化

11 企業や産業のDXを推進するため、DXに取り組む意義や必要性について
12 経営者層への理解を深めるとともに、IT見本市等を通じて国や県等のDX
13 支援事業、県内外の先進的な取組事例を紹介し、全県的にDXが推進される
14 よう気運の醸成を図ります。また、デジタル技術にノウハウのある情報
15 通信関連産業と他産業との連携・共創によるDXの取組を促進するため、DX
16 相談窓口の設置やICT導入計画及びDX推進計画の策定、デジタル技術を
17 活用した新ビジネス・サービスの開発・実証及び事業化に向けた取組のハ
18 ンズオン支援、業界や企業のデジタル活用人材の育成など各種の支援施策
19 を総合的に推進します。さらに、県内企業や各産業におけるビッグデータ
20 活用や企業・業種の垣根を越えたデータ連携を促進するため、沖縄ITイ
21 ノベーション戦略センターと各業界団体と連携・協働し、官民の各セクター
22 が持つデータのオープン化やデータ利活用のルールづくりを進めるとともに、
23 様々な企業等に各種データをワンストップで提供し、データの取得
24 や分析業務等をサポートするデータ活用プラットフォームを構築し、DX推
25 進のソフトインフラとしての活用を図ります。加えて、小売業や飲食店・
26 宿泊業等サービス業における予約・注文のオンライン化やキャッシュレス
27 決済の導入、建設産業におけるi-Construction^{*12}及びBIM／CIM^{*13}等の
28 促進、医療・介護分野におけるロボット・ICT化、農林水産業におけるド

*12 i-Constructionとは、ICTの活用等を建設現場に導入することによって、建設生産システム全体の生産性向上を図り、魅力ある建設現場を目指す取組のことをいう。

*13 BIM／CIMとは、Building / Construction Information Modeling, Managementの略。3次元モデルに、各種の情報を結び付け利活用していくこと。

ローン活用及びデータ分析等による生産性向上など、全産業における DX を促進します。

② 企業間の連携等による付加価値を高めるイノベーションの促進

県内中小企業等の連携による業界課題の解決を図る有望プロジェクトに対し、経営コンサルティング、専門家派遣及び各種支援を行い、付加価値を高めるビジネスモデルの創出を促進します。また、マッチングイベントの開催等による企業間のマッチング支援等によりオープンイノベーションを促進し、企業が有する技術力や企画力を他社が活用できる環境を構築することで革新的なビジネスモデルの創出や製品・サービス開発による稼ぐ力の向上を図ります。

③ 人材投資による生産性の向上

企業の視点からの「稼ぐ力」は経営の効率化、マーケティング戦略、ブランド化等によって経営の高度化を図ることであり、そのための人材への投資を更に強化し、生産性の向上を図る必要があります。このため、国や関係機関等と連携しながら企業による人材確保・育成のための投資を促進し、企業の稼ぐ力の向上を図ります。また、次世代の企業経営者を育成するため、企業がビジネススクール等へ派遣する経営者研修等に対する支援を行い、県内の経営人材の育成に取り組みます。

イ 中小企業等の経営基盤の強化による「稼ぐ力」の向上

中小企業・小規模事業者がほとんどである県内企業においては、経営ノウハウ、戦略等の経営力の底上げが必要であり、中小企業等の設備投資や ICT 化等により経営基盤の強化を図るため、次に掲げる施策を推進します。

① 支援機関による経営改善の支援

新商品開発や新サービスの提供、経営力向上、技術の高度化、事業の協業化等に取り組む中小企業等に対し、専門家派遣や経営指導、経営革新、組織化の支援に取り組みます。また、中小企業等の生産性向上及び市場競争力の強化に向けて、各支援機関との連携を図りながら相談体制・指導力等の向上に取り組みます。

1 **② 創業支援の充実**

2 専門家による助言や創業時に特化した融資メニューの活用など、創業し
3 やすい環境の構築のほか、創業した後に事業が安定して継続できる支援体
4 制の構築に取り組みます。また、事業転換や経営多角化など、新たな取組
5 にチャレンジする企業への経営支援に向けて、政策金融機関や民間金融機
6 関等との連携による融資の活用促進に取り組みます。

7 **③ 企業成長のための資金調達及び環境変化への適応の円滑化**

8 生産性向上や企業成長のための積極的な企業の設備投資に向けて沖縄県
9 信用保証協会、民間金融機関、政策金融機関等との連携による融資の活用
10 促進に取り組みます。また、新型コロナウイルス感染症の拡大、ICTの進
11 展など、企業経営は急速な変化に常にさらされていることから、経済的社
12 会的環境の著しい変化に対応する県単融資制度の充実を図り、企業の資金
13 繰りの円滑化に取り組みます。

14 **④ 事業承継・廃止に伴う経営資源の引き継ぎの円滑化**

15 専門家等による事業承継への相談体制の構築等により、親族内や従業員、
16 第三者への承継など様々なニーズに対応する事業承継を支援し、事業の統合
17 や廃止等の際に経営資源の集約化が図られる環境の構築に取り組みます。
18 また、事業承継に必要となる専門家への費用等に対する補助や事業承継税
19 制の周知に取り組み、円滑な事業承継を図ります。

20 **ウ 地域・産業間連携による「稼ぐ力」の向上**

21 生産年齢人口の減少が進む中において、持続的な経済成長を実現するため、
22 域内経済循環の向上に向けて、次に掲げる施策を推進します。

23 **① 産業間連携強化等による域内経済循環の促進**

24 県内企業への生産力・技術力向上に向けた専門家派遣、企業同士を結ぶ
25 地域商社等への支援等により、県内企業の取引活性化を通して域内経済循
26 環の向上に取り組みます。また、観光産業、情報通信関連産業、臨空・臨
27 港型産業といった比較優位性のある産業を育成し、域内産業との経済循環
28 による経済の活性化に取り組みます。

② 観光産業と多様な産業との連携

国内及びアジア展開や外国人観光客等の増加を踏まえ、観光業における実態調査を行い、市場ニーズに対応した食嗜好やパッケージ等の新たなニーズ・課題に対応する県内企業の商品開発、デザイン開発等を促進します。また、観光産業と他産業をつなぐコーディネート機能を強化するほか、島しょ地域の特性を生かした体験交流型観光等の各種ツーリズムを推進します。

③ 食品関連産業と農林水産業の連携

原料調達を担う農林水産分野においては、安定した生産供給が可能な产地の育成や地産地消等を通じた連携強化を図るとともに、食品関連産業による県産食材の活用や調達促進に向けたマッチング支援、食品製造業に対する県産食材を活用した製品開発支援を行うこと等により競争力を強化し、食品製造業、外食産業の高度化を推進します。

④ 魅力あるまちづくり・地域商業活性化に向けた環境整備

地域産業を支える事業者や団体等が実施する地域ぐるみの取組や、地域を超えて協働する取組に対し支援を行うことにより、地域商業活性化を図り、持続的な「稼ぐ力」の構築を促進します。また、新たな商業地の形成に当たっては、広域的な都市構造を踏まえた適正な配置、敷地の共同化、高度利用により魅力ある商業地形成を促進します。



(2) 世界から選ばれる持続可能な観光地の形成と沖縄観光の変革

新型コロナウイルス感染症拡大前の国連世界観光機関（UNWTO）による将来見通しでは、2030年の海外旅行者数は18億人と見込まれており、東アジアの中心に位置する本県が、観光の玄関口としてその地理的優位性を最大限に発揮することにより、沖縄観光の更なる発展が期待されていました。しかしながら、同感染症の拡大により、世界的に観光産業は多大な影響を受け、本県においても、入域観光客数の大幅な減少など、観光産業への影響はもとより経済全体で大きな打撃を受けています。このため、本県経済の回復に向けては、リーディング産業である観光産業の回復と更なる発展が必要です。

本基本施策の展開においては、SDGs、ICTの進化、感染症等の多様なリスクなど、外部環境の変化に適応するとともに、豊かな自然環境、伝統芸能、空

手、泡盛、琉球料理、ホスピタリティ等の国内外の人々が求める沖縄のソフトパワーを生かし、「観光は平和へのパスポート」という考え方の下、世界から選ばれる持続可能な観光地の形成を目指します。

地域社会、経済、環境の3つの側面において適切なバランスを長期的に維持し、各地域社会が受容できる一定の量を求めながら、滞在型観光の推進や観光産業の高付加価値化など質の向上による沖縄観光の変革が課題です。

このため、「新しい生活様式/ニューノーマル」における安全・安心で快適な観光の推進、SDGsに適応する観光ブランド力の強化、多彩かつ質の高い観光の推進、DXによる沖縄観光の変革及びマリンタウンMICEエリアの形成を核とした戦略的なMICE^{*14}の振興に取り組みます。

ア 「新しい生活様式/ニューノーマル」における安全・安心で快適な観光の推進
自然災害、新興感染症、政治的動乱、各種の風評被害など、観光を取り巻く環境には様々なリスクが存在します。このようなリスクが表面化したときには、観光産業はもとより本県の社会・経済全体に大きな打撃や多大な損失を及ぼします。安全・安心であることは、すべての観光客が求める観光地としての基本的な要件であることから、平常時から観光危機に備えた対策を強化します。また、本県は、おもてなし、やさしさ、気遣いの県民性を有しております、誰もがリラックスして楽しめる観光地としての魅力を高めることができます。

新しい生活様式/ニューノーマル（新たな日常）に対応した観光の推進に向けて、次に掲げる施策を推進します。

① 「安全・安心の島」の構築に向けた受入体制等の整備

観光客の安全・安心を確保するため、様々な観光関連リスクを想定した危機管理体制の強化と外国人を含む観光客向けの災害情報の提供について、市町村と連携して取り組みます。また、空港・港湾においては、多数の外国人旅行者等が同時に入域するスムーズでストレスのない玄関口として、CIQ^{*15}の迅速化等に取り組みます。さらに、各種感染症の侵入防止のための検疫・防疫体制及びセキュリティ対策の重点的強化に取り組みます。

*14 MICEとは、Meeting（会議）、Incentive（報奨旅行）、Convention（国際会議）、Exhibition（商談会・見本市）の略。

*15 CIQとは、Customs（税関）、Immigration（出入国管理）、Quarantine（検疫）の略。

1 **② 快適で魅力ある観光まちづくりの推進**

2 沖縄らしい風景の保全や創出、憩いの場やレクリエーション施設の整備
3 に加え、空港、港湾の緑化、良好な沿道景観の形成など、観光地としての
4 受入品質を単なる「安全・安心」だけではない「快適」なレベルまで高め、
5 誰もがリラックスして楽しめる国際的な観光地にふさわしい観光まちづく
6 りに市町村、観光協会、観光関連団体と連携して取り組みます。また、観
7 光客を受け入れる県民一人ひとりのホスピタリティ意識を高める運動を推
8 進します。

9

10 **③ 多様な受入環境の整備**

11 本県は、平成19年2月に国内初となる「観光バリアフリー宣言」を打ち
12 出し、「誰もが楽しめる、やさしい観光地」をコンセプトとする各種の取
13 組を実施しています。「誰もが楽しめる、やさしい観光地」づくりを更に
14 強化・発展させるため、障害者への的確な対応を含め、「観光困難者」を
15 体系的に把握し、誰もが気兼ねなく参加できるユニバーサルツーリズムを
16 推進するなど、世界水準の観光地としての受入環境整備に取り組みます。
17 また、観光産業の高付加価値化に結び付く、障害の特性と多種多様なニー
18 ズに応じた受入環境、組織体制等の多面的な条件整備や、県民のホスピタ
19 リティを高めることによる質の高いサービスの提供に取り組みます。

20

21 **イ SDGsに適応する観光ブランド力の強化**

22 特定の地域や時期における、旅行者の急激な増加に伴う自然環境や住民生
23 活への影響等の諸問題である、いわゆるオーバーツーリズムに対しては、社会
24 ・文化、経済、環境の3領域において適切なバランスを長期的に維持する
25 サステナブル・ツーリズム（持続可能な観光）や、旅行者・観光客が地域・
26 住民と価値を共有するレスポンシブル・ツーリズム（責任ある観光）に資す
27 る取組を推進する必要があることから、SDGsに適応する沖縄観光のブラン
28 ド力の強化に向けて、次に掲げる施策を推進します。

29

30 **① サステナブル・ツーリズムの推進**

31 地域社会、経済、環境の3つの側面において適切なバランスを長期的に
32 維持し、各地域社会が受容できる一定の量を求めながら、県民の幸福度や
33 観光客の満足度など質の向上にも取り組むことにより、旅行者・観光客と

1 地域・住民が価値を共有するサステナブル（持続可能）／レスポンシブル
2 （責任ある）・ツーリズムの推進を図ります。

3

4 **② 持続的観光指標の設定と観光地マネジメント**

5 国内外において「持続可能な観光」に関する取組が進められる中、各機
6 関や各地域では「持続可能な観光指標（Sustainable Tourism Indicator）」
7 （以下、「STI」）が開発されています。

8 持続可能な観光を志向する観光客が増加していることから、観光における
9 脱炭素化や SDGsに適応した観光地としてのブランド力の強化を図るた
10 め、国際基準の STI を基に開発された「日本版持続可能な観光ガイドライ
11 ン」（令和 2 年 6 月観光庁）を活用するほか、本県独自の成果指標の設定
12 に取り組み、環境容量等を踏まえた持続可能な観光施策を推進します。

13

14 **ウ 多彩かつ質の高い観光の推進**

15 本県の観光産業については、自立型経済の発展に貢献し、県民の幸福感を高
16 めるために、中長期的なスパンで観光収入、環境保持そして住民の幸福感の三位
17 一体となったバランスが取れた持続可能な観光産業を目指す必要があることか
18 ら、多彩かつ質の高い観光の推進に向けた次に掲げる施策を推進します。

19

20 **① 沖縄のソフトパワーを生かしたツーリズムの推進**

21 本県の豊かな自然環境、琉球王朝時代から培われてきた伝統文化や伝統
22 芸能、空手、泡盛や琉球料理、ホスピタリティ等の本県のソフトパワーを
23 生かした多彩で付加価値の高い沖縄観光の実現を支える多様なツーリズム
24 の推進に取り組みます。特に、世界自然遺産をはじめとする地域の魅力あ
25 る自然環境や地域社会に配慮したエコツアー、マリンレジャー等の自然体
26 験型観光や世界文化遺産をはじめとする文化資源の観覧、体験活動等を通
27 じて文化についての理解を深めることを目的とする文化観光、ナイトタイ
28 ムエコノミー等を活用した魅力ある都市型観光を推進します。また、心身
29 の健康を希求するウェルネスや癒やし、リフレッシュ等の国内外の旅行者が
30 求めるニーズに対応した沖縄の魅力を生かした質の高い観光を推進します。

31

32 **② 多様な市場における沖縄観光の価値を訴求する誘客活動の展開**

33 沖縄観光ブランドであるBe.Okinawa のイメージを基に、国内、海外の各

市場においてターゲットの特性に応じた戦略的なプロモーション活動を開き、沖縄観光の価値を訴求することで、富裕層等をはじめとする、より消費単価の高い層の取り込みを図り、滞在日数の延伸や観光消費額の向上に取り組みます。また、国内誘客については、独自の自然や文化等の地域ごとに異なる魅力を発信するなど、ターゲットに応じたきめ細かな誘客活動を開き、平和学習や民泊体験、SDGsへの取組など、沖縄でしか体験できない魅力ある教育旅行を推進します。さらに、海外誘客については、近隣のアジア市場のみならず、欧米豪露等の新規市場や潜在市場での開拓を進め、特定地域に偏らない誘客活動を開き、欧米豪露等の長期滞在型リゾート需要や海外富裕層等の消費単価の高い層の取り込みを図ることで、質の向上に取り組みます。加えて、沖縄型特定免税店制度を活用したショッピング、レジャー、スポーツ、リゾートウェディング、MICE、ワーケーションなど、広範なニーズを多角的に把握し、各コンテンツの効果的な発信により消費額の高い観光客の誘客を図ります。

③ 質の高いクルーズ観光の推進

クルーズ寄港地の分散化と県内での周遊を促進することにより、より広い範囲・分野に経済効果を波及させるため、県内周遊クルーズや着地型観光を図るとともに、受入施設、二次交通及び周辺環境の整備を進め、観光交流拠点としての寄港促進に向けて取り組みます。また、フライ・アンド・クルーズ等の新たな旅行形態についても、良質な観光・ツーリズムの振興を要件に、沖縄観光の付加価値を創出する方策として展開を図り、その誘致を含めた多様な国際クルーズネットワークの拡充等に取り組みます。さらに、クルーズ船寄港による経済的利益の創出と地域への還元のあり方について検討を図ります。

④ 観光消費額向上に資する新たな拠点形成や観光プログラムの創出

観光消費額の向上や滞在日数の延長を図るため、観光地形成促進地域制度の活用等により民間投資を促進させ、北部圏域で整備が進められる大規模テーマパーク事業計画など魅力ある民間観光施設の整備促進、雨天時・ボトム期・ナイトライフなど多様な観光ニーズに対応した付加価値の高い観光コンテンツの構築や、体験プログラムの開発に取り組みます。また、既存宿泊施設へのデジタル技術の導入やリノベーション等を促進させるこ

1 とで、高付加価値化等による収益最大化及び経営基盤の安定化を図るとともに、国内外の多様なニーズに対応可能な宿泊施設等の整備の促進に取り組みます。

エ DX による沖縄観光の変革

国内外の観光客が快適に過ごせる観光地の形成に向けては、ICT やデジタル技術を活用した DX による沖縄観光の変革が必要であることから、次に掲げる施策を推進します。

① ICT による新たな観光体験の創出促進及び観光施設等における利便性向上
VR（仮想現実）・AR（拡張現実）等の新たなデジタル技術の活用により本県の文化や自然を深く体験・体感できる観光コンテンツの創出に取り組みます。また、観光客が快適に過ごせる観光地の形成のため、リアルタイムな観光地及び移動経路等における混雑回避に必要な情報の提供や、観光施設等におけるコンタクトレス決済の普及・促進、無料公衆無線 LAN (Free-Wi-Fi)、施設情報のオープンデータ化等の環境整備に取り組みます。

② 世界のビジネスパーソン等が訪れるワーケーション拠点の形成

観光地における Wi-Fi 等の通信設備、情報セキュリティ環境の整備に取り組みます。また、本県の優位性・差別化要素を構築し、デスティネーションとしての沖縄の認知度向上を図るとともに、送り手となる企業やワーケーションに関心がある個人事業主等に対する誘客活動に取り組みます。

③ 国内外観光客のマーケティング

国内・国外観光客の行動歴、購買データ等のデータの収集方法を検討し、観光ビッグデータの構築に取り組むことにより、高付加価値な観光コンテンツの創出や本県が求める観光客の誘致など、エビデンスに基づいた観光消費額の向上や滞在日数の延長につながるターゲットマーケティングへの転換を図ります。

④ 観光二次交通の利便性向上及び利用促進

国内外から来訪する観光客の二次交通の利便性及び満足度の向上を図るために、観光客が最適なモビリティの情報を収集し、かつ容易に利用で

きる環境が必要です。このため、民間が取り組む MaaS やCASE 等の基盤となる公共交通情報等のオープンデータを継続的に利用できる環境の構築・維持や、公共交通におけるコンタクトレス決済の普及に取り組み、ICT を活用した新たなサービスの創出を促進します。また、空港・港湾の観光拠点間の移動の円滑化を図るため、主要観光拠点を観光二次交通の交通結節点として位置付け、自動運転技術を活用した新たなモビリティや脱炭素の視点を踏まえた電気自動車（EV）等の次世代自動車、カーシェアリングの活用の検討など、多様なモビリティを活用したシームレスな乗り継ぎサービスの提供に取り組むとともに、既存公共交通機関の利便性向上、レンタカー貸渡拠点の分散化に取り組みます。

オ マリンタウン MICE エリアの形成を核とした戦略的な MICE の振興

MICE については、経済・消費活動の裾野が広く、周辺地域を含めて大きな経済効果が見込まれるほか、教育的効果や地域活性化にもつながります。

このため、MICE 振興による「ビジネスツーリズム」を沖縄観光の新機軸と位置付け、国際的な MICE 開催地としてのブランドの構築及び関連産業の成長発展に向けて、次に掲げる施策を推進します。

① MICE 振興とビジネスツーリズムの推進

離島も含めた全県的な MICE の振興を図るため、(一財) 沖縄観光コンベンションビューローを中心とした誘致主体のマーケティング力や分析能力等を強化しつつ、MICE 主催者のニーズを踏まえた誘致や MICE ブランドを踏まえたプロモーション等に取り組みます。また、OIST をはじめとする県内大学等と連携した学術会議の誘致や本県に比較優位のある情報通信関連、物流、航空関連等の産業分野と連携した展示会の開催など、本県の優位性を生かした MICE の開催・誘致に向けた支援に取り組みます。さらに、「安全・安心な MICE 開催地」を実現する取組の国内外への発信と MICE 開催によるビジネス機会や研究促進等の効果を最大化するため、主催者や参加者と開催地等を結び付ける取組を推進します。

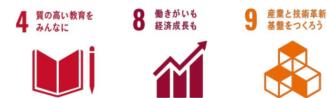
② マリンタウン MICE エリアを核とした全県的な MICE 受入体制の整備

マリンタウン MICE エリアにおいて大型 MICE 施設整備を推進するとともに、宿泊施設や集客施設等の立地促進や施設利用者の交通利便性の確保、

1 オープンスペースの賑わいやスマートシティの形成など、MICEを中心とした魅力あるまちづくりに取り組みます。また、产学研官で構成する沖縄
2 MICE ネットワークを活用した連携強化に取り組み、会場やホテル等の施
3 設間の協同による大型 MICE 案件の受入促進や、MICE 主催者等のニーズ
4 を踏まえた基盤整備など、全県的な MICE 受入体制の整備を推進します。
5

③ MICE を活用した関連産業の振興

国内外の競合地との差別化を図るため、沖縄 MICE ブランドの構築や安全・安心な MICE 開催に向けて取り組むとともに、県内 MICE 関連事業者へ SDGs や DX など新たな取組を浸透させ、高付加価値な MICE コンテンツや受入プログラムの開発等の促進に取り組みます。また、情報通信、物流関連、ものづくり、飲食・小売、サービスなど様々な事業者による MICE 関連ビジネスへの展開を促進します。



(3) デジタル社会を支える情報通信関連産業の高度化・高付加価値化

社会経済のデジタル化が進展する中、島しょ圏である本県において、企業の「稼ぐ力」の強化による産業振興、離島・過疎地域の条件不利性克服、子どもの貧困といった様々な課題に対応するには、先端的なデジタル技術の導入やビッグデータの活用等による DX の推進が強く求められています。また、急速でグローバルに展開する AI、IoT、ロボット等の第 4 次産業革命の動きを捉え、人手不足にも対応した省力化・無人化技術の拡大、利便性や効率性の高い社会システムの構築など、新技術・イノベーションの動きの様々な場面における効果的な活用を進めていく必要があります。

本基本施策の展開においては、リーディング産業である情報通信関連産業の更なる高度化・高付加価値化を推進し、外貨を稼ぐ産業として振興を図るとともに、デジタル社会の実現を技術面から後押しし、県内における産業 DX の牽引役となり、県経済の成長にも貢献する産業へと発展していくことを目指します。

一方で、産業の労働生産性が全国平均の 55% にとどまっており、付加価値の高い開発業務や提案型ビジネスへの転換等に向けて、産業の高度化・高付加価値化を図り、生産性の向上につなげていくことが課題です。

このため、産業の DX を牽引する情報通信関連産業の高度化及び国際的な情報通信拠点の形成に取り組みます。

ア 産業の DX を牽引する情報通信関連産業の高度化

情報通信関連産業については、他産業との連携・共創により市場との接点を増やし、ビジネスモデルの高度化・高付加価値化を図るとともに、社会経済の DX を技術面からサポートし、デジタル社会の実現や県経済の成長発展にも貢献できるよう、次に掲げる施策を推進します。

① 県内情報通信関連産業と他産業連携による新たなビジネスモデルの創出

情報通信関連事業者と他産業との連携・共創を促すため、沖縄 IT イノベーション戦略センターにおける企業支援機能の強化を促進するとともに、AI、IoT、ビッグデータ等の先端 ICT 技術の導入による情報通信関連事業者の技術の高度化や付加価値の高い ICT ビジネス、データサイエンスに基づくビジネス展開に取り組む県内企業への支援の強化に取り組みます。また、各産業が抱える課題や社会課題の解決につながる新たなビジネスを創出するため、他産業事業者と IT 事業者とのマッチングにより課題の共有や共創による取組を支援するほか、デジタルによるオープンイノベーションを促進します。さらに、IT 見本市の開催を支援することにより、情報通信関連産業と他産業のビジネスマッチングの場を創出し、県内産業の DX 促進を図ります。

② デジタル技術を活用したスタートアップやビジネスイノベーションの促進

PPP／PFI など民間資金を活用し、AI、IoT、ビッグデータ、ロボット等の新技術の実用化研究や新たなビジネスモデルの実証等が円滑に実施できる環境を整え、国内外の企業との連携による先端的な開発プロジェクトの誘致、新たなビジネスモデルやスタートアップに向けた取組を促進します。また、高度で革新的な近未来技術に関する実証実験やスタートアップビジネスを展開していく上で、法令等の規制がある場合には、国家戦略特区におけるサンドボックス制度等の活用を積極的に働きかけるなど、事業者の円滑な事業実施を促進します。

③ 県内外における市場開拓の強化

情報通信関連産業の振興施策や民間主体の先進的な DX の取組等についての普及啓発に取り組むとともに、IT 見本市等を通じて ‘リゾテックおき

なわ’のコンセプトを広く県内外に発信し、県内全産業にDXやデジタル分野への投資を促進することで、県内情報通信関連産業における新たなマーケットの創出を図ります。また、県内製造業による生産制御システムの開発や、中小企業の経営・販売・業務管理に係るソフトウェア開発、EC（電子商取引）事業者による販売サイト構築など、県内事業者の幅広い開発需要に対し、県内IT事業者が必要な技術・サービス・ソリューションを提供できるよう、技術力の高度化や異業種マッチング等により県内需要の取り込みを促進します。さらに、県外から、より高度なソフトウェア開発や映像コンテンツ制作等の業務が獲得できるよう、企画力・技術力・マネジメント力の向上を支援するとともに、企業連携による共同受託開発を促進します。加えて、アジアをはじめ海外向けのICTビジネスの開発や事業化に向けた県内IT事業者の実証事業等を支援するとともに、県内で開発・導入されたICT技術・サービスやDX関連ビジネスモデルを国内外にも展開できるよう民間企業等による販路拡大やプロモーション活動を促進します。

イ 国際的な情報通信拠点の形成

本県がアジア有数の国際情報通信拠点としてより一層発展するため、国内外の企業及び人材の誘致・集積に向けて、次に掲げる施策を推進します。

① 先端ICTを活用し新ビジネス・サービスを展開する企業の誘致・集積

国、市町村及び関係機関と連携し、情報通信産業振興地域や特区制度等の利活用を図るとともに、沖縄の持つ優位性など本県のメリットをアピールした戦略的なプロモーションに取り組みます。また、ハッカソン¹⁶の開催やワーケーションの促進等により国内外の企業や技術者等によるビジネス交流機会の創出に取り組むとともに、県外企業のオープンラボやテストベッド開発拠点、データセンター等の誘致や機能移転を促進します。さらに、先端的なデジタル技術やビッグデータを活用した新ビジネス・新サービスを開発する企業や県内産業のDX推進に寄与するビジネスを展開する企業の誘致に取り組みます。

*16 ハッカソンとは、ソフトウェア開発やプログラミングを競い合うイベントをいう。

1 ② 情報通信産業集積拠点の機能強化と情報通信基盤の利用促進

2 沖縄IT津梁パーク等の拠点において、アジア企業と県内企業が連携して
3 ビジネス開発に取り組む環境を整備するため、市町村等と連携し、国内外
4 双方向ビジネスの交流やスタートアップ等が集積する拠点施設の整備を促
5 進するとともに、国内・アジア企業と県内企業との連携・協業による新たな
6 なビジネス開発を促進します。また、沖縄IT津梁パークに入居する企業の
7 就業環境の充実に向けて利便施設等の整備を促進し、更なる企業の集積と
8 雇用の創出に取り組みます。さらに、沖縄国際情報通信ネットワーク（海底光ケーブル）
9 や沖縄クラウドネットワーク等の通信基盤を活用し、国内外からのデータの集積促進を図るとともに、集積したデータを活用した新たなビジネス創出に取り組みます。



12 ④ アジアのダイナミズムを取り込む国際物流拠点の形成と臨空・臨港型産業の集積

13 アジアでは幾重にも重なる成長が見られ、一国ではなく、低賃金の他国へと
14 伝播して発展の波が幾重にも重なって展開されており、この発展の高まりと拡
15 大がアジアのダイナミズムです。本県がアジアのダイナミズムを取り込むとともに、
16 アジアの発展に貢献できる「互恵」の理念に基づいた「アジア・ゲート
17 ウェイ」を早期に実現するためには、那覇空港、那覇港及び中城湾港新港地区
18 を機軸とする国際物流拠点の形成と、臨空・臨港型産業の集積に取り組む必要
19 があります。特に、那覇空港・港湾エリアは、モノレール駅、バスターミナル
20 等の主要交通拠点に加え、県庁や企業支援機関等の各種公的機関、県内外大手
21 企業のオフィス街、国際通り等の商業地等が近接しており、国内外他空港の周
22 辺地域に比べて極めて利便性の高い環境を備えています。これらの地域をシ
23 ームレスかつ計画的に開発することにより、魅力的なビジネス交流拠点として更
24 なる発展が期待できます。

25 本基本施策の展開においては、本県の東アジアの中心に位置する地理的優位
26 性等を生かし、アジアのダイナミズムを取り込む国際物流拠点の形成と、臨空
27 ・臨港型産業の集積を目指します。

28 我が国とアジア諸国等を結ぶ国際貨物や県産品等の輸出の増加に向けては、
29 多様な物流ネットワークの構築や国際競争力を有する国際物流機能の強化等に
30 による物流コストの低減をはじめ、高付加価値製品を製造する企業等の誘致、県

1 内企業の海外展開等を後押しするビジネス環境の整備が課題です。

2 このため、シー・アンド・エアなど多様な国際物流ネットワーク強化と物流
3 コストの低減、臨空・臨港型産業の集積促進及び県内事業者の海外展開促進と
4 ビジネス交流拠点の形成に取り組みます。

5

6 **ア シー・アンド・エアなど多様な国際物流ネットワーク強化と物流コストの低減**

7 東アジアの中心に位置する地理的優位性を最大限に活用し、空港と港湾と
8 の近接性から機能連結によるシー・アンド・エアなど多様な輸送経路の確保
9 により国際物流ネットワークの機能を高め、我が国とアジア諸国等を結ぶ「ア
10 ジアの橋頭堡」としての国際物流拠点の形成を進めます。また、那覇空港・
11 港湾エリア等の活用による国際物流機能の拡充、アジアのダイナミズムを取り
12 紹る臨空・臨港型産業の集積地としての将来像を描き、空港・港湾機能の
13 拡張性について検討すべきであり、民間利用を含めた早期着手のための検討
14 が必要です。さらに、競争力のある国際物流拠点の形成に向けた高いレベル
15 のインフラ整備など、国際物流ハブ及び国際流通港湾機能の強化と航空路・
16 航路ネットワークの拡充に取り組み、今後拡大するアジア経済の成長と発展
17 に対応した物流拠点化に向けて、次に掲げる施策を推進します。

18

19 **① 国際航空物流ハブとしての機能強化**

20 那覇空港は国内屈指の利用客数及び貨物取扱量を誇るとともに、東アジア
21 ・東南アジアの主要都市が4時間圏内に収まるなど国際航空物流ハブと
22 しての優位性を有しており、国内外への豊富な航空路線網を活用した輸送
23 モデルの拡充に取り組みます。また、国際航空物流ネットワークの強化に
24 向けて、関連施設の整備促進、物流機能の強化等により航空物流産業のサー
25 ビス・コスト両面での国際競争力を高めるとともに、国際路線の拡充に向けて
26 運休路線の復便及び新規路線の誘致に取り組みます。

27

28 **② 国際流通港湾機能の強化**

29 国際海上コンテナ輸送の中継拠点（サブハブ）として、高規格・高能率
30 コンテナふ頭をはじめとする国際流通港湾機能の拡充を図るため、順調に取
31 扱貨物量が増加している内貿貨物や着実に増加してきている外貿貨物に加
32 え、那覇空港との連携によるシー・アンド・エア等の多様な輸送経路確保に
33 伴う積み替え貨物の増加等、取扱貨物量の更なる増加等に対応した内外貿ふ

頭の再編・強化や那覇港総合物流センターⅡ期・Ⅲ期等の関連施設の整備を推進するとともに、港湾機能の高度化に係る技術の導入等に取り組みます。また、課題となっている片荷輸送の解消や高い海上輸送コストの低減については、物流効率化のための施設整備や集貨・創貨の取組により外貿貨物増大による物流コストの低減を図ります。

③ 物流コスト低減に向けた国際航路・空路拡充の取組及び物流対策の強化

高い海上輸送コストの背景には、移輸入に対して移輸出が過度に少ない片荷輸送等に起因しており、この解消のためには、本県のアジアに近い地理的優位性を生かし、香港やシンガポール、高雄、上海、釜山など、世界でも有数のハブ港が存在する東アジア・東南アジアの主要港と国内港湾をつなぐ中継拠点（サブハブ）としての潜在力を発揮し、積み替え貨物を増加させるなど、移輸出の増加を図ることが重要です。その方策としては、燃料費等の一部支援等による外国航路誘致や環境に配慮した利便性の高い中継拠点（サブハブ）の構築等に取り組むとともに、那覇港における国際流通港湾機能の拡充を図ることで、これらアジア主要港との連携により、国際海上ネットワークを強化し、最終顧客である荷主を呼び込み、港湾利用者としての海運業者を誘致するなど、国際航路の拡充に取り組みます。また、国際物流拠点の形成に向けて、人材の確保・育成に取り組むとともに、アジア市場をはじめ海外へ県産品や全国特産品等を輸出する県内企業や県内立地を検討する企業の課題となっている物流コストについては、航空ネットワークの拡充、物流の効率化、海上輸送活用の対策強化等により低減化を図ります。

④ 空港・港湾へのアクセス強化に向けた陸上輸送の基盤整備

那覇港と背後の主要アクセス道である臨港道路港湾1号線及び周辺の都市内道路において慢性的な渋滞が発生しており、円滑な港湾貨物の輸送に支障をきたしています。今後、総合物流センターの拡充など港湾機能の強化が進むにつれ、更に渋滞が悪化することが懸念されることから引き続き渋滞対策に取り組む必要があります。また、那覇空港・那覇港の連携強化とともに、背後地に国際物流拠点産業集積地域を有し東海岸地域の産業支援港湾である中城湾港新港地区との連携強化にも取り組む必要があります。このため、空港・港湾の国際物流機能を活用した産業の集積、空港と

1 港湾、空港・港湾と産業拠点とのアクセシビリティ強化に向けて、重要物流
2 道路等の陸上輸送の基盤整備を促進します。

3

4 イ 臨空・臨港型産業の集積促進

5 國際物流拠点の形成に向けては、國際物流ネットワークの機能強化のみならず、そのネットワークを活用する企業の集積が肝要であり、集積に当たっては、高付加価値を生み出す企業の誘致や、環境整備を戦略的に行う必要があります。

6 このため、國際物流ネットワークを活用した臨空・臨港型産業の戦略的な
7 集積に向けて、次に掲げる施策を推進します。

8

9 ① 高付加価値製品を製造する企業等の誘致

10 先端技術を有する国内外の企業等を本県に誘致するため、國際物流拠点
11 産業集積地域制度等の活用による初期投資の軽減や立地後の創・操業支援
12 体制の強化等に取り組むとともに、セミナー・視察ツアーやワーケーションと連動した取組など、効果的なプロモーション活動を展開するほか、他
13 産業との土地利用の調整を図りつつ、市町村と連携した計画的な産業用地
14 の確保に取り組みます。また、空港・港湾周辺において、原料の調達から
15 消費者の手元に届くまでの一連のプロセスであるサプライチェーンの拠点
16 の形成を推進するとともに、流通加工やコールドチェーン等に対応したロ
17 ジスティクスセンター・セントラルキッチンなど、高付加価値を生み出す
18 物流産業等の集積につながる環境整備に取り組みます。

19

20 ② 航空関連産業クラスターの形成

21 航空関連産業クラスターの起点となる航空機整備事業の拡大を促進する
22 とともに、県内教育機関等と連携して、航空関連産業を担う人材の育成に
23 取り組みます。また、航空機整備事業者が進めているICTを活用した技術
24 分野のBPO化をはじめとする他産業との連携について、県内に集積する情
25 報通信関連産業、物流産業並びに研究開発支援機能等との連携拡大につなげ
26 ることで、航空関連産業クラスターとしての競争力強化を図り、航空機整備
27 関連のパーツや装備品等の保管、修理を行う企業の誘致に取り組みます。

28

29 ③ 離島空港における航空・宇宙関連産業の展開

30 那覇空港・那覇港の国際物流機能を活用した産業集積が進む中、新たな
31

1 展開として下地島空港等の離島空港を活用した航空・宇宙関連産業の展開
2 を推進し、新たな産業の創出と集積に取り組みます。また、高付加価値の
3 航空・宇宙関連産業に関連する離島空港の施設機能向上を図り、離島空港
4 へのネットワークの展開・拡充に取り組みます。

ウ 県内事業者の海外展開促進とビジネス交流拠点の形成

国内市場が縮小傾向にある中、本県の地理的優位性を生かし、中国などアジア諸国の経済成長を取り込んでいくことが重要となっています。本県が我が国とアジアをつなぐビジネス・フロンティアの役割を担うべく、国際物流拠点の活用による県内事業者の海外展開や投資を促進するためのビジネス支援機能の充実や、豊富な航空ネットワーク、港湾や中心市街地との近接性等の強みを生かし、那覇空港・港湾エリアに国内外の企業にビジネスの場や機会を提供する競争力のあるビジネス環境を整備し、国際的かつ魅力的なビジネス交流拠点を形成する必要があります。

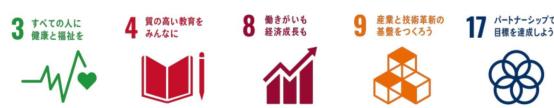
このため、県内事業者の海外展開促進やビジネス交流拠点の形成に向けて、次に掲げる施策を推進します。

① 海外展開に向けた総合的な支援

国際物流拠点を活用し、アジアをはじめとする海外市場のニーズに対応した県産品の販路拡大や県内企業の海外展開促進に取り組みます。また、県産品ブランドの確立やブランドイメージの保護・活用と商品の定番化、海外見本市への出展支援や商談会・ビジネス交流会開催等の支援、EC（電子商取引）を活用するビジネス展開への支援に取り組みます。さらに、農林水産物の販路拡大については、他の都道府県との競争激化を踏まえた県産農林水産物のブランディングによる差別化を推進します。

② アジアをはじめとする海外をつなぐビジネス交流拠点の形成

本県とアジアをはじめとする海外とのネットワークを活用した展示会、商談会等のビジネス交流会の誘致や開催支援等、競争力のあるビジネス環境を整備し、海外展開のビジネス交流拠点となる「プラットフォーム沖縄」の構築に取り組みます。また、海外展開や投資を促進するため、ビジネス支援機能の充実や海外事務所の機能強化に取り組みます。



(5) 科学技術イノベーションの創出と次世代を担う持続可能な産業の振興

科学技術によるイノベーションを創出し、持続可能な産業の振興につなげていくためには、OIST、琉球大学、名桜大学、国立沖縄工業高等専門学校（以下、「沖縄高専」）等の研究成果を実用化・事業化していくことが重要です。このため、県内の大学及び沖縄高専（以下、「県内大学等」）、研究機関、支援機関（公益財団法人沖縄科学技術振興センター、公益財団法人沖縄県産業振興公社等）、企業、金融機関等の各主体が有機的に連携し、絶え間なくイノベーションが創出されるイノベーション・エコシステムの構築を促進する必要があります。また、OIST の国際的に卓越した基礎研究や、琉球大学、沖縄高専等の優れた研究成果を県内企業や県民に、より一層フィードバックしていくため、県内大学等が進める感染症対策、創薬、ワクチン開発等につながる基礎研究やこれまでの研究成果を活用した感染症分野等に関連する取組等を促進する必要があります。さらに、「健康・長寿」は「安全・安心で幸福が実感できる島」の形成の重要な要素であるため、本県の食文化をはじめ、本県独自の素材を生かした健康・長寿に寄与する調査・研究を促進する必要があります。

本基本施策の展開においては、科学技術を活用し、产学研官金の有機的連携による相乗効果の発揮により、新たな付加価値を創造するイノベーション型の経済成長への転換を図るため、イノベーションの創出と次世代を担う持続可能な産業の振興を目指します。

先端技術等の研究成果を駆使し、絶え間ないイノベーションが創出される仕組みを構築するとともに、研究開発・事業化等の各段階のニーズに応じた効果的な支援や、産業の高度化の促進及び社会課題の解決が課題です。

このため、OIST、琉球大学、名桜大学、沖縄高専を核としたイノベーション・エコシステムの構築及びバイオテクノロジーを活用した産業化の促進に取り組みます。

ア OIST 等を核としたイノベーション・エコシステムの構築

産業構造の変化やグローバル化等により、これまで以上にスピード感を持って、新たな価値を創出することが重要となっています。このような変化に伴い、イノベーションの担い手は、大企業だけではなく、ベンチャー企業やスタート

アップ等へと広がっており、また、企業間や产学の連携等によるオープンイノベーションが重要となっています。このため、ベンチャー企業等・大学・自治体など、異なる分野間のマッチングや共同研究、产学連携等を促進し、協働により、革新的な成果を創出するオープンイノベーションを促進する必要があります。また、产学官金連携の推進等により、県内大学等の技術的・人的資源を有効に活用する取組を推進し、OIST、琉球大学、名桜大学、沖縄高専の研究シーズを生かした、研究開発型ベンチャー企業等の継続的な創出・育成を図る必要があります。

このため、県内大学等、研究機関、支援機関、企業、金融機関等、产学官金の各主体が有機的に連携し、絶え間なくイノベーションが創出されるイノベーション・エコシステムの構築に向けて、次に掲げる施策を推進します。

① OIST 等を核とした共同研究の推進等によるイノベーション創出拠点の形成

県内大学等における「知」の創出及び活用を促進するため、OIST、琉球大学、名桜大学、沖縄高専、うるま市州崎地区等にイノベーション創出拠点の形成を促し、共同研究等の継続的かつ弾力的な支援や、県内大学等と公的研究機関の研究ネットワークの充実・強化を図るとともに、異なる分野間のマッチングや产学連携等を推進することで、オープンイノベーションの促進に取り組みます。また、国内外にある大学等との研究ネットワーク基盤の構築や沖縄健康医療拠点との連携、県民に向けた OIST の研究内容や成果の普及啓発等に取り組みます。さらに、県内大学等、研究機関、支援機関、企業、金融機関等の产学官金が連携して、イノベーション創出拠点等で生み出された「知」や、OIST を核として国内外から本県に集積した「知」を活用し、産業振興や社会課題の解決につなげる共同研究等の推進に取り組みます。加えて、県内大学等が進める感染症対策・創薬・ワクチン開発分野の研究、先端医療や健康・長寿分野の研究など、イノベーション・エコシステムの構築に向けて、更なる支援が求められている分野の共同研究等の推進に取り組みます。

② 研究成果等の知的財産化・技術移転の推進

県内大学等や県立試験研究機関が持つ研究シーズや成果を本県の産業振興に結び付けていくため、知的財産権制度の活用や技術移転を推進するとともに、知的財産の創造・保護・活用に向けた普及啓発や企業ニーズ等を見据

えた地場産業の高度化等に取り組みます。また、県立試験研究機関については、新たな産業の創出や地場産業の高度化に結び付けるため、産業界や県民ニーズ等を見据えた付加価値の高い製品・技術の開発に取り組みます。

③ 大学発ベンチャー等の創出促進

継続的なイノベーションの創出に向けては、県内大学等に潜在する研究成果を掘り起こし、その成果を事業化へつなげるベンチャー企業やスタートアップの存在が重要です。このため、事業化に向けた研究等の継続的な支援、起業・安定経営・事業拡大までの各ステージに応じた課題解決支援、インキュベーション施設の入居や資金獲得支援など、支援機関等と連携し、大学発ベンチャー等が生まれ育ちやすい環境整備を促進します。

④ 社会課題解決型プロジェクトの創出支援

県内大学等や研究機関が持つ研究成果や技術等を社会課題解決や社会実装につなげるため、社会課題解決に向けたプロジェクトの創出支援に取り組みます。また、県内大学等の人文、社会科学と自然科学の融合による「総合知」を活用し、科学技術による社会課題解決に向けた体制の構築の取組を促進するとともに、「沖縄の社会課題」を提示する仕組みを確立し、県内企業や地域と連携するなど、SDGs の観点を踏まえた新しい形の产学研官金連携による社会課題解決に向けた体制の構築に取り組みます。

イ バイオテクノロジーを活用した産業化の促進

バイオテクノロジーを活用した付加価値の高い製品やサービスの事業化に取り組む企業等を支援するとともに、バイオ関連企業の集積促進を契機とし、バイオ関連産業が持続的に発展する仕組みの構築に向けて、次に掲げる施策を推進します。

① 企業等による研究開発、販路開拓、人材育成等の促進

本県の地域特性や生物資源を生かした医薬品、機能性食品等の研究開発を推進し、バイオ・医療分野の高度化・多様化するニーズに対応するバイオベンチャー企業等の集積に取り組みます。また、県内において、バイオ関連企業や研究機関等とのネットワークを構築し、地域一体となった研究成果等の情報発信を行い、活動の見える化・ブランド化に取り組みます。

さらに、国内外のバイオ関連ネットワークと連携を図ることで、人材及び民間投資を誘引するとともに、研究開発から事業化まで一連の流れの中で価値を生み出すバリューチェーンの構築に取り組みます。加えて、大学等と連携して講座や技術研修等を実施し、バイオ・医療関連産業等において求められる研究人材や事業化を担う人材等の育成に取り組みます。

② 先端医療分野における実用化の促進

再生医療や遺伝子治療等の先端医療分野において、これまでの研究開発の成果を生かし、また、国内外の動向を注視しながら産業利用等の観点を踏まえ、実用化を見据えた研究開発や臨床試験等の支援に取り組みます。

さらに、事業化及び事業拡大に向けた経営課題の解決等に向けても取り組みます。

③ 健康・医療分野を軸とした産業拠点の形成

高付加価値な製品開発やサービス提供の可能性が期待される健康・医療分野のバイオ関連産業については、バイオベンチャー企業をはじめ研究機関や医療機関等と連携し、IT・物流等の周辺産業も含め、研究開発から製造販売まで一連で事業展開が可能な機能等を有した産業拠点の整備に取り組みます。



(6) 沖縄の優位性や潜在力を生かした新たな産業の創出

広大な海域を有し国内で唯一亜熱帯・海洋性気候に属する本県は、地理的・自然的特性により、多様な生物資源が豊富に存在しています。島しょ地域の地理的・経済的な隔離性等を生かし、様々な分野において、規制のサンドボックス制度等を活用した本県を実証フィールドとする新たな事業や技術等の創出を促進する必要があります。また、アジアへの近接性を生かした新たな産業が集積しつつあり、高付加価値産業の集積を加速させるとともに、本県の持続可能な発展につながる新たな産業の創出を促進する必要があります。

本基本施策の展開においては、自律的にスタートアップやベンチャー企業等が生まれ成長する、スタートアップ・エコシステムの構築や既存産業と新たなファクターとの有機的連携等による相乗効果の創出及び発揮を通じて、本県の

1 優位性や潜在力を生かし、持続可能な発展につながる新たな産業の創出を目指
2 します。

3 産業の国際競争力向上を図る上で、革新的なビジネスモデルや技術で新しい
4 価値を生むスタートアップ等は重要であることから、沖縄独自の様々な資源や
5 ソフトパワーなど、比較優位性や潜在力を戦略的に生かし、新事業・新産業が
6 創出される環境を整えることが課題です。

7 このため、スタートアップの促進及び沖縄のソフトパワーを生かした新事業
8 ・新産業の創出に取り組みます。

10 ア スタートアップの促進

11 市場規模が小さく大企業が育ちにくい本県において、新事業・新産業が創
12 出される環境を整えるためには、革新的な技術やビジネスモデルで世界に新
13 しい価値を生むスタートアップの創出を促進する必要があります。

14 このため、起業家マインドを有する人材の育成に向けた取組を拡充し、ス
15 タートアップ・エコシステムの構築に向けて、次に掲げる施策を推進します。

17 ① 起業家の育成

18 スタートアップを創出するためには、それを担う起業家人材の育成が重
19 要です。大学や企業、起業家等との連携により、起業家マインドを有する人
20 材を継続的に輩出・育成する仕組みの構築に取り組みます。また、新たな
21 ビジネスやイノベーションを生み出す技術シーズの担い手として、大学等
22 の研究・教育機関の役割は重要であることから、大学等の研究・教育機関
23 においても起業家マインドの育成を行うとともに、大学等の技術シーズを
24 活用したスタートアップの研究開発、技術実証の支援に取り組みます。

26 ② 創業・成長の支援体制の構築

27 本県はもとより我が国においてもユニコーン企業^{*17}の出現が少ない状況に
28 あることから、金融機関・ベンチャーキャピタル・産業支援機関等が参加す
29 るコミュニティを形成し、革新的な技術やビジネスモデルで世界に新しい価
30 値を生むスタートアップの創業、規制緩和を活用した誘致など、短期間での
31 成長を促す支援体制の強化に取り組みます。

*17 ユニコーン企業とは、創業10年未満で時価総額10億ドルを超える未上場の企業。

③ スタートアップ等と大手企業・金融機関・研究機関・大学等との連携促進
スタートアップ・エコシステムの構築に向けて、国内外の起業家・スタートアップと業務提携や共同研究、出資等の相手となる大手企業・金融機関・研究機関・大学・投資家等との連携促進に取り組むとともに、アジアのダイナミズムを取り込むため、海外の支援機関等との連携を推進します。また、行政が主体となって行っていた社会課題解決の取組をスタートアップなど民間事業者の持つ新たな視点・手法を活用してビジネス化する取組に転換する支援や民間事業者との協働を通じてソーシャル・イノベーションの促進に取り組みます。

④ 金融関連産業の集積促進

名護市と連携し、本県への立地メリットをアピールするプロモーション活動を開催するとともに、経済金融活性化特別地区における税制優遇措置等の利活用を促進するなど、国内外からの企業誘致に取り組みます。また、官民共創による企業支援体制の構築に向けた名護市の取組を支援するとともに、新たな技術を活用したビジネスモデルの創出や特区内企業によるDXの取組を促進します。さらに、特区内企業の業務の高度化や規模拡大に対応できる人材の育成を促進するとともに、県内教育機関との連携により、学生等を特区内企業への就業につなげるためのマッチング支援に取り組みます。

イ 沖縄のソフトパワーを生かした新事業・新産業の創出

多様な生物資源や農林水産物、食文化、伝統芸能、観光資源等の多くの地域資源を有する沖縄のソフトパワーは、本県の持続可能な発展につながる新産業の創出を目指す上で大きな可能性を有しております、観光産業との連携による相乗効果が期待されています。

このため、独自の歴史や文化、自然環境を生かした産業の創出・振興や、ICTを活用した新たな展開に向けて、次に掲げる施策を推進します。

① 文化芸術に関する産業の創出・振興

本県には、琉球舞踊、組踊、沖縄音楽、エイサー等の世界に誇れる優れた文化資源があり地域振興の資源として大きな可能性を秘めていることから、これらを活用した観光コンテンツの開発や認知度向上を図ることによ

1 る文化観光の推進をはじめとして、様々な分野における文化芸術の産業化
 2 に必要なノウハウを持った人材の育成や、文化芸術に係るビジネスを支え
 3 る環境の整備に取り組みます。

4

5 ② 空手を活用した産業の創出・振興

6 空手については、武道ツーリズムによる観光産業や商工業等関連産業への
 7 波及効果が期待できることから、空手を目的とした交流人口を増やし、
 8 「空手関連産業」という新たな産業の創出を図るため、国内外の空手愛好
 9 家から観光客まで幅広い層を対象に空手を組み込んだ多様で魅力ある体験
 10 型観光プログラムや商品等の開発支援に取り組みます。

11

12 ③ eスポーツを活用した新たな展開

13 近年、世界的に盛り上がりを見せているeスポーツについては、ICTを活
 14 用して幅広い世代の多様な人々が楽しむことができ、新たなビジネスとし
 15 ての可能性があることから、国家戦略特区等を活用した規制緩和の検討な
 16 ど、国際大会の誘致等を推進します。また、MICE関連事業者や関係団体
 17 と連携し、新たなビジネスモデルの構築の可能性の検討に取り組みます。

18

19 ④ 健康サービス産業の振興

20 本県の伝統的な生活習慣や食文化、並びに温暖な気候や花粉の飛散が少
 21 ない環境は、富裕層や「健康・長寿」に高い関心を有する層のニーズに対
 22 応するものであることから、「食」、「リラクゼーション」、「リハビリテー
 23 ション」など、心身の健康増進や回復につながるコンテンツについて、効
 24 能等の科学的根拠を利活用することで高付加価値化を図り、観光客へのプ
 25 ロモーションに取り組み、健康サービス産業の振興を図ります。

26



27

28 (7) 亜熱帯海洋性気候を生かした持続可能な農林水産業の振興

29 本基本施策の展開においては、亜熱帯海洋性気候、多種多様な地域資源など、
 30 本県の特性を最大限に生かした農林水産業を展開するとともに、離島・過疎地
 31 域における基幹産業としての地位も踏まえつつ、魅力と活力のある持続可能な
 32 農林水産業を目指します。

1 産業基盤と競争力の強化を通じた生産の拡大、生産・流通コストの低減、農
2 林水産業における DX 等により成長産業化を図り、生産量と収益力を増大させ
3 ることが課題です。

4 このため、おきなわブランドの確立と生産供給体制の強化、県産農林水産物
5 の安全・安定供給と消費者信頼の確保、多様なニーズに対応するフードバリューチェーンの強化、担い手の経営力強化、農林水産業のイノベーション創出及び技術開発の推進、成長産業化の土台となる農林水産業の基盤整備及び魅力と活力ある農山漁村地域の振興と脱炭素社会への貢献に取り組みます。

10 ア おきなわブランドの確立と生産供給体制の強化

11 亜熱帯海洋性気候等の特性やアジア地域等への地理的優位性を生かした国内外に認められる産地を形成するため、生産や経営規模の拡大、栽培技術の高位平準化など、定時・定量・定品質の実現によるおきなわブランドの確立と生産供給体制の強化に向けて、次に掲げる施策を推進します。

16 ① 野菜・果樹・花き類等の生産振興

17 経営規模の拡大とともに、農地集約化等を通じた生産基盤の強化により、
18 生産性の向上と消費者や市場へ計画的・安定的に出荷できる力強い拠点産地の育成・強化に取り組みます。また、栽培技術の高位平準化、スマート技術の導入、新たな技術や品種の普及など、市場競争力強化に向けた品質及び生産性の向上に取り組みます。さらに、台風等の気象災害に強い栽培施設等の整備及び補強・改修や農業用機械等の整備など、安定供給力及び生産性の向上に取り組みます。

25 ② 肉用牛・養豚の生産振興

26 需要が増加している県産肉用牛のブランド確立に向けて、肉用牛の生産拡大、血統登録の管理徹底による市場の信頼確保、生産コスト低減、遺伝子技術等の先端技術を活用した県優良種雄牛の造成による肉質向上及び齊一化、子牛生産基盤の拡大、獣医師の確保や人材育成をはじめとした安定的な産業動物獣医療体制の構築など生産体制の強化に取り組みます。また、本県固有の「沖縄アグー豚」の保全並びに安定的な系統維持と増産、飼養衛生管理技術の向上による生産農家の経営の安定と体質強化のほか、産肉性に優れた種豚の本県独自の供給体制整備に取り組みます。さらに、環境

に配慮した畜舎等の生産施設を整備し、粗飼料の生産・利用による飼料自給率の向上や、未利用資源を用いたブランド化及び配合飼料価格の低減と安定供給に取り組みます。

③ さとうきび等の安定品目の生産振興

さとうきびの安定生産に向けては、担い手の経営規模拡大の促進、スマート技術を含めた高性能農業機械の導入等による機械化一貫作業体系の促進・強化、生産法人組織の育成及び作業受託体制の構築を進め、安定的な生産供給体制の確立に取り組みます。また、酪農及び養鶏においては、畜産環境問題への対応を進めるとともに、牛乳や鶏卵・鶏肉等の地産地消の促進に向けて、生産基盤の強化が進んだ県外品目に対抗できる生産・流通体制の整備に取り組みます。

④ 林産物の生産振興

県産木材の安定供給に向けた普及指導の強化及び地域特性を生かしたブランド化・高付加価値化に向けて、品質の向上等に取り組みます。また、沖縄ブランドきのこの品種登録に向けた栽培試験や栽培技術支援を行い、県産きのこ類の生産性及び品質の向上に取り組むとともに、県産きのこ類の消費拡大に取り組みます。

⑤ 沖縄型のつくり育てる漁業の振興

漁場環境の悪化や水産資源の減少等に対応するため、本県の温暖な亜熱帯環境特性を踏まえた海面養殖や台風に強い陸上養殖など、沖縄型のつくり育てる漁業の振興に取り組みます。また、養殖品種の育成やスマート技術の導入等の技術開発・普及、漁業近代化施設の整備等を進め、養殖魚介藻類の安定生産及び計画出荷ができる拠点産地の育成に取り組みます。

⑥ 資源管理型沿岸漁業の振興

水産資源とそれを育む漁場環境の適切な保全と管理を行い、漁場環境に適した水産資源の持続的な有効利用を図る資源管理型漁業に積極的に取り組みます。また、広域な周辺水域の漁業秩序の維持を図り、漁業者の安全操業体制の確保に取り組みます。さらに、新しい水産資源の探索と資源解析を伴う漁場開拓により生産量の確保に取り組みます。

1 イ 県産農林水産物の安全・安定供給と消費者信頼の確保

2 おきなわブランドをはじめとする県産農林水産物の安全と信頼を確保する
3 ため、生産・加工段階における衛生・品質管理の徹底と特定家畜伝染病や特
4 殊病害虫等の侵入リスクに備えた危機管理体制の強化に向けて、次に掲げる
5 施策を推進します。

6 **① 生産段階の品質管理の強化と表示の適正化の推進**

7 農業生産工程管理（GAP）の導入を促進し、生産段階での衛生管理・品
8 質管理の徹底と高度化に取り組むとともに、農作業の安全対策を推進します。
9 また、巡回調査や講習会を通じた食品表示法に基づく食品表示の適正化に
10 取り組みます。さらに、生産や出荷、流通等の過程で問題が発生した際、
11 速やかに遡及・追跡できる牛・米・食品等のトレーサビリティー強化によ
12 る安全・安心の確保に取り組みます。

13 **② 県産農林水産物の高度な衛生管理の推進**

14 食品衛生管理の国際基準である HACCPに対応する加工処理施設の整備
15 等を推進し、県産農林水産物の衛生管理の徹底に取り組みます。また、県
16 産水産物については、高度衛生管理型荷捌施設の整備を通じた水揚げ施設、
17 加工施設、販売施設等における一貫した衛生管理システムの構築に取り組
18 みます。

19 **③ 特殊病害虫等の侵入防止**

20 侵入警戒調査や不妊虫放飼等を継続的に実施することで、有害なミバエ
21 類の東南アジア等からの再侵入防止に取り組みます。また、法的に移動規
22 制の対象となっているイモゾウムシ等については、根絶に向けた防除技術
23 の確立に取り組みます。さらに、新たな有害特殊病害虫の侵入及びまん延
24 防止に備え、継続した発生状況調査と先端技術を活用した防除・予察技術
25 の高度化に向けた調査・研究に取り組みます。

26 **④ 特定家畜伝染病対策の強化と徹底**

27 令和2年に発生し生産農家をはじめ地域経済に大きな影響を与えた豚熱
28 や、口蹄疫、アフリカ豚熱、高病原性鳥インフルエンザ等の特定家畜伝染
29 病の侵入防止に向けて、国と連携した水際防疫の徹底と各関係機関連携に
30 よる危機管理体制の強化に取り組みます。また、特定家畜伝染病の侵入に

備え、家畜保健衛生所を中心とした迅速な初動防疫体制の強化に取り組みます。さらに、畜産農家の飼養衛生管理基準遵守の更なる徹底に努め、予防及びまん延防止に向けたバイオセキュリティの強化に取り組みます。

⑤ 環境に配慮した病害虫防除対策と鳥獣被害防止対策の推進

講習会、巡回指導等により農薬使用者と農薬販売者による適正かつ安全な使用及び管理の徹底に取り組みます。また、化学合成農薬だけに頼るのではなく、天敵農法、防虫ネット等の個々の技術を体系化した総合的病害虫・雑草管理（IPM）実践指標を基に、IPM実践地域の育成を通じた環境に優しい農業技術の普及に取り組みます。さらに、野生動物による農作物への被害軽減のため、定期的な捕獲や侵入防止柵の設置等の促進による鳥獣被害防止対策に取り組むとともに、有害鳥獣の駆除活動等への支援に取り組みます。

ウ 多様なニーズに対応するフードバリューチェーンの強化

社会構造やライフスタイルの変化に伴う食や市場の多様なニーズに対応した生産供給体制を構築するため、流通・販売・加工機能の高度化・合理化により新たな価値を創出するフードバリューチェーンの強化に向けて、次に掲げる施策を推進します。

① 農林水産物の輸送コストの低減対策及び総合的な流通の合理化

県外産地との市場競争力を確保するため、輸送コストの低減対策を図りつつ、生産地から消費地までのコールドチェーン体制を確立し、船舶輸送を基本とするモーダルシフトへの移行促進に取り組みます。また、高鮮度保持技術を活用し、輸送ロットの確保と定期輸送を実現する戦略的な県外出荷モデルの構築に取り組みます。さらに、生鮮食料品等の円滑な流通を確保するための卸売拠点である中央卸売市場については、コールドチェーン化の推進、衛生管理の高度化を含め、近年の流通環境の変化に対応した施設整備等の機能強化に取り組むとともに、建替えを含め老朽化に伴う各種対策についての検討に取り組みます。

② 多様なニーズに対応する戦略的な販路拡大と加工・販売機能の強化

マーケットインの視点やデジタル技術を活用した効果的なマーケティング戦略の下、品目ごとのブランディング強化と多様な流通チャネルによる販

壳促進活動により、県産農林水産物の販路拡大に取り組みます。また、加工・業務用需要に対応するため、加工施設の整備を推進するなど、地域の実情に応じた農林水産物の高付加価値化と新たな市場の獲得に取り組みます。さらに、海外市場のニーズや食品規制等に基づく国、品目、ターゲット等の戦略的な絞り込みによる効果的なプロモーションと国内外の官民ネットワークを活用した海外展開支援等により、国際物流ハブ機能を活用した海外輸出の強化に取り組みます。

③ 食品産業など他産業との連携による農林水産物の付加価値向上

これまでの6次産業化の取組を発展させ、食品産業など他産業との積極的な連携による県産農林水産物の高付加価値化に取り組みます。また、加工・業務用需要等への対応については、需要側のニーズを的確に捉え、安定した生産供給が可能な産地の育成や商品開発に取り組みます。さらに、県産農林水産物が有する健康機能性等の特性を活用した機能性食品の開発ができる人材の育成や、健康機能性の科学的エビデンスに基づくブランディングにより、新たな付加価値の創出に取り組みます。

④ 地産地消等による県産農林水産物の消費拡大

県産農林水産物の県内需要の拡大に向けて、ファーマーズマーケットや直売所等の地産地消拠点の活性化支援や県内ホテル・飲食店等との連携強化に取り組みます。また、国内外観光客向けの商品開発や県産品提供機会の確保など、観光産業との積極的な連携による地産地消の量的拡大に取り組みます。さらに、学校教育関係者や食品事業者等との協働の強化により、県産農林水産物を用いた食育に取り組みます。

⑤ 製糖業の経営基盤強化と高度化推進

製糖施設の更新整備等による製造コストの低減や経営の合理化並びに製糖副産物の多用途利用を進め、製糖業の高度化に取り組みます。また、「働き方改革」による人手不足に対応した宿舎整備や先端技術等を活用した製造工程の自動化、省力化等を図り、糖業体制の強化に取り組みます。さらに、含蜜糖については、さとうきび生産者の所得安定と製糖事業者の経営安定化に向けた各種支援に併せ、国内外の消費拡大と販売促進に向けたきめ細かな支援に取り組みます。

1

2 エ 担い手の経営力強化

3 農林漁業の担い手の減少や高齢化に対処し、経営感覚に優れた担い手の育
4 成と競争力ある経営基盤の強化を図るため、経営規模拡大や収益力強化に向
5 けて、次に掲げる施策を推進します。

6

7 ① 農林水産業の経営安定対策の充実

8 農林漁業の担い手が必要とする資金需要に迅速かつ適切に対応する資金
9 融資への支援と併せ、被災時における資金融通等により、農林漁業者の経
10 営安定に取り組みます。また、台風等の気象災害が多い本県の特殊性に応
11 じた沖縄型の農業共済制度の定着や収入保険制度への加入促進に取り組む
12 とともに、漁業共済制度への加入促進に取り組みます。さらに、取引価格
13 の低落や、生産資材コストが割高な本県の実情を踏まえ、価格安定対策等
14 の措置に取り組みます。

15

16 ② 担い手への農地の集積・集約化の促進

17 地域の農業者や関係団体と農地中間管理機構が一体となり「人・農地プ
18 ラン」の実行を通じた担い手への農地集積を図るとともに、農地整備事業
19 等との連携による農地の集約化に取り組みます。また、農地中間管理事業
20 等を活用し、農地バンクや農業委員会による農地情報の共有・提供及びあつ
21 せん等に取り組みます。さらに、農業振興地域制度及び農地転用制度につ
22 いて、国と地方公共団体が一体となって適切な運用を図ることにより、優
23 良農地の保全・確保と有効利用に取り組みます。

24

25 ③ 農林漁業団体の組織強化を通じた力強い経営体づくり

26 地域農業を振興する上で重要な役割を担う農業協同組合（以下、「JA」）
27 に対し、引き続き、経営の健全化確保、営農指導体制の充実・強化等の経
28 営基盤強化に向けた助言・指導等を行うとともに、JAと連携し、経営感
29 覚に優れた担い手の育成や所得向上に取り組みます。また、競争力のある
30 自立した農業経営者の育成・確保を図るため、市町村等と連携し、認定農
31 業者等の支援に取り組みます。さらに、森林管理の担い手となる森林組合
32 の経営基盤強化と経営管理能力の向上等を図るため、指導体制の充実・強
33 化に取り組みます。加えて、漁業協同組合については、経営基盤強化と経

1 営管理能力の向上等を図ることで指導体制の充実・強化に取り組むとともに
2 担い手の確保・育成に取り組みます。

3 オ 農林水産業のイノベーション創出及び技術開発の推進

4 現場のニーズに即した様々な課題に対応するため、デジタル技術等の先端
5 技術の活用によるイノベーションの創出や亜熱帯地域の特性を生かした農林
6 水産技術の開発等に向けて、次に掲げる施策を推進します。

7 ① デジタル技術等を活用したスマート農林水産技術の実証と普及

8 本県の地域特性や気候特性を踏まえた沖縄型スマート農林水産業を確立
9 するため、研究機関、普及組織、生産現場等の連携の下、モデル産地にお
10 いて生産性と収益性等の観点から技術開発と実証に取り組みます。また、
11 各地域・産地の課題や現場ニーズを踏まえ、効果的なスマート農林水産技
12 術を選定し、普及・実装に向けた各種支援に取り組みます。さらに、植物
13 工場等の次世代型の環境制御施設については、本県の地域特性や気候特性
14 を踏まえた導入技術を確立するため、産学官連携等による研究・技術開発
15 に取り組みます。

16 ② 多様なニーズや気候変動等に対応した品種の開発と普及

17 先端技術を利用し、多様なニーズや気候変動等に対応した農林水産物の
18 品種の開発に取り組みます。また、畜産については、優良な特性を保有す
19 る遺伝能力の高い種雄牛や繁殖性及び産肉性に優れた種豚等の改良に取り
20 組みます。さらに、県内で開発された独自の農林水産技術について、種苗
21 法や特許法に基づく知的財産としての保護等に取り組みます。

22 ③ 地域特性を最大限に生かした農林水産技術の開発と普及

23 本県の地域特性を最大限に生かした技術開発とその技術の円滑な普及に
24 より、おきなわブランドの確立と農林漁業者の一層の生産性向上・経営発
25 展に取り組みます。また、普及組織、研究機関、農業関係団体等と連携し
26 た実証ほや展示ほの設置等による技術実証を進め、開発された技術の迅速
27 な現場普及に取り組みます。さらに、県内大学や OIST 等を含めた産学官
28 連携を推進し、アグリバイオやフードテック等の最先端技術と県産農林水産
29 物が有する機能性の融合により、新たなイノベーションや農林水産業を核と
30 した新たな基礎的技術の開発に取り組みます。

力 成長産業化の土台となる農林水産業の基盤整備

農林水産業の競争力強化や産地収益力を高め、本県の一次産業を災害にも強い成長産業とするため、地域特性と多様なニーズに対応する幅広い生産基盤の整備や農山漁村地域の強靭化に向けて、次に掲げる施策を推進します。

① 生産性と収益性を高める農業生産基盤の整備

スマート農業の進展等を見据えつつ、担い手への農地の集積・集約化や営農の省力化を進めるため、農地の整形と大区画化に取り組みます。また、地下ダム等の農業用水源の整備と併せた畑地かんがい施設の整備等による飛躍的な畑地の高機能化により、作物の增收と品質向上を図りつつ、高収益作物の導入や新たな産地形成を促進し、産地収益力の向上に取り組みます。さらに、台風等の気象災害に強い園芸施設等の整備及び補強・改修の支援による産地の生産基盤の強化を図ります。加えて、畜産基盤については、飼料生産基盤の整備と畜舎等の生産施設の整備を一体的に実施し、経営基盤の強化に取り組みます。

② 自然環境に配慮した森林及び林業生産基盤の整備

生物多様性に富んだ自然環境が保全されつつ、森からの恵みを将来にわたって享受できるよう、自然環境に配慮した森林施業と亜熱帯海洋性気候を生かした早生樹等による森林づくりに取り組みます。また、水源涵養、土砂災害防止機能等の森林の持つ多面的機能を持続的に発揮させるため、適正な森林整備を推進するとともに、森林病害虫の生態特性等に応じた防除に取り組みます。

③ 水産物の生産性を高める生産基盤の高度化

漁港の防波堤や防風施設等の整備による台風時における漁船の安全係留の確保と併せ、防暑施設や浮桟橋等の漁業就労環境の改善を進め、漁業生産性の向上に取り組みます。また、高度な衛生管理に対応した岸壁、荷さばき施設、冷凍・冷蔵施設等の一体的な整備を進め、生産・流通機能の高度化による水産物の魚価や品質の向上に取り組みます。さらに、漁場における浮魚礁の新設・改良・更新整備等を行い、回遊魚資源を中心とした豊かな生態系の創造による生産力の向上と漁場探索時間や操業時間の短縮による漁業経営の安定化に取り組みます。

1
2 ④ 農山漁村地域の強靭化対策の推進

3 頻発化、激甚化する豪雨や地震等の災害に適切に対応し、安定した農林
4 水産業の経営や農山漁村地域の安全・安心な暮らしの実現に取り組みます。

5 また、農業用施設の点検、機能診断、監視等を通じた補修、更新等により、
6 施設の長寿命化を図り、ライフサイクルコストを低減する戦略的な保全管
7 理の徹底に取り組みます。さらに、地震、津波、高潮等に対応する岸壁など
8 漁港施設の改良・更新に併せて、漁港内の放置艇の撤去など計画的な漁
9 港の整備と保全に取り組みます。

10
11 キ 魅力と活力ある農山漁村地域の振興と脱炭素社会への貢献

12 地域資源の活用や多面的機能の維持・発揮による農山漁村地域の活性化を
13 図るため、環境との調和を基調とし、農山漁村地域が持つ機能や魅力を適切
14 かつ十分に発揮する次に掲げる施策を推進します。

15
16 ① 環境に配慮した持続可能な農林水産業の推進

17 畜産業における汚水処理施設、堆肥処理施設等を総合的に整備すること
18 により、家畜排せつ物の適正な処理と耕畜連携による土づくりなど資源循
19 環型農業の促進に取り組みます。また、化学肥料や化学合成農薬の使用低
20 減に取り組むエコファーマー及び特別栽培農産物を生産する農家や有機農
21 業に取り組む農家の育成・支援に取り組むとともに、販路拡大に向けて販
22 売環境の整備や県民の理解促進等に取り組みます。さらに、赤土等流出の
23 実態に応じた農地等の各種発生源対策の強化、沈砂池等の対策施設の維持
24 管理など総合的な赤土等流出防止対策に取り組みます。あわせて、農業環
25 境コーディネーターの活動支援など地域や住民と一体となった環境配慮対
26 策に取り組みます。

27
28 ② 地域資源の活用・域内循環の創出による地域の活性化

29 地域資源を活用したバイオマス発電や営農型太陽光発電など地産地消型
30 エネルギーシステムのモデル構築と促進に取り組みます。また、農林漁業
31 者自らが生産・加工・販売を行う6次産業化や農商工連携を支援し、地域
32 農林水産物等の掘り起こしや利用拡大による商品開発モデルの構築に取り
33 組みます。さらに、観光産業など他産業との連携の下、農山漁村地域にお

1 ける体験交流プログラムの提供や体験・滞在型施設の整備等により各種ツー
2 リズムを促進し、都市住民や観光客との交流機会の増大、就業機会の創出、
3 地産地消の拡大等による農山漁村地域の経済活動の拡充に取り組みます。
4

5 ③ 地域が有する多面的機能の維持・発揮

6 農山漁村が有する豊かな自然環境や沖縄らしい風景づくり、歴史・文化
7 等の地域資源の保全・活用を図り、農山漁村の多面的機能の維持・発揮に
8 取り組みます。また、多様な人が住み続けることができる農山漁村地域の
9 住み良い生活環境を確立するための集落排水施設、集落道、集落防災安全
10 施設等の整備に取り組みます。



14 (8) 地域を支える第二次産業と県産品の振興

15 本基本施策の展開においては、製造業をはじめとするものづくり産業や建設
16 事業の第二次産業が地域を支える産業としての役割を担いつつ、本県経済の一翼
17 を担う戦略的産業として持続的な発展と県産品の県内外市場における拡大を目指します。
18

19 ICT の活用、設備投資の促進、产学研官・企業間の連携強化等による産業の高
20 度化を図りつつ、商品サービスの高付加価値化や県産品の消費促進等により、
21 企業の収益力強化を図ることが課題です。

22 このため、多様なものづくり産業の振興、県産品の売上げ拡大促進及び建設
23 事業の持続可能な発展に取り組みます。

25 ア 多様なものづくり産業の振興

26 ものづくり産業については、生産波及効果が全産業平均を上回るなど県内
27 の自給率が向上することで域内の経済循環を高めることが期待できます。あ
28 わせて、アジアの中心に位置する地理的特性や、亜熱帯地域特有の多様な生
29 物資源など、沖縄の持つ比較優位性を生かした製造業の集積と産業振興への
30 取組を加速させる必要があります。

31 限られた経営資源の中においても、ものづくり産業が県民のニーズに応える
32 地域産業としての地位を確立するため、次に掲げる施策を推進します。

1 **① 域内自給率を高めるものづくり産業の高度化**

2 ものづくり産業の高度化については、产学研官共同研究の促進等により、
3 製品開発力・技術力の強化を進め、加工・製造・メンテナンス等の県内で
4 の調達率向上に取り組みます。また、成長可能性の高いプロジェクトに対する
5 ハンズオン支援、沖縄県工業技術センターを活用した先端研究や先端技
6 術導入の促進、県内製造業の高度化と生産性向上に取り組むとともに、県工
7 業技術センターや素形材産業振興施設での機器貸出や試作支援等による企業
8 の初期投資や設備投資に係る支援の充実、創・操業支援体制の強化等に取り
9 組みます。さらに、アジア展開や外国人観光客の増加等を見据え、多様な
10 食嗜好や日持ち向上など新たなニーズに対応する食品開発の支援、产学研官
11 ・企業間・異業種間の連携、人材育成等を推進するコーディネート機能を
12 強化するための体制構築等に取り組みます。

13 **② ものづくりを支える基盤・技術の高度化とサポーティング産業の振興**

14 県内製造業の高度化、生産性向上を図るために、沖縄県工業技術センターに
15 おいて、IoT、AIの活用など、多様化及び高度化する製造業の技術ニーズに
16 対応できる体制づくりに取り組みます。また、産業イノベーション促進地
17 域制度を活用し、製品の開発力や技術の向上及び地域資源の活用による新
18 事業の創出等を図る企業を支援するとともに、産業高度化及び事業革新に
19 取り組む企業の立地を促進します。さらに、県内産業の更なる振興を図る
20 ため、県内製造業等の規模拡大・高度化に必要な産業用地を市町村と連携
21 し確保するほか、国際物流拠点産業集積地域の「素形材産業振興施設」を
22 主要エリアとする「ものづくり拠点」として業界連携による事業の実施や
23 产学研官連携による支援体制の構築に取り組みます。加えて、ものづくりを
24 支えるサポーティング産業の振興については、市場やものづくり産業の技
25 術支援のニーズを捉え、サポーティング産業の集積や沖縄県工業技術セン
26 ターなど試験研究機関等に研究設備・体制を整備し、製品や技術の開発に
27 取り組みます。

28 ものづくりを支える基盤の整備については、県内産業の振興及び持続的
29 発展を図るため、老朽化した工業用水道施設の計画的な更新・長寿命化及
30 び耐震化に取り組みます。また、クリーンなエネルギーの導入拡大を進め
31 つつ、電気料金の上昇抑制も含めた電気の安定的かつ適正な供給の確保を図
32 ります。

1
2 **イ 県産品の売上げ拡大促進**

3 県内はもとより、県外や海外に向けた県産品の売上げ拡大促進のため、次
4 に掲げる施策を推進します。

5
6 **① 国内市場における需要開拓の促進**

7 国内市場における需要開拓に向けては、県外バイヤー等を招聘したビジ
8 ネスマッチングや商談会等の開催、戦略的なプロモーション展開による効
9 果的な県産品の魅力発信に取り組みます。また、県産品の県外出荷拡大に
10 ついては、県外出荷のノウハウが不足する個別事業者に対し、物流専門家
11 による支援等の総合的な物流対策に取り組みます。さらに、クールビズと
12 して国内の認知度が向上しているかりゆしウェアについては、消費者ニーズ
13 の把握や県外向けの商品訴求力の向上を促進し、県外での更なる販路開
14 拓に取り組みます。

15
16 **② 海外市場における販路開拓**

17 海外市場における販路開拓に向けては、市場でのマーケティング調査に
18 基づくバイヤー招聘や戦略的なプロモーションを進めるとともに、専門コー
19 ディネーターによる商談から販売に向けた外国語対応等の企業支援に取り
20 組みます。また、海外出荷に係る物流コストについては、国際物流ハブ機
21 能等を活用した物流モデルの構築と最適化等を進め、物流コストの低減に
22 取り組むとともに、海外出荷のノウハウが不足する個別事業者に対しては、
23 物流専門家等による支援など、きめ細かな事業者支援に取り組みます。さ
24 らに、泡盛等については、県外、海外及びインバウンド市場をターゲット
25 とした商品開発等のマーケティング力強化に取り組みます。

26
27 **③ 県産品の高付加価値化の促進**

28 地域や業界が一丸となり、特産品を含めた地域全体の魅力や総合力を高
29 め、作り手の想いやこだわり等のストーリーを付加価値として発信し、国内
30 外の消費者の認知度・共感を高める県産品のブランド形成に取り組みます。
31 また、県内外の市場において、ブランド力向上に向けた総合的な取組や、
32 法令遵守・品質確保の徹底を図ることで、市場に求められるものを継続的
33 に生み出す企業等の取組を促進するなど、ブランド価値の安定と信頼性の
34 確保に取り組みます。

1
2 ④ 県産品の消費促進

3 県産品の消費促進については、県産品消費の意識啓発、県内各地域で行
4 われる産業まつり等における商談機能の拡充や EC（電子商取引）の活用、
5 消費者や時代のニーズに応じた商品開発と品質向上に取り組みます。また、
6 泡盛等の消費拡大に向けては、継続的なプロモーションの実施、多様化す
7 る消費者嗜好に対応した商品開発、販売促進及び情報発信に取り組みます。

8
9 ウ 建設産業の持続可能な発展

10 県内の基幹産業の一つである建設産業については、将来にわたる社会資本の
11 品質確保と適切な機能維持、災害時の応急対策の実施など、産業の担う役割を
12 踏まえるとともに、アジア・太平洋地域に積極的に技術貢献し得るグローバル
13 産業として振興発展に取り組む必要があります。

14 このため、建設産業の持続可能な発展に向けて、次に掲げる施策を推進します。

15
16 ① 公共工事の品質確保と建設産業の高度化支援

17 建設産業においては、BIM／CIMによる調査・設計・施工・維持管理の
18 各段階における3次元モデルの連携、3次元計測による点群を用いた維持
19 管理の効率化や災害時対応の迅速化など、設計から維持管理や災害時を含
20 めた建設分野におけるi-Constructionの推進と活用による生産性向上に取
21 り組みます。また、これらで得られたデータの他分野を含めた新たな活用
22 に取り組み、インフラ分野のDXを促進します。さらに、社会ニーズに対
23 応した新たな技術の開発等による経営の多角化や協業化等による経営基盤
24 の強化に取り組むとともに、建設産業の持続可能な発展のため、技術と経
25 営に優れた建設企業が正当に評価されるよう、価格と品質が総合的に優れ
26 た調達が行われる総合評価方式等の入札方式の活用を推進します。加えて、
27 環境・リサイクル分野の技術向上を図るため、沖縄県リサイクル資材評価
28 認定制度「ゆいくる」による認定業者の拡大に取り組みます。

29
30 ② 地域特性に適した技術の研究・開発の促進及び海外建設市場等への進出

31 社会ニーズに対応するため、新たな工法・資材等の技術開発に取り組む
32 企業や大学等と連携し、自然環境の保全・再生、循環型・低炭素都市づくり、沖縄らしい風景づくり、耐震化・老朽化及び長寿命化、生産性の向上

等に関する取組を促進します。また、島しょ性や亜熱帯性等の地域特性により培われてきた技術など、県内建設業の強みや産学官の幅広いネットワーク等を活用し、海外建設市場等の新市場への進出促進に取り組みます。さらに、米軍発注工事については、県内建設業者に対するきめ細かな参入支援に取り組むほか、高率ボンド（履行保証）制度の軽減緩和など米軍に対する入札要件緩和要請に取り組みます。



(9) 世界にはばたき躍動する「スポーツアイランド沖縄」の形成

スポーツが持つ言語を超えたコミュニケーションは、人と人、地域と地域の交流を活性化させ、地域の一体感や活力を醸成させるものであり、スポーツを通じた国際貢献、社会課題解決といったSDP^{*18}の推進にもつながるものです。また、日々のスポーツを通じた健康増進は、免疫力を高め、ひいては感染症への抵抗力を強めることはもとより、心身を健康に保ち明るく豊かな社会づくりに寄与するものです。

本基本施策の展開においては、本県の地域特性やスポーツの持つソフトパワーを最大限活用した持続可能な沖縄の発展に向けて、県民や県外・海外から訪れた人々が共に享受できる、世界にはばたき躍動する「スポーツアイランド沖縄」の形成を目指します。

「スポーツアイランド沖縄」の形成に向けては、世界中から多くの人を呼び込むスポーツコンベンション^{*19}の推進や、プロスポーツチーム等の地域資源を活用したまちづくりの促進、トップアスリートの輩出基盤の構築、県民等のスポーツ参画の促進、これらに対応するための人材の育成が課題です。

このため、スポーツ関連産業の振興と地域の活性化及び県民等が主体的に参画するスポーツ環境の整備に取り組みます。

ア スポーツ関連産業の振興と地域の活性化

本県の地理的・自然的条件とスポーツ資源を有効に活用し、スポーツ交流

*18 SDPとは、Sport for Development and Peaceの略。2030アジェンダにおける「スポーツは持続可能な開発における重要な鍵になる」という考え方のこと。

*19 スポーツコンベンションとは、スポーツに関係する合宿、キャンプ、自主トレ、大会、イベント等の総称として本計画で使用している。

拠点としての国際的なブランド力の向上、新事業の芽を育て既存産業との相乗効果により成長する産業として発展、スポーツを通じた地域・経済を活性化させるため、スポーツ関連産業の振興と地域の活性化に向けて、次に掲げる施策を推進します。

① スポーツコンベンションの推進とスポーツ交流拠点の形成

スポーツコンベンションの推進は、沖縄観光の課題である「閑散期と繁忙期の平準化」や、長期滞在傾向等による経済効果の増大に寄与することから、各スポーツコンベンションの誘致・受入れを推進する市町村やスポーツコンベンション沖縄等と連携し、各種スポーツキャンプ、合宿やスポーツイベント、競技大会等のスポーツコンベンションの誘致・開催に取り組みます。

また、本県の魅力的なスポーツ環境のプロモーションを積極的に展開し、地元プロスポーツチーム等を活用したイベント、キャンプ地訪問観光、各種アウトドアスポーツ・アクティビティ等を目的とするスポーツツーリズムや県民と観光客が一体となって楽しめる‘スポーツ・健康×観光’といった沖縄のソフトパワー活用した高付加価値コンテンツの開発を促進とともに、各競技のニーズに対応する施設・設備等の整備や医療機関、リカバリー、コンディショニング施設等との連携を進めたスポーツ医・科学拠点形成等の環境整備に取り組みます。さらに、スポーツコンベンションの核となるJ1規格スタジアムの整備、地域・観光交流拠点となるスポーツ関連施設の整備・充実や老朽化・耐震化対策等に取り組むとともに、スポーツ交流の受入拠点の充実に取り組みます。

② スポーツを核とした新たな産業の創出とグローバル展開

スポーツに関連した高付加価値製品・サービスの開発に向けて、トップアスリートのトレーニングに関するデータの活用や医・科学分野との連携強化に取り組むとともに、グローバルな市場に向けた展開を促進します。

また、スポーツは、新産業の創出に向けて利活用すべき地域資源として有望とされていることから、健康づくり・リハビリテーション、ものづくり、ICT等の既存産業等との連携を強化し、プロスポーツチームをはじめとする県内企業等が新たなスポーツ関連事業を創出しやすい環境づくりに取り組むとともに、スポーツ関連産業の展示会誘致・開催等に取り組みます。さらに、持続的な県内スポーツ関連産業の発展のため、スポーツマネジメントや指

1 導者などスポーツに関わる多様な人材の育成を大学、競技団体等と連携し
2 て取り組みます。

3

4 ③ スポーツ資源を活用したまちづくり

5 スタジアム・アリーナ、県内プロスポーツチーム及びトップアスリート
6 等の地域資源を活用したまちづくりを進めるとともに、スポーツ関連団体
7 やアスリート、地域企業等の共働による新たな製品・サービスの創出に向
8 けた取組、子どもの居場所づくりへの支援など多様な社会課題の解決やス
9 ポーツを通じた国際貢献を促進します。また、本県の魅力を活用し、開催
10 地周辺の地域・経済を活性化させる国際競技大会や大規模スポーツイベン
11 トを市町村及び関係団体と連携し、誘致・開催に取り組みます。さらに、
12 県民のスポーツ参画意識の向上や競技力向上を図るため、各種スポーツイ
13 ベント開催を推進し、児童生徒をはじめとする県民がスポーツと接する機
14 会やトップアスリートと交流する機会の創出に取り組みます。

15

16 イ 県民等が主体的に参画するスポーツ環境の整備

17 本県のスポーツ振興は、県民等の主体的なスポーツ参画が重要であること
18 から、青少年から高齢者まで幅広い世代におけるスポーツ文化を醸成すると
19 ともに、県内トップアスリートの競技力向上や県民の積極的なスポーツへの
20 参画と主体的、活動的、健康的な生き方であるアクティブライフの推進を図
21 るため、県民等が主体的に参画するスポーツ環境の整備に向けて、次に掲げ
22 る施策を推進します。

23

24 ① スポーツ・レクリエーション施設及び関連基盤の整備・充実

25 各種スポーツコンベンションに対応した施設の整備・充実に取り組むと
26 ともに、老朽化の進んだ既存施設については、施設利用者の安全確保のた
27 めの対策を計画的に取り組みます。また、県民、観戦者等が簡易的かつ効
28 果的にスポーツを「する」、「みる」、「ささえる」ことができるよう、スporte
29 ツ関連施設におけるICTの活用導入に取り組みます。さらに、地域における
30 身近なスポーツ・レクリエーション活動の場を確保するため、公共スポーツ
31 ・レクリエーション施設等の整備・充実と適切な管理・運営や学校体育施設
32 の有効活用に取り組みます。

33

1 ② 県民の競技力向上・スポーツ活動の推進

2 小学校から社会人までの一貫した指導体制の充実や各競技団体の主体的
3 な課題解決の支援に取り組みます。また、県外チームの招聘や県外での強
4 化試合の推進、コーチ等の招聘、専門的な知識・技能や高いコーチング能
5 力に加え、コミュニケーションスキルの習得など、多様なニーズに的確に
6 対応できる指導者の養成・確保、競技団体及び中体連・高体連と連携した
7 少年種別の継続した強化支援等により、競技力の向上やトップアスリート
8 の育成に取り組みます。

9

10 ③ 県民一人ひとりが参加する生涯スポーツの推進

11 総合型地域スポーツクラブをはじめとした地域スポーツ環境を充実さ
12 せ、県民の運動・スポーツをする機会創出を図り、生涯スポーツ社会の実
13 現に取り組みます。また、市町村、スポーツ・レクリエーション関連団体
14 等と連携しながら、年齢、性別、障害の有無等に関わらず、様々な世代や個
15 人が持つ多様性に応じて、広くスポーツ・レクリエーションに参画できる環
16 境の構築、スポーツ・レクリエーション参加の機会拡充に取り組みます。

17 さらに、スポーツコンベンションの推進と県民がスポーツをする機会の充
18 実をバランスよく進めることができるよう、アウター施策²⁰ とインナー施
19 策²¹ の双方に取り組みます。加えて、生活習慣病や肥満の予防など県民の
20 健康寿命の延伸のため、スポーツ・レクリエーションを通じた健康維持増
21 進に取り組みます。



26 本基本施策の展開においては、島々の資源・魅力を生かし、潜在力を引き出
27 す産業振興を推進することにより、各島の特性を生かした持続可能な産業・雇
28 用の創出と地域経済の好循環を目指します。

*20 アウター施策とは、スポーツを活用した海外・国内他地域といった地域外からの交流人口拡大の推進施策をいう。

*21 インナー施策とは、スポーツを活用した地域内住民向けの健康の維持増進・共生社会の実現等の推進施策をいう。

離島地域が抱えている不利性（交通・運輸、物流・流通、人材、生産コスト等）の克服とともに、島々の諸条件と生活環境に適合・調和する産業を振興し、高付加価値の創出と島内を含む経済循環の向上を図ることが課題です。

このため、離島ごとの環境・特性を生かした農林水産業の振興、地域資源を活用した特産品の振興及び持続可能で質の高い離島観光の振興に取り組みます。

ア 離島ごとの環境・特性を生かした農林水産業の振興

離島地域の経済を支える基幹産業として、担い手や作業受委託組織など多様な主体が連携した地域営農体制の下、地域資源や生産環境を生かした生産振興や高付加価値化など、生産量と所得の向上による持続可能な農林水産業の振興を図るため、次に掲げる施策を推進します。

① 離島におけるさとうきび産業の振興

離島・過疎地域の農業を支えるさとうきびの生産については、安定的な生産及び増産に向けて、担い手の育成・確保、機械化の促進、生産法人組織の育成と作業受託体制の構築、優良種苗の供給、農業共済等への加入促進、地力増進対策、干ばつ対策等に取り組みます。また、製糖事業者の経営の安定化・合理化については、製糖設備の合理化、製糖コストの不利性緩和や含蜜糖の国内外への消費拡大、販売促進等に取り組むとともに、「働き方改革」に適応した宿舎整備や省力化設備の導入など労働環境の改善に取り組みます。

② 離島における畜産業の振興

県優良種雄牛の造成により肉質向上を図り、肉用子牛の更なる高付加価値化・ブランド化に取り組むとともに、飼料生産基盤と畜舎等の一体的な整備による経営基盤の強化に取り組みます。また、優良種豚の導入による改良増殖を促進し、生産基盤強化や経営指導等による担い手の育成・確保に取り組みます。さらに、特定家畜伝染病の侵入及びまん延防止のため、関係機関連携による防疫演習や防疫資材の備蓄など危機管理体制の強化及び島しょにおける家畜診療の効率化に取り組みます。

③ 離島農林水産物の生産振興とブランド化の推進

各離島の特色を生かした園芸作物のブランド化に向けては、市町村、出

荷団体、普及機関等との連携を強化し、定時・定量・定品質の出荷が可能なとなる拠点産地の形成に取り組みます。また、農林水産物の流通対策の強化については、流通施設の整備、輸送コストの低減など離島地域が抱えている農林水産物の流通条件の不利性解消に取り組みます。さらに、域内経済循環の拡大に向けて、農林漁業者自らが生産・加工・販売を行う6次産業化や農商工連携等による付加価値の高い農林水産物の生産及び農林水産加工品の戦略的な生産・販売・ブランド化を図り、農業者や畜産業者、漁業者の安定的な生産出荷と経営安定に取り組みます。

④ 離島における水産業の振興

水産資源とそれを育む漁場環境の適切な保全と管理を行い、水産資源の持続的な有効利用を図る資源管理型漁業に積極的に取り組むとともに、広域な周辺水域の漁業秩序の維持を図り、漁業者の安全操業体制の確保に取り組みます。また、輸送コストの低減、水産加工品を含む戦略的な販路拡大など、漁業者の安定的な生産出荷と経営安定に取り組みます。

⑤ 亜熱帯・島しょ性に適合した農林水産業の基盤整備

新たな農業用水源の開発、かんがい施設等の整備、防風・防潮林の整備・保全、ほ場の区画整理等を計画的に推進するほか、既存施設の機能診断に基づく長寿命化に取り組みます。また、漁港・漁場施設の整備、水産物の生産・加工・流通体制の整備、消費者ニーズに対応した品質管理・衛生管理体制の強化等を推進するとともに、地震や津波等の災害に強い漁港・漁村づくりに取り組みます。さらに、デジタル技術等を活用したスマート農林水産業など、地域特性と多様なニーズに対応する幅広い生産基盤の整備や流通販売の支援等に取り組みます。

イ 地域資源を活用した特産品の振興

食材に対する多様なニーズを踏まえ、希少性や機能成分等の地域資源の特色や優位性を活用した特産品開発等を支援し、高付加価値化やブランド化を促進するなど離島地域に根ざした独自の文化や自然の恵みを生かし、離島地域ならではの個性的で付加価値の高い特産品を普及させるため、次に掲げる施策を推進します。

① 個性的で魅力のある特産品開発支援

魅力ある特産品開発については、多様化・高度化する市場ニーズを的確に捉えた新たな製品開発の促進支援に取り組みます。また、工芸品原材料の安定確保に取り組むとともに、工芸産業の担い手確保については、技術研修を通して、高度な技術の継承と新たなニーズに対応できる人材の育成に取り組みます。

② 特産品の販路拡大・プロモーション支援

戦略的なプロモーション展開、地域ブランド形成の促進、商談会の開催等による国内外の消費者や観光客に選ばれる特産品の販路拡大支援に取り組みます。また、少量・多品種・高付加価値商品の島外への販路拡大に向けて、小規模離島における事業者への総合的なマーケティング支援に取り組みます。

ウ 持続可能で質の高い離島観光の振興

離島地域の有する比較優位のある独自の自然や文化は、本県の観光産業を牽引する地域資源であることから、島の自然・文化を尊重し、旅行者・観光客と地域・住民が価値を共有する‘責任ある観光’を推進する必要があります。

このため、質の高い着地型観光プログラム等の定着や環境に配慮した持続可能な観光の推進に向けて、次に掲げる施策を推進します。

① 着地型観光プログラム等の定着

離島観光の国際化や多様化する観光ニーズに対応するため、国内外における離島の認知度向上、新たな旅行市場の開拓、離島の魅力ある資源を生かした観光プログラムの創出に取り組みます。また、観光客の滞在日数や一人当たり消費額の増加に向けて、島のそれぞれの個性や魅力を生かした滞在型観光に加え、都市部にはない静寂さや美しい星空を示す‘ダークスカイ’など、離島・過疎地域ならではの資源を有効活用した体験型観光の強化に取り組みます。

② 環境に配慮した持続可能な観光の推進

地域社会や地域経済、自然環境に配慮した持続可能な観光を推進するため、各離島の状況に応じ、環境容量等を念頭においていた観光地マネジメントを促進します。また、離島地域の自然・生態系、景観・風景、独自の伝統

芸能・祭祀、生活文化等が尊重され、それらの価値が旅行者・観光客と共有されるよう、ルールや文化の違い等について観光客に周知するなど、レスポンシブル・ツーリズムの推進に取り組みます。さらに、自然環境等の保全と持続可能な観光振興の両立に向けては、観光面でのプロモーション支援や保全利用協定締結の普及による適正利用のルールづくりを推進し、自然環境等に配慮した持続可能な観光地づくりに取り組みます。



(11) 誰もが安心して働く環境づくりと多様な人材の活躍促進

本基本施策の展開においては、少子高齢化及び人口減少等の動向と課題を見据え、労働力の確保に取り組むとともに、ディーセントワーク（働きがいのある人間らしい仕事）の実現など、働く人一人ひとりが、より良い将来展望を持ち、安心して働く社会の実現を目指します。

多様な人材が活躍し、能力を発揮できるよう、働き方の選択肢の多様化や働きやすい環境づくりに加え、県内企業の「成長と分配の好循環」を構築し、労働者の所得向上につなげることが課題です。

このため、雇用機会の確保と多様な人材の活躍促進、多様な働き方の促進と働きやすい環境づくり、若年者の活躍促進及び女性が活躍できる環境づくりに取り組みます。

ア 雇用機会の確保と多様な人材の活躍促進

あらゆる人々が、国籍、性別、年齢、障害の有無等に関わらず、その能力を最大限に發揮し、生き生きと働くことができる社会を実現するため、次に掲げる施策を推進します。

① 総合的な就業支援

求職者等への支援については、「グッジョブセンターおきなわ」における生活から就職までのワンストップ支援や地域の特性等に応じたマッチング機会の提供など、求職者等のニーズに沿ったきめ細かな支援のほか、ハローワークや福祉分野等の関係機関と連携し、就職困難者等の生活の安定と就職のための支援に取り組むとともに、産業振興や働きやすい環境づくり等により多様な雇用機会の確保を促進します。また、中小企業等の事業

1 主に対しては、事業主向けの窓口相談、巡回相談等により各種雇用支援制
2 度の周知や有効活用を促進するとともに、企業における人材の定着に向け
3 た支援に取り組みます。

4

5 **② 高齢者が活躍できる環境づくり**

6 高齢者の再就職支援については、関係機関等と連携しながら、各種助成
7 制度等の活用促進を図るとともに、高齢者が有する個々の技術を踏まえた
8 再就職支援等を行い、高齢者が活躍できる環境づくりに取り組みます。また、
9 働く意欲のある高齢者が、年齢に関わりなくその能力や経験を生かし、
10 活躍し続けられるよう、シルバー人材センターへ支援を行うなど、多様な
11 就業機会の確保に取り組みます。

12

13 **③ 障害者の雇用の場の創出と働きやすい環境づくり**

14 障害者向け職業訓練の取組を推進し、障害者の職業的自立と雇用の促進
15 に取り組みます。また、障害者雇用の促進については、関係機関等と連携
16 しながら、企業開拓や定着支援を行うとともに、障害者雇用に関する情報
17 提供や意識啓発、理解促進等を図るなど、障害者が安心して働くことができる
18 環境づくりに取り組みます。

19

20 **④ 外国人材の受入環境の整備**

21 人手不足の解消や産業振興に必要な外国人材の受け入れについては、企業
22 向けの情報提供やセミナーの開催等により、企業の取組を支援するととも
23 に、関係機関等と連携し、各種相談体制の充実を図ります。また、県内で
24 働く外国人や就労を希望する外国人が安心して働くよう、就労支援や定
25 着支援等に取り組みます。さらに、人口減少や労働力不足が進む中、日本
26 国内で就業する外国人に対し、本県においても言語、技術研修を行い人手
27 不足分野への就業につながる取組を促進するとともに、国内に定住する外
28 国人材の就労支援を推進します。

29

30 **⑤ 駐留軍等労働者の雇用対策の推進**

31 駐留軍等労働者の雇用の安定を図るため、返還合意後速やかに、就労状
32 況や意向等を把握するとともに、職業訓練等に十分な期間を確保し、配置
33 転換等に向けた技能教育訓練や離職前職業訓練の一層の充実を図ります。

また、離職を余儀なくされる駐留軍等労働者については、国、県、関係団体の連携の下、離職者に対する給付金の支給、職業訓練、就職指導等の各種支援措置を推進するほか、(一財) 沖縄駐留軍離職者対策センターを活用し、離職者の再就職を促進するなど、離職者対策に取り組みます。

イ 多様な働き方の促進と働きやすい環境づくり

すべての労働者が、安心して働くことができるようにするため、労働法や労働情勢に関する労使双方の理解と法令遵守を促進し、労働条件の確保・改善等に取り組みます。また、正規雇用の促進を図る一方で、自らの意思で非正規雇用を選択する労働者もあり、正規雇用転換を促進しても、非正規雇用労働者は一定程度存在することから、非正規雇用労働者が働きやすく、また、働き続けられる職場環境の整備を図ります。

このため、個々人の多様なニーズやライフスタイルにかなうディーセントワークを推進し、働く人一人ひとりが生きがいと働く喜びを感じられる労働環境を実現するため、次に掲げる施策を推進します。

① 柔軟な働き方の推進のための環境整備

時間や場所にとらわれず個々の能力を発揮することができ、子育て、介護と仕事の両立を可能とする柔軟な働き方を実現するため、テレワーク、フレックスタイム制、ワーケーション等の多様な働き方の促進に取り組むとともに、セミナーの開催や広報誌等によるプロモーションを通して、企業及び従業員双方の多様で柔軟な働き方への意識定着に取り組みます。

② 働きやすい環境づくり

ワーク・ライフ・バランスを実践する企業に対し、指導・助言等を行うアドバイザーを派遣し、働きやすい環境づくりの充実に取り組みます。また、安定的な労使関係を形成するため、沖縄県女性就業・労働相談センター等における労働相談の実施により個別労使紛争の解決に取り組むとともに、労働法関係セミナーの開催等により事業主の職場環境改善の意識向上や労働者の働き方に対する意識改革に取り組みます。

③ 非正規雇用労働者の待遇改善

正規雇用労働者と非正規雇用労働者との間の不合理な待遇差の解消を目指す「同一労働同一賃金」への対応に向けて、公正な待遇を確保するため、

賃金制度を検討する上で有効な職務分析・職務評価の導入支援と普及促進に取り組むとともに、非正規雇用者のキャリアアップ機会の創出や処遇改善の促進に取り組みます。

④ 正規雇用の促進

正規雇用の促進については、関係機関等と連携しながら、各種助成制度等の活用促進を図るとともに、正規雇用化に取り組む企業に対して専門家派遣による助言や研修等への支援に取り組みます。また、特に非正規雇用割合が高い若年者の正規雇用を促進するため、正社員として雇用し、定着支援を行う企業への支援に取り組みます。

ウ 若年者の活躍促進

若年者が、その意欲と能力に応じた適切な職業を選択しキャリア形成を図るとともに、社会経済の重要な担い手としてその能力を最大限に発揮し活躍できる環境を創出するため、次に掲げる施策を推進します。

① 若年者の就業・定着の促進

若年者の就業促進については、沖縄県キャリアセンターにおける就職相談やセミナー開催等による総合的支援、大学等関係機関と連携した新規学卒者向けの就職支援、座学研修と職場訓練を組み合わせたマッチング支援等に取り組みます。また、若年者の定着促進については、新規学卒者等や企業向けの個別相談、セミナー開催等により職場適応等を支援するとともに、正規雇用化や人材育成の促進等によりキャリア形成が図られる環境づくり等に取り組みます。

② 若年者の就業意識啓発等の推進

児童生徒に対する職業意識の向上については、県内企業や経済団体等の関係機関と連携しながら、県内産業の理解促進を図るとともに、学校や地域における就業意識啓発等の取組が効果的に行われるよう、教職員や保護者等の関係者への情報提供等に取り組みます。また、学校等から職業生活への円滑な移行や早期離職の防止については、就職活動の前段階において、就業に関する意欲や能力を高めるとともに、適切な職業や企業を選択するた

めの知識やノウハウの習得支援等に取り組みます。さらに、生徒や学生が、アルバイトや就職活動を行うに当たり、労働者の権利等を学ぶ労働法教育は非常に重要であることから、学校教育における雇用と労働問題に係る学びに加え、労働法関係セミナーを実施するなど、働く上で必要な社会保障制度及び労働関係法令など基礎的知識の普及に取り組みます。

③ 若年者の県内就職の促進

県内企業の情報や魅力を知る機会の充実を図り、若年者と県内企業のマッチング強化を図るとともに、県外大学等と連携したUJIターンの推進により、若年者の県内就職促進に取り組みます。また、県内中小企業の人材確保を支援するほか、雇用・労働環境改善等により若年者にとって魅力ある職場づくりを促進するとともに、技術系人材が県内で活躍できる環境整備に取り組みます。

エ 女性が活躍できる環境づくり

女性の活躍は、労働力の確保やディーセントワークの観点だけでなく、女性目線による商品・サービスの開発や社会課題解決の取組など、稼ぐ力の向上やソーシャル・イノベーションを推進し、社会の成長を牽引することが期待されます。自らの意思によって職業生活を営み、又は営もうとする女性がその個性と能力を十分に發揮して職業生活において活躍することができる社会を実現するため、次に掲げる施策を推進します。

① 女性が働きやすい環境づくり

女性が働きがいを持って仕事に取り組むことができる環境づくりを推進するため、仕事に対して女性が抱える不安・悩みの改善・解消に向けたようす相談や、家事や子育て期における勤務時間の柔軟な対応や短縮が可能となるフレックスタイムやテレワーク等の多様な働き方の促進に取り組みます。

また、女性の職業生活における活躍推進に資するセミナーの開催等により、ワーク・ライフ・バランスの推進や様々な業種で女性が働きがいを持って仕事に取り組み、キャリア形成につなげることができる環境づくりに取り組みます。さらに、女性の求職者等への支援については、生活から就職までの一体的な支援や、個々の職業経験や職業能力、生活の状況など、多様化したニーズに応じたきめ細かな支援を行い、女性の安定的な雇用と能力

1 を発揮し活躍できる環境づくりに取り組みます。加えて、ひとり親に対する支援については、自立した生活に向けて、座学研修と職業研修を組み合わせた就職支援や、就労支援と子どもへの学習支援など家庭の状況に応じた総合的な支援に取り組みます。

2

3

4

5

6 ② 男女の機会均等と待遇改善

7 性別を理由とする賃金格差、ハラスメント及び高い非正規雇用率など、
8 男性と比べて不利益を受けやすい立場にある女性労働者の労働環境を整備
9 するため、賃金・雇用管理の改善に取り組むとともに、男女間の固定的な
10 役割分担意識等により生じている格差の解消に向けて、女性の管理職登用
11 の拡大等を促進することにより、女性の雇用の質の向上に取り組みます。

12

13 ③ 女性が働き続けられるための意識啓発等の促進

14 女性が働き続けられる職場環境の整備については、セミナーの開催等に
15 より、事業主、従業員双方の意識を啓発し、女性リーダーの育成を促進す
16 ることに加え、男性の育児休業取得促進や女性の職業継続を支援する意欲
17 のある企業が自主的な取組を行えるよう「女性が働き続けられる職場づくり
18 支援プログラム」の普及・啓発に取り組みます。

19



20 (12) 持続可能な発展と県民生活を支える社会基盤の高度化及びネットワークの形成

21 海洋島しょ圏である本県は域内土地が狭いであり資源も少ないため、外との関係性であるネットワークを通じて発展してきました。かつて琉球は冊封貿易を通じて中国、東南アジア、日本との三角貿易というネットワークによって発展しており、現在も変わらずアジアの結節点の役割を担うことで、沖縄の持続的発展への構図となっています。

22

23

24

25

26

27

28 本基本施策の展開においては、先端技術等を活用した空・海・陸のシームレスな交通体系及び情報通信基盤を整備し、東アジアの中心に位置する優位性を生かして国内外との人、モノ、情報等の交流を促進させるとともに、効率的なサプライチェーンの形成や自治体DXの推進を図ることで、経済・産業の持続可能な発展と県民生活の向上を目指します。

29

30

31

32

33 各種の将来動向等を見据え、官民が連携して空港、港湾、陸上交通、情報通

信基盤等の社会基盤の充実・高度化と有機的なネットワークの形成を促進し、域内産業の活性化や国際競争力の強化を図ることが課題です。また、行政等におけるデジタル化も課題です。

このため、次世代の情報通信基盤の整備とデジタル化・オンライン化の促進、世界最高水準を見据えた拠点空港等の整備、経済成長を加速させる拠点港湾機能やネットワーク機能の強化拡充及びシームレスな交通体系の整備に取り組みます。

ア 次世代の情報通信基盤の整備とデジタル化・オンライン化の促進

情報通信ネットワークの発達により経済の主体は、時間、空間を克服し、遠隔地の他者との交流・調整ができ、デジタル社会のメリットを駆使すれば資本、経営の規模を問わないビジネス展開が可能となります。島しょで狭小な本県にとって、このような情報通信ネットワークは画期的な経営戦略の土台となります。特に、Society 5.0や DX といったデジタル技術を高度に利活用した社会の実現と産業分野の競争力強化に向けては、行政、教育、医療、防災などの公共・準公共分野と産業分野におけるデジタル化の推進において、5Gや Beyond 5Gなど次世代の通信環境が不可欠であり、海洋島しょ圏の新たなインフラとして、離島を含めて、整備に取り組む必要があります。

地域を含め社会全体の DX を加速させ、デジタル化・オンライン化や ICT を活用した DX を促進するため、次世代の通信環境に対応した基盤整備と行政サービスの質の向上に向けて、次に掲げる施策を推進します。

① 未来創造の情報通信基盤の構築

デジタル社会の形成は、本県の産業競争力の強化及び県民の利便性の向上に資するとともに、本県が抱える多様な課題を解決する上で極めて重要であることから、先端 ICT 技術を活用した社会システムの構築や産業の競争力強化に向けては、海洋島しょ圏の新たなインフラとして、DX の基盤となる 5G や Beyond 5G の整備及びローカル 5G の導入をはじめとした次世代の情報通信基盤の構築に、民間通信事業者や関係機関と連携して取り組みます。また、離島等の条件不利地域においては、都市部と同等の情報通信環境の確保に向けて、海底光ケーブル等の中継伝送路の段階的な整備や、生活基盤において重要な施設を中心に陸上通信網の地下埋設等の整備を図り、安定かつ質の高い情報通信基盤の整備に取り組みます。

1 **② 自治体 DX の推進**

2 自治体のデジタル化及び DX については、行政手続のオンライン化やオーピンデータ化の推進など、利用者目線に立った行政サービスの質の向上に取り組みます。また、県内市町村と連携し、情報システムの標準化・共通化に取り組みます。

7 **イ 世界最高水準を見据えた拠点空港等の整備**

8 那覇空港については、令和 2 年 3 月に那覇空港第二滑走路が供用を開始し、
9 年間滑走路発着処理容量は 13.5 万回から 24 万回へ拡大するなど、抜本的な空港
10 機能の向上が図られています。新型コロナウイルス感染症の収束後においては、
11 観光地としての本県の魅力や増大するアジアの航空需要を背景に、今後、一層
12 の利用拡大が予想されており、第二滑走路等を最大限活用できるように、更なる
13 空港機能の強化や拡張について検証を進めます。アジアの玄関としての役割を担うべく、利便性や快適性、おもてなしなど質の高い空港サービスと、
15 利用拡大や多様なニーズにもしなやかに対応する空港施設を併せ持つ世界最高水準を見据えた拠点空港の整備を促進します。

17 航空路線については、航空会社の負担軽減を図り、運賃の低減化を促進するため、旅客便・貨物便ともに航空機燃料税、着陸料、航行援助施設利用料の減免措置を受けてこれらの活用促進を図るとともに、積極的な路線誘致活動等により新規航空会社の参入を促進するなど航空ネットワークの拡充を図ります。さらに、増大する航空需要の対応や航空交通の安全性や安定性を確保するため、沖縄周辺空域の航空管制の見直しや航空ルートの拡大に向けて、国と連携し、取組を検討する必要があります。

24 これらのことから、県民生活及び産業振興や交流・物流拠点の形成に資する空港の整備に向けて、次に掲げる施策を推進します。

27 **① 那覇空港の更なる機能強化**

28 新型コロナウイルス感染症の収束を見据えた中長期的な航空需要や新しい生活様式／ニューノーマル（新たな日常）による人の流れ等を勘案し、
29 駐機場や新ターミナル等空港施設の拡張整備や展開用地の確保など、国や
30 関係機関と連携し、那覇空港の将来のあり方について調査・研究に取り組みます。また、空港利用者の利便性向上のため、商業施設等の拡充や、先端技術の活用による搭乗手続や CIQ の迅速化など、多様なニーズに対応し、

ストレスのない空港に向けた機能整備を促進します。さらに、駐車場の増築整備や空港から鉄軌道を含むその他公共交通機関等をスムーズに利用できる環境や、MaaS 等による交通システムの整備を促進します。

② 国際路線の拡充に向けた取組強化

那覇空港及び離島空港における海外航空路線の拡充を図るため、航空会社に路線開設や増便、チャーター便運航から定期便化に向けた働きかけを行うとともに、連携キャンペーンの展開や旅行商品の造成等を支援し、市場の状況に合わせた段階的な路線誘致活動に取り組みます。また、海外誘客の既存需要については、直行便が就航している東アジア地域（台湾、韓国、中国本土、香港）を重点市場と位置付け、各国・各地域の市場特性に応じたオンライン等によるプロモーション等を進め、新型コロナウイルス感染症の収束後の早期回復に取り組みます。さらに、新規需要の開拓については、東南アジア地域や長期滞在が期待できる欧米豪露等の海外富裕層等をターゲットに誘客活動に取り組みます。同時に、欧米豪露等からの訪日外国人やアジアへの旅行会社に対し、本県を拠点の一つとした周遊型旅行を提案し、那覇空港を旅客ハブとして活用する国際旅客ハブの形成を推進するため、戦略的に新規市場における需要の獲得を図ります。特に、検疫機能の強化が求められており、各圏域において CIQ の体制強化など外国人観光客の円滑な受入体制の構築に関係機関と連携して取り組みます。

③ 空港における高度な危機管理体制の構築

新型コロナウイルスなど感染症まん延の脅威が改めて認識され、国際空港である那覇空港、下地島空港、新石垣空港において、アジアのダイナミズムを取り込む上で、新たな脅威に備えた世界水準の危機管理が不可欠です。新型感染症の侵入・感染拡大防止のための水際対策を含め、国際空港として検疫機能の強化を図るとともに、各種のセキュリティ対策の強化、高度な危機管理体制の構築を図ります。また、離島空港の保安対策充実のため、各種セキュリティ対策の強化、高度な危機管理体制の構築に取り組みます。

ウ 経済成長を加速させる拠点港湾機能やネットワーク機能の強化拡充

島しょ県である本県の港湾は、国内外との物流・人流を支える経済基盤として重要な役割を担っており、自立型経済の構築の実現に向け、経済・産業

の競争力向上や持続可能な発展等を促進するため、海上交通の結節点となる拠点機能やシー・アンド・エアなど多様なネットワーク機能の強化拡充に取り組む必要があります。また、頻発化、激甚化する災害に対応するための港湾の防災機能の強靭化や、海の玄関口として、各種感染症の侵入防止のための検疫・防疫体制とセキュリティ対策の重点的強化を図る必要があります。さらに、港湾機能の高度化や効率化を図るため、沖縄型スマートポート^{*22}の形成に向けた検討を進める必要があります。

このことから、経済成長を加速させる拠点港湾機能やネットワーク機能の強化拡充に向けて、次に掲げる施策を推進します。

① 那覇港の物流・人流機能の強化

那覇港においては、国際流通港湾としての機能充実や臨空・臨港型産業等の集積を図るため、船舶の大型化や貨物量の増加に対応する岸壁の整備等による内外貿ユニットロードターミナル等の拡充及び上屋や物流用地の更新・再配置を含めた各ふ頭の機能再編に取り組むとともに、防波堤の延伸・改良や臨港道路の整備等に取り組みます。また、総合物流センター等の国際物流拠点を構成する主要施設の戦略的な強化・拡充やICTの活用等による港湾機能の高度化の検討に取り組みます。さらに、全国的なモーダルシフトの流れを取り込み、貨物を那覇港内で輸入・移入し保管、仕分け等を行い、移出・輸出する取組等により、那覇港の中継機能を強化し、課題である片荷輸送の解消に取り組みます。加えて、フライ・アンド・クルーズ等の付加価値の高いクルーズ誘致を行うため、クルーズバースの整備に取り組むとともに、浦添ふ頭地区においては、富裕層の長期滞在型観光の拠点となる世界から選ばれる持続可能な観光地の形成に向けて、自然環境を生かし、ビーチ・マリーナ等から構成する観光・ビジネスの拠点形成の実現に向けて取り組みます。

② 中城湾港の物流・人流機能の強化

中城湾港については、沖縄本島中部圏域や東海岸地域の拠点機能を担う経済基盤として、物流・産業面では、東海岸地域の産業支援港湾としての機能強化・拡充を図るため、航路の新設・拡充を含む効率的で生産性の高

*22 スマートポートとは、AIやIoT等のICTを活用した、港湾の建設・維持管理・運営サイクルの効率化のことという。

い物流ターミナルの整備・運営や既存施設の再編・強化、新たな産業空間の確保と関連産業の立地促進に取り組みます。また、流通拠点としての安定的・効率的な物流環境を創造するため、那覇港と中城湾港の機能分担・有機的連携の推進等に取り組みます。さらに、交流面においては、ポストコロナを見据えたクルーズ船寄港地の形成やスーパーヨットの受入環境整備、大型MICE施設等と調和したマリーナ整備等に取り組むとともに、東部海浜開発事業の推進等により、多彩で高付加価値の国際観光・交流拠点の形成やブランド価値を生む親水空間の提供を図ります。

③ 圏域の拠点港湾等の機能強化

圏域の拠点港湾として、運天港、金武湾港、平良港、石垣港及び本部港等において引き続き港湾機能の強化・拡充に取り組むため、港湾物流の高度化・効率化の推進に取り組みます。また、平良港、石垣港及び本部港等において、大型クルーズ船が寄港可能な岸壁や旅客ターミナル施設等を整備し、クルーズ船の寄港・就航を促進するための港湾機能の強化に取り組みます。あわせて、観光の高付加価値化を図るため、スーパーヨット等の受入環境整備を推進します。さらに、安全で快適な小型船だまりやマリーナ等の港湾空間の確保に取り組み、地域の振興や魅力あるウォーターフロント空間の形成を図ります。

④ 港湾間の戦略的な機能分担・連携強化

県内産業の持続的発展の観点から、企業の域外競争力や生産性の向上を支援するため、効率的なサプライチェーンの形成に資する港湾物流環境の構築に取り組みます。その実現に向けて、今後の港湾物流施策を分野横断的に総合的に推進するための港湾物流のグランドデザインを描き、各圏域の拠点となる港湾の機能分担・有機的連携を総合的、戦略的に推進するとともに、港湾サービスの総合的な価値向上を多様な主体の共創により実現する官民の組織・連携体制の構築等により、各圏域の産業振興を推進します。また、各圏域がクルーズ船やスーパーヨット等の寄港による高い経済効果を獲得するため、広域連携による総合的な受入環境の整備に取り組みます。

⑤ 災害に強い海上交通ネットワーク機能の強化と危機管理体制の構築

海洋島しょ圏である本県は、港湾が災害時の支援物資輸送等の拠点となることから、地震・津波や高潮・高波など様々な災害に対して、被害を最

小化し必要な機能を保持するため、港湾施設の耐震化など、緊急輸送機能を持つ施設の整備に取り組みます。また、港湾機能を最低限維持・早期回復ができるよう、港湾BCPの実効性を高める総合的な対策に取り組みます。さらに、新型コロナウイルス感染症の経験を踏まえ、国内外の多数の旅行者等が同時に入域する海の玄関口として、各種感染症の侵入防止のため、港湾内にサーモグラフィーの設置や非接触型体温計による入域者の検温等を実施し、防疫体制の強化に取り組むとともに、県内の生態系を保全するため、関係機関と連携し特定外来生物の侵入予防対策に取り組みます。加えて、海外貨物・旅客の玄関口となる国際港湾施設としての保安の確保や、保税地域の指定に向けて取り組むとともに、港湾のCIQを常設化し、県又は民間への業務委託を含めて設備及び人員体制の強化に取り組みます。

エ シームレスな交通体系の整備

本島中南部地域においては、公共交通を中心として「移動」に関わる手段・サービス等を一体で捉えるMaaSの概念を踏まえたサービスの提供により、自家用車の利便性を上回る交通環境の構築が求められています。また、交通施設等の整備には時間を要することから、交通需要の変動に柔軟に対応できる交通環境の構築や、既存ストックを最大限に活用した交通需要マネジメント(TDM)施策が求められています。このような陸上交通における枠組みの転換(パラダイムシフト)を図っていく必要があります。

海洋島しょ圏である本県では、観光等の産業振興や県民生活の向上のため、離島を含む県全域におけるシームレスな交通体系の構築に加え、アジアの交流拠点としての空路・航路・陸上交通の連続性の確保によるシームレス化が重要であり、公共交通を活用したICT技術の研究・実装の検討や新たな軌道系交通導入の取組を契機とした戦略的再編の検討を行います。また、シームレスな陸上交通体系の構築に向けた留意点として、短期・中期・長期等の時間軸、人流から捉えた圏域の考え方及びSDGsやSociety5.0の実現等の視点から、新技術を含めた多様な交通環境の構築が求められています。

これらのことから、空港機能及び港湾機能の強化と併せ、観光客の移動の利便性や貨物の効率的な陸上輸送にとどまらず、交通渋滞の緩和、地元住民の良質な生活環境や利便性の確保に向けて、シームレスに移動できる陸上交通体系を整備する次に掲げる施策を推進します。

1 **① シームレスな乗り継ぎ環境の構築**

2 シームレスな総合交通体系の構築については、物理的・心理的・料金的な
3 負担の軽減を図るため、近年発展の著しい AI、IoT、ビッグデータ等の先端
4 技術等の活用により乗り継ぎ利便性の高い環境の構築を促進します。また、
5 地域の重要な交通拠点（マルチモーダル）においては、交通機能の強化に
6 加え、防災機能、交流等機能を併せた未来志向の街の形成を図ります。さら
7 に、中部圏域と南部圏域を結ぶ基幹バスシステムの導入を図るため、バ
8 スレーンの延長及び交通結節点の整備等を促進します。加えて、高齢者・
9 障害者等の交通弱者や観光客を含めたバス利用者が快適にバスを利用できる
10 よう、ノンステップバスの導入支援やバス停上屋の整備等に取り組みます。

11 地域住民の日常生活に不可欠な路線バスの確保・維持に向けては、交通
12 事業者に対する車両購入費等の補助や、乗務員確保等の支援に取り組むと
13 ともに、先端技術の活用等も含めた交通サービスの提供に向けた検討に取
14 り組みます。

15 **② 体系的な道路ネットワークの構築**

16 本県は自動車への依存度が高く、自動車保有台数の増加、レンタカー利
17 用の増加等の急激な自動車交通の増加に対して人口が集中する本島中南部
18 地域では慢性的な交通渋滞が発生しており、道路整備等が追いついていな
19 い状況です。慢性的な交通渋滞の緩和に向けては、広域的な交通網の整備
20 による抜本的な対策として、沖縄本島の南北軸と東西軸を有機的に結ぶ幹
21 線道路網（ハシゴ道路）、空港・港湾へのアクセス強化に資する重要物流
22 道路や那覇都市圏の交通容量拡大、交通経路分散に寄与する2環状7放射
23 道路の整備など体系的な幹線道路ネットワークの構築に取り組みます。また、
24 短期的な渋滞対策である主要渋滞箇所における渋滞ボトルネック対策
25 に取り組みます。

26 **③ 沖縄都市モノレールの機能強化**

27 沖縄都市モノレールは、県民や観光客の公共交通の基盤となっており、
28 令和元年には、首里駅へてだこ浦西駅までの延長が実現し、県内唯一の定
29 時定速の公共交通機関として重要性が増しているため、安全・安心な運行
30 を継続できるよう取り組むことが必要です。また、乗客数も予想を上回る
31 ペースで増加していることから、地域間を結ぶ交通ネットワークの拡充を

図るためにも、今後の需要動向を踏まえ定時速達性に優れた幹線公共交通機関として、モノレールの輸送力増強の推進や高速化の検討に取り組むとともに、駅舎の一部増築など、需要に合わせた整備を促進します。さらに、沖縄自動車道と沖縄都市モノレール延長区間の結節やパーク・アンド・ライド駐車場の利用促進を図り、定時・定速かつ利便性の高い公共交通ネットワークの形成に取り組みます。加えて、関係機関等と協力し、沖縄都市モノレールとその他公共交通機関間の利用環境を改善させることで、県民及び観光客の移動利便性の向上を図ります。

④ 鉄軌道を含む新たな公共交通システムの導入

県土の均衡ある発展を支え、都市間をつなぐ公共交通の基幹軸として、速達性、定時性等の機能を備えた鉄軌道を含む新たな公共交通システムの導入に取り組みます。また、本島中南部地域での交通渋滞対策は喫緊の課題であり、県民や観光客の移動利便性や産業の生産性の向上を図るために、那覇から名護を1時間で結ぶ公共交通システムの導入を前提とした都市間交通と並行して、交通結節点、フィーダー（支線）交通、地域道路網等が連携する有機的な公共交通ネットワークの構築に取り組みます。さらに、交通渋滞の緩和に向けて、モノレール延伸やLRT^{*23}等の導入など多様な都市内交通についても検討を進め、鉄軌道を含む新たな公共交通システムと地域を結ぶ利便性の高い公共交通ネットワークの構築に向けて取り組みます。

⑤ 過度な自家用車利用からの転換

本県は自動車の依存度が高く、自動車保有台数の増加、レンタカー利用の増加等により、慢性的な交通渋滞が発生していることから、特に人口が集中する本島中南部地域においては、過度な自家用車利用から公共交通や多様なモビリティの利用へライフスタイルの転換を図ります。また、シームレスな交通体系の構築により、自家用車の利便性を上回る交通環境を提供することにより、過度な自家用車利用から公共交通等への利用転換が図られることから、自転車通行空間の整備や、パーク・アンド・ライド、シェアサイクルの利用促進、モビリティ・マネジメント（MM）等の交通需要マネジメント（TDM）施策を推進します。さらに、IoT やリアルタイムモニタ

*23 LRT とは Light Rail Transit の略。速達性、定時性、乗降の容易性などの面で優れた特徴を有する軌道系交通システムのことをいう。

1 リング等を用いて人流、物流等のビッグデータを収集し、AI 等を活用し
 2 た交通システムや自動運転等により、道路利用の効率化が図られることか
 3 ら、公共交通や歩行者及び多様なモビリティに対応した道路空間の幅員構
 4 成再配分を検討します。加えて、人々のライフスタイルの変化等を踏まえ、
 5 本県の地域の実情に応じた「沖縄型スマートシティ」の形成を念頭に、SDGs
 6 や Society5.0 に対する地域と交通のあり方の調査研究について、公・民
 7 ・学が連携する体制を構築し、包括的・継続的に取り組みます。



(13) 駐留軍用地跡地の有効利用の推進

1 本基本施策の展開においては、駐留軍用地跡地の有効利用と県土構造の再編に
 2 より、世界に誇れる沖縄らしい風景の再生や景観の創出、新たな都市空間の形成、
 3 平和・共生を理念とし、環境に配慮した持続可能な沖縄の発展を目指します。

4 返還後の駐留軍用地跡地は、今後の本県の振興・発展において大きな可能性
 5 を持つ空間であるとともに、自然環境や歴史的風土の保全・再生においても貴
 6 重な空間であるため、圏域の枠を超えた広域的な観点から総合調整を行い、潜
 7 在する多様な発展可能性を最大限に引き出すことが課題です。

8 このため、跡地の特性を生かした効果的な跡地利用の推進及び跡地利用の早
 9 期着手に向けた取組を推進します。

ア 跡地の特性を生かした効果的な跡地利用の推進

10 各跡地が固有に持つ特性や跡地間の役割分担を考慮し、効果的な跡地利用
 11 を行うため、次に掲げる施策を推進します。

① 広域的かつ総合的なビジョンを踏まえた跡地利用の推進

12 広域的かつ総合的なビジョンの下、県土構造の再編につながる戦略的な
 13 跡地利用を推進します。また、跡地利用の推進については、国、県、関係
 14 市町村の連携が不可欠であることから、関係機関が連携し、計画的に跡地
 15 利用を進めていくため、駐留軍用地跡地利用推進協議会などにおいて、国
 16 及び関係市町村と跡地の有効かつ適切な利用の推進に関する施策等につい
 17 て必要な協議を行います。

1 **② 国家プロジェクトの導入**

2 跡地を活用した骨格的な道路網の整備や鉄軌道を含む新たな公共交通シ
3 ステムの導入、大規模公園の整備や国際的な交流・貢献拠点の核となる高
4 次都市機能の導入等について、国家プロジェクトとして国に求めるととも
5 に、その実現に取り組みます。

6 **イ 駐留軍用地跡地利用の早期着手に向けた取組の推進**

7 駐留軍用地の返還後、速やかに事業着手するため、次に掲げる施策を推進
8 します。

9 **① 跡地利用計画の策定推進と支障除去措置の徹底**

10 県及び関係市町村においては、返還前の早い段階からの駐留軍用地の立
11 入りによる文化財調査、自然環境調査等に取り組みます。また、関係市町
12 村においては、地権者との合意形成を図り、跡地利用計画の早期策定に取
13 り組みます。さらに、返還された駐留軍用地については、地権者等に土地
14 が引き渡される前に区域の全部について、土壤汚染、水質汚濁、不発弾、
15 廃棄物等の除去などの支障除去措置が国の責任において徹底して行われる
16 とともに、地権者等に土地が引き渡された後に、廃棄物等が確認された場
17 合においても、同様に、国の責任において支障除去措置が行われるよう國
18 に求めます。

19 **② 公共用地の先行取得の推進**

20 駐留軍用地跡地における計画的な開発整備を進めるためには、返還後で
21 きるだけ速やかに道路、学校、公園・緑地等の整備を行うことが重要である
22 ことから、県及び関係市町村等は、返還前の早い段階から、公共用地の先行
23 取得を行う事業の見通しを定め、必要な公共用地の取得に取り組みます。

24 キャンプ桑江（南側地区）においては、駐車場用地、公園・緑地用地等
25 の先行取得に取り組みます。キャンプ瑞慶覧（ロウワー・プラザ住宅地区）
26 においては、公園・緑地用地等の先行取得に取り組みます。普天間飛行場
27 においては、道路用地、学校用地等の先行取得に取り組みます。牧港補給
28 地区においては、公園・緑地用地等の先行取得に取り組みます。

1

2 4 世界に開かれた交流と共生の島を目指して

3

4



5 (1) アジア・太平洋地域の平和構築に貢献する地域協力外交の展開

6 本基本施策の展開においては、本県が焦土と化した凄惨な沖縄戦の記憶を風
7 化させることなく、沖縄の歴史と風土の中で培われてきた平和を希求する「沖
8 縄のこころ」を広く国内外へ発信し、アジア・太平洋地域における独自の地域
9 協力外交や平和発信拠点としての役割を担い、新時代の平和構築に貢献するこ
10 とを目指します。

11 平和と国際協調を外交理念とする我が国において本県が担うべき役割を踏ま
12 え、本県が有するソフトパワーを活用した国際的な地域間協力の推進など、平
13 和協力外交地域としての独自の展開が課題です。

14 このため、アジア・太平洋地域の平和発信拠点の形成及び沖縄戦の実相・教
15 訓の次世代継承に取り組みます。

16

17 ア アジア・太平洋地域の平和発信拠点の形成

18 アジア・太平洋地域の更なる発展と持続的安定に貢献するため、本県が有
19 するソフトパワーを発揮した地域協力外交により、平和発信拠点としての国
20 際社会の認知を深める次に掲げる施策を推進します。

21

22 ① 国内外に向けた平和を希求する「沖縄のこころ」の発信

23 沖縄戦において一般住民が地上戦に巻き込まれ、多くの命が失われた凄
24 惨な経験を通して、慰靈の日における沖縄全戦没者追悼式の開催、平和の
25 礎への追加刻銘など、戦没者のみ靈を慰め、平和を希求する「沖縄のこ
26 ろ」の国内外への発信に取り組みます。また、平和発信の拠点となる沖縄
27 県平和祈念資料館での魅力ある企画展の開催及び展示内容の多言語化を進
28 め、国内外への発信力の強化に取り組みます。さらに、国や市町村等との
29 連携・協働の下、県内各地に残されている戦争遺跡の保全に取り組み、一
30 般公開が可能な遺跡については、沖縄戦の記憶継承の空間としての利活用
31 に取り組みます。特に、沖縄戦の軍事的中枢施設であった第32軍司令部壕
32 については、壕の詳細な位置の確認や壕周辺の地盤の安全性を検討するた
33 めの地質調査等を進め、壕の保存・公開に向けて取り組みます。加えて、
34 戦跡として唯一の国定公園である沖縄戦跡国定公園を中心とした戦跡の保

1 存・活用など平和発信地域を形成するとともに、当該国定公園の特別地域
2 の範囲の見直しを図るなど、平和の発信と歴史的風景の保全を両立する地
3 域の形成を図ります。

4

5 **② アジア・太平洋地域における平和ネットワークの形成**

6 アジア・太平洋地域の平和の構築と維持に貢献する個人・団体を「沖縄
7 平和賞」として顕彰し、賞を通して受賞団体等の活動支援に取り組むと
8 もに、「沖縄平和賞」の更なる認知度向上を図りつつ、受賞団体等とのネッ
9 ツワークを活用した平和に関する広報啓発活動等の新たな展開を進め、平
10 和を軸とする国際的なネットワーク形成に取り組みます。また、平和推進
11 の拠点となり調査研究や情報発信等を行うため「国際平和研究機構(仮称)」
12 の設置を検討するとともに、平和に関する多様な資源の集積や様々な機関
13 との連携強化に取り組みます。さらに、国際関係機関と連携の下、関係諸
14 国の機関や研究所に呼びかけ、平和構築に貢献するための定期的な国際会
15 議の開催に取り組みます。加えて、アジア・太平洋地域の安定・発展に資
16 する国際機関等の誘致に努めます。

17

18 **イ 沖縄戦の実相・教訓の次世代継承**

19 戦後75年余が過ぎ、戦争を知らない世代が大半を占めるなど沖縄戦の悲惨
20 な体験の記憶が薄れていく中で、沖縄戦の実相・教訓を正しく次世代へ継承
21 し、平和を推進していくための次に掲げる施策を推進します。

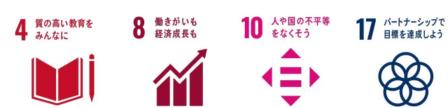
22

23 **① 平和学習の推進及び次世代への継承**

24 沖縄戦の実相と教訓を正しく次世代に伝えていくため、沖縄戦の調査研
25 究を進めるとともに、子どもたちの学びの機会としての平和学習の充実に
26 取り組みます。また、平和講話、平和に関するワークショップ等を活用し、
27 県内教育機関をはじめ県外からの修学旅行生や外国人への情報発信に取り
28 組むとともに、戦争体験者等から思いを継承し、沖縄戦の記憶や記録を学
29 び次世代へ語り継ぐ手の育成・確保に取り組みます。さらに、省内に
30 多く設置されている慰霊碑や慰霊塔の一部においては、関係者の高齢化等
31 に伴い十分に管理されていない状況等にあることから、管理実態の調査結
32 果等を踏まえつつ、国や市町村、関係団体と連携を図りながら管理や支援
33 のあり方を個々に検討し、課題解決に取り組みます。

② 平和に関する社会貢献活動の推進

県内において平和につながる身近な社会貢献活動に取り組む個人・団体を「ちゅらうちな一草の根平和貢献賞」として表彰し、平和に関する県民意識の醸成に取り組みます。また、平和で豊かな社会の実現に向けて、「ちゅらうちな一草の根平和貢献賞」や「沖縄平和賞」受賞団体とのネットワークを活用しつつ、平和に関するワークショップやシンポジウムの開催に取り組みます。さらに、平和推進に関心のある県内の若者が「沖縄平和賞」受賞団体等と連携した取組等を通して、国内外で平和につながる活動を行う人材となるよう育成支援に取り組みます。



(2) 沖縄を結び目とするグローバルな交流ネットワークの形成

本基本施策の展開においては、東アジアの中心に位置する地理的特性、自然的特性、独自の歴史的・文化的特性等を生かし、観光・経済・文化など様々な分野における多元的交流の推進を通して、沖縄を結び目とするグローバルな交流ネットワークの形成を目指します。

世界に広がるウチナーネットワークを基軸とする人的ネットワークの更なる発展と次世代への継承を図るとともに、国籍や民族に関係なく、県民も外国人も誰もが安心して暮らせる多文化共生社会を構築し、本県のみならず、我が国及びアジア・太平洋地域の持続的発展にも貢献する観光・経済・文化等の様々な分野での多元的交流の取組を強化・拡充することが課題です。

このため、交流基盤としてのウチナーネットワークの継承・発展、多文化共生社会の構築及び多元的な交流の推進に取り組みます。

ア 交流基盤としてのウチナーネットワークの継承・発展

沖縄が諸外国・地域との交流と連携を深めながら共に発展していくため、世界で活躍している県系人に加えて「沖縄」をキーワードに集う各界各層の関係者を取り込んだ世界に広がるウチナーネットワークの継承と発展に向けて、次に掲げる施策を推進します。

① 国内外のウチナーンチュとの絶え間ない交流

国内外県人会や市町村、民間交流団体等との連携の下、10月30日の「世界のウチナーンチュの日」にちなんで世界各地で実施する沖縄に関する様々な

取組等を通じて世界のウチナーネットワークの強化を図るとともに、県民や県系人等に対し、移住・移民の経緯や困難を克服してきた歴史や沖縄の文化等に対する理解促進を図りつつ、次世代の担い手の育成や県系人のルーツ調査など、世界のウチナーネットワークの継承・発展に取り組みます。また、国内外に広がるウチナーネットワークを次世代へ安定的に継承するため、独立行政法人国際協力機構（以下、「JICA」）等と連携し、育成人材等を対象とするオンラインを活用した相互交流やWEB・SNS等による情報発信、県系人のルーツ調査をはじめとする歴史継承等を多言語で担うプラットフォームの構築に取り組みます。

② 交流の架け橋となる人づくり

児童生徒に対する外国語教育及び国際理解教育の充実、様々な分野における留学生や研修生の海外派遣など、国際理解の促進と主体的に行動する国際感覚に富む創造性豊かな人材の育成に取り組みます。また、本県出身移住者子弟等の県内大学受入れ等により海外県系人社会等と沖縄との架け橋となる人材を育成するとともに、海外派遣による県系人との交流等を通じて国際的な視野を持った人材の育成に取り組みます。

イ 多文化共生社会の構築

国籍や民族等の異なる人々が、互いの文化的違いを認め合い、対等な関係を築こうとしながら、地域社会の構成員として共に暮らせる環境を整備し、多文化共生社会を構築するため、次に掲げる施策を推進します。

① 在住外国人等が住みやすい地域づくり

地域社会や公益財団法人沖縄県国際交流・人材育成財団等と連携し、多言語や‘やさしい日本語’による情報発信、在住外国人の地域社会参画への支援、沖縄での生活に関する各種相談の実施のほか、災害時に備えた外国人支援サポートの育成など、イチャリバチョーデーやユイマールの精神で、外国人が安心して生活及び滞在ができる環境づくりに取り組みます。

② 県民の異文化理解・国際理解の促進

市町村や関係団体と連携した県民向けのシンポジウムの開催、JICA沖縄主催のおきなわ国際協力・交流フェスティバルへの参画、県民の文化・

教育の交流等を通して、お互いの文化や習慣を理解し合うための環境づくりに取り組みます。また、県内に在住する外国人に、国際交流・国際親善、日本・沖縄の社会や文化等について日本語で意見を発表する場を提供し、共生社会のあり方を互いに考え合う機会をつくり出すことにより、県民の異文化理解・国際理解の促進に取り組みます。

ウ 多元的な交流の推進

沖縄の発展に寄与してきた交流ネットワークを生かす国際交流拠点の形成を図るため、観光・経済・文化等の様々な分野の多元的な交流に資する次に掲げる施策を推進します。

① 観光交流、経済交流等の推進

観光交流については、アジア諸国や欧米を中心に誘客活動を推進するほか、太平洋・島サミットなど沖縄開催の意義を示すことができる分野のMICE やスポーツコンベンション等の積極的な誘致に取り組みます。また、経済交流については、県内企業と海外企業との経済連携サポート支援を強化するとともに、県海外事務所、独立行政法人日本貿易振興機構（ジェトロ）沖縄貿易情報センター等と連携した国際的なビジネス展開に取り組みます。さらに、東アジアの中心に位置する地理的特性、自然的特性、独自の歴史的・文化的特性等を生かし、学術・文化・友好親善など様々な分野での国際交流を推進するため、福建省との友好県省やハワイ等との姉妹提携等に基づく交流を促進し、また、海外との新たな MOU（連携覚書）締結など地域間交流を促進します。

② 沖縄の文化を通じた交流

文化は交流により育まれ、互いの文化を理解し合うことにより発展するため、国際的な文化交流イベントから草の根レベルの交流活動まで幅広い取組の強化を図ります。また、県民が沖縄の歴史及び文化への理解を深めるための施策を効果的に推進し、沖縄の文化の継承と発展に取り組みます。さらに、国際的な文化交流イベントの開催や外国人向けの文化観光コンテンツの発信など、県独自の文化プログラムの実施を通じて、多様な沖縄の文化を積極的に発信し、国内・国外との文化交流に取り組みます。



(3) 世界の島しょ地域等との国際協力活動と国際的課題への貢献

本基本施策の展開においては、本県の歴史と社会・経済の発展過程で培われてきた知識・知見、経験・技術等を生かした世界の島しょ地域等との国際協力活動を国内外で展開し、国際的課題に貢献する地域の形成を目指します。

アジア・太平洋地域をはじめとする世界の島しょ地域と本県が有する共通課題について、本県の特性や強みを生かした技術協力や共同研究等を積極的に推進し、国際社会との共生を理念に、様々な分野における国際的課題の解決に向けた取組を強化することが課題です。

このため、JICA等の関係機関と連携を図りながら、多様な分野における国際協力・貢献活動の推進及び国際的な災害協力の推進に取り組みます。

ア 多様な分野における国際協力・貢献活動の推進

様々な課題が地球規模で発生する中、国際交流や協力を通じた多元的なネットワークを生かし、多様な分野において国際社会に貢献するため、次に掲げる施策を推進します。

① 環境・エネルギー分野における国際協力の推進

持続可能な循環型社会を実現するため、クリーンエネルギー協力覚書を締結しているハワイ州等とも連携しながら、島しょ地域間の交流と協力体制の構築を目指すグローバルグリーンアイランドサミット（GGIS）フォーラム等の国際会議への参加や開催、海外研修生の受け入れ等を通して、外来種問題、海洋ごみを含むごみ処理問題、再生可能エネルギーの導入促進など、島しょ地域における環境問題や再生可能エネルギーの技術交流・技術協力等に取り組みます。また、土壤流出は東南アジアや太平洋島しょ国等でも問題になっていることから、本県の赤土等流出防止対策技術に関する情報発信や技術移転等に取り組みます。さらに、東アジア、東南アジア全体の自然史科学を支える研究及び人材育成の拠点となる「国立沖縄自然史博物館」の県内への誘致に向けて、シンポジウムの開催や関係団体等への説明会の開催など、県民の気運醸成に取り組みます。

② 水道分野における国際協力の推進

本県と地形的・気候的特徴が類似する太平洋島しょ国等に対し、島しょ

地域に適合した水道事業の運営及び水資源に関するノウハウの技術移転等を目的とした技術協力に JICA 沖縄、市町村等と連携して取り組みます。

③ 農林水産分野における国際協力の推進

農林水産分野において、JICA 沖縄や市町村等と連携し、島しょ地域等からの海外研修生の受入れによる技術協力や技術交流支援に取り組みます。

また、パラオ EEZ 海域（排他的経済水域）は、本県のマグロはえ縄漁船の重要な漁場となっていることから、本県漁船の操業継続に向けて、漁業協議に関する情報収集等を行い、パラオとの友好関係強化を明確化するための MOU（連携覚書）締結を進めます。

④ 保健衛生分野における国際協力の推進

新型コロナウイルス感染症など世界的に拡大する感染症等の状況を踏まえ、台湾をはじめとする国内外の研究機関等との連携強化による国際ネットワークの充実を図り、疫学調査や感染症対策等の研究開発等を促進するとともに、琉球大学や JICA 沖縄等と連携し、海外研修生の受入れ等による技術協力等を図り、島しょ地域における防疫体制の強化に取り組みます。

⑤ 建設技術による国際協力の推進

建設産業における技術交流・技術協力については、JICA 沖縄との連携による研修等に取り組み、国内外の人材育成を促進します。また、国や関係団体等と連携した県内企業向けセミナー等に取り組み、島しょ性・亜熱帯性等の地域特性により培われてきた技術等の海外展開を促進します。

イ 国際的な災害協力の推進

東アジアの中心に位置する本県の地理的特性から、アジア・太平洋地域における国際的な災害対策に貢献するため、次に掲げる施策を推進します。

① 国際的な災害支援体制の構築

アジア・太平洋地域における大規模災害の発生に備え、県内消防機関等の関係団体と連携・協力して、危機管理に当たる体制整備に取り組みます。また、本土から遠隔にあることで本土との同時被災のリスクが低い本県の地理的な優位性を生かし、これまでに整備されてきた県内のクラウド環境やその活用事例等を国内外の企業に周知し、リスク分散拠点としての役割に注視

した本県のクラウドデータセンターの利活用促進に取り組みます。さらに、アジア諸国等の大規模災害の支援活動について、本県の国際貢献についての役割を検討します。



(4) 離島を核とする交流の活性化と関係人口の創出

本基本施策の展開においては、国内や世界各国から本県の離島や過疎地域へ人々が足を運び、地域・住民との関わりと島への想いを深める多様な交流を促進するとともに、離島や過疎地域の魅力を広く国内外に発信し、交流人口及び関係人口^{*24}の創出と地域の活性化を目指します。

地域を支える人材の確保が切実な課題となる中、県外からの移住を含むUJIターンの促進は、定住条件の整備や産業振興とともに、今後の離島や過疎地域の振興にとって不可欠の取組であり、様々なチャネルを活用した離島や過疎地域への関心の喚起、県内・国内交流の活性化、多様化する関係人口への対応と拡大、移住の促進やワーケーション需要の取り込みの強化、地域の担い手の確保等が課題です。

このため、離島と本島・県外との交流の促進及び離島を核とする関係人口の創出と移住促進に取り組みます。

ア 離島と本島・県外との交流の促進

離島における生活や伝統文化、離島の役割・重要性について理解を深め、離島と本島・県外との交流を促進する次に掲げる施策を推進します。

① 離島の多様な魅力の発信

離島の多様で特色ある魅力の発信を強化し、交流人口の拡大、県外の沖縄ファンや沖縄観光リピーター等の関係人口の創出に取り組みます。また、全国の小学校や中学校から離島の小中学校や高等学校へ入学する「離島留学」について、市町村等と連携した受入団体の支援や情報発信に取り組みます。さらに、沖縄本島と離島の児童の交流を促進するなど、離島地域の重要性や特殊性及び魅力に対する認識を深める機会の創出に取り組みます。

*24 関係人口とは、定住人口、交流人口以外の多様に関わる人々のことをいう。

1
2 ② 離島訪問の促進

3 離島ならではの体験・滞在型観光の促進については、農家民宿を含めた
4 農山漁村体験交流プログラムの提供、保養・療養型観光、体験・滞在型施
5 設の整備促進など、離島の様々なソフトパワーを備える「離島力」を生か
6 した誘客活動の強化に取り組みます。さらに、関係機関連携の下、島々を
7 つなぐ広域周遊ルートの形成や受入環境の整備等により、離島への周遊觀
8 光の促進に取り組みます。また、オンライン体験プログラムの造成や、デ
9 ジタル媒体を活用し住民自ら離島の魅力を発信するスキルの向上を支援す
10 ることにより、直接足を運ばなくても離島の魅力を享受できる環境の構築
11 に取り組みます。

12
13 イ 離島を核とする関係人口の創出と移住促進

14 観光で訪れるだけでなく、テレワークやワーケーション等の都市部と同様
15 に業務等が実施できる環境の構築など、新たなライフスタイルを支える環境
16 の整備、県外からの移住を含む UJIターンの促進、コミュニティの維持・活
17 性化に向けて、次に掲げる施策を推進します。

18
19 ① 離島・過疎地域におけるテレワーク、ワーケーション等の推進

20 本県のリゾート地としての優位性を生かしたワーケーション需要の取り
21 込みに向けて、市町村や関係団体と連携の下、宿泊施設でのコワーキング
22 スペース（共同職場スペース）の設置支援や情報インフラの整備促進など、
23 働きながら離島や過疎地域での滞在を満喫できるよう環境整備に取り組み
24 ます。また、快適なテレワーク環境を確保するため、5Gなど次世代の通
25 信環境の普及促進に取り組みます。さらに、ワーケーション来訪者や地域
26 振興に関心のある企業と接する機会を設けるなど、関係人口との連携によ
27 る新しい地域づくりに取り組むほか、市町村による取組を推進するために
28 必要な支援を行います。

29
30 ② UJIターンによる移住促進

31 持続可能な地域づくりに向けた移住促進に向けて、移住相談会の開催や移
32 住応援サイトの運用など、離島や過疎地域への移住活動が円滑に行える環境づ
33 くりに取り組みます。また、移住希望者と受入地域との間をコーディネー

1 　　トし、移住者の経験や地域資源を生かして地域のニーズを満たすよう支援
2 　　する中間支援組織の育成、離島・過疎地域が必要とする人材の受入れを促
3 　　進するターゲット型移住施策の推進、地域おこし協力隊制度等の普及啓発
4 　　及び地域おこし協力隊員の定住化等について、市町村と連携して取り組み
5 　　ます。さらに、市町村が行う定住促進住宅の建設や空き家改修など、移住
6 　　促進関連の施策を推進するための関連計画の策定等について、必要な支援
7 　　を行います。

8

1

2 5 多様な能力を發揮し、未来を拓く島を目指して

3

4



5 (1) 多様な学びの享受に向けた環境づくり

6 本基本施策の展開においては、いつでもどこでも学びを深められる環境が形
7 成され、生まれ育った地域や社会のつながりを大切にする豊かな心を持った人
8 づくりを目指します。

9 子どもたちや高齢者、障害者をはじめ広く県民がより多くの人々と触れ合い、
10 地域及び沖縄の自然、歴史、文化等を学ぶ機会の充実を図るとともに、地理的
11 ・経済的要因等に左右されず学びを享受できる環境を構築することが課題です。

12 このため、地域を知り学びを深める環境づくり、子どもたちの健やかな育成
13 に向けた地域全体の連携、公平な教育機会の確保と学習環境の充実及び学びと
14 生きがいを支える多様な生涯学習環境の充実に取り組みます。

15

16 ア 地域を知り、学びを深める環境づくり

17 沖縄らしい個性を持った人づくりに向けて、地域の自然環境、歴史、伝統
18 文化や芸術に触れる体験活動を促進するため、次に掲げる施策を展開します。

19

20 ① 多様な学習機会の創出及び提供

21 県民が地域の自然環境、歴史、文化等に親しみ、本県の魅力に対する認
22 識を深めるため、学校、地域における多様な体験活動の充実に取り組むと
23 ともに、地域の特性や環境に応じた学習機会が提供できるよう、公民館、
24 図書館、青少年教育施設等の地域コミュニティの核となる教育施設の充実
25 に取り組みます。また、住民が地域を知り、人とつながり、その地域にお
26 ける課題等について主体的に学べるよう支援するため、多様な学習機会の
27 提供や社会教育指導者等の資質向上など、学習活動の充実に取り組みます。

28

29 ② 地域の歴史、文化、芸術に触れる機会の充実

30 沖縄の文化芸術をはじめ、国内外の優れた文化芸術に触れる機会や表現
31 する場等を提供し、子どもたちの文化芸術に対する興味や豊かな感性の醸
32 成に取り組みます。また、沖縄の文化の基層となる「しまくとうば」の普
33 及促進に向けて、小・中学校や高等学校でのしまくとうば教材を活用した
34 学習活動への支援に取り組みます。

1
2 **イ 子どもたちの健やかな育成に向けた地域全体の連携**

3 子どもの生きる力の基礎的な資質・能力を育む場となる家庭における教育
4 を支援するとともに、学校、地域社会と家庭との連携・協働による教育の充
5 実につながる次に掲げる施策を推進します。

6
7 **① つながりが創る豊かな家庭教育機能の充実**

8 子どもたちの健やかな育ちを支え、すべての保護者が安心して家庭教育
9 を行うことができるよう、地域において主体的に家庭教育支援の取組を行
10 う「家庭教育支援チーム」の各市町村教育委員会等への設置促進とともに、
11 家庭教育支援アドバイザー等の地域における人材を活用した家庭教育支援
12 の充実に取り組みます。また、多様化・複雑化する家庭からの相談に対応
13 するための相談員等の資質向上に加え、保護者や子どもが気軽に相談でき
14 る体制の充実に取り組むとともに、県民全体が家庭教育支援に対する理解
15 を深めるための広報活動等の充実に取り組みます。

16
17 **② 学校・家庭・地域社会の相互の連携及び協力**

18 「地域の子は地域で守り育てる」ことを基本姿勢に、子どもの拠り所と
19 なる居場所づくりをはじめ、幅広い地域住民等の参画により、学校、家庭、
20 地域が連携・協働し、一体となって子どもを育てる体制づくりの構築に取
21 り組みます。また、子どもを取り巻く環境が大きく変化する中で、学校と
22 協働で実施する学習支援をはじめ様々な活動への支援を通して、地域の教
23 育力の向上に取り組みます。

24
25 **ウ 公平な教育機会の確保と学習環境の充実**

26 教育機会の公平性については、子どもたちを誰一人取り残すことのないよ
27 う、平等な教育機会を提供するとともに、多様な個性、能力に応じた個別最
28 適な教育機会の提供に努めます。地理的、経済的要因に左右されず、公平な
29 教育機会を確保するため、次に掲げる施策を推進します。

30
31 **① 離島・へき地における教育環境の充実**

32 離島・へき地における公平な教育機会の確保に向けて、複式学級の教育
33 環境の充実に向けた支援に取り組みます。また、小・中学校、高等学校及

び特別支援学校の校舎・寄宿舎等の改築・改修など、地域の実情に応じた教育環境の整備に取り組みます。さらに、高等学校等が設置されていない離島からの進学に伴う通学・居住に要する経費の支援や沖縄県立離島児童生徒支援センター（群星寮）への入寮、離島地域からの教育諸活動に伴う交通費の支援など、家庭の経済的・精神的負担の軽減に取り組みます。

② 離島・へき地におけるICT等を取り入れた教育環境の整備及び充実

離島・へき地の学校における情報通信環境の整備に取り組むほか、教育用ICT機器の普及確保に取り組みます。また、ICTを活用した授業を実践するため、教育の情報化に関する研修等を推進し、教職員等の資質向上に取り組みます。

エ 学びと生きがいを支える多様な生涯学習環境の充実

生涯を通じて学びたいときにつまでも学ぶことのできる環境を形成し、ライフステージや置かれている状況によって直面する課題に対応できるよう、次に掲げる施策を推進します。

① 生涯学習推進体制の充実

県と市町村が設置する生涯学習推進組織の活性化を促し、学習情報の提供や広報活動等に取り組みます。また、国、高等教育機関等の各種関係機関と更なる連携・協働を図り、人材育成や学習機会を提供できる体制づくりに取り組みます。

② 生涯学習機会の充実

県民の多様化・高度化する学習ニーズに対応するため、各種関係機関が連携・協働しながら、子どもたちや高齢者、障害者など誰もが生涯にわたり学び続けることができるよう、地域コミュニティを中心とした生涯学習機会の充実に取り組みます。また、離島や遠隔地等の場所を問わず、学びたいときに自発的に学べる環境づくりに向けて、おきなわ県民カレッジ講座の実施やICT等の技術を活用した遠隔講義配信システムの利用促進等に取り組みます。さらに、各種関係機関等との連携の下、多様な生涯学習により得られた学習の成果を適正に評価することによって、学習者の意欲を高め、生涯学習による地域づくりの一層の充実に取り組みます。加えて、沖縄県立博物館・美術館による「移動博物館」の実施や沖縄の自然・歴史・文化

1 ・芸術と結び付いた体験学習を通して、人々の心に潤いを与え、生きがい
2 をもたらし、人々の交流を生み出す文化・芸術活動の推進に取り組みます。



(2) 「生きる力」を育む学校教育の充実

本基本施策の展開においては、学校教育の充実を図ることにより、幼児児童生徒一人ひとりが豊かな人生を切り拓き、持続可能な社会の創り手となるよう、確かな学力、豊かな心、健やかな体など、子どもたちが夢と志を持ち、可能性に挑戦するために必要な「生きる力」を育むことを目指します。

教育環境の充実に加え、家庭や地域、関係機関と連携した、子どもたちの「生きる力」を育む環境づくりが課題です。

このため、確かな学力を身に付ける学校教育の充実、豊かな心と健やかな体を育む学校教育の推進、個性を伸ばし自立に向けた資質・能力を伸ばす教育の推進及び時代の変化に対応する魅力ある学校づくりの推進に取り組みます。

ア 確かな学力を身に付ける学校教育の充実

社会変化の著しい現代において、新たな時代を創るために必要とされる資質・能力を育むことが重要であることから、個別最適な学びや協働的な学びに取り組み、主体的・対話的で深い学びを実現することにより、児童生徒一人ひとりが基礎的・基本的な知識及び技能を確実に習得し、確かな学力を身に付けることができる学校教育の充実に向けて、次に掲げる施策を推進します。

① 小学校における学力向上の推進

少人数学級の推進や学習支援員等の活用など、きめ細かな指導体制の充実を図るほか、ICTの活用等による個別最適な学びの推進により、自立し主体的に学習できる児童の育成及び確かな学力の定着に取り組みます。また、学びの過程を重視し、子どもの主体性を引き出す活動を十分に行うとともに、自分の良さや可能性を認識できるような関わりを通して、自己肯定感を育み、協働して様々な課題を解決していく態度の育成に取り組みます。

さらに、諸学力調査により定期的に学力状況を把握・分析し、授業改善に生かしていくとともに、地域や家庭、関係機関との連携により児童の学習意欲の向上に取り組みます。

1 **② 中学校における学力向上の推進**

2 少人数学級の推進や学習支援員等の活用など、きめ細かな指導体制の充
3 実を図るほか、ICTの活用等による個別最適な学びや協働的な学びを推進
4 し、主体的に学習できる自立した生徒の育成及び確かな学力の定着に取り
5 組みます。また、学びの過程を重視し、子どもの主体性を引き出す活動を
6 十分に行うとともに、自分の良さや可能性を認識できるような関わりを通して、自己肯定感を育み、協働して様々な課題を解決していく態度の育成
7 に取り組みます。さらに、諸学力調査により定期的に学力状況を把握・分析し、校内研修の活性化、組織的な授業改善の充実を図るほか、地域や家庭、関係機関との連携により生徒が学ぶことの意義を実感できる環境を整
8 えることで、生徒の学習に対する目的意識の醸成を図り、社会的・職業的
9 自立に向けて必要な基盤となる資質・能力の育成に取り組みます。

10 **③ 高等学校における学力向上の推進**

11 各学校において育成すべき生徒の資質・能力を明確化し、主体的・対話
12 的で深い学びの実現に向けた授業改善を進め、ICTの活用等による個別最
13 適な学びや協働的な学びを推進し、確かな学力の育成を図るとともに、学
14 習支援員等の活用等によるきめ細かな指導体制を充実させ、基礎的な学力
15 の定着に取り組みます。また、高校生が大学等の講義を受講するなど高大
16 連携を推進し、目的意識の明確化を図ることで主体的に学ぶ意欲の向上に
17 取り組むとともに、能力があるにも関わらず、経済的理由で県外大学への
18 進学が困難な高校生を支援することで、大学進学率の向上に取り組みます。

19 **④ 主体的・対話的で深い学びを実践できる教職員の指導力向上**

20 教職員のキャリアステージに応じた各種研修や授業改善研修等の実施に
21 より、主体的・対話的で深い学びを実践できるよう教職員の指導力向上に
22 取り組みます。また、県教育委員会と市町村教育委員会が連携した学校訪
23 問、助言等を行い、国及び県の教育施策についての理解と、諸学力調査結果を基にした自校の良さと課題への認識を深め、授業改善の核となる教職
24 員の指導力向上及び管理者による組織的な学力向上対策につながるよう取
25 り組みます。

26 **イ 豊かな心と健やかな体を育む学校教育の推進**

27 子どもたちが規則正しい生活習慣や社会性を身に付け、心豊かで健やかに

成長していくため、心身の健康の保持増進と体力の向上を図る次に掲げる施策を推進します。

① 豊かな心を育む教育の充実

人権教育に関する講話、体験活動への支援、道徳教育研究推進校の設定等により人権・道徳教育を充実させるとともに、教職員自らが高い人権意識を持ち教育活動に取り組みます。また、ボランティア活動や自然体験活動等の様々な体験を通じて、一人ひとりの違いを認め合い、他人を思いやることのできる豊かな感性に満ちあふれる児童生徒の育成に取り組みます。さらに、道徳科、特別活動、総合的な学習の時間等を活用し、平和教育に取り組みます。

② 不登校児童生徒への支援体制の強化

個に応じた指導の充実、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等の活用、適応指導教室等の充実を図り、不登校の予兆への対応を含めた初期段階からの支援体制及び家庭、学校等が抱える問題等の解決に組織的・計画的に取り組みます。また、支援を必要とする不登校傾向の生徒や中途退学が懸念される生徒等が在籍する県立高等学校へ就学支援員を派遣し、校内における支援体制の構築に取り組みます。

③ 社会総がかりによるいじめ問題への取組

スクールカウンセラーを配置し相談体制を充実させることで、いじめの早期発見や早期解決に取り組むとともに、スクールソーシャルワーカー、スクールロイヤー等の活用や学校・家庭・地域がいじめ対策について協議する場を設けること等により、社会総がかりで総合的かつ効果的ないじめ問題の対策に取り組みます。また、児童生徒が自他を尊重し、いじめ等の防止や命の大切さについて実感できる学習プログラム等の人権教育に取り組みます。

④ 学校における体力向上等に向けた取組

体育指導者の資質向上に資する研修会の実施、各学校への体育実技指導者の派遣、小学校体育科指導コーディネーターや小学校体育専科の配置のほか、研究指定校の設定など、学校における体力向上等に取り組みます。また、部活動指導員を派遣するなど、運動部活動の適正化及び競技力の向

1 上に取り組みます。さらに、水泳・武道・ダンスの授業に対する、地域に
2 おける実技指導者の派遣や指導者の養成など運動に親しむ環境づくりに取
3 り組みます。

4

5 ⑤ 健康教育・安全教育の推進

6 学校給食指導者、栄養教諭等に対する研修会等の実施や食育推進モデル
7 校の指定に加え、学級担任、栄養教諭等を中心とした家庭や関係団体と連携・
8 協働した食育に取り組みます。また、養護教諭の資質向上に向けた研修会
9 の実施や薬物乱用防止教育、歯みがき指導など、健康教育の推進に取り組
10 みます。さらに、学校安全研修会等の開催や学校安全指導者の養成等によ
11 り、生活安全・交通安全・災害安全等の安全教育の推進に取り組みます。

12

13 ウ 個性を伸ばし、自立に向けた資質・能力を伸ばす教育の推進

14 急速に変化する社会の中で豊かな人生を切り拓くために、学力等の認知能
15 力と合わせ、目標や意欲、関心を持ち、粘り強く仲間と協調して取り組む力
16 や姿勢等の非認知能力を育成するとともに、キャリア教育の視点に立ち、学
17 ぶことと自己の将来とのつながりを見通しながら、自己実現できる能力を育
18 成するため、次に掲げる施策を推進します。

19

20 ① 幼児教育の充実

21 幼児期は生涯にわたる人格形成の基礎を培う大事な時期であることから、
22 遊びや生活といった直接的・具体的な体験を通して、何かに熱中・集中し
23 て取り組む姿勢や、気持ちのコントロール、コミュニケーション等の非認
24 知能力を育むとともに、一人ひとりが自分の良さに気づき、自信を持って
25 行動できる子どもを育むため、すべての幼児教育・保育施設において、深
26 い幼児理解に基づいた質の高い教育・保育の実現に取り組みます。また、
27 子どもたちの発達と学びの連続性を確保するため、幼児教育・保育施設と
28 小学校との円滑な接続の実現に取り組みます。

29

30 ② 個性を大切にし、個々の能力を伸ばす教育の推進

31 科学技術に関する出前講座や沖縄科学グランプリ等の科学系コンテスト
32 の開催等を通して、理数科目の興味関心の向上に取り組みます。また、プ
33 ログラミング教育等の出前講座等を開催し、情報教育の充実に取り組み、
34 情報活用能力の向上に取り組みます。さらに、文化芸術活動や体育活動に

1 対する支援を行い、文化芸術やスポーツ分野において能力を伸ばす教育に取
2 り組みます。

3

4 **(3) 学校教育におけるキャリア教育の推進**

5 「沖縄県キャリア教育の基本方針」に基づき、教育活動全体を通して、
6 キャリア教育を促す取組を推進し、社会的・職業的自立に向けて必要な基
7 盤となる基礎的・汎用的能力の育成を意識した取組を推進します。また、
8 小・中・高・特別支援学校の学びをつなぐ「キャリア・パスポート」の取組
9 や、職場における体験活動等を通して子どもたちの将来や仕事について考
10 考えるきっかけを創出し、学ぶことと社会との接続を意識した取組を推進します。
11 さらに、高等学校において、総合的な探究の時間や学校行事、各教科・科目
12 における学習など、教育活動全体を通じて必要な資質・能力の育成を図り、
13 生徒が主体的に進路を選択・決定するために必要な支援に取り組みます。

14

15 **エ 時代の変化に対応する魅力ある学校づくりの推進**

16 複雑化、多様化する学校課題や多様な教育ニーズに対応し、児童生徒が安
17 全かつ安心に教育を受けられるよう、編成整備計画等に基づき、魅力ある学
18 校づくりに向けて、次に掲げる施策を推進します。

19

20 **① 時代の変化に対応した学校づくりの推進**

21 小中連携教育や中高一貫教育の推進による一貫した教育指導体制の構
22 築、様々な専門教育の充実など、ニーズを踏まえた取組を推進します。また、幅広い地域住民等が参画することにより、教育活動や地域学校協働活
23 動の充実と活性化につながることから、コミュニティ・スクールと地域学
24 校協働本部の一体的推進に取り組みます。さらに、産業界、専門高校、高
25 等教育機関、行政が連携した体制整備、担い手育成、産業教育の実験実習
26 に必要な施設・装置等の整備、情報に関する専門教科の充実等により、産
27 業教育の推進に取り組みます。

29

30 **② 一人ひとりのニーズに応える特別支援教育の充実**

31 インクルーシブ教育システム構築のための特別支援教育の推進に向けて、連続性のある多様な学びの場を踏まえた就学支援、個別の教育支援計
32 画の作成と活用、交流及び共同学習の推進、教職員の専門性の向上、特別
33 支援教育コーディネーターの養成等に取り組みます。また、障害のある幼

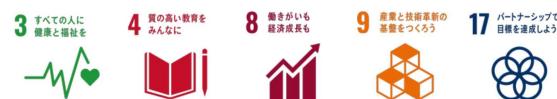
児児童生徒の自立や社会参加に向けた主体的な取組を支援するため、教育課程の充実によりキャリア教育と就労支援を推進し、小・中学校、高等学校に準じて確かな学力の定着を図るとともに、知的障害児童生徒に学びの連続性を重視する教育の推進に取り組みます。さらに、医療的ケアを必要とする児童生徒の安心・安全な学習環境づくりに取り組むとともに、過大規模校の課題改善及び施設・設備の整備など、教育環境の更なる充実に取り組みます。

③ 安心して学べる教育環境の整備

旧耐震基準で建築された学校施設の耐震化に取り組むほか、学校施設の劣化状況に応じ、施設の長寿命化対策や改築・改修等に取り組むとともに、トイレの洋式化やバリアフリー化、防災機能の強化、通学路の安全確保など、地域の様々な課題やニーズに対応した教育環境の改善に取り組みます。また、校務支援システムの充実など校務のデジタル化や、沖縄県教職員業務改善推進委員会で検討した学校現場の業務改善を推進し、児童生徒と向き合う時間の確保等に取り組みます。さらに、教職員の採用制度の改善・工夫による優れた教職員の確保や、精神科医・臨床心理士等による教員のメンタルヘルスケアを推進し、教職員が安心して働く環境づくりに取り組みます。

④ 特色ある私立学校づくりへの支援

建学の精神に基づく特色ある教育を実践し、個性豊かな人材の育成に貢献している私立学校については、その自主性を尊重しつつ、更なる教育環境の向上を促進するため運営に必要な経費、遊具・教具の設備やICT化に対する助成を通じた学校経営の健全化や教育の質の向上に取り組みます。また、老朽化が進んでいる私立学校の校舎施設については、学校法人に対する改築への支援等に取り組みます。



(3) 多様な能力を育て、力強く未来を拓く人づくり

本基本施策の展開においては、経済のグローバル化、AI や IoT 等の先端技術による第4次産業革命など、社会経済情勢の変化に対応し、本県の持続的発展を実現していくため、一人ひとりの多様な能力を育て、力強く未来を拓く人づくりを目指します。

1 国際的な視野を持ち、社会経済の変化への対応力と創造性を兼ね備えた人づ
2 くりを開拓する教育環境の創出が課題です。

3 このため、国際感覚を身に付ける教育の推進、Society5.0に対応する教育の
4 推進及び地域の発展に寄与する魅力ある高等教育環境の充実に取り組みます。

5

6 ア 国際感覚を身に付ける教育の推進

7 グローバル化の進展や多様化・複雑化する社会ニーズに対応できる人材を
8 育成するため、外国人とのコミュニケーションを図る上で必要な知識・技能
9 等を習得する次に掲げる施策を推進します。

10

11 ① 外国語教育の充実

12 外国語教育に携わる教員の専門性・技能向上に加え、外国語指導助手
13 (ALT) の活用や小中高大が連携した英語教育研究の実践により、学校教
14 育における外国語教育の充実改善に取り組みます。また、国際感覚を肌で
15 感じ、グローバルに活躍できる人材の育成に向けて、アジア太平洋、欧米、
16 中南米諸国等への留学・研修の充実に取り組みます。

17

18 ② 多様な国際交流及び国際理解教育の推進

19 グローバルな現代社会においては、多様な文化、価値観を持つ多種多様
20 な人々との接点が多く、多様な文化、価値観を正しく理解して、相手を尊
21 重する国際理解教育の推進に取り組みます。また、外国語と深い関わりの
22 あるOISTやJICA沖縄等との連携、海外との文化交流等を通じて、異なる
23 言語や文化等について理解を深め違いを尊重する国際理解教育の充実と外
24 国語コミュニケーション能力の向上に取り組みます。さらに、帰国・外国人
25 児童生徒等の受入れを円滑に進め、国際理解や多文化共生の考え方に基
26 づく取組を行うなど、将来のグローバル人材の育成を図ります。

27

28 イ Society5.0に対応する教育の推進

29 経済のグローバル化、AI や IoT 等の先端技術による第4次産業革命など、
30 社会経済情勢の変化に対応し、経済を牽引できる人材を育成する次に掲げる
31 施策を推進します。

1 **① ICT 教育の充実**

2 児童生徒が ICTに触れる機会を増やし、ICT 機器を正しく適切に使う能
3 力であるデジタル知能指数（DQ）を高める取組が必要であることから、
4 学校教育の様々な教科の中で ICTを活用した学習活動に取り組むほか、小
5 学校からプログラミング教育や情報モラル教育を進め、情報活用能力の向
6 上に取り組みます。また、情報通信関連産業や教育機関等と連携し、ICT
7 に関するイベントの開催や出前講座など、将来の担い手となる児童生徒・
8 学生が ICTに親しむ機会を増やす取組を推進するとともに、ICTの急速な
9 進展に対応できるよう、沖縄県立総合教育センター等において、ICTの活
10 用・指導能力向上に向けた教職員研修の充実を図り、すべての教職員の指
11 導能力の向上に取り組みます。さらに、学校教育において情報教育が効果
12 的かつ安全に推進できるよう、学校の ICT環境の整備に取り組むほか、校
13 務のデジタル化やデジタル教材の充実に取り組みます。

14 **② 科学・理数教育の充実**

15 科学の楽しさや面白さを体感できる機会を増やし、科学に対する興味を
16 引き出し、それを伸ばしていくことが重要であるため、県内研究機関や企業
17 等との連携により、子どもたちが科学に触れあう機会を創出するとともに、
18 子どもの成長に応じた多様な科学教育プログラムの実施に取り組みます。
19 また、将来、国際的に活躍し得る科学技術人材の育成に資するスーパーサ
20 イエンスハイスクール（SSH）指定校の継続支援に取り組むほか、高等教
21 育機関や民間事業者との連携により、指定校向けの研修プログラムの充実
22 等に取り組みます。さらに、科学技術教育の基礎となる理科教育並びに算
23 数・数学教育のための各種設備を整備し、科学・理数教育の推進に取り組
24 みます。

25 **ウ 地域の発展に寄与する魅力ある高等教育環境の充実**

26 大学等の高等教育機関や企業と連携し官民が一体となり、個人のキャリア形
27 成や対人関係能力、様々な視点から社会変化等を捉える力、社会課題を発見す
28 る力等の非認知能力の向上を支援するため、次に掲げる施策を推進します。

29 **① 高等教育の魅力向上と地域貢献機能の充実**

30 県内高等教育機関が有する多様な資源やそれぞれの特色を活用し、地域

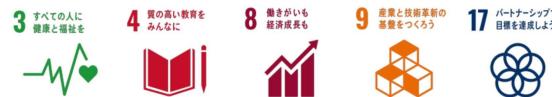
社会や産業における課題解決を図るための教育、研究、地域貢献活動等の積極的な展開を通じて、個人のキャリア形成や非認知能力の向上に資する人材育成機能の充実強化を図ります。また、県内産業を牽引し、地域の発展に寄与できる多様な人材を輩出するため、高等教育機関自らの魅力を高める教育プログラムの導入支援や蓄積された教育研究成果の還元による社会貢献活動への支援等に取り組みます。

② 官民連携による「地域連携プラットフォーム（仮称）」の構築と展開

複数の大学等と行政、産業界等で「地域連携プラットフォーム（仮称）」を構築し、産学官相互が恒常的に対話し連携を行うための環境づくりに取り組みます。また、「地域連携プラットフォーム（仮称）」を展開する中で、地域社会における大学等の役割を強化し、質の高い高等教育機会の確保と地域の人材の確保、産業界のイノベーションの創出、将来的な人口減少や高齢化に向けた社会課題解決と地域振興につなげます。

③ 産業と高等教育機関等の連携による実践的なキャリア教育の推進

産業と高等教育機関等の連携により、就職後の離職対策の強化を図りつつ、職業観の形成から就職、定着までの一貫した総合支援を促進します。また、高等教育機関の学生等が、それぞれの専門分野の知識・技能を生かし職業を通じて社会にどのように関わるかという明確な課題意識と具体的な目標を持ち、それを実現するための能力を身に付けるキャリア教育を促進します。



(4) 人口減少に対応し、地域社会を支える人づくりと人材の確保

本基本施策の展開においては、既に人口減少に突入している地域も含めた少子・高齢化等による社会変革に対応し、地域コミュニティ機能や県民サービスの維持・向上などを支える人づくりと多様な人材の定着を目指します。

地域や時代のニーズに適合した一人ひとりの能力向上につながる仕組みを構築し、社会全体の生産性を向上させるとともに、地域を支える多様な人材の育成・確保が課題です。

このため、多様な職業能力の育成・開発、持続可能な地域づくりを担う人材の育成・確保及び医療・保健など地域の安心を支える人づくりに取り組みます。

1
2 **ア 多様な職業能力の育成・開発**

3 個々人が職業の遂行において求められる知識や技能、能力を開発することは極めて重要であり、各自が持っている職業知識、技能、能力を発揮できる職業に従事することができれば、社会全体の生産を高め、社会の豊かさや発展につながり、また、個人はやりがいによる充足感のみならず所得の獲得による生活の向上に結び付きます。さらに、社会人になっても、継続して知識・技能を習得し、能力を開発することが求められており、キャリアアップ、能力開発支援の仕組みづくりが重要です。

10 このため、企業活動に必要となる技術やノウハウを伸ばし、働く人が能力を開花させ社会的価値を生み出すことができるよう、次に掲げる施策を推進します。

13 ① 企業ニーズ等に対応した職業能力の育成・開発

15 公共職業能力開発施設における職業能力開発については、民間教育訓練機関との役割分担を図りつつ、企業等から求められる訓練ニーズに応えられるよう、産業構造の変化等に対応した訓練科目的見直しや職業訓練プログラムの創出に取り組みます。また、職業能力の開発や向上を図るため、沖縄県職業能力開発協会との連携の下、技能検定の普及促進と技能振興に取り組むとともに、職業能力開発施設については、人手不足の対応や労働生産性の向上など、時代のニーズに適合した職業訓練を実施できる施設の整備・拡充に取り組みます。

24 ② 技術革新の動向等に対応した柔軟な職業能力の育成・開発

25 各種助成制度の周知と活用を促し、事業主等が行う柔軟な職業能力開発に対する支援に取り組むとともに、技術革新の動向を捉えた職業能力開発に向けては、民間教育訓練機関等との連携や役割分担により、委託訓練の充実や職業訓練プログラムの創出など、質の高い訓練ときめ細かな就労支援に取り組みます。また、企業や民間教育訓練機関等を活用し、離職者等の再就職訓練の充実、訓練機会の少ない離島地域での訓練、就職を希望する障害者等への訓練、在職者を対象とした訓練等の充実に取り組みます。

③ 社会参画とキャリアアップに資する学び直しの機会の創出

企業がeラーニングを活用して従業員に対して行う教育訓練等を支援し、働きながら学べる機会の提供に取り組みます。また、産学連携の下、大学、大学院、専修学校等においてキャリアアップ・キャリアチェンジに資するリカレントプログラムの開発・展開を促進し、一人ひとりのキャリア選択に応じた学びを提供できる環境の創出に取り組むとともに、企業に勤める社会人のみならず、子育て世代の女性や高齢者等の多様なニーズに対応する学び直しの機会創出に取り組みます。

イ 持続可能な地域づくりを担う人材の育成・確保

持続可能な地域社会の構築に向けては、地域社会の絆を深め、地域に根ざしたコミュニティの活性化を図る人材の育成・確保に向けて、次に掲げる施策を推進します。

① 地域づくりをリードする人材の育成・確保

地域社会や産学官民が連携して、地域づくりを担える人材マネジメントプログラムを構築し、地域の資源を生かし活性化を主導できるマネジメント及びコーディネート能力の高い人材の育成・確保に取り組みます。また、複雑化、多様化する地域の課題解決のため、地域ボランティアやボランティアコーディネーター等の地域づくりを支える担い手の育成・確保に取り組みます。

② 持続的な環境保全活動を担うボランティアの育成

海洋ごみや外来種対策など、地域が抱える環境問題に対し、市町村等との地域連携・協働により問題解決を促すコーディネーターとなる団体・組織等の育成と連携・支援に取り組みます。また、地域課題に対するニーズとボランティアとのマッチングを行う環境ボランティアセンターの設置に取り組みます。

③ 保育士等の育成・確保

保育士等の育成及び資質向上に向けて、研修の充実に取り組むとともに、保育士の魅力発信や保育士への就業を希望する者に対する修学資金等の貸付、潜在保育士の復職支援など、保育士の確保に取り組みます。また、保

育士の待遇改善や業務改善など、保育士が生涯働く魅力ある職場づくりを推進します。

④ 福祉・介護人材の育成・確保

福祉サービス及び介護サービスの需要の増大に対応するため、福祉・介護従事者の育成及び資質向上に向けた業種別・階層別研修の充実に取り組みます。また、福祉・介護人材の確保に向けて、修学資金等の貸付、待遇改善や労働環境改善に向けた支援、若者や外国人など多様な人材の新たな参入に係る施策等に取り組みます。

ウ 医療・保健など地域の安心を支える人づくり

医療・保健サービスが安定的に提供され、地域に住む人々が安心して暮らすことができるよう、医療・保健等に従事する人材の確保と資質向上に向けて、次に掲げる施策を推進します。

① 医師の確保と資質向上

琉球大学医学部を核とした高度な医療技術の習得や若手指導医の育成を通して、多様化する医療ニーズに対応する良質かつ適切な医療の提供に取り組みます。また、県、琉球大学医学部及び臨床研修病院間の連携を図り、医師の地域間、診療科間の偏在解消に向けたプライマリケア医として活躍できる医師の育成及び支援に取り組みます。さらに、離島等の医療機関に従事しようとする意思のある医学生等に、一定期間の離島等での勤務を条件とした奨学資金の支援など、離島・へき地医療を担う医師の育成・確保に取り組みます。

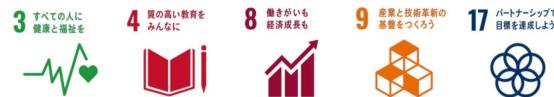
② 薬剤師の確保と資質向上

県内で就業の意思のある県外の薬学生等に対し、県内での就業を条件とした奨学金返還の支援など、薬剤師の確保に取り組みます。また、県内で薬剤師が育成できるよう、県内国公立大学への薬学部設置に対する支援など、総合的な薬剤師の養成・確保に取り組みます。さらに、近年の医療の高度化、多様化に対応し、チーム医療の一員として活動する薬剤師を育成するため、がん薬物療法認定薬剤師等の資格取得に対する支援など、薬剤師の資質向上に取り組みます。

1

③ 看護師等の確保と資質向上

保健活動や高度医療を担う専門性の高い看護師の養成、学生に対する修学資金貸与の充実、民間看護師養成所の安定的運営に向けた支援、潜在看護師等の復職支援等を推進し、多様化する医療ニーズに対応できる看護師等の育成に取り組みます。また、臨床実践能力を獲得するための研修の充実や、特定の専門看護分野の知識・技術を深めた専門看護師、特定の看護分野において熟練した知識・技術を有する認定看護師の養成支援に取り組みます。さらに、離島・へき地の保健医療提供体制を支えるため、看護師等の確保及び育成に取り組みます。加えて、保健師の育成については、キャリアラダーを踏まえ保健師の専門性を高めるとともに、地域特性に応じた保健活動が円滑に実施できるよう、保健活動研修の充実や現地での事業を通した現任教育等の充実に取り組むほか、特定町村におけるへき地保健指導所の運営及び支援に取り組みます。



(5) 新たな価値を創造し、産業を牽引する人づくりと人材の確保

本基本施策の展開においては、デジタル社会の到来やアジア経済の動向をはじめグローバル化の進展等の社会経済の変革を的確に捉え、新たな価値を創造し、各産業を牽引する専門人材の育成・確保を図ることにより、県内産業の生産性向上や高付加価値化の実現を目指します。

デジタル人材や科学技術系人材など高度な技術を有する人材並びに高度デザイン人材の育成を充実させ、あらゆる産業のイノベーションにつなげるとともに、県内産業の労働力確保の視点も踏まえた産業を牽引する人づくりが課題です。

このため、産業のイノベーション創出を担う高度人材の育成と活用及び産業を担う人づくりに取り組みます。

ア 産業のイノベーション創出を担う高度人材の育成と活用

本県の持続的発展の実現に向けては、アジア経済の動向を踏まながら、ビジネスチャンスをつかむことができるグローバル人材や県内の各産業を牽引する専門人材の育成が重要です。また、高度なデジタル技術に対応した技術者をはじめ、企画力や提案力を備えた中核人材が不足しており、全産業の DX

1 を推進する上で今後需要が高まるデータサイエンティスト等のデジタル活用人
2 材の育成・確保や企業間のデジタル格差の是正等の課題にも対応していく必要
3 があります。

4 このため、幅広い分野において高度な知識や技能を有し、産業のイノベー
5 ション創出を担う人材を育成、支援することにより、地域社会を牽引する人
6 材を養成し、本県の発展に結び付ける次に掲げる施策を推進します。

7 ① 即戦力となる情報系人材の育成・確保

8 情報通信関連産業の高度化を担う人材の育成については、先端技術に詳
9 しいエンジニアやサイバーセキュリティ人材、デジタル技術とビジネスを
10 つなげるDXコンサルティング人材や開発プロジェクトのマネジメント人
11 材等を产学研官連携により育成を図ります。また、データサイエンティスト
12 については、琉球大学など教育機関と連携し、学生をはじめ幅広い人材を
13 対象とした育成プログラムを構築し、県内企業のDXを推進する人材として
14 育成を図ります。さらに、IT技術者の不足が深刻であることから、国内
15 外の高度経験者やUJIターンによる技術者の確保など、企業の人材確保に
16 取り組みます。加えて、県内IT企業と海外のIT企業との連携・協業による
17 海外向けのビジネス創出に向けて、沖縄ITイノベーション戦略センター
18 と連携し、ビジネス交流の促進や、MOU（連携覚書）を締結した海外の
19 関係機関との連携など、アジアをはじめ海外との架け橋となるICT人材の
20 育成に取り組みます。

22 ② 県内企業におけるデジタル活用人材の育成

23 各産業のDXを促進するため、企業の経営者や中堅社員等を対象にデジ
24 ティタル技術やビッグデータのビジネス活用、企業DXの取組事例等を紹介す
25 るセミナーの開催に取り組みます。また、企業DXの中核となる人材の育成、
26 従業員の学び直しやデジタル対応力を高めるための研修プログラム等を支援
27 することにより、県内企業全体のデジタルリテラシー向上を図ります。さら
28 に、各産業と情報通信関連産業の人材交流機会を創出するため、ビジネ
29 スマッチングを兼ねたIT関連産業の交流イベントを開催するとともに、IT
30 企業と情報技術系学科を有する学校等との相互交流等を促進します。

32 ③ 高度研究人材・専門人材の活用・確保に向けた環境整備の推進

33 産業のイノベーション創出に向けては、将来の研究活動を担う創造性豊

かな高度研究人材等の活用が重要です。大学や民間企業等の関係機関と連携し、高度研究人材等と県内企業等とのマッチング支援など、これらの人材が県内で活躍できる環境整備に取り組みます。また、産業界等のニーズやその変化に対応できる人材やマーケティング等の経営人材など、研究開発を支える人材の確保に向けて取り組みます。

イ 産業を担う人づくり

リーディング産業や地場産業等を成長・高度化させ、本県の持続的な経済発展につなげる人材の育成と定着に向けて、次に掲げる施策を推進します。

① 多彩で質の高いサービスを提供できる観光産業人材の育成・確保

国際化の進展や社会情勢の変化に柔軟に対応できるよう、業種や各階層に応じて必要なスキルや知識を習得し、中長期において活躍できる観光産業人材の育成に取り組みます。また、地域の魅力や強みを引き出す地域主体の観光振興を構想し、裾野の広い観光産業を体系的にマネジメントできる高度な人材の育成と確保に取り組みます。さらに、観光産業が魅力的な職場となるよう処遇改善や生産性向上、キャリアデザイン等による人材の定着に取り組むとともに、観光産業の魅力発信や観光教育の推進等により観光産業従事者の拡大に取り組みます。

② 農林水産業を支える多様な担い手の育成・確保

就業希望者等に対して施設・技術・資金等の経営に必要な資源を効果的に支援し、就業相談から定着まで一貫した就業支援等に取り組むとともに、普及組織とJA等の関係団体が連携し、意欲ある担い手に対しては、経営の法人化、規模拡大、就労環境改善等に関する経営相談・経営診断等の支援体制の構築やフォローアップ体制の強化等に取り組みます。また、農業大学校や農林・水産科が設置されている高等学校等において、実践的な専門研修やスマート農林水産技術等のカリキュラムの充実・強化を図り、経営感覚に優れた将来の担い手の育成・確保に取り組みます。さらに、青年層や女性層、農業以外からの新規参入者、障害者など、幅広い層からの農業参画や農福連携を積極的に推進し、雇用就農の受け皿となる農業法人への支援や地域と連携した農業分野への農地貸借による法人の参画等を通して、これらの人材が活動しやすい受入環境の整備に取り組みます。

1
2 ③ ものづくり産業を担う人材の育成・確保

3 企業ニーズに対応した技術研修など、県外製造業者や研究機関等との人
4 的交流の推進により、高度な技術と専門知識を有する人材の育成・確保に
5 取り組むとともに、沖縄県工業技術センター等の公的支援機関を活用し、
6 技術力向上や付加価値の高い製品開発を担う人材育成に取り組みます。また、
7 人手不足への対応については、産業界、県内教育機関等と連携し、次
8 代を担う若者に対してものづくり産業の魅力を発信し、興味・関心の向上
9 に取り組みます。

10
11 ④ 建設産業を担う人材の育成・確保

12 顕著となっている人手不足対策については、若手や女性従業員を対象と
13 した研修等を支援するなど、多様な人材の確保に取り組むとともに、AI、IoT、
14 ロボット、ビッグデータ等の技術革新に対応できる人材を積極的に活用でき
15 る環境づくりを行い、今後の情報技術や新技術を活用した生産性向上の取組
16 強化を図ります。また、多様化・高度化するニーズに対応できるよう、技
17 術者・技能者等の育成・確保に取り組むほか、海外建設市場等の新市場進
18 出に向けた取組や国際交流等を通して、海外建設市場において必要とされ
19 る技術力や語学力、海外の商習慣等への知識を有する人材の育成・受入れ
20 促進に取り組みます。さらに、週休二日制の促進など労働環境の改善を図
21 り、将来の建設産業を担う人材を確保するための建設産業の魅力発信に取
22 り組みます。

第5章 克服すべき沖縄の固有課題

本県は、歴史的・地理的・自然的・社会的に他の都道府県にはない特殊事情を抱えています。これら4つの特殊事情から派生する固有課題の存在により、本県が有する優位性や潜在力は十分に発現できていない状況にあります。こうした状況を乗り越え、「沖縄21世紀ビジョン」で掲げる将来像を実現するには、本県の不断の努力に加え、国の責務として、米軍基地問題の解決、駐留軍用地跡地の有効利用、離島振興など、本県の固有課題と条件不利性の克服に対する有効かつ適切な措置が講じられる必要があります。

本県の発展可能性を顕在化させることは、東アジアの中心に位置する本県がフロンティアとして我が国の発展に貢献するだけでなく、アジア・太平洋地域の平和と発展を支える我が国の役割に新たな活路を拓くものです。

1 克服すべき沖縄の固有課題

(1) 基地問題の解決

先の大戦での激しい戦闘の末、沖縄を占領した米軍は、住民を収容所に強制隔離し、土地の強制接収を行い、次々と新しい基地を建設していきました。戦後の米軍統治下においても、昭和25年の朝鮮戦争の勃発など極東における国際情勢の変化に伴い新しい基地が必要になると、「銃剣とブルドーザー」と表現される民有地の強制接収等によって住民を追い出し、新たな基地を建設していました。一方、日本本土においては、事件・事故等を背景とした米軍基地に反対する住民運動が各地で起きた結果、米軍基地の整理・縮小が実施されました。こうした本土での整理・縮小の流れを受けて、本県への海兵隊の移駐が進み、それが今日の在沖海兵隊を形成したとされています。このような経緯から本県には広大な米軍基地が形成されました。

昭和47年の本土復帰後も、本県には多くの米軍基地が日米安全保障条約に基づく提供施設・区域として引き継がれ、現在もなお、国土面積の0.6%に過ぎない狭あいな本県に、全国に所在する米軍専用施設・区域面積の約7割が集中しています。加えて、沖縄近海には、27か所の水域と20か所の空域が米軍の訓練区域として設定されるなど、陸域だけでなく、水域及び空域においても使用が制限されています。また、日常的に発生する航空機の騒音や排気ガスの悪臭をはじめ、実弾射撃演習による原野火災や自然環境の破壊、油類による河川、海域及び土壤の汚染、航空機事故のほか、米軍人等による犯罪の発生など、県民の安全・安心な生活に様々な影響を及ぼしています。

1

2 ア 解決の意義

3 本県の米軍基地負担は、我が国の外交・安全保障の重要事項として国民全
4 体に関わる課題であり、国全体で基地の負担を分かち合うという原点に立ち
5 返り、全国的な視点から解決を図る必要があります。しかしながら、本県の
6 米軍基地の機能や必要性、負担のあり方等については、これまで国民的議論
7 が十分になされてきたとはいえず、広範な論議が必要です。

8 県土の枢要部分を占有する広大な米軍基地や訓練水域・空域の存在は、本
9 県の振興を進める上で大きな制約となっていることや、米軍人等による様々な
10 事件・事故や深刻な環境問題等が、県民の安全・安心な生活に多大な負の
11 影響を与えており、基地の提供責任者である国において適切に解決
12 される必要があります。本県の基地問題解決の必要性について、より広い國
13 民的理解を促し、広大な米軍基地の整理・縮小を推進するとともに、基地に
14 起因する様々な問題を解決することで、県民が望む、平和で豊かなあるべき
15 沖縄の姿を実現することができるのです。

16 ここに、固有課題解決の意義があります。

17 イ 解決の方向性

18 日米両政府に対し、沖縄に関する特別行動委員会（SACO）最終報告、再編
19 実施のための日米ロードマップ、再編に基づく統合計画を確実に実施するとともに、更なる米軍基地の整理・縮小と在沖米軍人等の削減を求めていきます。

20 ただし、普天間飛行場については、一日も早い危険性の除去及び早期閉鎖
21 ・返還を実現するため、改めて県外・国外移設を追求し、同飛行場の速やかな運用停止及び固定化を避ける方策を検討する必要があります。在沖米軍の
22 県外・国外への分散移転・ローテーション配備による訓練移転や更なる本県
23 基地負担軽減策の検討のため、日米両政府に沖縄県を加えた新たな協議の場
24 の設置等が必要です。米軍基地の整理・縮小に伴う移設に当たっては、移設
25 による交通渋滞、環境汚染等の問題解決や基地負担の軽減について、国の責
26 任の下、具体的な支援策が講じられるよう、県と市町村が連携して取り組む
27 必要があります。

28 県民の「安全・安心」を確保するため、日米両政府に対し米軍基地から派生
29 する事件・事故、航空機騒音、環境問題等の諸問題の解決を求めていきます。

また、日米地位協定について、他国の事例も踏まえながら、国内法の適用など抜本的な見直しを日米両政府に求めていきます。沖縄近海の広大な訓練水域・空域は、外来機が訓練を目的として飛来する要因の一つとなっているほか、漁場を制限し、また漁場間の移動を大きく制約するものとなっていることから、これらの整理・縮小を求めていきます。このような本県における米軍基地問題や日米地位協定の課題等について全国知事会等と連携し、積極的な問題提起を行い、国民的理解を促すことにより、本県の過重な基地負担の軽減につなげていきます。

(2) 駐留軍用地跡地の有効利用による県土構造の再編

ア 解決の意義

本県では、終戦から本土復帰までの27年に及ぶ米軍施政権下において広大な米軍基地が形成され、今なお本県の振興を進める上で大きな制約となっています。とりわけ、市街地が間断なく連なる一つの都市圏を形成する中部圏域及び南部圏域(以下、「中南部都市圏」)においては、市街地を分断する形で広大な米軍基地が存在しており、長期にわたり望ましい都市形成や交通体系、産業基盤の整備など地域の振興開発を図る上で大きな制約となっています。また、北部地域においても、山林地域を中心に東西を分断する形で米軍施設・区域に供され、その大部分は演習場として利用されており、交通体系整備や地域の振興開発を図る上で大きな制約となっています。

本県においては、これまで16,000ha余りの駐留軍用地が返還され、様々な跡地利用がなされてきました。那覇新都心地区、小禄金城地区、桑江・北前地区及びアワセ地区といった既返還跡地における経済活動の直接的経済効果は、基地返還前と比べて極めて高く、米軍基地の存在は本県の経済発展にとって大きな制約となっています。

一方、返還後の駐留軍用地の跡地は、今後の本県の振興・発展において大きな可能性を持つ空間であり、新たなビジネスの拠点となり得ます。都市の開発整備や交通インフラの体系的な整備など、長きにわたる米軍基地の存在により歪んだ都市構造を再編する好機であり、圏域の枠を超えた広域的な観点から総合調整を行い、潜在する多様な発展可能性を最大限に引き出す必要があります。また、沖縄戦やその後の米軍基地の形成、戦後の急激な都市開発により失われた各地域の文化財や美しい風景・景観の復元、水・緑・生態系の保全回復を図り、自然環境や歴史的風土等の保全・再生においても貴重

な空間となります。これらは、日米安全保障条約に基づき、長年にわたり基地を提供してきた国の責任の下、適切な措置等が確保ないし実施され、本県の自立的な発展につながるものとならなければなりません。

駐留軍用地跡地の有効利用と県土構造の再編により、世界に誇れる沖縄らしい風景の再生や景観の創出、新たな都市空間の形成、平和・共生を理念とし、環境に配慮した持続可能な沖縄の発展につなげることができます。

ここに、固有課題解決の意義があります。

イ 解決の方向性

平成24年4月に施行された「沖縄県における駐留軍用地跡地の有効かつ適切な利用の推進に関する特別措置法」（以下、「跡地利用推進法」）に掲げる“沖縄県の自立的発展及び潤いのある豊かな生活環境の創造”、“国の責任による主体的取組の推進”、“地権者等の生活の安定への配慮”の3つの基本理念の下、国及び関係市町村との密接な連携により、跡地整備を円滑かつ確実に進めています。県及び関係市町村においては、跡地利用推進法に基づき、返還前からの基地内立入による文化財調査、自然環境調査等の実施や地権者との合意形成を図るなど跡地利用計画の早期策定に取り組むとともに、駐留軍用地内の土地を先行取得し公有地の拡大を図っていきます。

返還された駐留軍用地については、地権者等に土地が引き渡される前に区域の全部について、国の責任において土壤汚染、水質汚濁、不発弾、廃棄物等の支障除去措置が徹底して行われる必要があります。地権者等に土地が引き渡された後に、廃棄物等が確認された場合においても、同様に、国の責任による支障除去措置を求めていきます。

基地の集中により歪められた県土構造の再編は、解決・改善を図るべき不可欠の課題であり、国による一層の諸条件の整備と財政措置が必要となります。このため、跡地を活用した骨格的な道路網の整備や鉄軌道を含む新たな公共交通システムの導入、大規模公園の整備や国際的な交流・貢献拠点の核となる高次都市機能の導入等について、国家プロジェクトとして国に求め、我が国全体あるいはアジアや世界においても際立つ最先端のプロジェクトを推進する受け皿を創出します。

また、広大な面積を有する一団の土地が、市街地が広がる中南部都市圏において沖縄の未来の振興・発展のために利用可能となります。広域的かつ総合的なビジョンの下、県土構造の再編につながる戦略的な跡地利用を推進し、

1 本県全体ひいては我が国の未来を牽引する新しい都市づくりに向けて、駐留
2 軍用地跡地の有効利用を具体化していきます。

3

4 ウ 駐留軍用地跡地の有効利用

5 平成18年5月の日米安全保障協議委員会（以下、「SCC」）において、嘉手
6 納飛行場より南の6施設・区域（約1,000ha）の大規模な駐留軍用地の返還
7 が合意されました。SCC合意を実現するために日米両政府が作成した「沖
8 縄における在日米軍施設・区域に関する統合計画」（平成25年4月）に基づ
9 き、今後、1) キャンプ桑江、2) 陸軍貯油施設第1桑江タンク・ファーム、
10 3) キャンプ瑞慶覧の一部、4) 普天間飛行場、5) 牧港補給地区、6) 那覇港湾
11 施設の大規模な在日米軍施設・区域が返還されます。

12 一方で、既に返還された駐留軍用地跡地利用については、有効かつ適切な
13 利用を推進し、県内各圏域の多様な機能との相互の連携により、本県の均衡
14 ある発展につなげていく必要があります。駐留軍用地の返還後、速やかに事
15 業着手するため、県及び関係市町村においては、返還前の早い段階から駐留
16 軍用地の立入りによる文化財調査、自然環境調査等を実施して跡地利用計画
17 を策定するとともに、事業に対する地権者等の合意形成を早期に図ることが
18 重要です。

19 (嘉手納飛行場より南の大規模駐留軍用地跡地の有効利用)

20 中南部都市圏の駐留軍用地跡地全体における土地利用の基本方針は、広域
21 的かつ総合的な視点を踏まえ、以下のとおりとします。

- 22 1) 中南部都市圏において総量が特に不足している「公園・緑地」の確保に
23 努めます。
- 24 2) 各跡地の有する特性を生かした産業や機能の立地誘導に必要な用地の確
25 保に努めます。
- 26 3) 中南部都市圏の人口や住宅需給量の将来見通しを踏まえ、各跡地利用計画
27 の内容に留意し、住宅地や商業地、その他の公共用地の確保を図ります。

28 この土地利用の基本方針の下、各跡地が固有に持つ特性や跡地間の役割分
29 担を考慮し、効果的な跡地利用を目指します。具体的には、沖縄戦や戦後の
30 急激な都市開発で緑地の多くが失われていることから、基地跡地に残された
31 緑地を保全するとともに、新たな緑地を創出し、つないでいくことで、広域
32 的な緑地ネットワークの形成を目指します。緑は自然保護のシンボルであり、
33

持続可能な社会をつくる礎でもあります。まちづくりに当たっては、緑地環境の保全・創出、景観の形成、自然・文化の再生等に努めることで、沖縄らしい景観・風景を次世代に引き継ぎ、時間とともに価値が高まる価値創造型のまちづくりを推進します。また、本県の自立的経済発展を担うべく、重要なリーディング産業や機能の立地・集積を促進し、国内外からの進出を誘因するのに適した、国際競争力を持った戦略的な受け皿空間の創設を図ります。

普天間飛行場の跡地（約476ha）については、平和希求のシンボル及び防災拠点機能を備える国営大規模公園の整備を国に求めるとともに、体系的な幹線道路網の整備、鉄軌道を含む新たな公共交通システムの導入など、県土構造の再編を視野に入れた総合的かつ計画的な魅力あるまちづくりを進めます。

キャンプ瑞慶覧の跡地については、中部横断道路（仮称）等の骨格的な道路網の整備や新たな公共交通システム、住宅、商業・業務等の多様な機能の導入を検討します。

キャンプ桑江南側の跡地及び陸軍貯油施設第一桑江タンク・ファームの跡地については、美しい緑に囲まれた洗練された空間の中で、安全・安心な潤いある住宅地の形成やグローバルに活躍できる人材育成拠点（知の拠点）整備、東西南北の交通結節点として「ひと・もの・こと」が集まる賑わいあるまちづくりの検討を進めます。

那覇港湾施設の跡地（約56ha）については、国及び那覇市と連携し、那覇空港及び那覇港を生かした臨空・臨港型産業の集積や周辺のスポーツ施設等を生かしたスポーツコンベンションの推進など、ウォーターフロントとしての優位性が発揮されるよう幅広い利用の検討を進めます。

牧港補給地区の跡地（約268ha）については、県都那覇市に隣接する広大な面積を有しており、その開発のあり方が本県の発展に大きく影響することから、国及び浦添市と連携し、浦添市西海岸と牧港補給地区の一体的開発に向けた計画的な整備を進めます。

（既に返還された駐留軍用地跡地の有効利用）

西普天間住宅地区跡地（約51ha）については、国など関係機関と連携し、琉球大学医学部及び同大学病院の移設を核とした「沖縄健康医療拠点」の形成に取り組みます。

北部訓練場跡地については、国や村、関係団体と連携し、世界自然遺産登録地として普遍的価値を維持できるよう、自然環境の適切な保全や森林地域

1 の保全・整備に取り組みます。また、安波訓練場跡地については、やんばる
2 の森の資源を生かした持続可能性に配慮した活用を図ります。

3 上本部飛行場跡地については、海にも山にも近い自然環境を生かし、農業
4 と観光が連携した地域振興につながる跡地利用を図ります。

5 ギンバル訓練場跡地については、「健康と癒やし」をテーマにスポーツ・
6 リハビリ拠点の形成を図るとともに、スポーツ施設や地域医療施設等を活用
7 したスポーツ・医療ツーリズム等の取組を推進します。

8 恩納通信所跡地については、自然と歴史が調和した活気あふれる観光交流
9 拠点の形成を促進します。

10 読谷補助飛行場跡地、楚辺通信所跡地及び瀬名波通信施設跡地については、
11 引き続き公共施設整備や土地改良事業等を促進し、個性豊かな田園都市空間
12 の形成を図ります。

13 キャンプ瑞慶覧の施設技術部地区内の倉庫地区の一部（約11ha）については
14 は、令和3年3月に国史跡に指定された北谷城跡が所在することから、この
15 貴重な文化財の保存と活用を図ります。

17 (3) 離島の条件不利性克服と持続可能な島しょ地域の形成

18 ア 解決の意義

19 本県は、東西約1,000km、南北約400kmに及ぶ広大な海域に多数の島々が散
20 在し、37の有人離島を有する我が国唯一の島しょ県です。本県の離島地域の
21 市町村数は全国上位、かつ小規模な自治体が多く、人口1,000人未満の小規
22 模離島が数多く存在しています。離島が抱える遠隔性、散在性、狭小性等の
23 条件不利性により、市場規模の不経済性、高コスト構造、リスクへの脆弱性
24 を抱えています。生活や経済活動に係る諸条件は厳しく、各市町村の財政基
25 盤も脆弱です。また、離島地域の人口動態は、各島が置かれている条件や状
26 況による相違が見られるものの、特に小・中規模離島における人口減少は、地
27 域を支える担い手の不足、ひいては有人離島としての存続自体が危ぶまれるな
28 ど、深刻な状況にあります。

29 一方、国境離島を含む本県離島の存在は、我が国南西端の領海・領空・排
30 他的経済水域等の確保、航空機・船舶の安全な航行、海洋資源の開発・利用
31 及び保全等の権益の確保、地域資源や生産環境を生かした農業生産及び広大
32 な水域における持続的な水産資源の利用による安定的な食料供給など、我が
33 国及び国民の利益の確保と増進に貢献しています。また、豊かな自然環境や

独自の文化を有する離島の振興に当たっては、社会、経済及び環境の三つの側面を調和させて取り組むことが特に重要であり、SDGsの理念に沿った「課題解決先進地」として位置付け、取り組んでいく必要があります。

我が国の国益と国民生活に大きく貢献している離島の重要な役割に鑑み、国民全体で離島住民の負担を分かち合い、離島地域を支えることが海洋立国日本の発展に不可欠であることを改めて認識し、「均衡ある国土・均衡ある県土」の実現のため、離島振興に取り組むことが求められます。

ここに、固有課題解決の意義があります。

イ 解決の方向性

離島の条件不利性克服と持続可能な島しょ地域の形成に向けては、離島が有する潜在力を顕在化させつつ、我が国の経済発展に貢献する地域としての位置付けを明確にし、持続可能な発展を確かなものとする必要があります。

このため、交通・生活コストの低減、航路・航空路の確保及び維持、域内公共交通機関の拡充、生活環境基盤及び教育並びに医療・福祉の充実、各種分野におけるICTの活用等により、離島における定住条件の整備と更なる向上を図っていきます。

また、領海、排他的経済水域など広大な海域保全の起点となる県内離島の重要性を再確認するとともに、自然・文化など多様な魅力を有する島々を良質かつ貴重な観光資源として持続可能な方法で活用するなど、離島の多様かつ特色ある魅力を発信します。

さらに、DXの推進等に向けた情報通信基盤の整備拡充は、時間と空間を超えて生産要素や教育、医療、福祉をつなげるものであり、離島の不利性を解消する可能性を持ちます。離島におけるテレワークやワーケーション需要の取り込み、遠隔教育や遠隔診療の導入など、先端技術を活用した振興策を積極的に展開します。

基幹産業である農林水産業の更なる振興に向けては、物流コストの低減等による条件不利性の克服、スマート農林水産技術の推進等による生産性と収益力の強化、他産業と連携した域内経済循環の創出等に取り組みます。加えて、離島の地理的特性を生かし、海底鉱物資源、海洋微生物、海洋深層水等の産業利用に向けた研究開発、海洋環境を活用した再生可能エネルギーの導入など国家プロジェクトや产学連携プロジェクトに寄与する新たな拠点の形成も期待されます。

1 (4) 海洋島しょ圏をつなぐ交通ネットワークの構築

2 ア 解決の意義

3 本県は、先の大戦における沖縄県営軽便鉄道の壊滅以降、鉄道の復旧・整備
4 が図られることなく今日に至り、基幹的公共交通システムである鉄道を有して
5 いない唯一の県です。また、我が国で唯一、他の地域と陸上交通でつながって
6 おらず、県内外を結ぶ交通手段は空路・海路に限られています。このため、
7 交通及び物流に要する費用・時間双方のコストが割高となり、人的及び物的
8 移動における大きな制約となっています。さらに、産業振興においても、製
9 造業や農林水産業等の発展を妨げる一因となっています。

10 こうした特殊事情に加えて、広大な米軍基地の存在、基地による市街地の分
11 断という社会的事情から広域道路網の整備が遅れ、急激な自動車交通の増大等
12 も相まって、慢性的な交通渋滞、公共交通の衰退、環境負荷の増大など様々な
13 問題と深刻な状況を生み出しています。特に、南北に細長い沖縄本島において、
14 人口が集中する中南部都市圏の交通渋滞は深刻で、本島北部地域と中南部
15 地域との東海岸沿いも含めた複数の南北交通網を構築し、県土の均衡ある
16 発展を図る必要があるものの、米軍基地等の存在により、その整備が遅れて
17 います。

18 一方、東アジアの中心に位置する地理的特性は、成長著しいアジア諸国・
19 地域との人流・物流面において大きな優位性へと変化しており、本県の自立
20 型経済の構築、さらに、アジア・太平洋地域との交流を通じた我が国経済の
21 発展に貢献する地域としての可能性を顕在化させています。また、ポストコ
22 ロナにおける脱東京一極集中の潮流と今後の政策方向を捉えつつ、本県の発
23 展可能性や潜在力を生かした我が国の新たな拠点「安全・安心で幸福が実感
24 できる島」を形成することで、多核連携型の国土及び社会・経済の形成に大
25 きく貢献することが可能となります。

26 我が国とアジア・太平洋地域の交流拠点としての役割・機能を支える諸条件
27 を整備し、陸路・海路・空路をシームレスに紡ぎ、海洋島しょ圏をつなぐ
28 交通ネットワークを構築することで、我が国の経済成長と新たな発展の一翼
29 を担う地域となることを目指します。

30 ここに、固有課題解決の意義があります。

31 イ 解決の方向性

33 万国津梁の精神の下、世界を結ぶ架け橋としての交流を通して、我が国及
34 びアジア・太平洋地域とともに発展していくため、空港、港湾、道路、鉄軌

道を含む新たな公共交通システムなど必要な基盤整備やネットワーク機能の強化を戦略的に進めていきます。

広域交流拠点の那覇と北部圏域の中心都市である名護を1時間で結ぶ鉄軌道を含む新たな公共交通システムの導入実現に取り組むとともに、規制緩和等による交通・物流コストの大幅な低減による豊かな住民生活の実現を図り、アジアを基軸としたネットワークの拡充など自立型経済の構築に必要不可欠な条件を整備し、物流・商流が横断的に連携した国際的な競争力の強化に取り組みます。

道路の整備については、沖縄本島の南北軸と東西軸を有機的に結ぶハシゴ道路ネットワークなど体系的な幹線道路網の構築を図るほか、主要渋滞箇所において交差点改良を行う渋滞ボトルネック対策に取り組みます。

交通渋滞など本県で起きている様々な問題の解決に向けては、スマートシティやスマートアイランドの概念を踏まえ、AI、IoT、ビッグデータの県民・観光客目線での活用等により、交通や行政サービス等に係る社会基盤を効率的に管理・運営することで課題の解決を図っていきます。

2 固有課題克服のための行財政システムの強化・拡充及び政策金融の活用

本県が抱える固有課題は、本県の特殊な諸事情に由来することから、国の責務として解決が図られるべき性格を有しています。これらの課題は、他都道府県の行政課題とは性格を異にしており、全国一律の政策によっては十分な効果が得られません。

このため、国の責務を明確にしつつ、県、市町村、民間等の発意や創意を生かした自主的・主体的な政策決定が可能となる行財政システムの構築が必要です。

(1) 沖縄振興特別措置法の活用

沖縄振興特別措置法では「沖縄の置かれた特殊な諸事情に鑑み」、高率補助制度や沖縄振興交付金制度、税制上の特区・地域制度など特別措置が講じられています。これら特別措置は、歴史的、地理的、自然的、社会的な特殊事情による様々な分野における「不利性」の解消に寄与し、沖縄振興を推進する上で有効に機能してきました。しかしながら、未だ「不利性」の解消が十分とはいえず、引き続き同法を活用した沖縄振興を推進していく必要があります。

同法の目的では、「沖縄の自主性を尊重しつつ」振興を図ることが規定されており、この趣旨に基づき、本県の自主性・主体性の下、地域特性に応じた政策決定が可能となる沖縄振興の枠組みを最大限に活用していくことが重要です。

1

2 (2) 跡地利用推進法の活用による円滑な跡地利用の推進

3 平成24年4月に施行された跡地利用推進法では、基本理念として、国は国の
4 責任を踏まえ跡地利用を主体的に推進することが明記されたほか、支障除去措
5 置の拡充、立入りのあっせんに係る国の義務、駐留軍用地内の土地の先行取得
6 制度、給付金制度の拡充等が定められました。

7 平成27年3月に返還された西普天間住宅地区跡地においては、同法に基づき、
8 本県の自立的な発展等の拠点となる「拠点返還地」として国の指定を受け、「沖
9 縄健康医療拠点」の形成に向けた取組が進められています。

10 一方、嘉手納飛行場より南の大規模な駐留軍用地の返還が本格化するのはこ
11 れからであり、跡地利用計画策定に向けて、返還前の早い段階からの立入調査
12 や土地の先行取得及び徹底した支障除去措置など引き続き跡地利用推進法に基
13 づく取組を着実に進めるとともに、新たに生じた課題についても適切に対応し
14 ていくことが一層重要になります。

15

16 (3) 地域に根ざした政策金融の活用

17 「沖縄21世紀ビジョン」の実現のためには、沖縄振興特別措置法に規定す
18 る各種特別措置と民間投資を促進する政策金融が車の両輪として、また、本県
19 の可能性を顕在化させるために必要不可欠です。このことから、本県のみを対
20 象とする唯一の政策金融機関である沖縄振興開発金融公庫（以下、「沖縄公庫」）
21 の存在は重要です。

22 沖縄公庫においては、駐留軍用地跡地の利用や離島の定住条件の整備など
23 全国一律の枠組みでは対応が困難な固有課題への取組に加え、産業基盤整備、
24 リーディング産業支援、中小企業等の振興、新たな産業の創出、子どもの貧困
25 対策、新型コロナウイルス感染症関連融資等のセーフティネット機能の発揮な
26 ど沖縄振興策と一体となった円滑な資金供給が求められます。また、沖縄経済
27 の成長を支える資本性資金（出資等）の供給拡大に向けて、沖縄公庫の出資機能
28 の向上等による新たな金融支援の取組や民間ファンド等との更なる連携が期待さ
29 れています。加えて、持続可能なまちづくりに向けたアドバイスやPPP／PFI
30 の導入など自治体支援も強化されており、沖縄公庫の政策金融ノウハウやネット
31 ワークを生かしたコンサルティング機能は、地域振興における重要性が増し
32 ています。

33 このため、本県の地域事情に精通し、政策金融を一元的・総合的に行う沖縄
34 公庫については、現行の組織及び機能の維持存続を図った上で、各種金融支援

1 制度の整備やその活用促進など沖縄県や民間金融等と協調・連携した一層の役
2 割発揮が求められます。

3

4 (4) 安定的な自主財源等の確保

5 地方自治体の自主財源等から算出される基準財政収入額（令和2年度）を人
6 口当たりでみると、本県は全国平均より低い水準の収入額となります。また、
7 行政コストである基準財政需要額に占める基準財政収入額の割合から算出され
8 る財政力指数²⁵は、全国平均の7割程度の水準となっており、本県は国の財政
9 制度に依存した脆弱な財政構造が継続しています。県内市町村の財政力指数に
10 ついても同様の構造にあり、県内においては都市と町村間、あるいは沖縄本島と
11 離島間での財政力の格差が大きく、離島町村は特に厳しい財政構造にあります。

12 本県においても少子高齢化の進展に伴い社会保障関係費の増加が見込まれる
13 中、多様化する県民ニーズに柔軟に対応し、自主性・主体性の下で政策決定す
14 るためには、自主財源の確保や予算の効果的執行等が重要です。このため、地
15 域特性を生かした産業を振興し、それを起点とした域内での産業連関を形成し
16 つつ、企業利益を地域に還元する仕組みや域内外の企業等と連携した社会課題
17 解決のためのネットワークの構築など創意工夫を伴う形で財政基盤の安定化に
18 向けて取り組みます。

19 また、PPP／PFI や SIB (Social Impact Bond) など、官民連携による新たな
20 財源の確保や有効活用を基本方向に、地元企業の積極的参画を含めた民間事
21 業者のノウハウや資金を活用する事業手法の導入に取り組み、行政コストの低
22 減や資金調達の多様化を推進します。

23

*25 財政力指数とは、(基準財政収入額／基準財政需要額) の過去3か年の平均値。

第6章 県土のグランドデザインと圏域別展開

本章においては、「県土全体の基本方向」、「県土の広域的な方向性」、「圏域別展開」を示します。圏域の区分については、本県の人口・産業の集積など社会的条件や地理的条件を総合的に勘案して、「北部圏域」、「中部圏域」、「南部圏域」、「宮古圏域」、「八重山圏域」の5圏域とします。

はじめに、「県土全体の基本方向」として、SDGs、アジアに近い地理的特性、海洋島しょ圏の特性等を踏まえ、「県土の均衡ある発展と持続可能な県土づくり」、「我が国の南の玄関口における臨空・臨港都市と新たな拠点の形成」、「広大な海域の保全・活用」を示します。

次に、圏域の枠を超えた「県土の広域的な方向性」として、人口・産業等が集積する中南部圏域や返還が予定される大規模な駐留軍用地跡地、沖縄本島東海岸地域の活性化、北部圏域及び宮古、八重山圏域の発展や人口減少等が進む離島・過疎地域の振興の観点から、「中南部都市圏の形成と駐留軍用地跡地の有効利用による県土構造の再編」、「県土の均衡ある発展を支える東海岸サンライズベルト構想の展開」、「世界とつながる北部圏域、宮古・八重山圏域の持続可能な発展」、「小・中規模離島や過疎地域等における持続可能な地域づくり」、「シームレスな交通体系の整備と鉄軌道を含む新たな公共交通システムの導入」を示します。

圏域別展開については、県土全体の基本方向や県土の広域的な方向性を踏まえつつ、5つの圏域ごとに施策展開の基本方向を示します。

1 県土全体の基本方向

(1) 県土の均衡ある発展と持続可能な県土づくり

県土は、現在及び将来における県民のための限られた資源であり、生活及び生産に通ずる諸活動の基盤であるとの基本認識に立って、その保全と適正な利用に努め、次世代に引き継いでいかなければなりません。各地域は、その特性に応じて固有の課題や発展可能性を有しており、その価値や活力が増大するような地域ぐるみの取組とともに、各地域が相互に連携・交流し、補完し合いながら、多彩かつ多様な地域特性が調和する魅力的な県土づくりを進めることが、本県の更なる発展を図る上で重要です。さらに、様々な地域特性を優位性へと転化し、環境を保全した持続可能な発展により生活の質の向上を図るとともに、DXに向けた時間と空間を超えるICT化の推進や、本県発展の潜在力を最大限に引き出す県土構造の再編により、我が国新たな拠点「安全・安心で幸福が

実感できる島」を形成し、東京一極集中に歯止めをかけ、均衡ある国土の形成に寄与する視点も重要です。「安全・安心で幸福が実感できる島」は、県内各圏域における情報通信基盤等の社会資本整備、産業振興、教育や医療の機会均等、県民生活の質等がバランスの取れた均衡ある県土によって実現できます。

このため、県土の均衡ある持続可能な発展に向けては、北部振興や離島振興、さらに本島東海岸地域の活性化・発展を推進します。また、グローバル化の進展や社会情勢の変化に対応し、地域の個性や多様性を生かした力強い地域圏を形成するとともに、圏域間の連携を強化し、県土の均衡ある発展と持続可能な県土づくりを推進します。

環境の観点においては、無秩序な開発が広がることで、本来守るべき自然資源や歴史資源が失われることがないよう、自然環境の保全や伝統・文化の継承と産業振興との均衡のとれた県土づくりを推進します。特に、本県のソフトパワーの源泉である自然環境や歴史・伝統文化と調和する沖縄らしい風景づくりを進めるとともに、沖縄島北部や西表島の世界自然遺産の適正管理や、「琉球王国のグスク及び関連遺産群」など世界遺産の価値を更に高める取組を推進します。

社会の観点においては、「誰一人取り残さない社会」を目指すためのSDGsやポストコロナにおけるニューノーマル（新たな日常）に対応し、DXの推進や人口減少・超高齢社会に対応する多様性と包摂性のある持続可能な県土づくりを推進します。

経済の観点においては、人、モノ、資金、情報が地域間相互に交わる対流促進型の県土構造に向けたネットワーク強化を図るとともに、交通渋滞の緩和や定住条件の整備など都市や地域が抱える社会課題の解決に向けてICT等のデジタル技術を活用した未来志向型の県土づくりを推進します。また、県土全体を俯瞰した最適な土地利用の観点から全駐留軍用地跡地の有効利用を図り、本県の自立的発展や潤いのある豊かな生活環境の創出につながる持続可能な都市を広域的に形成していきます。

災害対策や被害が起きにくい社会システムへの転換等の観点においては、地震、台風、集中豪雨や感染症など強大化する自然災害や様々なリスク等を想定し、平時から危機管理体制の強化、ソフト・ハード両面からの防災・減災対策の強化、代替性や冗長性の確保を進め、災害に強い強靭な県土づくりに取り組みます。加えて、本土復帰後、急速に整備された社会インフラの経年変化が塩害等により急速に進行しており、持続可能な社会基盤を守るため、AI、IoT、ドローン等の新技術も活用し、適切な維持管理や更新等による社会基盤の長寿命化に取り組みます。

1 「沖縄 21世紀ビジョン」が掲げる「みんなで創る みんなの美ら島 未来
2 の沖縄」を基本方向に、県民、NPO、企業など多様な主体の創意工夫に富ん
3 だ活動を促進するとともに、国、市町村、県民等との連携・協働による持続可
4 能な県土づくりを進めます。

5

6 (2) 我が国の南の玄関口における臨空・臨港都市と新たな拠点の形成

7 我が国の人団減少など国内外の社会経済情勢が大きく変動する中、成長著し
8 いアジアに近い本県は、我が国の南の玄関口に位置し、「フロンティア」と位
9 置付けられ、アジア・太平洋地域の結節点として大きな潜在力と独自の発展可
10 能性を有しております、本県の潜在力を存分に引き出すことが、日本経済発展の原
11 動力にもなり得ます。均衡ある国土の視点からも、潜在力を顕在化する均衡ある
12 県土づくりを推進することが必要です。国が提起する「東京一極集中型から
13 多核連携型の国づくりへの転換」等の方針を踏まえ、活力ある日本社会と均衡
14 ある国土の形成に資する我が国新たな拠点「安全・安心で幸福が実感できる
15 島」の形成を県土全域において形成することが重要です。

16 このため、世界に開かれた我が国の南の玄関口として、地域社会、経済、環境
17 の3つの側面が適切なバランスを持った観光地マネジメントを図り、世界最高水準を見据えた拠点空港の整備促進及び国際流通港湾機能の強化と航空路・
18 航路ネットワークの拡充など、那覇空港や那覇港を核にアジアのダイナミズム
19 を取り込む臨空・臨港都市を形成し、空、海、陸の交通拠点及び沖縄経済の中心地としての発展を推進します。

20 また、北部圏域の玄関口として国際旅客船拠点形成港湾に指定された本部港
21 においては、人流・物流の港湾機能の強化を図り、中城湾港においては、集積
22 する製造業等の利便性を向上させる産業支援港湾としての機能強化を図るとともに、クルーズ船やスーパーヨットに対応できる港湾機能の強化等を図ります。
23 那覇港など各圏域の拠点となる港湾の機能分担及び有機的連携を推進し、県内
24 港湾サービスの総合的な価値向上を実現する官民の組織・連携体制の構築により、各圏域の産業振興を支援します。下地島空港、新石垣空港や平良港、石垣
25 港においては、アジアの都市との国際航空路線の就航やクルーズ船、スーパーヨットが寄港しており、離島地域の魅力を生かし、世界と直接つながる国際的な離島にふさわしい受入環境の拡充・強化を推進します。

26 「安全・安心で幸福が実感できる島」の形成に向けては、ウィズ／ポストコ
27 ロナを踏まえた感染拡大防止と経済活動の両立を図るため、空港・港湾におい

て、国、市町村、航空会社、船社等と連携した水際対策の強化及び周辺環境の整備等を推進します。また、国境離島を結び目とする地域間交流の促進とネットワークの構築は、アジア諸国・地域との発展的交流を目指す本県の重要課題に位置付けられることから、国境離島について、国境地域間の交流促進と安全管理体制・機能の確保を前提に、国際航路・航空路の整備・拡充、出入国管理や検疫体制等の強化を図る必要があります。

加えて、県全体及び離島エリアを実証実験の場、テストベッド・アイランドとして、国家戦略特区制度の積極的な活用等をはじめ、効果的な規制改革を積極的に推進していく必要があります。民間の経済活動の活発化を促す環境整備を行うための制度の拡充や創設により、都市開発に民間投資を呼び込むとともに、「リゾテックおきなわ」の推進と連携して新たなビジネスやイノベーションの創出につなげていきます。

(3) 広大な海域の保全・活用

平成27年9月に国連総会において採択された17の目標を定めるSDGsの目標14として「持続可能な開発のために海洋・海洋環境を保全し、持続可能な形で利用する」ことが盛り込まれ、平成29年12月の国連総会においては、主にSDGsの目標14の実現に向けて、令和3年からを「持続可能な開発のための国連海洋科学の10年」と宣言する決議が採択されました。我が国においては、平成30年5月に閣議決定した「第3期海洋基本計画」の中で、当該宣言を踏まえ、SDGsの達成に向けて貢献することが明示されました。令和3年からの10年間、国内外においては海洋の持続的な開発に必要な科学的知識、基盤、パートナーシップの構築等に向けた集中的な取組が実施されることになっており、海洋に関するSDGsの実現に向けては、海洋観測に基づく科学的知見の充実が必要との認識が高まる状況にあります。

こうした海洋をめぐる国内外の潮流の中で、本県周辺に広がる海域は、熱帯海域で黒潮の本流に近く、生物多様性を育むサンゴ礁が発達している等の特性があり、次世代に継承すべき海洋環境や自然生態系等は県民のみならず、国民、ひいては人類共通の貴重な財産でもあります。また、多くの島々から構成される本県は、海洋島しょ圏として我が国の広大な領海及び排他的経済水域(EEZ)の確保等に寄与しており、この地理的特性を最大限に發揮する見地から、「海域からの発展と貢献」を新たな基本方向とし、海洋環境・海洋資源の保全と持続可能な活用の調和を図ることが重要です。

1 海洋環境・海洋資源の保全と活用の調和、次世代への継承は、今後の地域の
2 発展に不可欠の要件です。特に、離島における住民の生活条件としての海との
3 共生においては、離島地域の活性化を念頭に、持続可能な海洋環境と地域社会
4 を支える環境づくりが求められます。

5 海洋環境・海洋資源の保全に向けては、地球温暖化とともに人類の生存基盤
6 である海洋が直面している海水温や海洋循環への影響、生物多様性の課題、海洋
7 プラスチックを含む海洋汚染の深刻化など、地球規模で進行する様々な危機
8 と国際的課題を踏まえた取組が重要であり、そのためには、確かな科学的知見
9 の充実が必要です。

10 本県の沿岸域においては、自然の持つ再生・浄化能力や多様性を維持するた
11 め、サンゴ礁、藻場、干潟及びマングローブ林等の保全・再生に取り組むとともに、
12 海洋ごみ問題への対応や陸域からの栄養塩類・赤土等の流入など陸域と
13 一体となった海域の保全及び海洋環境・海洋資源の適正な利活用を促進しま
14 す。また、景観や生態系など自然環境に十分配慮しつつ、高潮や津波、波浪等
15 による自然災害や海岸浸食から県民の生命や財産を守るための海岸保全に取り
16 組むとともに、持続可能な海洋性観光地の形成や臨港都市機能等の整備充実を
17 図ります。

18 沿岸及び沖合海域においては、漁場の保全に努めるとともに、水産資源の管
19 理と持続可能な利活用を促進します。

20 海の恵みを利用した持続可能な社会経済である「ブルーエコノミー」の先導
21 的な展開に向けては、海洋環境・海洋資源の保全と持続可能な利活用の調和を
22 要件に、海洋深層水をはじめとする海洋資源の有効利用、将来の産業化を見据
23 えた海底資源に関する国の調査・研究等への取組、海洋環境を活用した再生可
24 能エネルギーの導入を促進するとともに、海洋生物資源の持続可能な利活用に
25 関する共同研究やブルーカーボンなど海洋生態系の活用可能性に対応する海洋
26 技術の研究開発等に取り組みます。こうした取組に加え、持続可能な海洋島
27 しょ圏の発展、海洋立国と国際社会への貢献を基本方向に、我が国の海洋科学
28 の推進など海洋政策の新たな拠点となる「海洋政策センター（仮称）」の設置
29 を促進するなど、海洋政策を総合的に推進します。

31 2 県土の広域的な方向性

32 (1) 中南部都市圏の形成と駐留軍用地跡地の有効利用による県土構造の再編

33 県人口の約8割に及ぶ約120万人を有する中南部都市圏では、都市機能や産

業拠点の集積とともに一体の経済圏及び生活圏が形成され、全国の政令指定都市と同程度の面積、人口を有しています。人口減少・超高齢社会の進行やポストコロナにおけるニューノーマル（新たな日常）、モビリティサービスの進展等を見据えつつ、中南部都市圏を構成する各地域の個性や特長を生かし、各拠点が相互に連携・交流する地域拠点ネットワーク型の都市圏の構築を図るとともに、多様性と包摂性、魅力と国際性を備えた持続可能な都市圏の形成に取り組むことが重要です。中南部都市圏については、我が国の南の玄関口として、世界最高水準を見据えた拠点空港の整備促進及び国際流通港湾機能の強化と航空路・航路ネットワークの拡充に取り組み、アジアのダイナミズムを取り込む臨空・臨港都市の形成を図るなど、アジアの主要都市に比肩する都市圏の形成を目指します。

このため、西海岸地域においては、魅力と個性、国際性を備えた高度な都市機能を有するまちづくりや世界水準の都市型オーシャンフロント・リゾート等の形成を図るとともに、今後、返還が見込まれる大規模な駐留軍用地跡地と周辺市街地との一体的な開発整備に取り組みます。東海岸地域においては、良好な住環境の形成、歴史・自然資源と産業・観光振興が調和する土地利用を図るとともに、スポーツコンベンション拠点、マリンタウン MICE エリア、IT イノベーション拠点、中城湾港における新たな価値を創造する臨港都市・東海岸サンライズポート等の形成、世界文化遺産をはじめとする沖縄の聖地と歴史を結ぶ新たなまちづくりなど、賑わいの連鎖と魅力ある地域づくりを推進します。南部地域においては、那覇空港からのアクセス向上に伴う発展と成長可能性を踏まえ、新たな物流拠点や観光拠点の形成、商業機能の集積を図るとともに、戦跡として唯一の国定公園である沖縄戦跡国定公園を中心に、世界の恒久平和の構築に貢献する平和発信地域を形成します。

中南部都市圏において返還が予定されている大規模な駐留軍用地跡地は、本県の新たな発展のための貴重な空間であり、当該跡地の有効利用は、県土における広大な駐留軍用地の存在に起因する都市構造の歪みを是正し、県民の安全・安心と良好な生活環境の回復に向けた県土構造の再編につながる大きなインパクトを有しています。特に、市街地を分断する大規模な駐留軍用地の存在によって歪な都市構造を余儀なくされていることから、長期的視点に立ち、今後及び将来の本県発展の推進力となる魅力・活力の創出と均衡ある県土のグランドデザインの下、当該跡地を活用し、次代につなぐ望ましい交通ネットワークの構築を図る見地から、広域的な幹線道路の整備、鉄軌道を含む新たな公共交通システ

ムの導入等に取り組みます。

既に返還された駐留軍用地の跡地利用においては、その用途の大半が大規模商業施設や住宅となっており、これまでと同様の手法で今後の跡地利用を実施した場合、需要の限界、商圈等をめぐる跡地間相互の競合、新たな緑地環境創出への影響など、広大な駐留軍用地跡地及び周辺が有する潜在力を最適かつ最大限に引き出す跡地利用を具現化できないことも懸念されます。このことから、跡地利用を通じた新しいまちづくりでは、望ましい緑地環境の保全・創出、魅力ある景観の形成、貴重な自然・文化の再生等に努めることで、沖縄らしい景観・風景を次世代に引き継ぎ、時間とともに価値が高まる価値創造型のまちづくりを推進します。また、国内外の需要・ニーズに戦略的に対応する産業の創出、さらに、多核連携型の国づくりの一翼を担う我が国の拠点として、先端技術やICT等を先駆的に導入・利活用するスマートシティ等の近未来の都市づくりを推進します。

今後、中南部都市圏において返還が予定されている大規模な駐留軍用地跡地利用や鉄軌道を含む新たな公共交通システム等の導入に向けた取組とも連動しながら、自然資源や歴史資源等の保全を図りつつ、観光振興や産業振興等に資する土地利用を広域的かつ計画的に展開していく必要があります。このため、関係市町村と連携の下、地域が求めるまちづくりなど、市町村の実情を加味した上で、中南部都市圏を一体の都市として捉えた都市圏の役割や広域的な方向性及び取り組むべき施策等を明確にし、都市計画区域の再編も視野に入れた取組を進めながら、持続可能な都市圏の形成に資する都市計画や交通政策を総合的かつ計画的に推進します。

(2) 県土の均衡ある発展を支える「東海岸サンライズベルト構想」の展開

県土の均衡ある持続可能な発展に向けては、本島東海岸地域に、中南部地域から北部地域に伸びる新たな基軸となる、もう一つの経済の背骨を形成し、強固な社会経済基盤の構築を図る必要があります。

本島南部地域を含めたエリアから整備予定の大型MICE施設、商業地、沖縄アリーナ、中城湾港新港地区、名護市マルチメディア館・みらい館など東海岸地域には発展の拠点が点在しており、サンライズを望む地域特性や豊かな歴史・文化資源と自然環境等を生かし、西海岸地域とは異なる魅力や強みを發揮することが重要です。新時代に対応し、新たな価値を創造する「住む、働く、遊ぶ」を満たす快適空間（エリア）の先導地域の実現を目指す「東海岸サンライ

1 ズベルト構想」を踏まえた施策を展開します。

2 地域固有の資源と魅力を生かした持続可能な観光に向けては、世界文化遺産
3 群を構成する斎場御嶽、中城城跡、勝連城跡や糸数城跡、玉城城跡をつなぐ東
4 海岸文化ロードなど、文化観光の推進や観光周遊の広域化、ワーケーションの
5 展開を図ります。また、北部圏域を中心に、自然・文化・農業体験等を軸とした
6 滞在型観光等を推進します。さらに、沖縄アリーナや東部海浜開発地区を核
7 としたスポーツコンベンション拠点の形成を図るとともに、北部圏域の豊かな
8 自然環境をはじめ各地域の特性を生かし、スポーツツーリズムを推進します。

9 マリンタウンMICEエリアにおいては、XR（仮想空間技術の総称）、センシ
10 ング技術等の新技術の動向に留意しつつ、大型MICE施設整備を推進するとともに、宿泊施設や集客施設等の立地促進や施設利用者の交通利便性の確保、オ
11 ープンスペースの賑わいの創出やスマートシティの形成など、MICEを中心とした
12 魅力あるまちづくりを推進し、東海岸地域一帯の活性化を図ります。加えて、
13 沖縄IT津梁パークや環金武湾地域、名護市等の情報通信関連産業拠点を生かし、
14 更なる企業の立地促進や新技術実証の展開など、東海岸地域一帯に連なるIT
15 イノベーション拠点の形成を図ります。

16 中城湾港新港地区を中心とする国際物流拠点産業集積地域においては、臨港・
17 臨空型産業の集積など、港湾・空港とつながる産業拠点の形成を図るとともに、
18 東海岸地域の経済基盤となる物流・産業・交流拠点の構築に向けて、那覇港との
19 連携・機能分担を図りつつ、中城湾港の物流及び人流機能を強化・拡充した臨港
20 都市・東海岸サンライズポートの形成を図ります。加えて、沖縄本島の南北軸
21 を東西に連結するハシゴ道路や南部東道路の整備、中城湾沿岸の産業集積地域
22 等を結ぶ新規幹線道路の整備に向けて取り組むとともに、公共交通の充実・強
23 化など円滑な交通ネットワークの構築を図ります。

24 (3) 世界とつながる北部圏域、宮古・八重山圏域の持続可能な発展

25 北部圏域においては、OIST等を核としたイノベーション・エコシステムの
26 構築、世界から選ばれる持続可能な観光地の形成等に取り組むとともに、北部
27 圏域の駐留軍用地跡地は、やんばるの豊かな自然環境や景観・風景等を生かし
28 た観光拠点、健康・医療・スポーツをテーマとした拠点等としての有効利用を
29 図ります。

30 また、北部圏域における定住条件の整備及び産業振興に資する北部振興事業
31 を推進し、北部地域における連携促進と自立的発展の条件整備を促進します。

さらに、県内で最も多くの観光客が訪れる沖縄美ら海水族館に加え、国際旅客船拠点形成港湾に指定された本部港クルーズバースの整備、民間主体の大規模テーマパーク事業計画等が進められており、地域住民の利用はもとより、国内外の来訪者等の増大にも対応する体系的な道路整備や鉄軌道の導入を含めた新たな公共交通システムの導入などシームレスな交通体系の整備・拡充とともに、医療体制の充実を図るため、県、市町村が連携し、新たな公立沖縄北部医療センターの整備等を推進します。

北部圏域及び八重山圏域においては、世界自然遺産登録地にふさわしい人と自然が共生する環境共生型社会²⁶ の構築を図るとともに、東アジア・東南アジアの自然史科学の拠点となる「国立沖縄自然史博物館」の県内誘致に向けた取組を推進します。

宮古島、下地島、石垣島は、東京など国内航空路線のみならず、アジアの都市との国際航空路線の就航やクルーズ船の寄港など、那覇を経由せず、世界と直接つながる離島として新たな発展を遂げており、魅力の源泉である自然環境や伝統文化等の保全と次代への継承を要件に、持続可能な発展に取り組みます。

宮古・八重山圏域全体としては、両圏域の自治体で構成される「美ぎ島美しや市町村会」の取組等も念頭に、地域間連携を強化し、交通、生活環境基盤、教育・文化、医療、福祉等の各分野における共通課題の解決を図ります。

さらに、広域圏の振興に向けては、多様かつ魅力ある周遊型観光地の形成など、宮古・八重山が一体となった戦略的な取組を促進し、地域間連携の相乗効果を高めることによって、持続可能な発展を支える活力ある地域圏の形成を図ります。

北部圏域並びに宮古・八重山圏域における諸課題の解決に向けては、ICT や先進技術・システムを積極的に導入・活用し、遠隔教育、遠隔診療、低速で走行する電気自動車など島しょ型モビリティの導入等、スマートアイランドの実現に向けた取組を推進します。

(4) 小・中規模離島や過疎地域等における持続可能な地域づくり

宮古島と石垣島を除く人口 1 万人未満の「小・中規模離島」や過疎地域の振興に当たっては、定住条件の整備・向上や地域特性に応じた産業振興に取り組み、持続可能な地域社会を形成する必要があります。また、生活基盤や交通基

*26 本計画における環境共生型社会とは、沖縄の豊かな自然環境と生物多様性を保全し、持続可能な発展との両立を目指す社会のことをいう。

盤の整備など、条件不利性の克服と地域振興に向けた取組を推進することが重要です。このため、住み慣れた島で安心して暮らし続けられるよう、定住条件の整備・向上に取り組むとともに、交流・関係人口を拡大する取組を一体的に推進し、地域の特性に合わせた島内交通手段など、地域住民の安全・安心と利便性を支えるシームレスな島しょ型交通体系の整備と安定的な運用を図ります。

離島・過疎地域は、島々や地域によって異なる自然環境や景観、個性と魅力に富んだ伝統文化等を有しております、これらは本県のみならず、次代に継承すべき国民的資産です。離島・過疎地域の自然・景観・文化等を保全・継承し、地域の暮らしを守りつつ、UJI ターン等の移住促進に加え、それぞれの地域特性を活用した交流・関係人口の増大に向けた取組を推進します。特に、地域の自然や伝統文化を尊重し、価値を共有できる旅行者・観光客を受け入れるレスポンシブル・ツーリズム（責任ある観光）を推進するとともに、地域・住民との多様な関わりを通じて、離島・過疎地域の活性化やコミュニティの存続にも寄与する関係人口との連携による新しい地域づくりを推進します。加えて、小規模離島や過疎地域の生活面や就業面での条件不利性を克服するとともに、コミュニティや生活文化の尊重を前提とする良質な観光の振興、遠隔医療や遠隔教育、観光地のマネジメントなど ICT 等を活用した新たな地域づくりに取り組みます。

世界的な潮流に基づく先行的なローカルルールの設定については、新たなビジネス創出の推進力になるとともに、人や企業を惹きつける地域のブランド価値を高めることにつながるものです。このことから、環境等に配慮した保護の観点にとどまらず、新たなビジネスの推進力となる環境づくりや地域のブランド価値の向上に向けて、観光管理などローカルルールの設定について検討していく必要があります。

過疎地域においては、県過疎地域持続的発展方針に基づき過疎地域持続的発展県計画及び同市町村計画を策定することとされており、これらの計画により、若者が定着する、魅力と活力に富んだ個性豊かな地域社会の実現に向けた諸施策を推進します。また、過疎地域の指定から外れた特定市町村（竹富町、北大東村）については、経過措置期間終了後、過疎地域の市町村に特別に発行が認められる過疎対策事業債が活用できなくなるため、経過措置期間終了後の適切な支援等を検討し、持続可能な地域づくりを促進します。加えて、辺地地域においては、その地理的特性等から交通条件、その他生活環境に著しい不利性を有することから、公共的施設の総合的かつ計画的な整備促進など、引き続き生活環境整備等の推進に取り組む市町村を支援していきます。

1 (5) シームレスな交通体系の整備と鉄軌道を含む新たな公共交通システムの導入

2 北部圏域や離島地域の定住条件の向上をはじめ、県民の良質な生活環境と利
3 便性の確保、交通渋滞の緩和、陸上貨物輸送の効率化、観光客の移動利便性の
4 向上等に向けて、県全域におけるシームレスな交通体系の整備を図ります。県
5 土の均衡ある発展を支える公共交通の基幹軸として、速達性・定時性等の機能を
6 備え、都市間をつなぐ鉄軌道を含む新たな公共交通システムの導入に取り組むと
7 ともに、北部圏域と中南部都市圏における有機的な公共交通ネットワークの構築
8 に向けた交通結節点やフィーダー（支線）交通の機能強化を図ります。

9 都市内交通については、沖縄都市モノレールの3両化を推進するほか、モノ
10 レールの延伸やLRT／BRT²⁷等の導入についても並行して検討を進めるなど、
11 本県の重大な社会的課題である交通渋滞対策に取り組むとともに、多様な交通
12 システムの導入に向けた段階的な取組を推進します。

13 鉄軌道を含む新たな公共交通システムの導入に向けては、新たな技術開発等
14 の動向を捉えながら実現に向けて取り組むとともに、市町村のまちづくりや広
15 域的な都市計画と連携を図り、駐留軍用地の跡地利用を見据えた県土構造の再
16 編を視野に入れた取組を進めます。

17 円滑な移動の骨格となる道路ネットワークの構築に向けては、沖縄本島の南北軸と東西軸を有機的に結ぶハシゴ道路や2環状7放射道路の整備を推進するとともに、空港・港湾へのアクセス強化に資する重要物流道路の整備など、体系的な幹線道路ネットワークの構築を図ります。特に、中南部都市圏においては、過度な自家用車の利用を前提とせず、公共交通やカーシェアリング等を中心に、多様なモビリティの活用により自家用車利用を上回るサービスや便益の提供が可能な新たな交通環境の構築を推進します。

18 多様な活動を支える交通システムの導入と利用促進に当たっては、人間中心
19 の良質な交通環境を実現するため、道路空間と沿道空間との一体的な利活用、
20 既存道路空間の再配分を含む道路空間の柔軟活用、歩行者・自転車をはじめとする
21 多様な移動手段の安全かつ快適な利用環境の整備・改善、駅やバス停等の
22 乗り継ぎ・待合環境の向上など、各種の取組を推進します。加えて、IoT等を
23 用いて収集した人流、物流等のビッグデータ、AI等を活用した道路利用の効
24 率化を図るとともに、自動運転技術等の導入についても、道路空間の構築と合
25 わせた一体的取組を推進します。

*27 BRTとは、Bus Rapid Transitの略。連節バス、バス専用道、バスレーンなどを組み合わせることで、速達性・定時性の確保や輸送能力の増大が可能となる高次の機能を備えたバスシステムのことという。

シームレスな交通体系の整備に向けては、公共交通、カーシェアリング、その他のモビリティなど、「移動」に関わる手段・サービス等を一体で捉えるMaaSの概念と方向性を踏まえ、県民及び観光客等の目線に立った官民一体でのデータ及び提供サービス等の連携、安心・快適・円滑な乗り継ぎ等を支えるシステムや運賃体系の構築を推進します。また、民間事業者が実施する店舗・ホテル等の予約・決済システムと統合した利便性・汎用性のあるプラットフォームの構築など、中心市街地や観光エリアなど各地域の商業・観光業等との連携、まちづくりと一体となったサービス環境の構築を促進します。

3 圏域別展開

(1) 北部圏域

【主な特性と課題】

本圏域は1市2町9村で構成され、拠点都市である名護市を中心として、恩納村、金武町以北と伊江島、伊是名島、伊平屋島等の周辺離島で構成されています。本圏域面積の約14%、県全体の約6割に相当する面積が米軍施設・区域に占められており、その大部分は演習場として使用されています。また、圏域面積は県全体の36.2%を占め、令和2年国勢調査における圏域人口は12万8,259人で、県全体の8.7%を占めています。平成22年の人口と比較すると、名護市、恩納村、宜野座村では増加しているものの、離島地域をはじめ、国頭村、東村、本部町では人口減少が顕著です。

本圏域においては、サンゴ礁を有する美しい海やマングローブ林を有する河口など、豊かな自然環境を有しております、また、イタジイを中心とする常緑広葉樹林の自然植生が発達したやんばるの森は、沖縄本島の重要な水源地であるとともに、ノグチゲラ、ヤンバルクイナ等の貴重な動植物が生息・生育し、令和3年7月に世界自然遺産に登録されました。さらに、第二尚氏王統発祥地である伊是名島や世界文化遺産に登録された今帰仁城跡、大宜味村喜如嘉の芭蕉布など、歴史的・文化的に優れた資源を有しています。

美しい自然海岸を有し、沖縄海岸国定公園にも指定されている西海岸地域においては、多くのリゾートホテルが建ち並び、本県を代表する観光地が形成されています。また、本圏域では、名桜大学や沖縄高専のほか、世界中から研究者が集うOISTが立地し、地域の振興と科学技術の発展を担う人材育成が図られているとともに、経済金融活性化特別地区に指定されている名護市では、マルチメディア館、みらい館、沖縄高専の周辺に情報通信関連産業の立地が拡大し、AI

やIoTの集積やデータセンター等の産業クラスターの形成が期待されます。

一方で、名護市においては、若い世代の郊外への移動等による都市の活力低下が懸念されており、名護市より北の地域や離島においては、過疎化と高齢化が進んでいます。また、医師数は増加しているものの、依然として無医地区が存在することや、圏域全体として産科、外科等において医師が不足するなど、地域の実情に応じた定住条件の整備が引き続き求められています。

【展開の基本方向】

北部圏域は、世界自然遺産登録地を有するとともに、沖縄本島の重要な水源地であることから、人と自然が共生する環境共生型社会の構築に取り組みます。また、OIST 等を核としたイノベーション・エコシステムの構築、世界から選ばれる持続可能な観光地の形成等に取り組むとともに、伝統文化等の継承や交流人口・関係人口の拡大に取り組みます。

若者が定着する魅力ある北部圏域の活性化に向けては、産業振興による生産性の向上や競争力の強化、人手不足に悩む企業等の人材確保や雇用機会の創出を図るとともに、定住条件の整備に向けた医療体制の充実強化、魅力ある生活環境の整備、交通利便性の向上のための基盤整備等を推進するため、北部振興事業等の着実な実施に取り組みます。

離島・へき地においては、遠隔教育や遠隔医療をはじめ、ICT や新技術を活用した教育、医療、福祉の生活環境基盤の充実など定住条件の向上を図ります。

ア やんばるの自然を守る環境共生型社会の構築

世界自然遺産に登録された沖縄島北部地域で、希少種の密猟・盗採防止、ヤンバルクイナのロードキル対策など地域と連携した自然遺産管理や適正な観光管理など、環境保全と持続的な利活用の両立を図る取組を推進します。世界自然遺産を生かしたエコツーリズムの方向性は自然を生かした発展であり、エコツーリズムのガイド等を伴う徒歩によるエコツアーの推進や、二酸化炭素を排出しない車両の導入など先行モデル地域としての取組が重要です。また、生物多様性を保全するため、在来種保全の取組と併せて、陸域におけるマングース等の外来種の駆除及び侵入・定着の防止、海域におけるサンゴの白化対策、オニヒトデ対策等を推進します。さらに、干潟・藻場等の海域及び森林、河川、海岸等の陸域、マングローブ林が広がる河口等については、自然環境の保全・再生・適正利用に取り組みます。本圏域における赤土等流

出量は県全体の4分の1を占めており、特に農地からの流出が75%を占めていることから、農地を重点的に、新たな取組を含め総合的な対策を推進するとともに、農地以外の開發現場等においても対策を推進します。

イ 生活環境基盤等の充実

① 医療・福祉の充実

本圏域では、無医地区の存在や慢性的な医師不足等が続いていることから、県立北部病院と北部地区医師会病院の2病院を統合し、新たに公立沖縄北部医療センターを整備することにより、北部住民の定住条件を整備し、安定的な医療提供体制の構築に取り組みます。また、地域の診療所等については、圏域内自治体との連携による診療所医師の安定確保と巡回診療の確保を図るとともに、診療所の設備等の計画的な整備・更新を促進します。さらに、診療所と公立沖縄北部医療センター及び沖縄本島医療機関とのネットワーク化の推進、遠隔医療など高度なICTの医療分野への利活用を促進し、医療体制の充実を図ります。加えて、地域の実情に応じた福祉サービスの提供体制の整備を促進し、子どもや高齢者、障害者が安心して暮らせる環境づくりを進めます。

② 教育機会の充実及び情報通信基盤の整備

教育機会の確保等に向けては、教育環境の充実を図るとともに、高等学校等への進学に伴う経済的負担の軽減等に努め、多様な学習機会の確保に取り組みます。また、北部圏域における中高一貫教育校の設置に向けて取り組みます。特に、離島・へき地においては、都市部と同等の情報通信環境の確保に向けて、情報通信基盤の高度化及びICTの利活用を促進し、各学校のニーズに応じた遠隔教育の実施に取り組むとともに、キャリア教育の支援や多様な人材を活用した授業等の実施に努めます。

③ 生活環境基盤等の整備

民間による住宅供給が困難な地域においては、地域特性に応じ、定住化に向けた魅力ある居住環境の形成を図るため、公営住宅の整備等を重点的に推進します。また、水道水の安定的な供給を図るため、地域の実情に応じた水道広域化を推進し、水道事業の運営基盤を強化するとともに、水源の保全や水道施設の計画的な整備、更新及び耐震化に取り組みます。さらに、汚水処

理施設については、人口動態等の地域の実情に応じた整備に取り組みます。

離島の廃棄物処理については、一般廃棄物と産業廃棄物のあわせ処理の促進、処理施設整備に係る市町村の負担軽減、複数市町村による処理の広域化の促進等に取り組むとともに、離島で処理が困難な廃棄物の輸送費低減に取り組みます。また、本圏域において、大規模災害が発生した場合、他の都道府県から本格的な応援等の到着に時間要することから、離島をはじめ地域消防防災体制の主体となる消防本部及び消防団施設の充実強化に取り組みます。さらに、台風等の災害時におけるライフライン確保、生活環境の安定確保を維持するための公共施設等の機能強化を図ります。

ウ 観光振興及び歴史文化の継承・発展

① 自然環境等を生かした観光振興

本圏域は新たな観光と新技術を組み合わせて、自然保護を前提にする持続的発展のフロンティアとなる可能性を秘めており、沖縄海岸国定公園に指定される西海岸地域や沖縄美ら海水族館など地域資源を生かし、貴重な動植物が生息・生育する自然環境及び世界遺産に登録された今帰仁城跡や、芭蕉布などの伝統文化等の保全と活用との調和を図り、持続可能な地域を形成します。特に、世界自然遺産に登録された地域を有する国頭村、大宜味村、東村では、ガイド制度の普及や観光客の入域管理など、持続可能な観光受入体制の構築に取り組むとともに、やんばるの森を活用した観光拠点の形成や星空ツーリズム、グランピング、ワーケーションなど滞在型観光を推進します。

県内最大規模の集客を誇る本部町の国営沖縄記念公園海洋博覧会地区については、同地区での滞在期間の延長や地域内消費を高めるため、拠点機能の充実を図るとともに、大規模テーマパーク事業計画を含む新たな周遊型観光ルートの形成など各地域や関係機関と連携した取組を促進します。また、ブセナ地区、恩納村の海岸線に代表される西海岸地域、カヌチャ地域等のリゾート施設と万国津梁館及びOISTをはじめ北部圏域に拠点を持つ県内学術機関の連携によるMICEの誘致・受入れを図るとともに、宜野座村から金武町、中部圏域のうるま市に至る環金武湾地域における金武湾の特性や自然、文化を生かした健康保養をテーマとした滞在型観光等の取組を促進します。さらに、地域イベントの充実を促進しつつ、地域固有の資源を新たに掘り起こし活用することにより、多様化する旅行者ニーズに対応する自然・文化・農業・漁業体験等を軸としたエコツーリズム、アドベンチャーツーリズム、グリーン

1 ・ツーリズム、ブルー・ツーリズム、ヘルステーリズム等を推進します。加
2 えて、ICTを駆使して観光のバリエーションを広げ、観光の質を向上させる
3 ことにより、リピーター等が持続的につながる観光を展開します。

4 「スポーツアイランド沖縄」の形成に向けては、プロスポーツチーム等が
5 キャンプやトレーニングを行う受入地域としての知名度や各種スポーツイベ
6 ント等を活用したスポーツツーリズムを推進するとともに、スポーツ指導者
7 等の人材育成も含めた環境整備を促進します。また、観光地形成促進地域制
8 度を活用し、魅力ある民間施設の整備を促進することで、国内外からの観光
9 客の増大や観光の高付加価値化等による滞在日数の延長、観光消費額の向上
10 につなげます。

11 ② 文化の継承・発展

12 世界文化遺産群を構成する今帰仁城跡の保全や周辺地における観光関連施
13 設等の整備など歴史的・文化的に優れた地域資源を生かした魅力ある観光地
14 づくりを推進します。また、伝統行事・伝統文化等を生かした地域づくり、
15 史跡等の文化財の保全活用、芭蕉布の製作など伝統工芸の継承を図りつつ、
16 地域の魅力を高めるとともに、古くからやんばる地域に息づく文化を継承す
17 るため、市町村等と連携し、古民家の利活用を促進します。

18 本島北部地区や各離島地域のしまくとうばの保存、普及、継承に向けては、
19 しまくとうば普及センターを中心に、関係機関や関係団体と連携を図りつつ、
20 アーカイブ化等による保存及び養成講座の実施や教育現場での普及に取り組
21 みます。

22 エ イノベーションの推進及び農林水産業等の振興

23 ① 産業イノベーションの推進及び地場産業の振興

24 OIST等を核としたイノベーション・エコシステムの形成と国際的な研究
25 ネットワークを構築するとともに、圏域内の観光地域・施設との連携による
26 国際的な学術研究・観光拠点の形成に取り組みます。また、多様な生物資源
27 を活用した健康・長寿等に資する商品開発及び事業化に向けて、名桜大学や
28 沖縄高専をはじめとした産学官連携による研究開発を促進します。さらに、
29 産業イノベーション促進地域制度を活用し、学術・研究機関との連携等によ
30 り、製品の開発力や技術の向上及び地域資源の活用による新事業の創出等を
31 図る企業を支援するとともに、産業高度化又は事業革新に取り組む企業の立
32

1 地を促進します。

2 加えて、地元の農林水産物をはじめ有形・無形の地域資源を活用した商品
3 開発や販売促進などやんばるブランドの創出に向けた6次産業化・農商工連
4 携による取組を促進するとともに、既存の農林水産物加工施設等の利活用を
5 促進します。あわせて、地域に応じた販売体制の構築、地域リーダー等の人
6 材育成を図ります。

7

8 ② 情報通信関連産業等の振興

9 名護市が指定される経済金融活性化特別地区や名護市及び宜野座村が指定
10 される情報通信産業特別地区を活用して、周辺町村を含め対象産業である情
11 報通信関連産業、金融関連産業、宿泊業・娯楽業、製造業等の集積促進に取
12 犀組むとともに、新たな雇用機会の創出を図ります。また、経済金融活性化
13 特別地区内における企業の集積・高度化に向けては、名護市等と連携し、官
14 民共創による企業支援体制の強化や立地企業による人材の育成・確保支援に
15 取り組みます。さらに、東海岸地域一帯に連なるイノベーション拠点の形成
16 を図るため、環金武湾地域に広がるIT集積施設の所在市町村や沖縄IT津梁
17 パークと連携し、先端的技術の実証の場の創出に向けた取組を促進します。
18 加えて、新しい働き方に対応し、市町村や民間事業者によるテレワーク環境
19 の充実強化を促進するとともに、地域の魅力を生かしワーケーションと連動
20 した企業誘致を推進します。

21 地域経済を牽引する成長産業の振興に向けては、名護市や宜野座村において整備された情報通信関連施設等の利活用促進、情報通信産業振興地域制度等の活用促進、情報通信基盤の高度化を促進するとともに、沖縄高専や中南部地域のITイノベーション拠点等と連携し、情報通信分野など新事業の創出に向けた取組を推進します。

26

27 ③ 農林水産業の振興

28 本圏域では、令和2年における県全体に占める総農家数の割合が26%、耕
29 地面積の割合が19%であり、特に、国頭マージを生かしたパインアップルや
30 シークヮーサー等のかんきつ類の主産地となっています。

31 農業については、さとうきび、パインアップルの生産振興を図るとともに、
32 ゴーヤー、かぼちゃ、すいか等の野菜、輪ぎく等の花き、かんきつ類やマン
33 ゴー等の果樹の振興を推進します。また、畜産、花き、果樹等の農林水産物

のブランド化に取り組むとともに、耕畜連携や環境への負荷低減を図るなど自然環境の保全と産業振興が両立する地域を形成します。さらに、かんがい施設や区画整理等の生産基盤の整備、農業水利施設等の長寿命化、防風林等の農地保全対策を推進するとともに、黒糖、シークワーサー、ウコン、紅茶等の特産品の高付加価値化、ブランド化及び観光産業等と連携した6次産業化の推進並びに農産加工施設の整備を図ります。

畜産業については、肉用牛と養豚の飼養管理技術の向上や優良種畜の導入を推進するとともに、アグー豚等の独自ブランドの系統維持・育成・拡大、酪農及び養鶏の生産振興を図ります。また、飼養衛生管理基準の遵守や危機管理体制の構築をはじめ、豚熱、鳥インフルエンザ等の特定家畜伝染病の防疫対策の強化を推進します。

林業については、きのこ類等の特用林産物の生産を振興するとともに、木材の安定供給と世界自然遺産周辺地域を含む本圏域から生産される県産木材のブランド化・高付加価値化に取り組みます。また、世界自然遺産に登録された沖縄島北部においては、原生的自然林の保全を重視する自然環境保全区域や、環境に配慮した持続的な林業生産を行う林業生産区域など、森林の重視すべき機能に応じた利用区分（ゾーニング）に基づき、自然環境に配慮した森林施業に取り組みます。さらに、森林の持つ多面的な機能を持続的に發揮させるため、適正な森林の整備及び保全に取り組むとともに、森林環境教育、森林ツーリズム等の多様な森林の利活用を推進するため、県民の森等のレクリエーション施設の充実を図ります。

水産業については、ソディカ、海ブドウ、モズク等の戦略品目について生産の振興を図るとともに、漁港・漁場等の生産基盤施設の計画的な維持更新の下、水産物の生産・加工・流通機能の強化を図ります。加えて、つくり育てる漁業の推進のため、本部町にある栽培漁業センターを核として、技術の開発・普及、有望株の保存・普及、課題解決等に取り組むとともに、スジアラ、シロクラベラ、ハマフエフキ、イセエビ等の近海魚介類の資源管理による水産資源の持続的利用を図ります。

農山漁村地域においては、グリーン・ツーリズム等による交流・体験及び滞在拠点を形成するとともに、観光産業との連携や農林水産業の多面的機能の維持・発揮を図ります。加えて、宜野座村内に沖縄県立農業大学校の移転・施設整備を行い、同大学校を拠点とした農業の担い手育成を推進します。

1 **才 持続可能なまちづくりの推進**

2 ① まちづくりの推進

3 本県を代表する観光地としての沿道景観整備やまちなみ景観創出など、地
4 域にふさわしい個性豊かな風景づくりを進め、観光イメージや地域の魅力向上
5 を図ります。あわせて、自然災害等からの防災・減災のため、景観や生態
6 系等の自然環境に配慮した河川、海岸、砂防、防風・防潮林等の整備を推進
7 します。

8 快適で潤いのある地域社会及び安全・安心に暮らせる社会の形成に向けて
9 は、公園やスポーツ・レクリエーション施設の充実、公民館や廃校の利活用
10 による子育て支援や小中学生の居場所づくり等により、子どもから高齢者ま
11 での複数世代の交流によるコミュニティの強化を促進するとともに、共同売
12 店や都市農村交流拠点施設等を活用して、地域の人々との触れあいや地域の
13 魅力を発掘・発信する取組を促進します。特に、本圏域の拠点都市である名
14 護市では、郊外に大型商業施設が立地し、住宅地の整備も進んでいる一方で、
15 中心市街地では空き店舗が目立つ等の問題があることから、中心市街地に隣接
16 する名護漁港、21世紀の森公園の魅力創造を図りながら、鉄軌道を含む新たな
17 公共交通システムの導入、スポーツコンベンションの推進など、若者が定着す
18 る魅力に満ち、活力に富んだ個性豊かなまちづくりを促進します。

19 環金武湾地域においては、ネイチャー未来館等の拠点を生かし、田園風景
20 や手軽に自然と触れあえる環境の下、農業体験や民泊の観光誘客のみならず、
21 県内外の子どもの学びの場として、魅力ある子育てしやすい住み良いまちづ
22 くりを促進します。また、過疎地域であり、世界自然遺産登録地であると同
23 時に、県民の水源地域である北部3村においては水源地域の振興による持続
24 可能なまちづくりを図ります。

25
26 ② 交通及び物流基盤の整備

27 広域交流拠点の那覇と北部圏域の中心都市である名護を1時間で結ぶ鉄軌
28 道を含む新たな公共交通システムの導入を前提とした都市間交通と並行して、
29 交通結節点、フィーダー（支線）交通、地域道路網等が連携する有機的
30 な公共交通ネットワークの構築を推進します。また、沖縄美ら海水族館等の
31 主要観光地や今後、整備が進められる大規模テーマパーク事業計画を見据え
32 つつ、それらの交通アクセスを改善するため、名護東道路の延長整備に向けた
33 取組を推進するとともに、名護市以南における追加インターチェンジの新

設など、ハシゴ道路ネットワークの拡充に向けた取組を推進し、円滑な交通ネットワークの構築を図ります。さらに、圏域内の経済活動を支える幹線道路網の形成や中南部都市圏へのアクセス性の拡充を図るため、国道58号の整備を促進するとともに、国道331号や国道449号など必要な幹線道路の整備を推進します。加えて、これらと有機的につながる市町村道の整備を促進するとともに、市町村が取り組む「自転車ネットワーク計画」等の広域的な連携と展開等により自転車通行空間の安全性確保や自転車利用環境の向上を図ります。本部港については、クルーズ船受入体制の整備や物流機能の強化などハード・ソフト両面の整備を図り、本圏域の人流・物流を支える玄関口として港湾機能の強化を図ります。

力 周辺離島における定住条件の整備及び地域活性化

多様な魅力を有する自然環境を保全・活用するとともに、環境負荷に対して脆弱なことから効果的な廃棄物処理等を推進します。また、離島の多様で特色ある魅力を発信し、各離島への誘客を図るため、「離島における税制特例措置」の活用促進、受入環境の整備に関係機関と連携して取り組みます。さらに、2050年脱炭素社会の実現を見据え、各離島の現状に沿った太陽光や風力発電などクリーンエネルギーの積極的な導入に取り組むとともに、スマートコミュニティモデルを普及展開します。

農林水産業については、離島地域の経済を支えているさとうきびの増産に向けた取組を推進するとともに、農家の所得安定及び製糖事業者の経営安定化に向けた支援、黒糖ブランドの確立、販路開拓等による需要拡大を図ります。また、農林水産物を活用した特産品の開発、ブランド化、観光産業等と連携した6次産業化の展開や販路拡大など、離島ごとの環境・特性を生かした農林水産業の振興を図ります。特に、伊江村においては肉用牛、輪ぎくやとうがんなど、伊平屋村や伊是名村においては水稻等の生産振興を図ります。

離島等との人流・物流拠点である港湾施設については、離島航路の確保、維持、改善を図るとともに、海上交通の安全性・安定性の更なる向上を図ります。また、離島住民が島外へ移動する際の交通コストの低減化に取り組み、船賃及び航空運賃の経済的負担の軽減を図ります。加えて、高等学校等が設置されていない離島の生徒については、高等学校等への進学に伴う家庭の経済的負担の軽減等や、ICTを活用した遠隔教育、遠隔医療を推進するとともに、島しょ地域の魅力を生かしたワーケーションや移住定住住宅・コワーキングスペース等としての空き家の利活用を促進します。

1

2 (2) 中部圏域

3 【主な特性と課題】

4 本圏域は沖縄本島中央部に位置する3市3町3村で構成され、都市機能が集
5 積しているほか、圏域内唯一の離島である津堅島や架橋で結ばれた伊計島、浜
6 比嘉島等で構成されています。本圏域面積の約4分の1が米軍施設・区域に占
7 められており、市街地を分断する広大な米軍施設・区域の存在により、長期に
8 わたり望ましい都市形成や交通体系の整備、産業基盤の整備など、地域の振興
9 発展を図る上で、大きな制約となっています。また、圏域面積は県全体の11.6
10 %を占め、令和2年国勢調査における圏域人口は52万6,218人で、県全体の35.9
11 %を占めています。平成22年の人口と比較すると、嘉手納町以外の市町村で増
12 加しており、特に中城村では25.3%の増加と大幅に伸びています。

13 本圏域においては、世界文化遺産群を構成する中城城跡、勝連城跡、座喜味城
14 跡等の重要な文化財を有しております、また、沖縄市を中心に、米軍基地が存在する
15 が故の様々な問題を抱えつつ、戦後、伝統文化と異文化が融合・発展した独特の
16 「チャンプルー文化」を醸成しており、ミュージックタウン音市場等が整備さ
17 れ、独特の音楽文化を発信しています。さらに、西海岸地域を中心に各種レク
18 リエーション施設、リゾートホテル等が立地し、都市近郊型のビーチリゾート
19 が形成されています。

20 東海岸地域においては、沖縄IT津梁パークの整備、産業支援港湾としての中
21 城湾港新港地区の整備、スポーツコンベンション拠点の形成等が図られる一方
22 で、市街化調整区域を多く有する市町村における、新たな産業用地や住宅地の
23 確保が課題となっています。また、大型集客施設の郊外への進出や車社会の進
24 展等に伴い、中心市街地の衰退、慢性的な交通渋滞など様々な問題が生じてい
25 ます。加えて、うるま市や沖縄市は都市機能が集中する人口増加地域であるた
26 め、児童と家族を取り巻く環境の変化や就労形態等を踏まえた多様な保育ニ
27 ズへ対応していくことが求められています。

28 【展開の基本方向】

29 沖縄本島の中央部に位置している地理的特性を生かし、他圏域が有する都市
30 機能との整合を図りつつ、適切な補完関係の下、本圏域が持つ多様で国際色豊
31 かなチャンプルー文化等を活用した高度な都市機能を有する基幹都市圏の形成
32 を図ります。また、魅力ある世界水準の都市型オーシャンフロント・リゾート

地を形成するとともに、中南部都市圏を一体の都市として捉え、今後の大規模な駐留軍用地の跡地利用と周辺市街地との一体的な整備を推進します。さらに、国際物流拠点産業集積地域及び情報通信産業特別地区など経済特区における企業の立地促進や、産業支援港湾として中城湾港新港地区の機能強化に取り組みます。

ア 自然環境の保全・再生及びクリーンエネルギーの推進

本圏域においては、戦後、急速な都市化の進展により、自然環境が徐々に失われていることから、今後の人口動態や大規模な駐留軍用地の返還を見据え、森林、河川、干潟、藻場等の陸域・水辺環境の保全・再生に取り組みます。また、生物多様性を保全するため、在来種保全の取組と併せて、陸域における外来種の駆除及び侵入・定着の防止、海域におけるサンゴの白化対策、オニヒトデ対策等を推進します。加えて、都市河川の水質汚濁防止対策として、事業者等への監視指導、生活排水対策等の普及啓発に努めます。

さらに、2050年脱炭素社会の実現を見据え、太陽光・風力・バイオマス等の多様な再生可能エネルギーの導入加速化、クリーンかつ安全なエネルギーである天然ガスへの転換、更なる技術開発・実証や基盤整備等を通じて、本県に適したクリーンエネルギーの導入拡大を図ります。

イ 歴史文化の継承・発展及び観光振興

① 歴史文化の継承・発展

歴史、文化、自然を体験、学習できるよう中城公園の整備をはじめ、世界文化遺産群を構成する中城城跡や勝連城跡の保全や周辺整備を促進し、琉球歴史回廊の形成を図るとともに、各地域に残る文化財の保全や周辺整備を促進します。また、ミュージックタウン音市場など本圏域に集積している様々な文化施設等を活用し、沖縄音楽等を発信するとともに、エイサー等の伝統文化や異文化と融合した特有の文化など、有形・無形の多様な文化資源を活用した文化産業の振興を図ります。特に、三線・琉舞の芸能団体や地域青年会の会員数の減少など伝統文化の担い手の確保が課題であることから、文化資源の継承・発展にも併せて取り組みます。加えて、中高生を中心とした「肝高の阿麻和利」の現代版組踊をはじめ、地域の文化を担う人材や国内外への文化発信を促進します。

本圏域におけるしまくとうばの保存、普及、継承に向けては、しまくとうば普及センターを中心に、関係機関や関係団体と連携を図りつつ、アーカイブ化等による保存及び養成講座の実施や教育現場での普及に取り組みます。

1
2 ② 異文化が融合する圏域の特色を生かした観光振興

3 有形・無形の多様な文化資源を生かした体験・滞在型観光など地域資源を
4 活用した本圏域特有の観光スタイルを創出するとともに、良好な景観の形成、
5 環境保全活動と経済活動が共存するルールづくり、魅力ある風景づくり等を
6 推進し、豊かで美しい観光・都市空間の創出を図ります。また、国際色豊かな
7 独特のチャンプルー文化が根付いた沖縄市を中心として、沖縄全島エイサー
8 まつり等の音楽・芸能を活用した観光・レクリエーション拠点の形成を促進し
9 ます。沖縄こどもの国については、広域的な児童・青少年の健全育成拠点及
10 び観光拠点としての活用を促進します。

11 中城湾港においては、新港地区においてクルーズ船の受入拠点の形成、泡
12 瀬地区において東部海浜開発事業を推進するとともに、海洋性レクリエーシ
13 ョン需要への対応等を図ります。うるま市を含めた環金武湾地域においては、
14 金武湾の特性を生かした海洋レジャー等の取組を推進します。

15 さらに、観光地形成促進地域制度を活用し、魅力ある民間施設の整備を促
16 進することで、国内外からの観光客の増大や観光の高付加価値化等による滞
17 在日数の延長、観光消費額の向上につなげます。

18
19 ③ スポーツコンベンション地域の形成

20 本圏域に集積するスポーツ施設の拡充を促進するとともに、プロスポーツ
21 キャンプ等の受入れやおきなわマラソンなど各種スポーツイベント開催をは
22 じめとするスポーツツーリズムを推進します。特に、FIBAバスケットワー
23 ルドカップ2023等の国際大会の開催など、沖縄アリーナを核とした「スポー
24 ツアイランド沖縄」の形成に向けた取組を推進します。

25 また、東部海浜開発地区「潮乃森」など、新たなスポーツコンベンション
26 拠点を有するビーチフロント観光地の形成を推進するとともに、沖縄県総合
27 運動公園、吉の浦公園等の総合スポーツ施設等を生かし、プロスポーツチー
28 ムの合宿や、学生及び社会人におけるクラブ活動の誘致など、長期滞在型の
29 多様なスポーツツーリズムを推進します。

30
31 ウ 県全体を牽引する産業振興

32 ① 国際競争力のある情報通信関連産業の振興

33 アジアにおける国際情報通信拠点の形成を図るため、情報通信産業振興地

域制度の活用を図りつつ、沖縄 IT 津梁パークを中心とした国内外からの企業立地の促進、県内企業の高度化・多様化の促進、人材の育成・確保に取り組むとともに、情報通信基盤の整備を促進します。特に、沖縄 IT イノベーション戦略センター及び情報通信関連産業と他産業との連携・共創による‘リゾテックおきなわ’の推進や IT 見本市の開催等により、全県的な DX の加速化に取り組みます。

また、デジタル技術を活用した新たなビジネスモデルの実証事業やスタートアップへの支援、高付加価値のビジネスモデルへの転換等を促進し、地域産業の生産性向上、競争力強化を図ります。さらに、国際海底ケーブルや沖縄クラウドネットワーク等の通信基盤を活用し、国内外の大規模災害に備えたリスク分散の受け皿となるデータセンター等の利活用を図ります。加えて、市町村等と連携し、県外企業による本圏域でのワーケーションを促進するほか、大手企業の機能移転を促進し、先端 IT 技術を活用した新ビジネス・新サービスを展開する企業や各産業の DX に寄与する企業の誘致に取り組みます。

東海岸地域一帯に連なるイノベーション拠点の形成に向けては、沖縄 IT 津梁パークや環金武湾地域に広がる IT 集積施設の所在市町村と連携し、先端的技術の実証の場の創出に向けた取組を促進します。

② 臨港型産業の振興と産業イノベーションの推進

中城湾港新港地区等を生かした国際物流拠点産業集積地域において、アジア市場を見据えた高付加価値製品を製造するものづくり企業や物流関連企業の誘致など、臨港型産業の拠点形成を図るとともに、ものづくりを支えるサポートイング産業の振興や高付加価値・高度部材産業の立地を促進します。また、更なるものづくり産業の振興に向けて、沖縄県金型技術研究センターにおいては金型関連技術の研究に取り組むとともに、サポートイング産業の多岐にわたるものづくり全般に関する研究開発を推進します。

中城湾港における新たな価値を創造する臨港都市・東海岸サンライズポートの形成に向けては、中城湾港新港地区において産業支援港湾として機能の強化・拡充を推進するとともに、那覇港との機能分担や有機的連携を推進し、海上輸送貨物の流通拠点として安定的・効率的な物流環境の創造を図ります。さらに、港湾や空港とつながる新たな産業集積拠点の形成を図るため、企業誘致や県内企業の高度化を促進する新たな産業用地の確保を検討し、産業用地確保に向けた取組を支援します。

1 本圏域においては、沖縄県工業技術センターや沖縄健康バイオテクノロジー
2 研究開発センター等が集積するメリットを生かし、健康医療・バイオ分野に
3 加え、環境技術、脱プラスチック、2050年カーボンニュートラルの実現に向けた環境負荷の小さい再生可能エネルギーや次世代エネルギーの研究開発等
4 を推進します。また、国際物流拠点産業集積地域に集積する先端企業、研究
5 機関、沖縄IT津梁パークをはじめ、各地域におけるスタートアップ拠点、
6 OIST、琉球大学等の研究機関・大学、企業、金融機関等の产学官金が連携
7 し、新事業やスタートアップの創出に向けた取組を推進します。さらに、産
8 業イノベーション促進地域制度を活用し、本圏域に多く立地している製造業
9 をはじめとした企業の製品開発力や技術の向上及び地域資源の活用による新
10 事業の創出等を図る企業を支援するとともに、産業高度化又は事業革新に取り組む企業の立地を促進し、地域産業の更なる振興を図ります。

③ 農林水産業の振興

1 本圏域では、令和2年における県全体に占める総農家数の割合が11%、耕
2 地面積の割合が6%であり、特に、きくやかんしょの生産が盛んです。

3 農業については、ゴーヤー、さやいんげん、オクラ、にんじん等の県外出
4 荷品目やトマト等の県内出荷品目の野菜をはじめ、きく、洋ラン等の花きの
5 産地育成や流通販売体制の強化など、都市地域に近い立地条件を生かした農
6 林水産業の展開を推進します。また、かんしょ等の特産品の高付加価値化、
7 ブランド化、観光産業等と連携した6次産業化の推進、農産加工施設の整備を
8 図るとともに、さとうきび振興を支える本島唯一の製糖施設の高度化を促進
9 します。さらに、総合的病害虫防除体系や化学肥料低減等の環境負荷軽減技術
10 を活用した都市近郊型農業の促進、エコファーマー等の育成により、環境と
11 調和した持続的生産体制の構築を図ります。加えて、農業用水源の確保、か
12 んがい施設や区画整理等の各種生産基盤の整備と併せて農業水利施設等の長
13 寿命化を推進します。

14 畜産業については、子牛や子豚の育成率の向上、酪農及び養鶏の生産振興
15 を図るとともに、生産基盤の整備、家畜排水等の環境対策における監視・指
16 導体制の強化等を図ります。また、飼養衛生管理基準の遵守や危機管理体制
17 の構築をはじめ、豚熱、鳥インフルエンザ等の特定家畜伝染病の防疫対策の
18 強化を推進します。

19 水産業については、うるま市などのモズク養殖業やパヤオ漁業の盛んな本

1 圏域において、安定生産・流通体制の確立を図るため、関連施設の整備や漁
2 港・漁場等の生産基盤施設の維持更新を推進します。あわせて、水産物加工品
3 の開発促進による高付加価値化、水産資源の持続的利用に向けた資源管理
4 型漁業の展開を図ります。

5 農山漁村地域においては、グリーン・ツーリズム等による交流・体験及び
6 滞在拠点を形成するとともに、観光産業との連携や農林水産業の多面的機能
7 の維持・発揮を図ります。また、自然災害等からの防災・減災のため、景観
8 や生態系等の自然環境に配慮した海岸保全施設や防風・防潮林等の整備を推
9 進します。

10 工 持続可能な基幹都市圏の形成

11 ① まちづくりの推進

12 自然環境に配慮した効率的・効果的な都市機能の再編・整備の観点から、
13 関係自治体等との連携の下、広域的な調整等を進めつつ、適切な土地利用を
14 促進します。加えて、戦後、無秩序に過密化が進んだ市街地においては、市
15 街地の再編や再開発を推進します。

16 西海岸地域においては、海浜、公園、自転車道、遊歩道等の一体的な整備を
17 促進するとともに、リゾートホテルやコンベンション、マリーナ等の集積を生
18 かして観光関連施設の集積を図り、快適で魅力ある世界水準の都市型オーシャ
19 ンフロント・リゾート地の形成を図ります。

20 東海岸地域においては、保全と開発の両立を図りながら、良好な居住環境
21 とともに歴史・自然資源と産業・観光振興が調和する土地利用を図ります。
22 特に、都会の喧騒から離れ、豊かな自然環境と近接するゆとりある地域特性
23 や、沖縄こどもの国等が立地する強みを生かし、子育てしやすい住環境を形
24 成します。

25 子ども・子育てを地域で支え、多様な保育ニーズへの対応に向けては、地
26 域の子育て支援拠点や放課後児童クラブ等の整備を促進するとともに、中部
27 圏域における特別支援学校の過密化の解消を図り、児童生徒の教育環境の確
28 保を図るため、新たな特別支援学校の設置に取り組みます。

29 ② 交通渋滞の緩和に向けた交通ネットワークの構築

30 陸上交通については、拠点都市間の移動の円滑化、慢性的な交通渋滞の緩和
31 を図るため、沖縄西海岸道路の整備を促進するとともに、本島東西間を結ぶ県

道24号線バイパス、宜野湾北中城線、浦添西原線等や、幸地インターチェンジ、池武当インターチェンジ等の追加インターチェンジの整備を推進し、体系的な幹線道路網の構築を図ります。また、駐留軍用地跡地を活用した骨格的な道路網の構築に向けた検討に取り組みます。さらに、都市と近郊地域間の交流を促進する幹線道路の整備を推進するとともに、これらと有機的につながる市町村道の整備を促進します。加えて、市町村が取り組む「自転車ネットワーク計画」等の広域的な連携と展開等により自転車通行空間の安全性確保やシェアサイクルの導入促進など、都市交通システムにおける交通手段として自転車利用環境の向上を図ります。

才 生活環境基盤等の充実及び島しょ地域の振興

① 生活環境基盤等の整備

住宅の安定供給については、地域特性に応じた魅力ある居住環境の形成を図るため、公営住宅の整備等を推進します。また、良好なまちづくりの前提となる都市公園の整備・更新・再配置の推進等の都市基盤の整備や停電しにくい環境づくりを含め生活基盤の強化を促進します。

上水道については、水道水の安定的な供給を図るため、地域の実情に応じた水道広域化を推進し、水道事業の運営基盤を強化するとともに、水道施設の計画的な整備、更新及び耐震化に取り組みます。北谷浄水場の水源となる比謝川等における有機フッ素化合物については、適切な水質管理の実施等により、水道水の安全性の確保を図るとともに、水道水の安全性についてホームページ等を活用して広く県民に周知します。加えて、一般廃棄物処理施設の効率的な整備による市町村の負担軽減や、公共下水道、集落排水施設、合併処理浄化槽など地域の実情に応じた効果的な汚水処理施設整備等を促進します。適正な汚水処理についての普及啓発を行い、汚水処理人口普及率の向上を促進します。

また、大規模災害等に対応した社会インフラや公共施設等の防災減災対策及び長寿命化対策を推進します。特に、中城湾周辺の斜面地については、規模の大きな地すべりが発生する危険性があるため、予防的対策に向けた取組を推進します。集中豪雨等による浸水被害が近年発生している比謝川など、河川の未整備区間等については、多自然川づくりを基本方針とした整備に取り組むとともに、河川流域全体で水害を軽減させる流域治水に取り組みます。さらに、本圏域において大規模災害が発生した場合、他の都道府県から本格

的な応援等の到着に時間要することから、離島をはじめ地域消防防災体制の主体となる消防本部及び消防団施設の充実強化に取り組みます。

② 周辺離島における定住条件の整備及び地域活性化

本圏域で唯一、道路や橋で結ばれていない離島である津堅島においては、港湾の整備、効果的な廃棄物処理等の推進、水道水の安定供給、にんじんをはじめとする農産物の生産振興等に取り組みます。また、津堅島や架橋で結ばれる伊計島、宮城島、平安座島、浜比嘉島等の島しょ地域においては、農業や水産業と連携したグリーン・ツーリズムやブルー・ツーリズム、生活体験等の体験・滞在型観光を促進します。

高等学校等が設置されていない離島の生徒については、高等学校等への進学に伴う家庭の経済的負担の軽減等や、ICTを活用した遠隔教育、遠隔医療を推進するとともに、島しょ地域の魅力を生かしたワーケーションや移住定住住宅・コワーキングスペース等としての空き家の利活用を促進します。

(3) 南部圏域

【主な特性と課題】

本圏域は周辺離島町村を含め5市4町6村で構成され、本島南部の糸満市から浦添市まで市街地が連なり、那覇市を中心に高度な都市機能が集積するなど県内外の交流拠点となっています。那覇市より南では農村地域が広がり、さらに久米島、粟国島、渡名喜島、南大東島、北大東島、慶良間諸島等の島々を包含し、都市機能集積地域、農村・漁村地域、離島地域という多様な地域構造を有しています。また、圏域面積は県全体の16.3%を占め、令和2年国勢調査における圏域人口は70万5,759人で、県全体の48.1%を占めています。平成22年の人口と比較すると、本島南部地区の全市町で増加し、特に豊見城市、南城市、南風原町、与那原町、八重瀬町では10%を超える高い増加率となっています。一方で、離島地域では、座間味村を除いて人口減少が顕著です。

本圏域は、先の大戦において旧日本軍の司令部が置かれ、このため苛烈な戦闘に多くの県民が巻き込まれ犠牲となった地域です。戦争の悲惨さ、平和の尊さを認識し、20万人余の戦没者の靈を慰めることを目的として、沖縄戦跡国定公園が指定されています。

また、琉球王朝時代の神事が行われ、神の島と呼ばれる久高島が一望できる世界文化遺産の斎場御嶽があり、この王朝最高の聖地では、琉球の信仰における

1 る神女の最高位「聞得大君」の就任儀式等が執り行われていました。琉球を神
2 の住むべき靈所とする神話や、国づくりを命じられた創世神「アマミキヨ」に
3 関する神話もあり、神話の里としても重要な文化的価値を有しています。さら
4 に、沖縄戦で灰じんに帰した首里城は本土復帰20周年を記念し、国営公園と
5 して復元され、首里城跡は2000年に世界文化遺産に登録されました。令和元年の
6 首里城火災により、正殿や文化財等が焼失し、現在、復興に向けた取組を進め
7 ています。加えて、那覇市近郊にある漫湖は、多くの水鳥等の生息地として重
8 要であることから、ラムサール条約の登録湿地に指定されており、住民が自然
9 に触れあう場として親しまれています。

10 本県の歴史・文化・経済を代表する本圏域では、空の玄関口である那覇空港、
11 那覇空港自動車道、沖縄都市モノレール等が整備され、令和2年3月には、那
12 覇空港第二滑走路が供用開始されています。今後、ポストコロナに対応した受
13 入環境整備や臨空・臨港都市機能の高度化が求められています。

14 那覇市を中心とする都市地域においては、慢性的な交通渋滞等の都市問題への
15 対応、防災等の観点を踏まえたまちづくりが求められています。また、都市
16 近郊地域においては、交通アクセス等の向上に伴い、今後人口増加が見込まれ
17 る東海岸地域等において良好な住環境が求められています。一方で、本圏域に
18 おける、市街化調整区域を多く有する市町村においては、新たな産業用地や住
19 宅地の確保が課題となっています。さらに、糸満市から浦添市までは、市街地
20 が連なる人口集積地域であるため、家族を取り巻く様々な環境や就労形態等を踏
21 ました多様な保育ニーズへ対応していくことが求められています。

22 離島地域においては、座間味村、渡嘉敷村をはじめ、世界有数のダイビング
23 スポットとして注目されており、各地域の特性を生かした産業振興等の取組が
24 進められています。一方で、高齢化や人口減少の進行等により、地域の活力低
25 下が懸念されています。

26

27 【展開の基本方向】

28 本県の行政、産業等の機能が集積している特性を生かし、他圏域との機能分
29 担と連携を図りながら、国際交流都市機能や臨空・臨港都市機能など高度な都
30 市機能を有する基幹都市圏の形成を図るとともに、本県の玄関口にふさわしい
31 那覇空港、那覇港の人流・物流機能の強化や臨空・臨港型産業の集積、MICE
32 等の国際交流拠点の形成、首里城の復興、平和の発信等を推進します。また、
33 離島地域においては、健康・保養等をテーマとして人々に潤いを与える独自の

1 空間構築による地域振興を推進するとともに、独特な魅力ある島内交通、島外
2 交通の充実や地域特性を生かした農林水産業の振興等により、定住条件の整備
3 を図ります。

4

5 ア 自然環境の保全・再生及びクリーンエネルギーの推進

6 本圏域においては、本島南部地域に高度な都市機能が集積しており、自然
7 環境が徐々に失われていることから、干潟・藻場等の海域及び森林、河川、
8 海岸等の陸域の自然環境について、保全・再生に取り組みます。加えて、生
9 物多様性を保全するため、在来種保全の取組と併せて、陸域における外来種
10 の駆除及び侵入・定着の防止、海域におけるサンゴの白化対策、オニヒトデ
11 対策等を推進します。

12 また、雄大な海岸景観を有する沖縄戦跡国定公園やラムサール条約に登録
13 される漫湖公園の湿地帯など豊かな自然環境を有することから、自然環境の
14 保全や防災・減災、景観等に配慮した地域を形成します。さらに、本圏域の
15 周辺離島においては、慶良間諸島国立公園をはじめ多様な魅力を有する自然
16 環境、伝統文化等の地域資源を保全・活用するとともに、廃棄物等による環
17 境負荷に対して脆弱なことから効果的な廃棄物処理等を推進します。

18 2050年脱炭素社会の実現を見据え、太陽光・風力・バイオマス等の多様な
19 再生可能エネルギーの導入加速化、クリーンかつ安全なエネルギーである天然
20 ガスへの転換、更なる技術開発・実証や基盤整備等を通じて、本県に適した
21 クリーンエネルギーの導入拡大を図ります。

22

23 イ 歴史文化の継承・発展及び観光振興

24 ① 歴史文化の継承・発展

25 戦跡として唯一の国定公園である沖縄戦跡国定公園を中心とした戦跡の保
26 存・活用など平和発信地域を形成するとともに、当該国定公園の特別地域の
27 範囲の見直しを図るなど、平和の発信と歴史的風景の保全を両立する地域を
28 形成します。また、首里城を中心とした歴史・文化の復興に向けて、首里城
29 正殿の早期復元や復元過程の公開、首里城公園の魅力向上や施設管理体制の
30 強化、戦災により焼失した中城御殿や円覚寺等の文化財の保存・復元整備、
31 第32軍司令部壕の保存・公開に向けた取組を推進します。さらに、斎場御嶽
32 など琉球王国のグスク及び関連遺産群の保全や周辺整備を促進し、琉球歴史回
33 廊の形成を図るとともに、各地域に残る文化財の保全や周辺整備を促進します。

1 沖縄空手会館を拠点に世界大会の開催や空手愛好家の受入体制強化を進
2 め、「空手発祥の地・沖縄」の強力な発信に取り組むとともに、那覇新都心
3 地区における沖縄県立博物館・美術館、浦添市における国立劇場おきなわな
4 ど文化機能の充実を図ります。また、伝統工芸の技術・技法の継承とともに、
5 おきなわ工芸の杜を活用した商品開発、マーケティング、ブランド力向上等
6 の推進に取り組み、地域の伝統工芸の魅力や価値の向上に取り組みます。さ
7 らに、沖縄県立芸術大学を中心に沖縄の文化芸能や創造性の高い芸術分野に
8 における専門性を高め、国内外に沖縄の文化を発信する人材の育成を図るとともに、
9 本島南部地域や各離島地域のしまくとうばの保存、普及、継承を図るため、しまくとうば普及センターを中心に、関係機関や関係団体と連携を図
10 つつ、アーカイブ化等による保存及び養成講座の実施や教育現場での普及
11 に取り組みます。

13

14 ② 国際交流都市機能や圏域の魅力を生かした観光振興

15 本圏域においては、良好な景観の形成、環境保全活動と経済活動が共存す
16 るルールづくり、魅力ある風景づくり等を推進し、豊かで美しい観光・都市
17 空間の創出を図ります。

18 西海岸地域においては、リゾート及び都市型ホテルや飲食・ショッピング、
19 コンベンション、マリーナ・人工ビーチ、レクリエーション等の施設の集積
20 を生かしつつ、アジアをはじめとする諸外国や県内外との交流拠点の形成を
21 目指し、施設の充実及び受入体制の強化を促進します。

22 マリンタウンMICEエリアにおいては、大型MICE施設の整備に向けた取
23 組を推進し、宿泊施設や商業施設の立地促進や施設利用者の交通利便性の確
24 保、オープンスペースの賑わいやスマートシティの形成など、MICEを中心
25 とした魅力あるまちづくりに取り組みます。中城湾港においては、西原与那
26 原地区においてスーパーヨットの受入拠点や大型MICE施設と連動したウォー
27 ターフロント空間の形成を図るとともに、海洋性レクリエーション需要への対
28 応や水際空間の有効利用等を図ります。また、観光地域づくり法人（DMO²⁸）
29 等との連携による東海岸地域の観光周遊の広域化、自然環境やソフトパワー
30 を活用したワーケーションの展開など、東海岸地域の魅力を生かした観光の
31 展開を推進します。

*28 DMOとは、Destination Management Organizationの略。当該地域にある観光資源に精通し、地域と協同して観光地域づくりを行う法人のこと。

NAHA マラソンなど南部各地で開催されるスポーツ大会、大綱ひき、ハーリー等の各種イベントの充実を図り、観光客増大に向けた誘客活動を促進します。また、奥武山公園に、J1 規格スタジアムを整備し、地域・観光交流拠点となるスポーツ施設の充実を図ります。さらに、東海岸地域の歴史文化資源や観光資源といった地域の魅力をつなげるサイクルツーリズムの推進など、スポーツによる地域活性化を促進します。加えて、観光地形成促進地域制度を活用し、魅力ある民間施設の整備を促進することで、国内外からの観光客の増大や観光の高付加価値化等による滞在日数の延長、観光消費額の向上につなげます。

ウ 県全体を牽引する産業振興

① 臨空・臨港型産業の振興と産業イノベーションの推進

那覇空港及び那覇港を生かした国際物流拠点の形成に向けては、国際物流ネットワークの拡充、那覇空港における国際航空貨物ハブ機能の強化、那覇港における国際流通港湾機能の強化、空港・港湾周辺の環境整備に取り組みます。また、国際物流拠点産業集積地域等の経済特区を活用した高付加価値製品を製造する企業等の誘致や新たな産業用地の確保に向けて取り組むとともに、航空関連産業クラスターの起点となる航空機整備事業の拡大を推進するなど臨空・臨港型産業の集積促進を図ります。さらに、産業イノベーション促進地域制度を活用し、製品の開発力や技術の向上及び地域資源の活用による新事業の創出等を図る企業を支援するとともに、那覇空港・那覇港の物流機能等を生かし、産業高度化又は事業革新に取り組む企業の立地を促進し、地域産業の更なる振興を図ります。加えて、本県とアジアをはじめとする海外とのネットワークを活用した展示会、商談会等のビジネス交流会の誘致や開催支援等、競争力のあるビジネス環境を整備し、海外展開のビジネス交流拠点となる「プラットフォーム沖縄」の構築に取り組みます。

② 国際競争力のある情報通信関連産業の振興

アジアにおける国際情報通信拠点の形成を図るため、情報通信産業振興地域制度等の活用促進、国内外からの企業立地の促進、県内企業の高度化・多様化、人材の育成・確保を図るとともに、情報通信基盤の整備を促進します。特に、沖縄 IT イノベーション戦略センター及び情報通信関連産業と他産業との連携・共創による‘リゾテックおきなわ’の推進やIT見本市の開催等により、全県的な DX の加速化に取り組みます。また、海外展開への販路拡大

等の支援、新技術を活用した実用化研究等によりソフトウェア開発など高付加価値のビジネスモデルへの転換を促進するとともに、スタートアップの起業・事業化支援に取り組みます。さらに、世界とつながる人流の交通結節点である本圏域の強みを生かし、国内外IT企業のワーケーション需要を取り込むとともに、大手企業の機能移転を促進し、先端IT技術を活用した新ビジネス・新サービスを開拓する企業や各産業のDXに寄与する企業の誘致に取り組みます。

③ 農林水産業の振興

本圏域では、令和2年における県全体に占める総農家数の割合が30%、耕地面積の割合が23%であり、さとうきび、都市近郊地域での葉菜類等の野菜、花き、果樹等を中心に営農が行われています。多様で付加価値の高い都市近郊型農業や水産業の振興、卸売市場や糸満漁港等の拠点施設の機能強化による市場競争力の強化を図ります。

農業については、きく、ゴーヤー、さやいんげん、かぼちゃ、オクラ、ピーマン、にんじん、マンゴー、かんしょ等の品目について、拠点産地の体制強化・育成により生産拡大とブランド化を推進するとともに、さとうきび及びかんしょについては、優良種苗の増殖普及等により、生産性及び品質の向上を図ります。また、薬用作物等の特産品の高付加価値化、ブランド化、観光産業等と連携した6次産業化の推進、農産加工施設の整備を図ります。さらに、総合的病害虫防除体系や化学肥料低減等の環境負荷軽減技術を活用した都市近郊型農業の促進、エコファーマー等の育成により、環境と調和した持続的生産体制の整備を図ります。加えて、湧水や雨水等の利用など南部の地域特性に応じた新たな農業用水源の確保、かんがい施設、区画整理等の各種生産基盤の整備と併せて農業水利施設等の長寿命化を推進します。

畜産業については、子牛や子豚の育成率の向上、酪農及び養鶏の生産振興を図るとともに、生産基盤の整備や環境対策における監視・指導体制の強化を図ります。また、伝統的に食される山羊の活用を促進します。さらに、飼養衛生管理基準の遵守や危機管理体制の構築をはじめ、豚熱、鳥インフルエンザ等の特定家畜伝染病の防疫対策の強化を推進します。

水産業については、県内の水産業の中心的、拠点的役割を担う糸満漁港を擁する本圏域において、安定生産・流通体制の確立を図るため、関連施設の整備を推進するとともに、水産加工品の開発促進による、高付加価値化、水

1 産資源の持続的利用に向けた資源管理型漁業の展開を図ります。あわせて、
2 地方卸売市場及び糸満漁業協同組合が運営する鮮魚卸売市場の統合並びに高
3 度衛生管理型流通関連施設の整備を促進し、流通体制の強化に努めるととも
4 に漁港・漁場等の生産基盤施設の維持更新を推進します。

5 農山漁村地域においては、グリーン・ツーリズム等による交流・体験及び
6 滞在拠点を形成するとともに、観光産業との連携や農林水産業の多面的機能
7 の維持・発揮を図ります。また、自然災害等からの防災・減災のため、景観
8 や生態系等の自然環境に配慮した海岸保全施設や防風・防潮林等の整備を推
9 進します。ススキ、ギンネム等が繁茂する荒廃林地については、森林の持つ
10 多面的な機能を早期に発揮させるため、立地条件等を考慮した森林整備を促
11 進します。

12 工 持続可能な基幹都市圏の形成

13 ① 人流・物流拠点の機能強化

14 本圏域は、県都那霸市を中心として広域交通施設や各種都市機能が高度に
15 集積しており、本県の玄関口である那霸空港や那霸港については、アジアの
16 ダイナミズムを取り込む国際交流拠点にふさわしい機能強化を図ります。特
17 に、国内外とのゲートウェイ機能を担う那霸空港については、旅客ターミナル
18 の拡張整備など、中長期的な観点も踏まえ、空港機能の強化に取り組みます。

19 本県の移出入貨物の大部分が集中する那霸港については、港湾貨物輸送等の
20 円滑化を図るため、臨港道路等の港湾施設の整備や那霸港総合物流センターⅡ
21 期・Ⅲ期等の関連施設の整備による物流の効率化を促進するほか、内貿機能
22 の強化を図るため、各ふ頭の機能再編を推進します。あわせて、コンテナ船
23 やRORO船の大型化、航路拡充等に対応するための港湾施設を整備するととも
24 に、国内外の航路誘致活動を強化します。

25 中城湾港については、西原与那原地区においてスーパーヨットの受入拠点
26 や大型 MICE 施設と連動したウォーターフロント空間の形成を図るととも
27 に、海洋性レクリエーション需要への対応や水際空間の有効利用に取り組む
28 など、新たな価値を創造する臨港都市・東海岸サンライズポートの形成を図
29 ります。

30 ② 交通渋滞の緩和に向けた交通ネットワークの構築

31 陸上交通については、人やモノの広域的な交流の活発化に向けて、那霸空

1 港や那覇港の結節機能の強化・拡充を図るとともに、拠点都市間の移動の円
2 滑化、慢性的な交通渋滞の緩和を図るため、体系的な幹線道路網の構築を図
3 ります。また、ハシゴ道路ネットワークの構築に向けて、本島南北軸である
4 那覇空港自動車道、沖縄西海岸道路、国道329号西原バイパス等の整備促進
5 や、東西軸である南部東道路等の整備を推進します。さらに、都市と近郊地
6 域間の交流を促進する幹線道路の整備を推進するとともに、これらと有機的
7 につながる市町村道の整備を促進します。加えて、市町村が取り組む「自転
8 車ネットワーク計画」等の広域的な連携と展開等により自転車通行空間の安
9 全性確保やシェアサイクルの導入促進など、都市交通システムにおける交通
10 手段として自転車利用環境の向上を図ります。また、南城市において進めら
11 れている公共駐車場を活用したバスターミナル整備による公共交通の再編に
12 向けた取組等の市町村における取組や、モノレールやBRT、LRTなど様々な
13 システムの導入検討等を含め、市町村と連携して地域にふさわしい広域的
14 な公共交通ネットワーク形成に向けた取組を推進します。

③ 持続可能なまちづくりの推進

17 超高齢社会の到来を踏まえ、社会資本の効率的な活用や既成市街地の都市
18 機能の高度化、良好な住宅市街地の形成など歩いて暮らせるコンパクトなま
19 ちづくりを推進するとともに、保全と開発の両立を図りながら、良好な住環境
20 とともに歴史・自然資源と産業・観光振興が調和する土地利用を図ります。
21 また、子ども・子育てを地域で支え、多様な保育ニーズに対応していくため、
22 地域の子育て支援拠点や放課後児童クラブ等の整備を促進します。さらに、
23 離島地域を中心に、赤瓦屋根やフクギの屋敷林等の伝統的集落景観の保全の
24 観点から、空き家となっている古民家や伝統建造物等を修復保存し、住環境
25 の魅力発信に活用します。

才 生活環境基盤等の充実

28 住宅の安定供給については、地域特性に応じた魅力ある居住環境の形成を図
29 るため、公営住宅の整備等を推進します。また、良好なまちづくりの前提とな
30 る下水道、都市公園等の都市基盤の整備や台風等の自然災害に強い環境づくり
31 を含め生活基盤の強化を促進します。

32 上水道については、水道水の安定供給を図るため、地域の実情に応じた水道
33 広域化を推進し、水道事業の運営基盤を強化するとともに、水道施設の計画的

な整備、更新及び耐震化に取り組みます。汚水処理については、公共下水道、集落排水施設、合併処理浄化槽など地域の実情に応じた効果的な汚水処理施設整備等を促進するとともに、高度処理水の有効利用を推進します。さらに、都市地域の人口増加、市街地の拡大に伴う水需要や汚水量の増大に対処するため、引き続き上下水道に係る施設整備を推進するほか、再生水の供給地域の拡大を図ります。廃棄物処理等については、処理施設整備に係る市町村の負担軽減や複数市町村による処理の広域化を促進します。

また、大規模災害等に対応した社会インフラや公共施設等の防災減災対策及び長寿命化対策を推進します。特に、住宅密集地を流れる安里川及び安謝川等の流域においては、多自然川づくりを基本方針とした整備に取り組み、河川流域全体で水害を軽減させる流域治水に取り組みます。さらに、本圏域において、大規模災害が発生した場合、他の都道府県から本格的な応援等の到着に時間を要することから、離島をはじめ地域消防防災体制の主体となる消防本部及び消防団施設の充実強化に取り組みます。

力 離島における定住条件の整備及び地域活性化

本圏域の離島においては、多様な魅力を有する自然環境、伝統文化等の地域資源を保全・活用するとともに、廃棄物等による環境負荷に対して脆弱なことから効果的な廃棄物処理等を推進します。

慶良間諸島におけるダイビングやホエールウォッチングに代表されるエコツーリズム、久米島の海洋深層水を活用した保養・療養型観光など、特有の自然・景観、伝統・文化等の魅力を生かした交流人口及び関係人口の拡大並びに農林水産業等の地場産業との連携による地域活性化に向けた取組を積極的に推進し、離島ならではの体験・滞在型観光を促進します。

農林水産業については、農水産物を活用した特産品の開発、ブランド化、観光産業等と連携した6次産業化の展開や販路拡大など、離島ごとの環境・特性を生かした振興を図ります。また、離島地域の経済を支えているさとうきびの増産に向けた取組を推進するとともに、農家の所得安定及び製糖事業者の経営安定化に向けた支援、黒糖ブランドの確立、販路開拓等による需要拡大を図ります。さらに、干ばつ被害や台風等の気象災害から農作物被害を防ぐため、農業用水源や防風林等の生産基盤の整備を推進します。

生活環境の整備に向けては、離島の地域特性に応じ、定住化に向けた魅力ある居住環境の形成を促進し、公営住宅の整備等を推進します。また、水道水の

1 安定供給を図るため、地域の実情に応じた水道広域化を推進し、水道事業の運
2 営基盤を強化するとともに、水道施設の計画的な整備、更新及び耐震化に取り
3 組みます。さらに、本圏域の離島における汚水処理施設については、人口動態
4 等の地域の実情に応じた整備に取り組みます。

5 都市部と同等の情報通信環境の確保に向けては、情報通信基盤の高度化及び
6 ICTの利活用促進に取り組むとともに、遠隔教育や遠隔診療などICTや新技術
7 を活用することにより、教育、医療、福祉の生活環境基盤の充実など定住条件
8 の整備に取り組みます。また、島しょ地域の魅力を生かしたワーケーション
9 や移住定住住宅・コワーキングスペース等としての空き家の利活用を促進し
10 ます。さらに、空港、港湾、漁港、道路等の整備を推進し、定住条件の整備に
11 取り組み、交流人口及び関係人口の拡大による地域の活性化を促進します。あ
12 わせて、航空路線及び海上航路の確保・維持とともに、交通・生活コストの低
13 減を図ります。

14 高等学校等が設置されていない離島の生徒については、高等学校等への進学
15 に伴う家庭の経済的負担の軽減等を図ります。また、児童生徒における本島や
16 県外との交流を促進するとともに、市町村との連携による環境整備の促進など、
17 離島留学を推進します。

18

19 (4) 宮古圏域

20 【主な特性と課題】

21 本圏域は1市1村で構成され、宮古島、池間島、大神島、来間島、伊良部島、
22 下地島、多良間島及び水納島の有人8離島を有しています。平成27年1月には
23 県内最長の県道橋となる伊良部大橋が開通したことにより、宮古島、池間島、
24 来間島、伊良部島、下地島の5島が架橋でつながっています。また、圏域面積
25 は県全体の9.9%を占め、令和2年国勢調査における圏域人口は5万3,989人
26 で、県全体の3.7%を占めています。平成22年の人口と比較すると、宮古島市
27 は1.7%増加しているものの、多良間村は人口減少が顕著です。

28 本圏域は、独特の平坦な地形からなり、陸域には農用地に囲まれた田園風景
29 や「与那覇・前浜」等の美しい砂浜、沿岸域には美しいサンゴ礁の海が広がる
30 とともに、池間島の北方には国内最大級のサンゴ礁群である八重干瀬が広がる
31 など、恵まれた自然環境を生かしたマリンスポーツや各種スポーツイベントが
32 盛んな地域です。また、国の重要無形民俗文化財に指定されている「宮古島の
33 パントウ」や「多良間の豊年祭」(八月踊り)、重要無形文化財(工芸技術)

に指定されている「宮古上布」など固有の文化を有するとともに、県内唯一の環境モデル都市に宮古島市が選定されており、太陽光発電や風力発電など再生可能エネルギーを先駆的に導入しています。

一方で、沖縄本島等への進学や就職による若年層の流出が続いている、人口減少と過疎化、高齢化の進行による、地域活力の低下や伝統文化の衰退等が懸念されていることから、郊外への大型店舗や住宅等の立地に伴う市街地の空洞化、周辺離島等における過疎化と高齢化への対応が求められています。

新型コロナウイルス感染症の世界的な流行前までは、伊良部大橋の開通や下地島空港旅客ターミナル施設の開港に伴う本土直行航空便や国際航空便の新規就航・増便、大型クルーズ船の寄港等により、入域観光客が急増し、地域の活性化につながる一方で、自然環境や住民生活への負荷の増大も懸念されていたことから、環境容量の視点も念頭に置いた持続可能な観光地づくりが必要です。

【展開の基本方向】

持続可能な島（エコアイランド）の実現に向けて、サンゴ礁の広がる美しい海など自然環境の保全や再生可能エネルギーの導入を推進するとともに、伝統文化等の継承を図ります。また、エコツーリズムの展開等により、島の魅力という可能性が発現してきており、自然環境と調和した観光振興の展開やスポーツイベント等を生かした持続可能な観光地づくりを推進し、交流人口・関係人口の拡大に取り組むとともに、農林水産業の振興をはじめ、魅力ある地域の資源を生かした地場産業の振興等を図ります。さらに、本圏域の玄関口となる宮古空港・下地島空港・平良港を中心とした人流・物流機能の充実を図るとともに、医療、教育、情報をはじめ生活環境基盤の整備、割高な生活コストの低減など定住条件の整備を図ります。

ア エコアイランドの実現

宮古島市を中心とする本圏域においては、本県を先導する脱炭素島しょ社会の構築に向けて、太陽光発電や風力発電などクリーンエネルギーの積極的な導入により、環境に配慮した島づくりに力を入れ、島の魅力を世界へ発信していきます。また、地下水の保全や全島 EMS（Energy Management System）の実証結果の活用、雨水・再生水等の水資源の有効利用の推進など島しょ地域における持続可能な資源循環型社会の構築に向けて取り組みます。さらに、生物多様性を保全するため、在来種保全の取組と併せて、陸域にお

1 ける外来種の駆除及び侵入・定着の防止、海域におけるサンゴの白化対策、
2 オニヒトデ対策、ラムサール条約登録地である与那覇湾内の生態系保全対策
3 等を推進します。

4 島しょ地域である本圏域では、廃棄物等による環境負荷に対して脆弱な構
5 造であることから、廃棄物の排出抑制や減量化、リサイクル等を推進し、廃
6 棄物の地域内でのリサイクル・適正処理に取り組むとともに、海洋ごみの発
7 生抑制、回収・処理に継続して取り組みます。

8

9 イ 自然環境等を生かした観光及び文化・交流

10 ① 自然環境等を生かした観光振興

11 自然環境と住民生活が調和した持続可能な観光地の形成を図るため、自然
12 資源の利用ルールの策定や周知の徹底、環境に配慮した良質な観光メニュー
13 の普及等を推進します。また、世界規模の全日本トライアスロン宮古島大会
14 等のスポーツイベントなど島々の特性に応じた各種イベントの充実を図り、
15 「スポーツアイランド沖縄」の形成につながる特色ある取組を促進するとともに、
16 エコツーリズム、グリーン・ツーリズムやブルー・ツーリズムなど体
17 験・滞在型観光を推進します。加えて、砂山ビーチ等の美しい砂浜や通り池
18 など有数のダイビングスポット、地下ダムや自然エネルギー施設など産業観
19 光施設、地域の歴史・文化資源、マンゴーに代表される熱帯果樹等の農林水
20 産物、地域のホスピタリティなど、様々な資源を活用した独自の観光スタイル
21 の創出を促進します。

22 多良間島においては、海洋レジャー、自然観察など豊かな観光資源を活用
23 した多様な取組を促進するとともに、伊良部島では、ワンランク上のリゾー
24 トライフをコンセプトとして、国際線やプライベートジェットも受入れ可能
25 な下地島空港旅客ターミナル施設の開業や伊良部大橋の架橋を生かし、ラグ
26 ジュアリーな宿泊施設の立地促進など、富裕層をターゲットとした観光地の
27 形成を推進します。

28 こうした取組に加えて、新規航空会社の誘致や定期航空路線開設に向けた
29 働きかけによる航空路の充実、クルーズ船やスーパヨットの誘致など近隣
30 諸国等からの観光誘客活動を地域との連携により推進します。また、自然、
31 文化など多様な魅力を有する離島地域を観光資源として積極的に活用するた
32 め、離島の多様で特色ある魅力を発信し、各離島への誘客を図るとともに、
33 離島を含む広域周遊ルートの形成や受入環境の整備に関係機関と連携して取

り組みます。さらに、観光地形成促進地域制度を活用し、魅力ある民間施設の整備を促進することで、国内外からの観光客の増大や観光の高付加価値化等による滞在日数の延長、観光消費額の向上につなげます。

② 伝統文化の継承及び国内外の交流促進

宮古島市におけるパントゥや多良間村の八月踊り等の伝統文化等を生かした地域づくり、宮古上布等の伝統工芸の継承等を図りつつ、各々の島独自の魅力を高めます。また、本圏域のしまくとうばの保存、普及、継承を図るため、しまくとうば普及センターを中心に、関係機関や関係団体と連携を図りつつ、アーカイブ化等による保存及び養成講座の実施や教育現場での普及に取り組みます。さらに、離島の魅力を広く国内外に発信するとともに、島の歴史・文化・自然と触れ合い、住民と交流するなど、離島と本島や県外・海外との交流を促進し、交流人口及び関係人口の創出と島々の活性化を推進します。

ウ 生活環境基盤等の整備・充実

① 人流・物流のコスト低減と情報通信基盤の強化

離島住民が島外へ移動する船賃及び航空運賃の低減や、市町村等と連携した食品、日用品等の輸送費の低減など、割高な交通コストや生活コストの軽減に取り組みます。また、都市部と同等の情報通信環境の確保に向けて、情報通信基盤の高度化を図り、民放の受信環境を確保するとともに、教育、医療、福祉、防災等におけるICTの利活用の高度化を促進し、生活環境の整備に取り組みます。さらに、自然災害等の発生時における応急対応のため、防災情報システムの整備を図るとともに、防災行政無線をはじめ多様なメディアの活用や報道機関等と連携した情報提供体制の整備を推進します。

② 公平な教育環境の確保

本圏域には、宮古島を除いて高等学校が設置されていないことから、多良間村内の生徒は中学校卒業とともに親元を離れ、宮古島や沖縄本島等の高等学校等へ進学しているため、進学に伴う家庭の経済的負担の軽減等を図ります。また、遠隔教育に対応した教育施設の環境整備やネットワークの構築を図るとともに、ICTを活用し、専門性の高い遠隔教育と対面授業が連動した教育の充実を図ります。さらに、児童生徒における本島や県外との交流を促進す

1 るとともに、市町村との連携による受入環境整備の促進など、離島留学を推
2 進します。

3 加えて、本圏域内には高等教育機関がないこと等から、若年層の流出が続
4 いているため、各種教育機会の確保を図り、専修学校等の整備促進や職業訓
5 練等の充実に取り組みます。

6

7 ③ 医療・福祉サービスの充実

8 救急・高度医療サービスの提供に向けては、中核的な医療機能を担う県立
9 宮古病院における医師及び看護師等の安定的な確保を図り、また、圏域内自
10 治体との連携による診療所医師の安定確保と巡回診療の確保を図ります。加
11 えて、診療所の設備等の計画的な整備・更新を促進するとともに、診療所と
12 県立宮古病院及び沖縄本島医療機関とのネットワーク化の推進、遠隔医療な
13 ど高度なICTの医療分野への利活用を促進し、医療体制の充実を図ります。

14 また、誰もが安心して暮らし、活動できる生活環境の形成に向けて、福祉
15 サービス等の基盤及び活動拠点の計画的な整備を推進し、総合的・一体的な
16 保健・福祉サービスの充実に取り組むとともに、専門的福祉従事者の養成・
17 確保を図ります。

18 さらに、災害時における救急医療体制の構築や、高齢者等の災害時要援護
19 者を対象とする避難体制の整備等による地域防災力の強化を図るため、自主
20 防災組織の結成促進や地域防災リーダー等の人材育成を推進します。

21

22 ④ 生活環境基盤等の整備

23 本圏域は、飲料水のすべてを地下水に依存していることから、地下水のモ
24 ニタリングを実施し、水質保全の徹底など地下水の保全に取り組みます。また、
25 水道水の安定供給を図るため、地域の実情に応じた水道広域化を推進し、
26 水道事業の運営基盤を強化するとともに、水道施設の計画的な整備、更新及
27 び耐震化に取り組みます。さらに、生活環境改善と公共用水域の保全、浸水
28 防除を図るため、公共下水道など地域の実情に応じた汚水処理施設整備等を
29 促進します。

30 離島の廃棄物処理については、一般廃棄物と産業廃棄物のあわせ処理の促
31 進、処理施設整備に係る市町村の負担軽減、複数市町村による処理の広域化
32 の促進等に取り組むとともに、離島で処理が困難な廃棄物の輸送費低減に取
33 り組みます。

34 住宅の安定供給については、地域特性に応じ、定住化等に向けた魅力ある

居住環境の形成を図るため、公営住宅の整備等を重点的に推進します。また、台風等の災害時におけるライフライン確保、生活環境の安定確保を維持するための公共施設等の機能強化を図ります。加えて、離島である本圏域は、大規模災害が発生した場合、他の市町村・都道府県から本格的な応援等の到着に時間を要することから、地域消防防災体制の主体となる消防本部及び消防団施設の充実強化に取り組みます。

Ⅱ 農林水産業及び地場産業の振興

① 農林水産業の振興

本圏域では、令和2年における県全体に占める総農家数の割合が27%、耕地面積の割合が31%であり、さとうきびを中心に営農が行われています。

農業については、さとうきび、肉用牛、葉タバコ等の生産振興を図るとともに、ゴーヤー、かぼちゃ、とうがん等の野菜、マンゴー等の果樹の振興を図ります。また、畜産、野菜、果樹等の農林水産物のブランド化に取り組むとともに、環境への負荷低減を図るなど自然環境の保全と産業振興が両立する地域を形成します。さらに、農水産物を活用した特産品の開発など、観光産業等と連携した6次産業化を推進するとともに、宮古圏域のさとうきび農家の所得安定及び製糖事業者の経営安定化に向けた支援を行います。あわせて、多良間村における含蜜糖生産については、黒糖ブランドの確立、販路開拓等による需要拡大を図ります。

台風など気象災害から農作物被害を防ぐため、自然災害に強い農業施設整備を推進するとともに、地下ダム等の農業用水源の保全・整備と一体となつたかんがい施設、区画整理等の各種生産基盤の整備、農業水利施設等の長寿命化や防風林整備を推進します。

畜産業については、子牛の拠点産地化、肥育牛のブランド化の推進、畜舎整備等の生産振興を図るとともに、畜産の環境対策や飼料自給率の向上に努めます。特に、多良間村においては、山羊を活用品目として位置付け推進します。また、特定家畜伝染病の侵入及びまん延防止のため、関係機関との連携による防疫演習や防疫資材の備蓄など危機管理体制の強化を推進します。

水産業については、スジアラ、シロクラベラ、マチ類等の近海魚介類の資源管理に努めるとともに、モズクやクルマエビ等のつくり育てる漁業の推進とブランド化による生産拡大を図ります。また、流通加工施設等の整備により流通機能の強化を図るとともに、漁港・漁場等の生産基盤施設の維持更新

1 を推進します。さらに、良好な漁場環境の保全、漁業秩序の維持・確保に取
2 り組みます。

3 農山漁村地域においては、グリーン・ツーリズム等による交流・体験及び
4 滞在拠点を形成するとともに、観光産業との連携や農林水産業の多面的機能
5 の維持・発揮を図ります。また、自然災害等からの防災・減災のため、景観
6 や生態系等の自然環境に配慮した海岸保全施設や防風・防潮林等の整備を推
7 進します。

8

9 ② 地場産業の振興及び産業イノベーションの推進

10 地域を支える第二次産業と県産品の振興を図るため、産業イノベーション
11 促進地域制度を活用するなど、製品の開発力や技術の向上及び豊富な農林水
12 産物をはじめとした地域資源の活用による新事業の創出等を図る企業を支援
13 するとともに、産業高度化又は事業革新に取り組む企業の立地を促進します。
14 また、情報通信産業振興地域制度やこれまでに整備した情報通信基盤を活用
15 した関連企業の立地・高度化を促すとともに、地域産業のDXの取組を普及
16 させ、更なる振興を図ります。さらに、地域産業の持続的な成長・発展に向
17 けて、地域資源等を活用した、産業振興を牽引する人材の育成等を推進
18 するとともに、テレワーク、ワーケーション等の需要取り込み、UJIターン
19 による移住促進など関係人口の拡大や地域活性化を図ります。

20

21 オ 持続可能なまちづくりの推進

22 ① まちづくりの推進

23 本圏域の拠点都市である宮古島市においては、ユニバーサルデザインの視
24 点を積極的に取り入れた都市機能の充実・強化とともに、景観にも配慮した
25 快適なまちづくり等を促進し、魅力的な都市圏の形成を図ります。また、持
26 続可能なまちづくりを図るため、都市の中心拠点や生活拠点への医療・福祉
27 ・子育て支援・商業等の都市機能の集約、旧宮古島市役所庁舎の利活用、空
28 き地や空き店舗等の活用促進、高齢者等に対応した生活充実型サービスの充
29 実等を促進します。さらに、御嶽や名勝、屋敷林、石垣、赤瓦など、本圏域
30 ならではの景観資源を活用するとともに、無電柱化を推進し、快適で質の高
31 い住環境の創出を図ります。加えて、広域的なレクリエーション需要に対応
32 した広域公園の整備を推進します。

1
2 ② 離島を結び、支える交通体系の整備

3 本圏域に宮古空港と下地島空港の二つの空の玄関口があることを生かし、
4 両空港の機能強化を図るとともに、国内への路線拡充に向けて取り組みます。
5 また、下地島空港においては、国際線やプライベートジェット機等の受入強
6 化に取り組むとともに、空港や周辺用地を活用した新たな事業展開を促進し
7 ます。さらに、本圏域における既存空港の更新整備・機能向上等を推進する
8 ほか、生活に必要な路線の確保、維持及び改善を図ります。

9 本圏域の海の玄関口である平良港においては、大型クルーズ船の受入環境
10 の整備や物流機能の強化を図るとともに、平良港のトゥリバー地区における
11 観光エリア拠点の形成を促進します。また、住民の生活を支える港湾、漁港
12 の機能拡充を図るため、必要な整備等を推進します。

13 あわせて、空港、港湾等の広域交通拠点と中心市街地、集落、観光地等を
14 連結する高野西里線等の幹線道路等及びこれらを補完する市町村道の整備を
15 促進します。

16
17 **(5) 八重山圏域**

18 【主な特性と課題】

19 本圏域は我が国の最南西端に位置し、1市2町で構成され、石垣島、竹富島、
20 西表島、小浜島、黒島、波照間島、与那国島など有人13離島と、2つの無人離島、
21 計15の指定離島のほか、尖閣諸島で構成されています。また、圏域面積は県全
22 体の26.0%を占め、令和2年国勢調査における圏域人口は5万3,255人で県全体
23 の3.6%を占めています。また、平成22年の人口と比較すると、全市町で増加し
24 ており、石垣市が1.5%、竹富町が2.2%、与那国町が1.2%増加しています。

25 本圏域においては、豊かなサンゴ礁生態系を有する石西礁湖が国立公園に指
26 定されているほか、県内最高峰の於茂登岳や豊かな自然を有する西表島、ラム
27 サール条約の指定地である名蔵湾など、多様性に富んだ優れた自然環境を有し
28 ています。また、古来より「詩の国、歌の島、踊りの里」と呼ばれ、多種多様
29 な民俗芸能が伝承されるなど、独特の歴史的・文化的環境を有する多様性に富
30 んだ地域です。さらに、八重山上布・ミンサーや与那国織等の工芸、各島の唄や
31 踊りに代表される伝統芸能など独特の伝統文化が育まれ、豊かな自然環境や魅力
32 的な歴史的・文化的特性を有する本県の代表的な観光地の一つとなっています。

33 中国や台湾と近接する与那国町や石垣市の尖閣諸島をはじめ、竹富町の波照間

島など、我が国の国土及び海洋権益保全の観点から極めて重要な面的広がりを有しています。人口、産業及び都市機能が集中する石垣市は、圏域の拠点として、圏域の島々を空路又は海路で結ぶ交通ネットワークの中心となっています。

本圏域は多くの有人離島を有していることから、住民生活に必要な路線の確保、維持及び改善に努めるとともに、割高な交通・生活コストの低減など、総合的な離島振興を図る必要があります。また、沖縄本島等への進学や就職による若年層の流出、過疎化と高齢化への対応等が求められています。さらに、本圏域の交通拠点となる石垣市において、新石垣空港へのアクセス道路の整備などシームレスな交通体系の構築や石垣空港跡地における新たなまちづくりの検討等が求められています。

新型コロナウイルス感染症の世界的な流行前までは、大型クルーズ船の寄港や国際航空便の就航等により、外国人観光客が急増し、地域の活性化につながる一方で、自然環境や住民生活への負荷の増大が懸念されていたことから、環境容量の視点も念頭に置いた持続可能な観光地づくりや適正利用のルールづくりが必要です。国際的な観光地を形成するとともに、海洋環境との共生と持続可能な観光を要件とするエコツーリズムや海洋ツーリズムの確立、貴重な自然環境・生態系をフィールドにした国際協力、海洋環境保全への取組等が求められています。

また、台湾等に特に近い地域特性や本県の健康・長寿のイメージ等を生かし、塩や農畜水産物のブランド力を高め、島の特産品の販路をアジア地域へと拡大させていくことが期待されます。

【展開の基本方向】

サンゴ礁の広がる美しい海、貴重な原生林・マングローブ等の多様性に富んだ豊かな自然環境の保全や再生可能エネルギーの導入を推進するとともに、伝統文化等の継承を図ります。また、自然環境や伝統文化等を生かした持続可能な観光地づくりを推進し、交流人口・関係人口の拡大に取り組むとともに、農林水産業の振興をはじめ、魅力ある地域の資源を生かした地場産業の振興等を図ります。さらに、本圏域の拠点となる新石垣空港や石垣港を中心とした人流・物流機能の充実や周辺離島との交通利便性の向上に取り組むとともに、医療、教育、情報をはじめ生活環境基盤の整備、割高な生活コストの低減など定住条件の整備を図ります。

1 ア 八重の自然を守る環境共生型社会の構築

2 世界自然遺産に登録された西表島においては、イリオモテヤマネコのロードキル対策など地域と連携した自然遺産管理や適正な観光管理など、環境保全と持続的な利活用の両立を図る取組を推進します。

3 また、生物多様性を保全するため、在来種保全の取組と併せて、陸域における外来種の駆除及び侵入・定着の防止、海域におけるサンゴ白化対策、オニヒトデ対策等を推進します。加えて、本圏域における赤土等流出量は県全体の4分の1を占めており、特に農地からの流出が95%を占めていることから、農地を重点的に、新たな取組を含め総合的な対策を推進します。

4 2050年脱炭素社会の実現を見据え、太陽光発電、風力発電、バイオマス等の再生可能エネルギーの導入を推進するとともに、小規模離島におけるスマートコミュニティモデルを普及展開します。

5 島しょ地域である本圏域では、廃棄物等による環境負荷に対して脆弱な構造を有していることから、廃棄物の排出抑制や減量化、リサイクル、適正処理に取り組みます。また、雨水、再生水等の水資源の有効利用を推進し、資源循環型社会の形成を図るとともに、海洋ごみの発生抑制、回収・処理に継続して取り組みます。

18 イ 自然環境等を生かした観光及び文化・交流

19 ① 自然環境等を生かした観光振興

20 自然環境と住民生活が調和した持続可能な観光地の形成を図るため、自然資源の利用ルールの策定や周知の徹底、環境に配慮した良質な観光メニューの普及等を推進します。特に、世界自然遺産に登録された西表島では、ガイド制度の普及や観光客の入域管理など、持続可能な観光受入体制の構築に取り組みます。また、石西礁湖をはじめ世界有数といわれるサンゴ礁域や西表島の広大な原生林・マングローブ林など、多様性に富んだ自然環境を生かしたエコツーリズムやグリーン・ツーリズム等の体験・滞在型観光を推進することで、地域資源を活用した本圏域特有の観光スタイルを創出します。さらに、スポーツキャンプの誘致活動を実施するとともに、受入環境の充実を図り、サイクルツーリズムの推進、大規模スポーツイベントの実施によりスポーツによる地域活性化を進めます。

21 加えて、石垣市のトゥバラーマ大会等の民俗芸能イベントや石垣島トライアスロンなど島々の特性に応じた各種イベントの充実や、竹富町における昔ながらの美しい集落景観など、島々の特性や豊かな自然、伝統文化等を生か

した周遊ルートの多様化を促進します。与那国町等では、交流人口の拡大による自立的発展に向けた地域の活性化を推進するため、豊かな自然や歴史文化資源を活用し、釣りやダイビング、歴史探訪等の多様な取組を促進します。

こうした取組に加えて、新規航空会社の誘致や定期航空路線開設に向けた働きかけによる航空路の充実、クルーズ船やスーパーヨットの誘致など近隣諸国等からの観光誘客活動を地域との連携により推進します。また、自然、文化など多様な魅力を有する離島地域を観光資源として積極的に活用するため、離島の多様で特色ある魅力を発信し、各離島への誘客を図るとともに、離島を含む広域周遊ルートの形成や受入環境の整備に、関係機関と連携して取り組みます。さらに、観光地形成促進地域制度を活用し、魅力ある民間施設の整備を促進することで、国内外からの観光客の増大や観光の高付加価値化等による滞在日数の延長、観光消費額の向上につなげます。

② 伝統文化の継承及び国内外の交流促進

本圏域は、多様な伝統行事や伝統芸能等を生かした地域づくりや、八重山上布・ミンサーや与那国織など伝統工芸の継承を図りつつ、各々の島独自の魅力を高めます。また、本圏域のしまくとうばの保存、普及、継承を図るため、しまくとうば普及センターを中心に、関係機関や関係団体と連携を図りつつ、アーカイブ化等による保存及び養成講座の実施や教育現場での普及に取り組みます。さらに、離島の魅力を広く国内外に発信するとともに、島の歴史・文化・自然と触れ合い、住民と交流するなど、離島と本島や県外・海外との交流を促進し、交流人口及び関係人口の創出と島々の活性化を推進します。加えて、国際的な相互理解を図るため、台湾等との民俗芸能、伝統工芸、修学旅行等の文化交流等を促進するとともに、我が国の最南西端にある地理的特性を生かしつつ、国境を越えた地域間交流のフロンティアとして、多元的な交流を推進します。

ウ 生活環境基盤等の整備・充実

① 人流・物流のコスト低減と情報通信基盤の強化

離島住民が島外へ移動する船賃及び航空運賃の低減や、市町村等と連携した食品、日用品等の輸送費の低減など、割高な交通コストや生活コストの軽減に取り組みます。また、都市部と同等の情報通信環境の確保に向けて、情報通信基盤の高度化を図り、民放の受信環境を確保するとともに、教育、医

療、福祉、防災等におけるICTの利活用の高度化を促進し、生活環境の整備に取り組みます。さらに、自然災害等の発生時における応急対応のため、防災情報システムの整備を図るとともに、防災行政無線をはじめ多様なメディアの活用や報道機関等と連携した情報提供体制の整備を推進します。

② 公平な教育環境の確保

本圏域には、石垣島を除いて高等学校が設置されていないため、島内の生徒は中学校卒業とともに親元を離れ、石垣島や沖縄本島等の高等学校等へ進学していることから、進学に伴う家庭の経済的負担の軽減等を図ります。また、遠隔教育に対応した教育施設の環境整備やネットワークの構築を図るとともに、ICTを活用し、専門性の高い遠隔教育と対面授業が連動した教育の充実を図ります。さらに、児童生徒における沖縄本島や県外との交流を促進するとともに、市町村との連携による受入環境整備の促進など、離島留学を推進します。

加えて、本圏域内には、高等教育機関がないこと等から、若年層の流出が続いているため、各種教育機会の確保を図り、専修学校等の整備促進や職業訓練等の充実に取り組みます。

③ 医療・福祉サービスの充実

救急・高度医療サービスの提供に向けては、中核的医療機能を担う県立八重山病院における医師及び看護師等の安定的な確保を図ります。また、地域の診療所等については、圏域内自治体との連携による診療所医師の安定確保と巡回診療の確保を図るとともに、診療所の設備等の計画的な整備・更新を促進します。さらに、診療所と県立八重山病院及び沖縄本島医療機関とのネットワーク化の推進、遠隔医療など高度なICTの医療分野への利活用を促進し、医療体制の充実を図ります。

誰もが安心して暮らし、活動できる生活環境の形成に向けては、福祉サービス等の基盤及び活動拠点の計画的な整備を推進し、総合的・一体的な保健・福祉サービスの充実に取り組むとともに、専門的福祉従事者の養成・確保を図ります。また、災害時における救急医療体制の構築や、高齢者等の災害時要援護者を対象とする避難体制の整備等による地域防災力の強化を図るため、自主防災組織の結成促進や地域防災リーダー等の人材育成を推進します。

1 **④ 生活環境基盤等の整備**

2 水道水の安定供給については、地域の実情に応じた水道広域化を推進し、
3 水道事業の運営基盤を強化するとともに、水道施設の計画的な整備、更新及
4 び耐震化に取り組みます。また、生活環境改善と公共用水域の保全、浸水防
5 除を図るため、公共下水道など地域の実情に応じた汚水処理施設整備等を促
6 進します。

7 離島の廃棄物処理については、一般廃棄物と産業廃棄物のあわせ処理の促
8 進、処理施設整備に係る市町村の負担軽減、複数市町村による処理の広域化
9 の促進等に取り組むとともに、離島で処理が困難な廃棄物の輸送費低減に取
10 り組みます。

11 住宅の安定供給については、地域特性に応じ、定住化等に向けた魅力ある
12 居住環境の形成を図るため、公営住宅の整備等を重点的に推進します。また、
13 台風等の災害時におけるライフライン確保、生活環境の安定確保を維持する
14 ための公共施設等の機能強化を図ります。さらに、離島である本圏域は、大
15 規模災害が発生した場合、他の市町村・都道府県から本格的な応援等の到着
16 に時間を要することから、地域消防防災体制の主体となる消防本部及び消防
17 団施設の充実強化に取り組みます。

18

工 農林水産業及び地場産業の振興

19 **① 農林水産業の振興**

20 本圏域では、令和2年における県全体に占める総農家数の割合が6%、耕
21 地面積の割合が21%であり、特に肉用牛が本県一の産地となっています。

22 農業については、さとうきび、パインアップル、水稻、かんしょの生産振
23 興を図るとともに、かぼちゃ、オクラ等の野菜、レッドジンジャーやヘリコ
24 ニア等の花き、マンゴー等の果樹の振興を推進します。また、畜産、野菜、
25 花き、果樹等の農林水産物のブランド化に取り組むとともに、環境への負荷
26 低減を図るなど自然環境の保全と産業振興が両立する地域を形成します。さ
27 らに、本圏域のさとうきび農家の所得安定及び製糖事業者の経営安定化に向
28 けた支援を行うとともに、竹富町及び与那国町の含蜜糖生産については、黒
29 糖ブランドの確立、販路開拓等による需要拡大を図ります。加えて、かんが
30 い施設や区画整理等の生産基盤の整備を推進するとともに、既設施設の再編・
31 更新を図り、農業用水の有効活用等を促進します。あわせて、台風等の気象災
32

1 害から農作物被害を防ぐための農業施設の整備や防風林整備等を図ります。

2 畜産業については、子牛の拠点産地化、肥育牛のブランド化の推進、放牧
3 地高度利用の推進等により、供給基地としての産地形成を推進するとともに、
4 畜産の環境対策や飼料自給率の向上に努めます。また、特定家畜伝染病の侵
5 入及びまん延防止のため、関係機関連携による防疫演習や防疫資材の備蓄な
6 ど危機管理体制の強化を推進します。

7 水産業については、保護区の設定等によるハタ類、フエフキダイ類、マチ
8 類等の近海魚介類の資源管理に努めるとともに、モズクやハタ類等のつくり
9 育てる漁業の推進とブランド化による生産拡大を図ります。また、流通加工
10 施設等の整備により流通機能の強化を図るとともに、漁港・漁場等の生産基
11 盤施設の維持更新を推進します。さらに、良好な漁場環境の保全及び漁業秩
12 序の維持を図るとともに、尖閣諸島周辺水域、日台漁業取決め水域及びその
13 他広域な周辺水域において、漁業者の安全操業体制の確保に取り組みます。

14 農山漁村地域においては、グリーン・ツーリズム等による交流・体験及び
15 滞在拠点を形成するとともに、観光産業との連携や農林水産業の多面的機能
16 の維持・発揮を図ります。また、森林の持つ多面的な機能を持続的に発揮さ
17 せるため、適正な森林整備に取り組むとともに、リュウキュウマツなど森林資
18 源の多様な利活用を図ります。さらに、自然災害等からの防災・減災のため、
19 景觀や生態系等の自然環境に配慮した海岸保全施設や防風・防潮林等の整備
20 を推進します。

21 ② 地場産業の振興及び産業イノベーションの推進

22 地域を支える第二次産業と県産品の振興を図るため、産業イノベーション
23 促進地域制度を活用するなど、製品の開発力や技術の向上及び豊富な農林水
24 産物をはじめとした地域資源の活用による新事業の創出等を図る企業を支援
25 するとともに、産業高度化又は事業革新に取り組む企業の立地を促進します。
26 また、情報通信産業振興地域制度やこれまでに整備した情報通信基盤を活用
27 した関連企業の立地・高度化を促すとともに、地域産業のDXの取組を普及
28 させ、更なる振興を図ります。

29 さらに、地域産業の持続的な成長・発展に向けて、地域資源等を活用し
30 た、産業振興を牽引する人材の育成等を推進するとともに、テレワーク、
31 ワーケーション等の需要取り込み、UJIターンによる移住促進など関係人口
32 の拡大や地域活性化を図ります。

1 加えて、本圏域は、我が国の最南西端の広大な海域に多くの島々が点在す
2 る島しょ地域であることから、地域特性を生かした海洋資源の調査研究・開
3 発や、海洋資源を活用した産業振興に取り組みます。

4

5 才 持続可能なまちづくりの推進

6 ① まちづくりの推進

7 本圏域の拠点都市である石垣市においては、ユニバーサルデザインの視点
8 を積極的に取り入れた都市機能の充実・強化とともに、景観にも配慮した快
9 適なまちづくり等を促進し、市街地の拡大など都市的土地利用への転換も含
10 め、地域内の都市的利便性を一層高めた魅力的で災害に強い都市圏の形成を
11 図ります。また、御嶽や名勝、屋敷林、石垣、赤瓦など、本圏域ならではの
12 景観資源を活用するとともに、無電柱化を推進し、快適で質の高い住環境の
13 創出を図ります。さらに、持続可能なまちづくりを図るため、都市の中心拠
14 点や生活拠点への医療・福祉・子育て支援・商業など都市機能の集約、空き
15 地や空き店舗等の活用及び高齢者等に対応した生活充実型サービスの充実等
16 を促進します。

17 南ぬ浜町においては、美崎町地区の都市再開発と一体とした観光・リゾー
18 ト拠点としての整備を推進します。また、石垣空港跡地をはじめ、土地区画
19 整理事業等と併せた居住や都市機能の誘導等により新たなまちづくりと連携
20 した災害に強い住宅市街地の形成を促進します。

21

22 ② 島々を結び、支える交通体系の整備

23 新石垣空港については、国際線の受入機能を強化するとともに、水際対策
24 として検疫・防疫体制の強化に向けた取組を推進します。また、既存空港の
25 更新整備・機能向上等を推進するほか、生活に必要な路線の確保、維持及び
26 ダイヤ等の改善を図ります。

27 石垣港においては、日本最南端の国際交流機能の充実化を図るため、大型
28 クルーズ船及びスーパーヨットの受入環境の整備や物流機能の強化を図ります。
29 また、住民の生活を支える港湾、漁港及び開発保全航路の機能拡充を図
30 るため、必要な整備等を推進します。さらに、空港、港湾等の広域交通拠点
31 と中心市街地、集落、観光地等を連結する石垣空港線等の幹線道路等及びこ
32 れらを補完する市町村道の整備を促進するとともに、新石垣空港から石垣港
33 及び周辺離島との交通利便性の向上や広域交流・広域連携を促進します。

1 第7章 計画の展望値～社会、経済及び環境の見通し～

3 本計画の目標実現のために実施される諸施策事業の成果等を前提に、目標年次に
4 おける本県の社会、経済及び環境の3つの枠組みごとに展望すると、次のようにな
5 ると見込まれます。

7 1 社会分野における展望値

8 総人口は、そのピークが見込まれる本計画最終年まで増加基調で推移し、令和
9 2年の146.7万人から令和13年には148.6万人程度の規模になると見込まれます。

10 年齢構成では、15歳未満の年少人口の割合の低下と65歳以上人口の割合の上昇が
11 進み、少子高齢化が進行すると見込まれます。

12 広大な海域に37の有人離島が点在する本県において、均衡ある発展と持続可能
13 な地域づくりに向けては、離島人口の動向も重要です。令和13年の離島人口につ
14 いては、令和2年の12.5万人と同程度の人口が維持されると見込まれます。

16 2 経済分野における展望値

(1) 経済の回復

18 令和2年2月以降の新型コロナウイルス感染症拡大により、本県の社会経済
19 は著しく停滞しました。特に、本県への入域観光客数は過去最大の落ち込みと
20 なり、個人消費や雇用情勢も悪化しました。

21 今後の沖縄経済については、新型コロナウイルス感染拡大の防止策を講じつ
22 つ、ワクチン接種の進展等による感染症の収束と各種施策の効果により、社会
23 経済活動が正常化に向かう中で、厳しい状況から徐々に持ち直す兆しも見えて
24 きています。また、令和3年1月に閣議決定された令和3年度の経済見通しで
25 は、「年度中には経済の水準がコロナ前の水準に回帰することが見込まれる」
26 としています。本県では、入域観光客数をコロナ前の水準に回復することを目指す取組を進めており、沖縄経済の水準は早期に回復すると見込まれます。

(2) 展望値

30 労働力人口は、令和2年の75.2万人から令和13年には78.0万人程度になると
31 見込まれます。

32 就業者数は、令和2年の72.5万人から令和13年には76.1万人程度になると見
33 込まれます。産業別の就業者の構成比は、令和13年において、おおよそ、第1
34 次産業では令和2年の4.1%から3.3%へ、第2次産業では14.7%から13.4%へ、

3 環境分野における展望値

1 第3次産業では81.2%から83.3%になると見込まれます。

2 完全失業率は、令和2年の3.6%から令和13年には2.5%程度になると見込まれます。

3 県内総生産は、本県の特性を生かした観光産業の高付加価値化や各産業のDX推進による労働生産性の向上等が期待されることから、令和2年度の4兆1千億円から令和13年度には5兆7千億円程度になると見込まれます。令和5年度には経済の水準が、新型コロナウイルス感染症の拡大前の水準に回復し、その後、年平均で名目、実質ともに2.1%程度の経済成長になると見込まれます。産業別の構成比は、令和13年度において、おおよそ、第1次産業では令和2年度の1.5%から1.2%へ、第2次産業では17.2%から17.5%へ、第3次産業では81.3%から同じく81.3%になると見込まれます。

4 一人当たり県民所得は、令和2年度の214万円から令和13年度には291万円程度になると見込まれます。

5 県民所得の向上のためには、県民や観光客が消費する財・サービス等について、地元企業や地場産品を活用するなど県内で生産・調達し、域内自給率を高める視点も重要です。域内自給率²⁹については、令和2年度の71.5%から令和13年度には73.4%程度になると見込まれます。

3 環境分野における展望値

6 温室効果ガス排出量については、令和13年度までに産業、運輸、民生の各部門
7 の取組による削減効果により、34%減（平成25年度比）になると見込まれます。
8 なお、我が国が目指す2050年までに温室効果ガスの排出を実質ゼロにするカーボン
9 ニュートラルの実現に対して、更なる高みに向けた取組が求められています。

10 これらの展望値のほか、目標年次においては、少子高齢化、デジタル化、社会リ
11 スクのグローバル化等の環境変化に対応した社会・経済・環境への取組や多様な人
12 材育成の取組が進みます。社会分野においては教育・文化、福祉、医療等が充実す
13 るなど「誰一人取り残すことのない優しい社会」の形成が進むとともに、経済分野
14 においては沖縄振興特別措置法等に基づく各種制度の活用等により観光産業、情報
15 通信関連産業、臨空・臨港型産業等が成長し、社会資本が整備拡充されるなど「強
16 くしなやかな自立型経済」の構築が進みます。また、環境分野においては自然環境
17 の保全や海洋共生社会の構築など「持続可能な海洋島しょ圏」の形成が進みます。

*29 域内自給率=（県内総生産／総需要）×100

第8章 計画の効果的な推進

1 沖縄振興特別措置法と本計画の関係

本計画は、「沖縄21世紀ビジョン」において掲げる5つの将来像の実現と4つの固有課題の解決を図り、本県の自立的発展と県民一人ひとりが豊かさを実感できる社会を実現するため、県が主体的に策定した計画です。また、SDGsの達成にも寄与するものです。

同時に、沖縄振興特別措置法に位置付けられた沖縄振興計画であり、同法に基づき内閣総理大臣が決定する「沖縄振興基本方針」に則り、国の責務において取り組まれる施策や事業を内包しています。同法に規定する各種制度は、本県が有する4つの特殊事情に鑑みて措置されています。この特別措置は、本計画に基づく施策の展開を強力に後押ししており、本計画の効果的な推進を担保しています。

2 計画の効果的な推進

(1) 実施計画等の策定

本計画の着実な推進を図るため、基本施策等の展開を具体化する実施計画を策定します。実施計画は3年ごとに策定するものとし、最終計画の期間は4年とします。

実施計画においては、施策効果等を検証するための成果指標等を設定します。成果指標等については、施策効果等の測定において、より適切と判断される指標がある場合には、実施計画を3年ごとに策定する際に、必要に応じて見直しを行います。

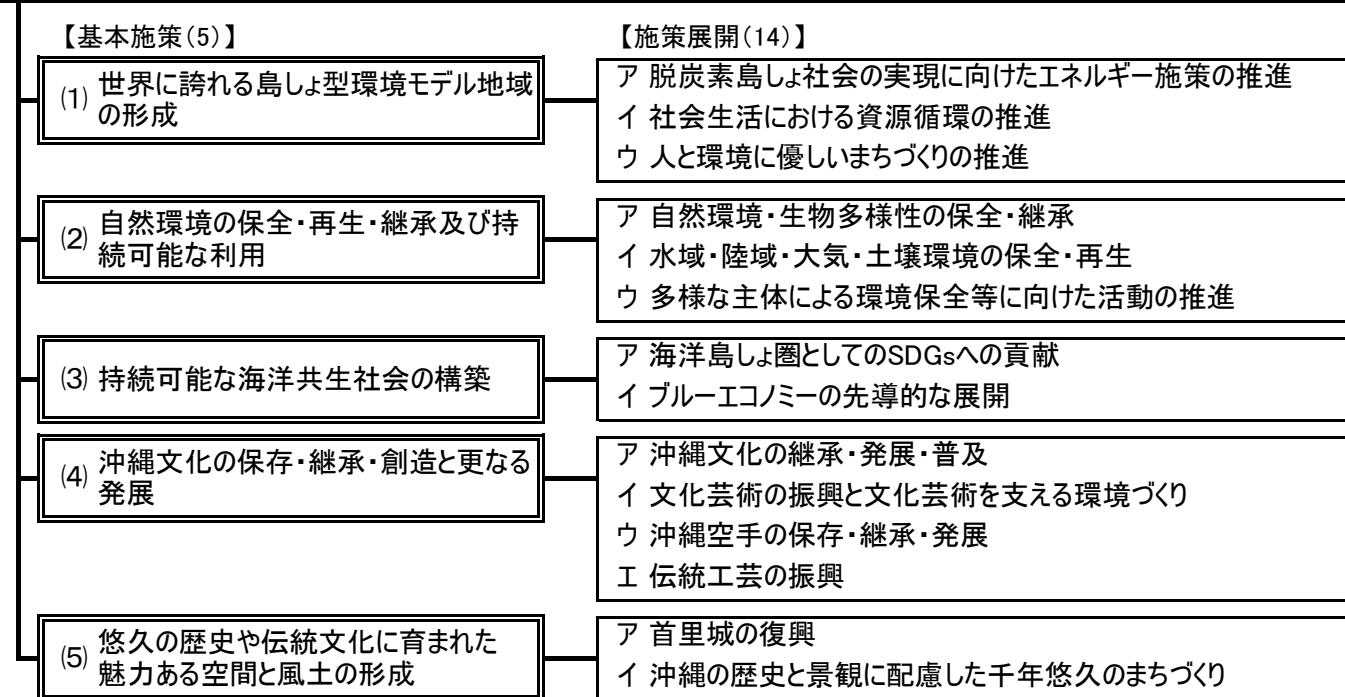
特定分野における施策展開等を明らかにする個別計画については、本計画で示す基本方向や基本施策に沿って策定するものとします。

(2) 計画の進捗管理と見直し

アジアのダイナミズムや社会リスクなど社会経済情勢の変化に対応し、「沖縄21世紀ビジョン」の実現を確かなものとするため、本計画の下に策定する実施計画の中で設定する成果指標の達成状況等に基づき、毎年度の施策等の検証を全庁的に行います。施策等の検証に当たっては、企画(Plan)・実施(Do)・評価(Check)・改善(Action)のPDCAサイクルを確立し、この結果を踏まえて本計画に基づき展開する施策等の改善など計画のフォローアップを行います。

本計画の折り返しとなる5年後を目途に、3年ごとに策定する実施計画や毎年度実施するPDCA等を活用した計画の検証を行い、必要に応じて計画の改定等を行います。

将来像 1 沖縄らしい自然と歴史、伝統、文化を大切にする島を目指して



将来像 2 心豊かで、安全・安心に暮らせる島を目指して

【基本施策(9)】

(1) 子どもの貧困の解消に向けた総合的な支援の推進

(2) 誰もが安心して子育てができる環境づくり

(3) 健やかな暮らしと安心を支える充実した医療提供体制の確保

(4) あらゆるリスクに対応する安全・安心な島づくり

(5) 高齢者・障害者等を支える福祉サービスとセーフティネットの充実

(6) 多様性を尊重する共助・共創社会の実現

(7) 安全・安心・快適に暮らせる生活基盤の充実・強化

(8) 离島・過疎地域における安全・安心の確保と魅力ある生活環境の創出

(9) 米軍基地から派生する諸問題及び戦後処理問題の解決

【施策展開(26)】

ア 子どものライフステージに応じたつながる仕組みの構築及び県民運動の展開

イ 貧困状態にある子どもへの支援

ウ ひとり親家庭等の困難を抱える保護者への支援

ア 子ども・子育て支援の充実

イ 子ども・若者の育成支援

ア 「健康・長寿おきなわ」の復活

イ 質の高い医療提供体制の充実・高度化

ウ 离島・へき地医療、救急医療提供体制の確保・充実

エ 感染症に備えた保健衛生、医療提供体制の拡充・強化

オ 保健衛生環境の向上

ア 危機管理体制の強化

イ 大規模災害等に備えた強くしなやかな県土づくりの推進

ウ 安全・安心に暮らせる地域づくり

ア 高齢者が生き生きと暮らせる地域づくり

イ 障害のある人が活動できる地域づくり

ウ 日常生活を支える福祉サービスの向上

ア ジェンダー平等の実現と性の多様性の尊重

イ 地域コミュニティの活動支援

ア 計画的な生活基盤の整備

イ 快適な生活環境の形成

ア 人流・物流のコスト低減と情報通信基盤の強化

イ 安全・安心な生活を支えるインフラの整備

ウ 公平で良質な医療・福祉サービスの確保

エ 离島を結び支える安全・安定的でシームレスな交通体系の構築

ア 米軍基地から派生する諸問題の解決に向けた対応

イ 残された戦後処理問題の解決

将来像 3 希望と活力にあふれる豊かな島を目指して

【基本施策(13)】

(1) 県民所得の着実な向上につながる企業の「稼ぐ力」の強化

(2) 世界から選ばれる持続可能な観光地の形成と沖縄観光の変革

(3) デジタル社会を支える情報通信関連産業の高度化・高付加価値化

(4) アジアのダイナミズムを取り込む国際物流拠点の形成と臨空・臨港型産業の集積

(5) 科学技術イノベーションの創出と次世代を担う持続可能な産業の振興

(6) 沖縄の優位性や潜在力を生かした新たな産業の創出

(7) 亜熱帯海洋性気候を生かした持続可能な農林水産業の振興

(8) 地域を支える第二次産業と県産品の振興

(9) 世界にはばたき躍動する「スポーツアイランド沖縄」の形成

(10) 島々の資源・魅力を生かし、潜在力を引き出す産業振興

(11) 誰もが安心して働ける環境づくりと多様な人材の活躍促進

(12) 持続可能な発展と県民生活を支える社会基盤の高度化及びネットワークの形成

(13) 駐留軍用地跡地の有効利用の推進

【施策展開(42)】

ア 全産業における労働生産性の向上

イ 中小企業等の経営基盤の強化による「稼ぐ力」の向上

ウ 地域・産業間連携による「稼ぐ力」の向上

ア「新しい生活様式／ニューノーマル」における安全・安心で快適な観光の推進

イ SDGsに適応する観光ブランド力の強化

ウ 多彩かつ質の高い観光の推進

エ DXによる沖縄観光の変革

オ マリンタウンMICEエリアの形成を核とした戦略的なMICEの振興

ア 産業のDXを牽引する情報通信関連産業の高度化

イ 国際的な情報通信拠点の形成

ア シー・アンド・エアなど多様な国際物流ネットワーク強化と物流コストの低減

イ 臨空・臨港型産業の集積促進

ウ 県内事業者の海外展開促進とビジネス交流拠点の形成

ア OIST等を核としたイノベーション・エコシステムの構築

イ バイオテクノロジーを活用した産業化の促進

ア スタートアップの促進

イ 沖縄のソフトパワーを生かした新事業・新産業の創出

ア おきなわブランドの確立と生産供給体制の強化

イ 県産農林水産物の安全・安定供給と消費者信頼の確保

ウ 多様なニーズに対応するフードバリューチェーンの強化

エ 担い手の経営力強化

オ 農林水産業のイノベーション創出及び技術開発の推進

カ 成長産業化の土台となる農林水産業の基盤整備

キ 魅力と活力ある農山漁村地域の振興と脱炭素社会への貢献

ア 多様なものづくり産業の振興

イ 県産品の売上げ拡大促進

ウ 建設産業の持続可能な発展

ア スポーツ関連産業の振興と地域の活性化

イ 県民等が主体的に参画するスポーツ環境の整備

ア 離島ごとの環境・特性を生かした農林水産業の振興

イ 地域資源を活用した特産品の振興

ウ 持続可能で質の高い離島観光の振興

ア 雇用機会の確保と多様な人材の活躍促進

イ 多様な働き方の促進と働きやすい環境づくり

ウ 若年者の活躍促進

エ 女性が活躍できる環境づくり

ア 次世代の情報通信基盤の整備とデジタル化・オンライン化の促進

イ 世界最高水準を見据えた拠点空港等の整備

ウ 経済成長を加速させる拠点港湾機能やネットワーク機能の強化拡充

エ シームレスな交通体系の整備

ア 跡地の特性を生かした効果的な跡地利用の推進

イ 駐留軍用地跡地利用の早期着手に向けた取組の推進

将来像 4 世界に開かれた交流と共生の島を目指して

【基本施策(4)】

- (1) アジア・太平洋地域の平和構築に貢献する地域協力外交の展開
- (2) 沖縄を結び目とするグローバルな交流ネットワークの形成
- (3) 世界の島しょ地域等との国際協力活動と国際的課題への貢献
- (4) 離島を核とする交流の活性化と関係人口の創出

【施策展開(9)】

- ア アジア・太平洋地域の平和発信拠点の形成
- イ 沖縄戦の実相・教訓の次世代継承
- ア 交流基盤としてのウチナーネットワークの継承・発展
- イ 多文化共生社会の構築
- ウ 多元的な交流の推進
- ア 多様な分野における国際協力・貢献活動の推進
- イ 国際的な災害協力の推進
- ア 離島と本島・県外との交流の促進
- イ 離島を核とする関係人口の創出と移住促進

将来像 5 多様な能力を發揮し、未来を拓く島を目指して

【基本施策(5)】

- (1) 多様な学びの享受に向けた環境づくり
- (2) 「生きる力」を育む学校教育の充実
- (3) 多様な能力を育て、力強く未来を拓く人づくり
- (4) 人口減少に対応し、地域社会を支える人づくりと人材の確保
- (5) 新たな価値を創造し、産業を牽引する人づくりと人材の確保

【施策展開(16)】

- ア 地域を知り、学びを深める環境づくり
- イ 子どもたちの健やかな育成に向けた地域全体の連携
- ウ 公平な教育機会の確保と学習環境の充実
- エ 学びと生きがいを支える多様な生涯学習環境の充実
- ア 確かな学力を身に付ける学校教育の充実
- イ 豊かな心と健やかな体を育む学校教育の推進
- ウ 個性を伸ばし、自立に向けた資質・能力を伸ばす教育の推進
- エ 時代の変化に対応する魅力ある学校づくりの推進
- ア 国際感覚を身に付ける教育の推進
- イ Society5.0に対応する教育の推進
- ウ 地域の発展に寄与する魅力ある高等教育環境の充実
- ア 多様な職業能力の育成・開発
- イ 持続可能な地域づくりを担う人材の育成・確保
- ウ 医療・保健など地域の安心を支える人づくり
- ア 産業のイノベーション創出を担う高度人材の育成と活用
- イ 産業を担う人づくり